



一般社団法人

緑の循環認証会議 (SGEC) 文書

2017年4月1日

一般社団法人緑の循環認証会議 (SGEC)

(Sustainable Green Ecosystem Council)

PEFC ジャパン(日本 PEFC 認証管理団体)

(PEFC National Governing Body in Japan)

一般社団法人

緑の循環認証会議 (SGEC) 文書

目 次

SGEC 文書 1 「一般社団法人緑の循環認証会議 定款」

- ・ SGEC 附属文書 1-1 「入会申込書様式 (第 7 条)」
- ・ SGEC 附属文書 1-2 「正会員及び賛助会員の入会金及び会費の額 (第 8 条)」
- ・ SGEC 附属文書 1-3 「脱会届の様式 (第 9 条)」
- ・ SGEC 附属文書 1-P-1 「PEFC 加盟証明書」
- ・ SGEC 附属文書 1-P-2 「日本 PEFC 認証制度の管理契約書」
- ・ SGEC 附属文書 1-P-3 「PEFC 相互承認証明書」

SGEC 文書 2 「SGEC 認証制度の管理運営に関する文書」

- ・ SGEC 運用文書「2」-1 SGEC/PEFC 認証制度の新規及び更新に係る認証審査調査調査書等の報告
- ・ SGEC 附属文書 2-1 「別紙 SGEC ロゴマーク」
- ・ SGEC 附属文書 2-2 「SGEC ロゴマークの使用要領」
- ・ SGEC 運用文書「2-2」-1 SGEC/PEFC ロゴマークライセンス番号の仕組み
- ・ SGEC 附属文書 2-2-1-1 「SGEC ロゴマークライセンスの発行について」
- ・ SGEC 附属文書 2-2-1-2 「PEFC ロゴライセンスの発行について」
- ・ SGEC 附属文書 2-2-1-3 SGEC ロゴマーク/PEFC ロゴライセンスの発行手続について
- ・ SGEC 運用文書「2-2-1 及び 2」-1SGEC ロゴマーク及び PEFC ロゴライセンスの発行について
- ・ SGEC 附属文書 2-2-2 「SGEC/PEFC 登録システム」
- ・ SGEC 附属文書 2-3 「森林管理認証審査調査書」
- ・ SGEC 附属文書 2-4 「グループ森林管理認証の要件」
- ・ SGEC 附属文書 2-4-1 「SGEC 附属文書 2-4 グループ森林管理認証の要件」の「3 グループ主体と加盟者の機能と責任」の「3-1 共通事項」の文中の「年次内部監査プログラムに関する要求事項 (改正)」
- ・ SGEC 附属文書 2-5 「定期審査調査事項」
- ・ SGEC 附属文書 2-6 「森林管理認証公示料及び CoC 認証公示料の一部改正について」
- ・ SGEC 附属文書 2-7 「CoC 認証審査調査書」
- ・ SGEC 附属文書 2-8 「統合 CoC 管理事業体の要件」
- ・ SGEC 附属文書 2-8-1 SGEC 附属文書 2-8 「統合 CoC 管理事業体の要件」関連ガイド
- ・ SGEC 附属文書 2-10 「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」

- ・ SGEC 附属文書 2-10-1-1 「SGEC 認証機関の認定要件」
- ・ SGEC 附属文書 2-10-1-2 「 SGEC 認証機関の公示について」
- ・ SGEC 附属文書 2-10-1-3 SGEC 国際認証制度（PEFC との相互承認に基づく SGEC 認証制度）創設に伴う移行措置
- ・ SGEC 附属文書2-10-1-4 SGEC認証機関が認定機関による認定を受ける場合の認定の適用範囲について
- ・ SGEC 附属文書 2-10-2 「統合 CoC 管理事業体認証」
- ・ SGEC 附属文書 2-10-3 「認証機関の審査員の要件」
- ・ SGEC 附属文書 2-10-4 「SGEC 附属文書 2-10 「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「II 3. 1. 2」及び「II. 3. 2. 2」の「SGEC 森林管理基準適合性確認事項について」
- ・ SGEC 附属文書 2-10-5 「SGEC 附属文書 2-10 「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「III. 3. 4. 4. d」の「SGEC の対象製品」について」
- ・ SGEC 附属文書 2-10-6 グループ森林管理認証
- ・ SGEC 附属文書 2-11 「SGEC/PEFC 認証制度の管理運営」
- ・ SGEC 附属文書 2-11-1 「SGEC/PEFC 苦情処理に関する文書」
- ・ SGEC附属文書2-11-1-1 苦情の調査や解決に関する処理手順
- ・ SGEC 附属文書 2-12 「SGEC 規格の制定」
- ・ SGEC附属文書2-12-1 規格制定のプロセスにおけるコンセンサスに関するP要求事項の解釈
- ・ SGEC 附属文書 2-13 「SGEC 認証・認定の手順」
- ・ SGEC 附属文書 2-13-1 「SGEC 審査員の教育プログラム及び審査訓練若しくは経験について」
- ・ SGEC 附属文書 2-13-2 「SGEC 及び/又は PEFC 認証業務を行う認証機関の公示について」
- ・ SGEC 運用文書 「2-13-2」 -1 SGEC 及び/又は PEFC 認証機関の公示について

SGEC 文書 3 「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」

- ・ SGEC 附属文書 3-1 「林道、作業道等の林内施設の整備に伴う伐採によって生産される木材の扱い」
- ・ SGEC 附属文書 3-2 「SGEC 文書 3 SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン 4-7-3 で規定する WHO のタイプ 1A 及び 1B に分類される例外使用を認める薬剤について」
- ・ SGEC運用文書「3」-1「SGEC文書3」の「基準 5-1-5」に係る認証審査手順
- ・ 参考資料 別添 森林計画制度の概要（林野庁資料より作成）

SGEC 文書 4 「SGEC-CoC 認証ガイドライン」

- ・ SGEC 附属文書 4-1 「SGEC 認証原材料に関する文書」
- ・ SGEC 附属文書 4-1-1 「 SGEC 主張認証製品と PEFC 主張認証製品との互換について」
- ・ SGEC 附属文書 4-2 「SGEC-CoC 認証ガイドライン使用ガイド」
- ・ SGEC 附属文書 4-2-1 「SGEC 附属文書 4-1 「SGEC 認証の原材料に関する文書」 関連ガイド」
- ・ SGEC 附属文書 4-2-2 「SGEC 特定プロジェクトの CoC 認証に関するガイド」
- ・ 参考資料 林野庁合法木材証明 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン

SGEC その他文書

- ・ SGEC 附属文書 5-1 「SGEC 文書管理について」
- ・ SGEC 附属文書 5-2 「SGEC 顕彰に関する文書」
- ・ SGEC 運用文書「5」-1 「SGEC グループ森林管理認証（地域認証）について」（参考）
- ・ SGEC 附属文書 5-3 「平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による影響を受ける地域の森林管理作業における放射線防止対策と森林生産物の生産・販売に係る安全対策について（解説）」

SGEC 文書

1 2011

社員総会

2014. 2. 3

一般社団法人緑の循環認証会議 定款

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 会員
- 第 3 章 社員総会
- 第 4 章 役員等
- 第 5 章 理事会
- 第 6 章 基金
- 第 7 章 会計
- 第 8 章 定款の変更、解散
- 第 9 章 評議委員会
- 第 10 章 事務局
- 第 11 章 情報公開、個人情報の保護及び苦情処理
- 第 12 章 附則

関連文書

- ・ SGEC 附属文書 1-1 入会申込書様式
- ・ SGEC 附属文書 1-2 正会員及び賛助会員の入会金及び会費の額
- ・ SGEC 附属文書 1-3 脱会届の様式
- ・ SGEC 附属文書 1-P-1 「PEFC 加盟証明書」
- ・ SGEC 附属文書 1-P-2 「日本 PEFC 認証制度の管理契約書」
- ・ SGEC 附属文書 1-P-3 「PEFC 相互承認証明書」

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人緑の循環認証会議と称する。その英語名は、**Sustainable Green Ecosystem Council** とし、略称を SGEC、呼称をエスジェックとする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、我が国において、持続可能な森林経営を広く普及するとともに、そこで産出される木材等の有効な利用を推進し、森林整備水準の向上及び林業の活性化等を通して、循環を基調とする潤いのある社会の構築と緑豊かな自然環境の保全に資することを目的とする。

2 当法人は、前項の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 森林管理認証及びその生産物の生産・加工・流通に係る認証等森林認証制度の管理運営に係る事業
- (2) 国際森林認証制度との相互承認等海外の森林認証制度との連携・協同に関する事業
- (3) 持続可能な森林経営に関する調査・普及
- (4) CO₂吸収など森林機能及び森林技術の調査・普及
- (5) 森林産物の利用開発及び流通に関する調査・普及
- (6) 緑の循環に関する内外諸団体との連絡及び連携
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3 前項の事業は日本全国及び海外において行うものとする。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は電子公告に掲載する方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会及び監事を置く

第2章 会 員

(種 別)

第6条 当法人の会員は次の3種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人または団体
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者または学識経験者で社員総会において推薦された者

(入 会)

第7条 正会員または賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員または賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、この定款の定めるところにより、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上なされなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき

- (3) 当該会員が死亡したとき
- (4) 当法人が解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

(会員名簿)

第13条 当法人は、会員の名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の会員に対する通知または催告は、会員名簿に記載した住所または会員が当法人に通知した居所にあてて行う。

第3章 社員総会

(種別)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬等の額またはその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 解散
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事

項

(開 催)

第 17 条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 カ月以内に開催する。臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 18 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。会長に事故若しくは支障がある場合は、あらかじめ定めた順位により副会長または理事がこれを招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議 長)

第 19 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故若しくは支障があるときには、あらかじめ定めた順序により副会長または理事がこれに代わるものとする。

(決 議)

第 20 条 社員総会における決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(代 理)

第 21 条 社員総会に出席できない正社員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員または代理人は代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議、報告の省略)

第 22 条 理事または正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場

合において、その提案について正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 23 条 社員総会の議事録については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び社員総会において選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に署名・捺印する。

第 4 章 役員等

(役員の設定等)

第 24 条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 25 名以内

(2) 監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち 1 名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、4 名以内を副会長及び 1 名を専務理事とすることができる。

(選任等)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のうちいずれかの 1 名とその配偶者または 3 親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 会長は、当法人を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 専務理事は、当法人の業務を執行する。

(監事の職務・権限)

第 27 条 監事は、理事の業務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び会計の状況の調査をすることができる。

(任 期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第 29 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数の決議に基づいて行われなければならない。

(報酬等)

第 30 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(損害賠償責任の一部免除)

第 31 条 当法人は、一般法人法第 111 条第 1 項に定める理事及び監事の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(名誉会長及び顧問)

第 32 条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第33条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付議すべき事項
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第36条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき
- (2) 会長以外の理事または監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。会長に事故若しくは支障がある場合は、あらかじめ定めた順位により副会長または理事がこれを招集する。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときには、あらかじめ定めた順序により副会長または理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第 39 条 理事会における決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議、報告の省略)

第 40 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 理事または監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事録については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び監事は、これに署名・捺印しなければならない。

第 6 章 基金

(基金の拠出)

第 42 条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第 43 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 44 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第 45 条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第7章 会 計

(事業年度)

第46条 当法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第47条 当法人の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議に基づき、予算の成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第48条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、同書類のうち第1号及び第2号については定時総会にその内容を報告し、第3号から第5号については同総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 前号の事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 第3号の貸借対照表及び第4号の損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

第8章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、社員総会において、総正社員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解 散)

第50条 当法人は一般法人法に規定する事由によるほか、社員総会において、総正社員の半数以上であって、総正会員の議決権3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第51条 当法人が清算する場合において有する残余の財産は、社員総会に決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配は行わない。

第9章 評議委員会

(評議委員会)

第52条 当法人の認証制度の管理運営に係る事項を審議するため評議委員会を設置する。

2 評議委員会は、会長の諮問を受けて、審議し、理事会に意見を述べる。

3 評議委員は、学識経験者等のうちから理事会が選任する。

4 評議委員は10名以上20名以内とし、任期は2年以内とする。また、評議委員のうち1名を座長とし、1名を座長代理とする。

5 評議委員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

6 評議委員会は会長が招集する。

7 評議委員会が、理事会に意見を述べるときは、次の事項を記載した書面を提出することにより行う。

(1) 評議委員会の開催日時及び場所

(2) 評議委員の出席状況

(3) 意見の内容

第10章 事務局

(事務局の設置)

第53条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第 11 章 情報公開、個人情報の保護及び苦情処理

(情報公開)

第 54 条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第 55 条 当法人は業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

(苦情処理)

第 56 条 SGEC 認証制度の管理運営に係わって不利益を被った者は、苦情を申し出ることができる。苦情処理の手続きは理事会の決議により別に定める。

第 12 章 附 則

(委 任)

第 57 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第 58 条 当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 59 条 社員の氏名または名称及び住所は次のとおりとする。

東京都世田谷区経堂 4 丁目 27 番 11 号 佐々木恵彦

東京都狛江市岩戸北 3 丁目 18 番 8-601 号 山田壽夫

千葉県船橋市藤原 8 丁目 19 番 19 号 中川清郎

(設立時の理事及び監事の氏名及び住所)

第 60 条 当法人の設立時理事及び監事の氏名及び住所は次のとおりである。

設立時理事 東京都世田谷区経堂 4 丁目 27 番 11 号 佐々木恵彦

東京都狛江市岩戸北 3 丁目 18 番 8-601 号 山田壽夫

千葉県船橋市藤原 8 丁目 19 番 19 号 中川清郎

設立時監事 東京都渋谷区幡ヶ谷 3 丁目 55 番 1-611 号 内山研史

(定款に定めのない事項)

第 61 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人緑の循環認証会議設立のための定款を作成し、設立時社員が次に記名捺印をする。

平成 23 年 11 月 22 日

設立時社員

東京都世田谷区経堂 4 丁目 27 番 11 号 佐々木恵彦
東京都狛江市岩戸北 3 丁目 18 番 8-601 号 山田壽夫
千葉県船橋市藤原 8 丁目 19 番 19 号 中川清郎

改正 平成 26 年 2 月 3 日 一部改正

SGEC 附属文書

1-1 2012

社員総会

2012. 4. 1

入会申込書様式

一般社団法人緑の循環認証会議定款第 7 条で定める正会員及び賛助会員の入会申込書の様式は、SGEC 会長あてに正会員又は賛助会員への入会の意思を記し署名捺印を行った書面とする。

SGEC 附属文書

1-2 2012

社員総会

2012. 4. 1

正会員及び賛助会員の入会金及び会費の額

一般社団法人緑の循環認証会議定款第 8 条で定める正会員、賛助会員の入会金及び会費は次の通りとする。

記

- 1 正会員会費（年額） 団体 5 万円、個人 3 千円
（中央業界団体及び学識経験者、NPO、消費者活動者等の団体並びに個人等のステークホルダー）
- 2 賛助会員会費（年額） 団体 5 万円 1 口以上
（認証取得者（企業）等で SGEC の活動に賛同する者）
- 3 入会金は定めない。

SGEC 附属文書

1-3 2012

社員総会

2012.4.1

脱会届の様式

一般社団法人緑の循環認証会議定款第 9 条で定める脱会届の様式は、SGEC 会長あてに脱会の理由を記し署名捺印を行った書面とする。

SGEC 附属文書

1-P-1 2014

会長決裁

2014.7.29

PEFC 加盟証

本証明書、2014年3月28開催のSGEC理事会の決議に基づき2014年5月20日に申請した文書について承認され、同年11月17日～20日に開催のPEFC年次総会の席上で交付を受けたものである。



PEFC 加盟証

本証書は、緑の循環認証会議（SGEC）が、郵便投票による PEFC 総会により、2014年7月29日をもって PEFC 国別認証管理団体の日本におけるメンバーとして承認されたことを証明する。

議長
ウィリアム・ストリート
事務局長
ベン・ガニバーグ

SGEC 附属文書

1-P-2 2016

会長決裁

2016.5.1

日本 PEFC 認証制度の管理契約書

本契約書は、SGEC が、SGEC 附属文書 1-P-1「PEFC 加盟申証明書」に基づく「日本の PEFC 認証管理団体」として、PEFC GD 1004;2009「PEFC 認証制度の管理運営」に基づき、2016 年 5 月 1 日付で PEFC 評議会との間で締結した PEFC 認証制度の管理に関する契約である。



Contract for administration of PEFC scheme

Between

- (1) **The Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes**, hereafter the "PEFC Council", having its registered office at World Trade Center 1, 10, Route de l'Aéroport, CH – 1215 Geneva, Switzerland

And

- (2) **Sustainable Green Ecosystem Council (SGEC)**, hereafter "the authorised body", having its registered office at 2-4-3 Nagata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0014, Japan.

Whereas "the authorised body" is an entity authorised by the PEFC Council to perform the administration of the PEFC scheme on behalf of the PEFC Council;

Whereas the PEFC Council is the governing body of the PEFC scheme;

Now, therefore the above said parties agree to the following:

Article 1: Definitions

1. Administration of PEFC scheme:

This is set of requirements for the administration of PEFC scheme defined in PEFC GD 1004:2009 which forms part of the contractual documentation and is found in the annex of this contract. PEFC GD 1004:2009 is valid as stated now and as may be from time to time altered by the PEFC Council.

2. Administration tariffs of the PEFC scheme

This is the Appendix to PEFC GD 1004:2009 Administration of PEFC scheme, which forms part of the contractual documentation and is found in the annex of this contract.

Article 2: Administration of PEFC scheme

1. The authorised body is permitted to issue the PEFC Logo usage licences on behalf of the PEFC Council to entities which are located in Japan. This also covers the issuance of PEFC Logo usage licences to multi-site organisations whose central office is located in Japan and its sites are located in other countries.
2. The authorised body is permitted to issue PEFC notification to certification bodies operating PEFC forest management and/or chain of custody certification against the PEFC endorsed scheme/standard in Japan. This also covers PEFC notification of certification bodies which issue chain of custody certification to multi-site organisations whose central office is located in Japan and its sites are located in other countries.
3. The authorised body is obliged to operate the PEFC Registration System.
4. The authorised body is obliged to have complaints and dispute procedures.

PEFC Council – Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes,
World Trade Center 1, 10 Route de l'Aéroport, PO Box 636, 1215 Geneva, Switzerland
t +41 22 799 4540, f +41 22 799 4550, w www.pefc.org

KN

5. The authorised body shall perform the tasks of the administration of PEFC scheme specified in Article 2 in compliance with PEFC GD 1004:2009, as amended.

Article 3: Fees

1. The authorised body is obliged to pay a fee(s) based on an invoice issued by the PEFC Council. The amount of the fee(s) is specified in the Administration tariffs of the PEFC scheme and can be changed by the PEFC Council during the validity of the contract. The corresponding change in the contract between PEFC Council and the authorised body concerning the fees takes effect the following year after the PEFC Council has informed the PEFC authorised body, in writing, of the change.

Article 4: Contract termination and penalties

1. Either party may terminate the contract with three-month prior notice by a registered letter.
2. The PEFC Council may revoke the contract temporarily with immediate effect or terminate the contract with immediate effect if there are reasons to believe that any of the terms of the contract are not being adhered to.
3. PEFC Council is not obliged to pay compensation for any costs or other damages which the temporary revocation or termination causes to the logo user.
4. Penalties imposed on a PEFC Logo user by the authorised body based on PEFC GD 1004:2009 will accrue to the benefit of the PEFC Council and the authorised body in the manner described hereafter. Reasonable costs, including legal expenses, relating to the discovery and the evidence of the misuse will be paid, out of the penalty amount collected, to the contracting party who disbursed them. Seventy-five percent of the remainder will be allotted to the PEFC Council and twenty-five percent to the authorised body.

Article 5: Arbitration

1. This contract is subject to Swiss law
2. Any disputes arising out of this agreement shall be finally and exclusively settled by the courts of the Canton of Geneva, subject to a right of appeal to the Swiss Federal Supreme Court.

Signed in duplicate.

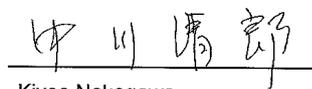
Geneva on May 1, 2016

For and on behalf of
the PEFC Council

For and on behalf of
the authorised body



Ben Gunneberg
PEFC Council, Secretary General



Kiyoo Nakagawa
Director, Chief of Secretariat, SGEC

PEFC 認証制度の管理契約書

(1) The Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes

(以下「PEFC 評議会」という。)

World Trade Center 1, 10, Route de l'Aéroport, CH – 1215 Geneva, Switzerland

(2) (一社) 緑の循環認証会議 (SGEC) (以下「委任団体」という。)

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 4

委任団体は、PEFC 評議会より、PEFC 評議会に代わって PEFC 認証制度の管理について委任を受けた団体である。PEFC 評議会は、PEFC 認証制度の管理する団体である。

ここに、上記二者は、下記条項について合意する。

なお、この契約書の正式文書は前掲の英語版契約書とする。

第 1 条 定義 PEFC 制度の管理運営

1 PEFC GD 1004:2009 「PEFC 認証制度の管理運営」は、PEFC 認証制度の管理運営のための要求事項であり、この契約文書の一部として別添される。なお、PEFC GD 1004:2009 は現時点のもの及びで有効であり、PEFC 評議会によって、時々改正されるものを有効とする。

2 PEFC 認証制度の管理運営料金表は、PEFC GD 1004:2009 の付属書に記載され、この契約文書の一部として別添される。

第 2 条 PEFC 認証制度の管理運営

1 委任団体は、PEFC 評議会に代わって、日本に所在する認証 CoC 等に対して、PEFC ロゴ使用ライセンスを発行することが認められる。これには、本部を日本に置き、サイトを他の国に置くマルチサイト組織に対して発行するものも含まれる。

2 委任団体は、日本において PEFC 相互承認を受けた森林管理認証及び/或いは CoC 認証業務を行う認証機関に対して、PEFC 公示を発行することが認められる。これには、本部を日本に置き、サイトを他の国に置くマルチサイト組織に対して CoC 認証書を発行する認証機関のものも含まれる。

3 委任団体は、PEFC 登録システムを運営する義務を負う。

- 4 委任団体は、苦情及び紛争処理の手順を策定する義務を負う。
- 5 委任団体は、PEFC GD 1004:2009（改正を含む）を遵守し、前第2条に規定されたPEFC認証制度の管理の任務を果たさなければならない。

第3条 料金

委任団体は、PEFC評議会が発行する請求書に基づいて料金を支払う義務を負う。料金の額は、PEFC制度の管理運営料金表に規定されされている。この額は契約の有効期間内にPEFC評議会によって変更することができる。PEFC評議会と認可団体の間の契約に規定する料金の変更は、その変更に関してPEFC評議会が委任団体に書面にて通知した翌年から有効となる。

第4条 契約の終了と罰金

- 1 当事者のどちらも、書留書簡による3ヶ月前の通知でもって、この契約を終了できる。
- 2 PEFC評議会は、この契約の条件のいずれかが遵守されていないと信ずる事由が生じた場合、この契約を即時に一時的な解約、或いは、終了させることができる。
- 3 PEFC評議会は、前項に規定する一時的な解約、或いは、終了によってロゴ使用者が被るいかなるコストや被害に対して弁済の義務を負わない。
- 4 PEFC GD 1004:2009に基づいて、委任団体がロゴ使用者に科す罰金は、下記に述べる方法で、PEFC評議会と委任団体の収入とされる。法的経費を含む不正使用の発見や証拠に関する正当な経費は、徴収された罰金からその経費を支弁した者に充当され、補填される。残金の75%はPEFC評議会に、25%は認可団体に配分される。

第5条 裁定

- 1 この契約書は、スイス国内法に従う。
- 2 この合意から生ずるいかなる紛争も、スイス連邦最高裁への上告の権利を条件として、最終的かつ独占的にジュネーブ地方裁判所により裁定される。

2016年5月1日

PEFC 事務局長

ベン・ガニバーク

SGEC 事務局長

中川清郎

添付 PEFC GD 1004:2009 (略)

SGEC 附属文書

1-P-3 2016

会長決裁

2016.6.3

PEFC 相互承認証

本証明書は、2015年3月27日に開催されたSGEC理事会の決議に基づき同日付で申請を行った文書について一部修正のうえ承認され、同年6月7日に開催された「SGEC森林認証フォーラム in 東京」の席上交付されたものである。

CERTIFICATE OF ENDORSEMENT


PEFC
PEFC/01-00-01

This is to certify that the

SGEC CERTIFICATION SCHEME

submitted by the PEFC Council member

**SUSTAINABLE GREEN ECOSYSTEM
COUNCIL (SGEC)**

was endorsed by the PEFC Council as meeting the PEFC Council requirements. The compliance has been verified through an independent consultant assessment including public consultation and was approved by the PEFC General Assembly members on **3rd June 2016**.



This endorsement is subject to ongoing PEFC membership and is valid for the version of the scheme as approved on **3rd June 2016** until **3rd June 2021** as the PEFC Council requires a periodic revision of schemes. Any revision of the scheme has to be submitted to the PEFC Council for endorsement.


Natalie Hufnagl-Jovy,
Acting Chair


Ben Gunneberg,
Secretary General

PEFC Council – Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes, World Trade Center 1, 10 Route de l'Aéroport, CH-1215 Geneva 15, Switzerland – www.pefc.org

PEFC 相互承認証

SGEC 認証制度は、PEFC 評議会要求事項を満たしており、PEFC 評議会により相互承認されたことを証明する。当該適合性に関しては、パブリックコンサルテーションを含む、独立したコンサルタントによる評価により検証され、2016 年 6 月 3 日に PEFC 総会メンバーにより承認された。

本相互承認は、SGEC が継続して PEFC メンバーであることを前提とするとともに、PEFC 評議会により定期的な制度の改正が必要とされることから、2016 年 6 月 3 日付けで承認された認証制度のバージョンについて、2021 年 6 月 3 日まで有効である。

いかなる制度の改正についても、相互承認のために PEFC 評議会に報告しなければならない。

議長代行

ナタリー・ウフナーグル-ジョヴィ

事務局長

ベン・ガニバーグ

SGEC 文書

2 2012

理事会

2016. 1. 1

SGEC認証制度の管理運営に関する文書

目次

第1章 総 則

第2章 認証規格

第3章 森林管理認証

第4章 認証生産物及びCoC認証

第5章 認証機関

第6章 認証管理委員会等

第7章 苦情処理

関連文書

- SGEC 運用文書「2」-1 SGEC/PEFC 認証制度の新規及び更新に係る認証審査調査調書等の報告
- SGEC 附属文書 2-1 「別紙 SGEC ロゴマーク」
- SGEC 附属文書 2-2 「SGEC ロゴマークの使用要領」
- SGEC 運用文書「2-2」-1 SGEC/PEFC ロゴマークライセンス番号の仕組み
- SGEC 附属文書 2-2-1-1 「SGEC ロゴマークライセンスの発行について」
- SGEC 附属文書 2-2-1-2 「PEFC ロゴライセンスの発行について」
- SGEC 附属文書 2-2-1-3 SGEC ロゴマーク/PEFC ロゴライセンスの発行手続について
- SGEC 運用文書「2-2-1 及び 2」-1SGEC ロゴマーク及び PEFC ロゴライセンスの発行について
- SGEC 附属文書 2-2-2 「SGEC/PEFC 登録システム」
- SGEC 附属文書 2-3 「森林管理認証審査調書」
- SGEC 附属文書 2-4 「グループ森林管理認証の要件」
- SGEC 附属文書 2-4-1 「SGEC 附属文書 2-4 グループ森林管理認証の要件」の「3 グループ主体と加盟者の機能と責任」の「3-1 共通事項」の文中の「年次内部監査プログラムに関する要求事項（改正）」
- SGEC 附属文書 2-5 「定期審査調査事項」
- SGEC 附属文書 2-6 「森林管理認証公示料及び CoC 認証公示料の一部改正について」

- SGEC 附属文書 2-7 「CoC 認証審査調書」
- SGEC 附属文書 2-8 「統合 CoC 管理事業体の要件」
- SGEC 附属文書 2-8-1 SGEC 附属文書 2-8 「統合 CoC 管理事業体の要件」 関連ガイド
- SGEC 附属文書 2-10 「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」
- SGEC 附属文書 2-10-1-1 「SGEC 認証機関の認定要件」
- SGEC 附属文書 2-10-1-2 「 SGEC 認証機関の公示について」
- SGEC 附属文書 2-10-1-3 SGEC 国際認証制度（PEFC との相互承認に基づく SGEC 認証制度）創設に伴う移行措置
- SGEC 附属文書2-10-1-4 SGEC認証機関が認定機関による認定を受ける場合の認定の適用範囲について
- SGEC 附属文書 2-10-2 「統合 CoC 管理事業体認証」
- SGEC 附属文書 2-10-3 「認証機関の審査員の要件」
- SGEC 附属文書 2-10-4 「SGEC 附属文書 2-10 「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「II 3. 1. 2」及び「II. 3. 2. 2」の「SGEC 森林管理基準適合性確認事項について」
- SGEC 附属文書 2-10-5 「SGEC 附属文書 2-10 「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「III. 3. 4. 4. d」の「SGEC の対象製品」について」
- SGEC 附属文書 2-10-6 グループ森林管理認証
- SGEC 附属文書 2-11 「SGEC 認証制度の管理運営」
- SGEC 附属文書 2-11-1 「SGEC 苦情処理に関する文書」
- SGEC 附属文書 2-12 「SGEC 規格の制定」
- SGEC 附属文書 2-13 「SGEC 認証・認定の手順」
- SGEC 附属文書 2-13-1 「SGEC 審査員の教育プログラム及び審査訓練若しくは経験について」
- SGEC 附属文書 2-13-2 「SGEC 及び／又は PEFC 認証業務を行う認証機関の公示について」
- SGEC 運用文書 「2-13-2」 -1 SGEC 及び PEFC 認証機関の公示について

第1章 総則

(総則)

第1条 一般社団法人緑の循環認証会議（以下「SGEC」という。）定款第3条第2項第1号の認証制度の管理運営については、この文書の定めるところによる。

この文書は、2016年6月3日付でPEFC総会においてPEFC国際規格との相互承認が認められている。

(SGECロゴマークの制定)

第2条 SGECは、SGECロゴマークを別紙の通り制定する。

2 有効なSGEC認証書を有する者等別に定める要件を満たす者は、SGECロゴマークを使用することができる。

第2章 認証規格

(認証規格)

第3条 定款第24条第2項の会長（以下「会長」という。）は、別に定める森林管理認証基準・指標・ガイドライン（以下「森林管理認証規格」という。）及びCoC認証ガイドライン（以下「CoC認証規格」という。）を策定又は改正を行う場合には、公正、公平及び公開を旨とし、定款第5章の理事会（以下「理事会」という。）の決議に先立って、次の手続きを経なければならないものとする。なお、認証規格については5年を超えない範囲で見直しを行うこととする。

(1) 定款第9章の評議委員会（以下「評議委員会」という。）を開催し、意見を聞くこと。

(2) 広くステークホルダーの意見を聞くこと。

(3) 理事会が定める期間パブリックコメントに付し、各界各層の意見を聞くこと。

2 会長が、前項の手続きを行った場合には、その意見等に対する措置について理事会及び社員総会（以下「総会」という。）に報告しなければならない。

第3章 森林管理認証

(森林管理認証)

第4条 第5章の認証機関（以下「認証機関」という。）が、森林管理認証規格に基づき森林管理認証審査（以下「森林管理認証審査」という。）を行った場合には、別に定める事項を記載したSGEC森林管理認証審査調書（以下「森林管理認証審査調書」という。）を作成する。

2 当該認証機関は、前項の森林管理認証審査調書において当該森林管理の認証を可と

する場合には、当該森林管理者に認証書を交付するとともに、その旨 SGEC に報告する。

3 SGEC は、前項の報告があった場合には、当該森林管理認証を公示する。

4 第 2 項の認証書の交付を受けた森林管理者が、当該森林において、第 13 条第 1 項の業種のうち認証生産物の生産（採取）及びその販売を行う場合には、第 11 条の CoC 認証及びその公示を要しないものとする。但し、森林管理者が、前記認証生産物の生産（採取）及びその販売を行う場合は、SGEC 文書 3「森林管理認証基準・指標・ガイドライン」に基づくほか、SGEC 文書 4「SGEC-CoC 認証ガイドライン」に基づき実施しなければならない。

（森林管理認証の種類）

第 5 条 森林経営規模及びその管理等の状況に応じ、次の種類により効率的、効果的な森林管理認証を行う。なお、グループ認証の要件は別に定める。

（1）個別認証

個別認証は、単独の森林所有者・管理者による認証区域を単位とした森林管理認証とする。

（2）グループ認証

グループ認証は、単一の認証書の下に多数の森林所有者・管理者で構成される認証区域を含む森林管理認証とする。なお、グループ認証の要件は別に定める。

（森林管理認証の有効期間及び更新）

第 6 条 第 4 条第 2 項の認証書及び同条第 3 項の公示は、5 年を有効期間とし、この期間が経過すると、その効力を失う。森林管理者は、引き続き認証を受けようとする場合には、その更新のための認証審査を受けなければならない。なお、森林管理認証の有効期間の取り扱いは一つとし、追加して参画した認証区域についてもその有効期間の終期は、他の森林管理認証区域の有効期間の終期とする。

2 更新に係る認証の手続きは、第 4 条と同様とする。

（定期審査）

第 7 条 森林管理者は、当該森林管理認証を受けた認証機関により、認証森林の管理経営状況等について、年 1 回定期審査を受けなければならない。なお、他の認証機関に交代して定期審査を行わせる場合には、その時点で当該交代した認証機関による第 4 条の森林管理認証を改めて受けなければならない。

2 認証機関は、前項の定期審査を行った場合には、その審査結果について SGEC に報告する。

（森林管理認証の取消）

第8条 認証機関は、次の事実が判明した場合は、当該森林管理認証を取り消さなければならない。

- (1) 第4条第1項の認証審査、第6条第1項の更新のための認証審査及び前条の定期審査において是正することとした措置が講じられていない場合
- (2) 重大な違法行為等を行っていることが判明した場合
- (3) その他森林管理の認証基準から著しく乖離している場合

2 当該認証機関は、前項の森林管理認証を取消した場合には、当該森林管理者にその旨通知するとともに、SGECに同様の報告を行う。

3 SGECは、前項の報告を受けた場合には、当該森林管理認証の公示を抹消する。なお、この場合、すでに納付された第9条の森林管理認証公示料及び第4条第4項の認証生産物の販売等に係る第17条のロゴマーク使用料は返却しない。

(森林管理認証公示料)

第9条 第4条第3項及び第6条第2項の公示を受けた場合の公示料金については別途附属文書でさためる。

第4章 認証生産物及びCoC認証

(認証生産物)

第10条 認証生産物とは、認証森林から生産された生産物が、その生産・加工・流通等の段階(以下「CoC」という。)で、第13条の認証対象業種の範囲内において、次条のCoC管理事業体による取り扱いがなされ、かつ、第2条第1項のSGECロゴマークによる表示等により管理されているものとする。

(CoC認証)

第11条 認証機関は、CoC認証規格に基づきCoC認証審査(以下「CoC認証審査」という。)を行った場合には、別に定める事項を記載したCoC認証審査調書(以下「CoC認証審査調書」という。)を作成する。

2 当該認証機関は、前項のCoC認証審査調書において当該CoCの認証を可とする場合には、当該CoC管理事業体に認証書を交付するとともに、その旨SGECに報告する。

3 SGECは、前項の報告があった場合には、当該CoC管理事業体のCoC認証を公示する。

(CoC認証の有効期間及び更新)

第12条 前条第2項の認証書及び同条第3項の公示は、5年を有効期間とし、この期間が経過するとその効力を失う。CoC管理事業体が、継続して当該CoC認証を受けようとする場合には、その更新のための認証審査を受けなければならない。なお、第13条第3

項の統合 CoC 管理事業体の CoC 認証の有効期間の取り扱いは一つとし、追加して当該統合 CoC 管理事業体に参画した CoC 管理事業体の CoC 認証の有効期間の終期は、当該統合 CoC 管理事業体の CoC 認証の有効期間の終期とする。

2 更新に係る認証手続きは、前条と同様とする。

(CoC 管理事業体の認証対象業種とその認証)

第 13 条 CoC 管理事業体の認証の対象となる業種は、認証された森林から生産される生産物の生産（非木質生産物の採取を含む。）、加工、流通、建築、製紙業、印刷・製本業等及び森林サービス等森林に係るすべての業種とする。

2 CoC 管理事業体は、前項の複数の業種について、同時に CoC 認証を受けることができる。

3 前第 1 項の業種のうち 1 つ若しくは複数の業種を行う CoC 管理事業体が構成員である組織であって、別に示す要件を満たす組織化された統合体にあつては、統合された 1 つの CoC 管理事業体（以下「統合 CoC 管理事業体」という。）として CoC 認証及びその公示を受けることができる。

(定期審査)

第 14 条 CoC 管理事業体は、当該 CoC 認証を受けた認証機関により、認証生産物の取り扱い状況等について、年 1 回当該 CoC の定期審査を受けなければならない。なお、他の認証機関に交代して定期審査を行わせる場合には、その時点で当該交代した認証機関による第 11 条の CoC 認証を改めて受けなければならない。

2 認証機関は、前項の定期審査を行った場合には、その審査結果について SGEC に報告する。

(認証生産物の取り扱いの休止)

第 15 条 CoC 管理事業体が、認証生産物の取り扱いを休止しようとする場合には、当該事業体は、当該 CoC 認証を行った認証機関に、その旨申し出ることができる。

2 当該認証機関は、前項の申し出があつた場合には、前条の定期審査を文書による審査とすることができる。

3 前項の CoC 管理事業体から、認証林産物の取り扱いの休止をさらに 1 年間延長したい旨の申し出があつた場合には、当該認証機関はこれを認めることができる。この場合、当該認証機関は、当該 CoC 管理事業体の CoC 認証を取り消すとともにその旨 SGEC に報告し、SGEC はその報告を受け当該 CoC 管理事業体の CoC 認証の公示を抹消する。

4 前項の CoC 管理事業体が、当該認証機関に当該休止以降、認証生産物の取り扱いを再開したい旨を申し出た場合において、当該 CoC 管理事業体が第 12 条 1 項の有効期間内にある場合には、当該認証機関は、定期審査を実施し、当該 CoC 管理事業体の CoC 認

証の休止を解くことができる。

- 5 当該認証機関は、前項の措置を行った場合には、SGEC にその旨報告することとする。SGEC は、当該報告を受けた場合には、再度、当該 CoC 管理事業体の CoC 認証の公示を行う。この場合の当該 CoC 管理事業体の取扱いは、一般の CoC 管理事業体と同様とする。

(CoC 認証の取り消し)

第 16 条 認証機関は、次の事実が判明した場合は、当該 CoC 管理事業体の CoC 認証を取り消さなければならない。

(1) 第 11 条の認証審査、第 12 条の更新のための認証審査及び第 14 条の定期審査において是正することとした措置が講じられていない場合

(2) 重大な違法行為等を行っていることが判明した場合

(3) 当該認証生産物に非社会的な事実が判明した場合

(4) その他 CoC 認証の基準から著しく乖離している場合

2 当該認証機関は、前項の CoC 認証を取消した場合には、当該 CoC 管理事業体にその旨通知するとともに、SGEC に同様の報告を行う。

3 SGEC は、前項の報告を受けた場合には、当該 CoC 管理事業体の CoC 認証の公示を抹消する。なお、この場合、すでに納付された第 17 条の CoC 認証公示料及びロゴマーク使用料は返却しない。

(CoC 認証公示料)

第 17 条 CoC 管理事業体は第 11 条第 3 項及び第 12 条第 2 項の公示を受けた場合の公示料金については別途附属文書で定める。

第 5 章 認証機関

(認証機関の区分)

第 18 条 認証機関は、森林管理を対象として認証審査する機関、認証生産物を取り扱う CoC を対象として認証審査する機関並びにそれら両分野を対象として認証審査する機関とに区分する。

(認証機関公示の要件)

第 19 条 SGEC は、申請のあった機関について、次の要件を満たし、且つ、本条第 2 項の要件を満たす場合には、認証機関として公示するものとする。

但し、PEFC 認証機関の公示要件は PEFCST2003 : 2012 付属書 1 要件を満たす機関とする

- (1) 国際認定フォーラム (IAF) の国際相互承認協定 (MLA) に署名した認定機関より、製品認証機関に関する国際規格 (ISO/IEC 17065) により適合している旨の認定をされ

ていること。

(2) 当該認定の範囲には、SGEC 森林管理認証規格 (SGEC 文書 3) 及び同 CoC 規格 (SGEC 文書 4) 並びに関連する附属文書を含むこと。

(3) 日本において法人登記がなされていること。

なお、具体的な認証機関の認定要件は別途附属文書で定める。

2 認証機関は、前各項の要件のほか、次の要件を備えなければならない。

(1) 森林管理認証審査を行う認証機関

ア 森林の管理経営並びにその経済的、社会的及び自然的環境に関する十分な知識と技術的能力を有していること。

イ SGEC 森林管理に係る認証規格について、公正に森林へ適用する技術的能力を有していること。

ウ 森林・林業に関する法令・制度に関する知識を有していること。

(2) 認証生産物を取り扱う CoC 認証審査を行う認証機関

ア 森林の管理経営及びその生産物の生産 (採取)・加工・流通・建築等について十分な知識を有していること。

イ SGEC 認証生産物に係る認証規格について、生産・加工・流通現場への認証手順に係る業務能力を有していること。

ウ 森林生産物に関する法令・制度に関する知識を有していること。

(3) 認証機関は、SGEC 認証制度が PEFC との相互承認の制度の下で認証業務を実施するために必要な PEFC の認証規格等認証システムに関する知識・理解を有していること。

(公示の申請)

第 20 条 前条の認証機関の公示を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を SGEC に提出する。

(1) 機関の名称及び代表者の氏名並びに住所

(2) 組織及び業務の概要

(3) 認証審査業務の執行体制

(4) 認証審査要員の資格の保有状況等

(5) 前条の要件

2 前項の申請書に、次に掲げる書類を添付する。

(1) 定款又は寄付行為

(2) 認定機関の認定書

(3) 直近の会計書類

(4) 直近の事業計画及び収支予算

(5) その他必要な資料

3 SGEC は、第 1 項の申請を受けた場合には、理事会の決定に基づき公示を行うことと

するが、具体的な認証機関の公示については別途附属文書で定める。

(公示の有効期間)

第 21 条 前条の公示の有効期間は、認定有効期間を基本とするが、具体的には別途附属文書で定める。

(認証機関公示料)

第 22 条 第 20 条第の公示を受けた機関は、別に定める認証機関公示料を SGEC に納付しなければならない。

(認証機関の公示の終了又は中止)

第 23 条 認証機関が第 21 条の要件を満たさない場合は公示の終了又は中止を行う。具体的には別途附属文書で定める。

第 6 章 認証管理委員会等

(認証管理委員会)

第 24 条 認証制度の管理運営状況について調査し、審議するために、会長は理事会の承認を得て認証管理委員会を設置する。

- 2 認証管理委員会は、前項の調査、審議を行い会長に意見を述べる。
- 3 認証管理委員は、学識経験者等のうちから理事会の承認を得て会長が選任する。
- 4 認証管理委員は、7 名以 15 名以内とし、その任期は 2 年以内とする。また、認証管理委員のうち 1 名を座長とし、1 名を座長代理とする。
- 5 認証管理委員会が、会長に意見を述べるときは、次の事項を記載した書面を提出することにより行う。
 - (1) 認証管理委員会の開催日時及び場所
 - (2) 認証管理委員の出席状況
 - (3) 意見の内容

(専門部会)

第 25 条 会長は、第 3 条で規定する認証規格の制定(改正)に関する最終原稿の策定及び関連事項の調査を行うために専門部会を設置する。

- 2 専門部会は、会長の諮問を受けて前項で規定する事項の審議を行う。
- 3 専門委員は、専門的知識を有する学識経験者他広く関係するステークホルダーから会長が任命することとするが、具体的には別途附属文書で定める

第7章 苦情処理

(苦情の申し出)

第26条 SGEC 認証制度の管理運営に係わって不利益を被った者は、SGEC に対して苦情を申し出ることができる。

(苦情の申し出に対する措置)

第27条 定款第24条の監事は、理事会の意見を聞いて、是正等の措置を策定し、会長にその措置を講じるよう通知しなければならない。

2 会長は、前条の通知があった場合は、当該苦情を申し出た者に対して当該苦情の申し出に対する措置について、通知しなければならない。

3 会長は、前項の措置を行った場合には、理事会及び監事並びに総会に報告しなければならない。

附則

この規程は、2011年12月14日の設立総会で決議のあった日から6カ月を超えない範囲で理事会の定める日から施行する。

但し、この規定が施行されるまでの間は、旧『緑の循環』認証会議 (SGEC) 運営規程 (以下旧運営規程という。) 及びその関連する旧規程の定めるところによる。

また、旧運営規程第2条第2項の認定書、第7条第2項の証書、第14条第4項の認定及び18条第4項の登録について、同旧運営規程で定めるその効力を有している期間内にある場合は、同旧運営規程等関係する旧規程の定めるところによることができる。

附則2

2011年12月14日開催の理事会において、この規程の施行は2012年4月1日とすることが決議された。

附則3

2012年5月29日一部改正

附則4

2013年12月25日一部改正

附則5

2014年3月28日一部改正

附則 6

2015. 3. 25

PEFC との相互承認に移行するに当たっての制度改正に伴う第 7 条及び第 14 条に規定する定期審査に関する特例措置

第 7 条の定期審査について、次のように定める。第 4 条の森林管理認証の公示を受けた森林管理者が、同森林管理認証を実施した認証機関に交代して他の認証機関に実施させる場合、原則第 7 条を適用する。ただし、当該認証を実施した認証機関が ISO/IEC 17065 の 6.2.2 (外部委託) に準じた要求事項のもとで行った認証審査結果に基づき定期審査を実施するに必要な情報を当該交代する認証機関に提供する場合にあっては、当該森林管理者は第 7 条に規定する「第 4 条の森林管理認証」を改めて受けることを要しないものとする。また、第 14 条の定期審査について、第 11 条の CoC 認証の公示を受けた CoC 管理事業体が、同 CoC 認証審査を実施した認証機関に交代して他の認証機関に実施させる場合においても、前記と同様の要件が満たされた場合にあっては、当該 CoC 管理事業体は第 14 条に規定する「第 11 条の CoC 認証」を改めて受けることを要しないものとする。

附則 7

2015. 3. 25 一部改正

この改正文書 (2015. 3. 25 改正) は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とし旧文書 (2014 年 3 月 28 日施行) の規定によることができることとする。

なお、更新 (定期) 審査に係る SGEC 文書 3 並びに同 4 及び関連する文書で規定する認証規格に関する移行期間は 2015 年 9 月 30 日とする。

附則 8

2015. 12. 10 一部改正

この改正文書 (2015. 12. 10 日改正) は、2016 年 1 月 1 日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則 9

この改正文書 (2016. 2. 10 日改正) は、2016 年 4 月 1 日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則 10

この改正文書は、2016年7月1日から施行する。

SGEC 運用文書「2」-1

2016年7月1日制定

SGEC/PEFC 認証制度の新規及び更新に係る認証審査調査調書等の報告

認証機関は SGEC 文書 2「SGEC 認証制度の管理運営に関する文書」第 4 条の森林管理認証審査調書を作成し、当該森林管理者に認証書を交付した場合は、当該調書を SGEC に報告するものとする。また、同文書 11 条の CoC 認証審査調書を作成し、当該 CoC 管理事業体を認証した場合にあっても同様に当該 CoC 認証審査調書を SGEC に報告するものとする。

なお、PEFC-CoC についても上記と同様の審査調書を適宜の様式により報告するものとする。

1 認証審査調書

○ SGEC 附属文書 2-3 「森林管理認証審査調書」

SGEC 認証制度の管理運営に関する文書第 4 条に定める認証機関が作成する森林管理 (FM) 認証調書の記載事項は次の通りとする。

- (1) 申請者の氏名又は名称
- (2) 認証番号
- (3) 認証区域（市町村）及び森林構成等
- (4) 認証審査経過
- (5) 認証審査判定結果

○ SGEC 附属文書 2-7 「CoC 認証審査調書」

SGEC 管理運営等に関する文書第 11 条に定める認証機関が作成する CoC 認証審査調書の記載事項は次の通りとする。

- (1) CoC 管理事業体の名称及びその代表者の氏名
- (2) 認証番号
- (3) 認証対象業種
- (4) 認証審査経過
- (5) 認証審査判定結果

SGEC 附属文書

2-1 2012

理事会

2012. 4. 1

別紙 SGEC ロゴマーク

SGEC 認証制度の管理運営に関する文書第 2 条第 1 項の別紙は、この文書の定めるところによる。

SGEC ロゴマークは、一般社団法人緑の循環認証会議（SGEC）の理念である、

“持続可能な森林管理を通じて、自然環境の保全に貢献
するとともに、地域における循環型社会の形成に寄与する。”

上記理念に相応しい、色調とデザインとする。

○SGEC ロゴマークは、SGEC-CoC 認証ガイドライン及び SGEC ロゴマーク使用要領に基づき使用できる。

○SGEC ロゴマークの商標権は、一般社団法人緑の循環認証会議に帰属する。

SGEC ロゴマークの基本デザイン



色指定 : pantone 328

4色で表現する場合（近似値、色）

C = 100%

M = 0 %

Y = 47%

K = 30%

但し、黒（スミ色）でも可

SGEC ロゴマークの、派生デザイン

- ・ SGEC ロゴマークは、以下の様式に沿った派生デザインとして使用することが出来る。
- ・ 下記以外のデザインによって使用しようとする場合は、事前に SGEC に許可を求め承認を得なければならない。
- ・ 文字のフォントは、新ゴMとする。(パソコン等で少部数印刷するときは、HG一丸ゴシックM-PRO でもよい。)



『緑の循環』 認証会議

『緑の循環』

○ SGEC ロゴマークの下部に、以下の文章等を表記することが出来る。

- 1) このロゴマークは、一般社団法人緑の循環認証会議の商標です。
- 2) *Sustainable Green Ecosystem*
- 3) *Sustainable Green Ecosystem Council*

附則

この文書は、2012年4月1日から施行する。

SGEC 附属文書

2-2 2012

理事会

2016. 4. 1

SGEC ロゴマークの使用要領

目次

- 1 適用範囲
- 2 用語と定義
- 3 SGEC ロゴマークの対象範囲
- 4 SGEC ロゴマークの所有権とロゴマークの使用権
 - 4-1 SGEC ロゴマークの所有権
 - 4-2 SGEC ロゴマークの使用権
- 5 SGEC ロゴマーク使用者の種類
 - 5-1 森林所有者及び管理者
 - 5-2 林産品関連産業
 - 5-3 その他のロゴ使用者
- 6 SGEC ロゴマークの使用
 - 6-1 一般的な要求事項
 - 6-2 製品上使用
 - 6-2-1 製品上使用の要件に関する要求事項
 - 6-2-2 ラベルのデザイン等の規格
 - 6-2-3 ラベルに関する特定な要求事項
 - 6-2-3-1 SGEC ロゴマークを使用するラベルの標記事項
 - 6-2-3-2 SGEC ロゴマークを使用するラベルの表示方法
 - 6-2-4 SGEC ロゴマークを表示ツールとしての使用
 - 6-3 製品外使用
 - 6-3-1 製品外使用の対象範囲
 - 6-3-2 製品外使用の要件に関する要求事項
 - 6-3-3 製品外使用の一般的な要求事項
 - 6-3-4 例外的な使用
 - 6-3-1 製品外使用の対象範囲
 - 6-3-2 製品外使用の一般的な SGEC ロゴマークの規格

関連文書

SGEC 附属文書「別紙ロゴマーク」

SGEC 附属文書 2-2-1「SGEC ロゴマークライセンスの発行について」

SGEC 附属文書 2-2-2「SGEC 登録システム」

序文

SGEC ロゴマークの使用の目的は、林産品の由来が持続可能な森林管理に由来する商品であること、あるいは環境に配慮された出処に問題のない商品である旨の正確かつ検証可能な情報を提供することにある。このことにより、市民・消費者に持続可能な森林管理や環境に配慮した商品の選択的購買を促し、その需要と供給を奨励することによって、市場主導型による森林資源の継続的な改善の可能性を高めることに寄与する。

1 適用範囲

SGEC 文書 2「SGEC 認証制度の管理運営に関する文書」の第 2 条第 2 項の SGEC ロゴマーク使用要領はこの文書の定めるところによる。また、SGEC ロゴマークの基本的デザイン等は同文書同条第 1 項の別紙で定める。

なお、不明な点がある場合は、SGEC に関する事項については SGEC の関連文書の日本語版により決定する。PEFC に関する事項については、PEFC の関連文書の英語版により決定する。

2 用語と定義

2-1 製品上使用（オン・プロダクト使用）

製品上使用とは、SGEC 認証製品若しくはこれに関連して SGEC ロゴマークを使用する場合であって、例えば以下の使用がある。

- ① 有形製品上への直接使用（包装なしの場合）、個別に梱包、容器、包装された製品、又は、製品輸送に使用される大型の箱、木枠などに使用される場合
- ② 特定の製品に関連する形で文書類に使用される場合（請求書、出荷票、広告物、説明書など）

注意書：購入者や一般消費者が特定の製品に言及していると考え、そのように理解するようなロゴマーク使用法は製品上使用と見做される。

2-2 製品外使用（オフ・プロダクト使用）

製品外使用とは、前記以外の使用であり、特定の製品や SGEC 認証森林に由来する原材料に言及しない場合であり、例えば普及用印刷物などでの使用がある。

3 SGEC ロゴマークの対象範囲

3-1 SGEC ロゴマークの対象は SGEC 認証原材料に由来する認証製品及び認証製品に混合される認証原材料以外の原材料に関して出処に問題のない原材料、並びに消費後のリサイクル原材料に由来する製品を対象とする。

注意書：SGEC 主張の対象となる林産原材料の由来は、SGEC 認証原材料に関しては持続可能な森林管理から生産されたもの、その他の原材料に関しては出処に問題のない原材料、

及び消費後のリサイクル原材料と定められる。

3-2 SGEC ロゴマークの規格は、SGEC 附属文書 2-1 の別紙による。



4 SGEC ロゴマークの所有権とロゴマークの使用権

4-1 SGEC ロゴマークの所有権

SGEC ロゴマークは、著作権の対象物であり、(一社) 緑の循環認証会議 (SGEC) (以下「SGEC」という。) が所有する登録商標である。

4-2 SGEC ロゴマークの使用権

4-2-1 製品上使用

SGEC 文書 2「SGEC 認証制度の管理運営に関する文書」の第 2 条第 2 項の有効な SGEC 認証書を有する者 (以下「有効な SGEC 認証書を有する者」という。) は、当該者が管理する SGEC 認証材・製品等に SGEC ロゴマークを使用することができる。ただし、その使用に当たっては、SGEC ロゴマーク使用許可 (SGEC 附属文書 2-2-1-1) を受けなければならない。

4-2-2 製品外使用

前項の有効な CoC 認証書を有する者以外の者が、定款第 3 条の目的の趣旨に賛同して製品外使用を行なう場合には、その目的、方法等を記載した「SGEC ロゴマーク使用許可申請書」(SGEC 附属文書 2-2-1-1) を SGEC に提出し許可を受けなければならない。

4-3 「SGEC」のイニシャルの使用権

「SGEC」のイニシャルは SGEC 認証制度に関する適正な言及を以て使用しなければならない。製品やその原材料に言及する「SGEC」の文字使用は、SGEC 森林管理認証書または CoC 管理事業体認証書の裏付けがなくてはならない。

5 SGEC ロゴマーク使用者の種類

SGEC ロゴマーク使用者となり得るのは下記の者や団体である。

5-1 森林管理関係

- ① グループ森林管理認証書 (有効期限内) の保有者
- ② 個々の森林所有者又は同管理者で次の者
 - ・個別の森林管理認証書 (有効期限内) の保有者
 - ・グループ森林管理認証書 (有効期限内) の加盟個別メンバー

5-2 CoC 管理事業体関係

- ① 統合 CoC 管理事業体認証書 (有効期限内) の保有者
- ② 個々の林産品関連産業者で次の者

- ・個別の CoC 認証書（有効期限内）の保有者
- ・統合 CoC 管理事業体認証書の加盟個別メンバー

5-3 その他の使用者（上記以外）で、SGEC の宣伝や普及・教育を目的として SGEC ロゴマークを製品外使用する組織

注意書：5-3 の「その他の使用者」は、SGEC ロゴマークを宣伝や普及教育の目的で使用する幅広い分野の諸団体であり、例えば、産業組合、調査機関、教育機関、政府、公共団体、NGO などがある。また、林製品の消費者の立場として CoC 認証取得の対象外の組織（政府や銀行など）又は SGEC ロゴマークや主張が使用されている製品を販売する組織も含まれる。

6 SGEC ロゴマークの使用

6-1 一般的な要求事項

SGEC S ロゴマークは、製品に関して「4-2-1」の製品上使用、又は「4-2-2」の製品外使用を行うことができる。

表 1

SGEC ロゴマーク使用者／使用法	製品上使用	製品外使用
5-1	あり	あり
5-2	あり	あり
5-3	なし	あり

6-2 製品上使用

6-2-1

SGEC ロゴマークは前記「5-1」及び「5-2」該当する森林所有者及び同管理者並びに CoC 管理事業体が使用できる。

6-2-2 SGEC ラベルのデザイン等の規格

6-2-2-1 SGEC ロゴマークを使用するラベルの基本デザインは次の通りである。

- ① SGEC ロゴマークは、基本デザインをもとに別紙「SGEC ロゴマーク」に規定する指定の色を用いなければならない。
- ② ロゴマーク全体を反転させて使用することが出来る。
- ③ 地色の上にロゴマークを使用する場合は、ロゴマークに指定の色を採用することにより、使用できる。

6-2-2-2 ロゴマークを表記する場合は、以下の様式に従い使用する。



下部の文字：上記様式の線枠内に所用項目を記載する。

下部の文字指定：新ゴM（パソコン等で小数部印刷するときは、HG-丸ゴシック M-PRO でもよい。）

下部の枠の大きさ：

横：ロゴマーク横幅の 1.5 倍以内

縦：定められた必要な表記事項の範囲内

ロゴマークの幅の 1.5 以内

6-2-2-3 SGEC ロゴマークの使用者は、SGEC トレードマーク (TM) とロゴマークライセンス番号と一緒に使用しなければならない。

6-2-2-4 SGEC ロゴマークを使用したラベルに、「SGEC 認証」又は「SGEC リサイクル」並びに CoC 管理事業体名、認証生産物の産地名、製品の種類等及びリサイクル原料について SGEC ロゴマークの下部に表記することができる。

6-2-3 SGEC ラベルに関する特定な要求事項

6-2-3-1 認証原材料、その他原材料及びリサイクル材料は次による

- ① 原材料の由来の要求事項はSGEC附属文書4-1による。
- ② SGECリサイクル原材料の要求事項はSGEC文書4により定められるリサイクル原材料とする。リサイクル原材料の含有量の計算はISO/IEC14021 の規定に基づくこととする。
- ③ 管理材については、SGEC文書4に定める要求事項に基づき非認証原材料についてその由来が問題のある出处ではないように管理されなければならない。

6-2-3-2 「SGEC 認証」のラベル

6-2-3-2-1 認証原材料、他の原材料及びリサイクル原材料（リサイクル原材料の最大含有量 85%）が混合している一般製品の表示方法については次による。

- ① 認証原材料認証率が 70%以上の場合は、SGEC 認証製品として SGEC ロゴマークを使用することができる。
- ② 認証原材料認証率が 70%未満 10%以上の場合の製品に SGEC ロゴマークを使用する場合には「X%SGEC 認証」と表記しなければならない。
但し、この場合、認証率は 10%単位（一桁は 4 捨 5 入）とすることができる。

③ 認証原材料認証率10%未満の場合は、SGEC ロゴマークを使用することはできない。
6-2-3-2-2 認証材住宅の認証材の認証率(当面、構造材に占める認証材の認証率でも可、但しラベルにその旨記載)での表記については次による。

- ① 認証率が70%以上の場合は、SGEC 認証材住宅として認証し、SGEC ロゴマークを使用することができる。
- ② 認証率が70%未満10%以上の場合に SGEC ロゴマークを使用する場合には、「X% SGEC 認証材住宅」と表記しなければならない。
但し、この場合、認証率は10%単位(一桁は4捨5入)とすることができる。
- ③ 認証材率10%未満の場合には SGEC ロゴマークを使用することはできない。



下部の文字：上記様式の線枠内に所用項目を記載する。

下部の文字指定：新ゴM (パソコン等で小数部印刷するときは、HG-丸ゴシック M-PRO でもよい。)

下部の枠の大きさ：

横：ロゴマーク横幅の1.5倍以内

縦：定められた必要な表記事項の範囲内

6-2-3-3 「SGEC リサイクル」ラベル

リサイクル原材料並びに認証原材料及び他の原材料が混合している一般製品の表示方法については次による。

- ① この製品は、少なくとも70%以上のリサイクル原材料を原材料とする。
- ① 「SGEC認証」原材料を含む。



下部の文字：上記様式の線枠内に所用項目を記載する。

下部の文字指定：新ゴM（パソコン等で小数部印刷するときは、HG-丸ゴシック M-PRO でもよい。）

下部の枠の大きさ：

横：ロゴマーク横幅の 1.5 倍以内

縦：定められた必要な表記事項の範囲内

6-2-4 SGEC ロゴマークを表示ツールとしての使用

6-2-4-1 SGEC ロゴマーク（規格：本文書 3-2）を各種 SGEC 表示ツールとして使用できる。

6-2-4-2 SGEC 表示ツールの使用は次による。

- ① SGEC 認証木材・製品を表示するために、シール、刻印、押印スタンプ、標識看板、フラッグ及びシートのほか、広告宣伝用物品などに使用することができる。
- ② 認証木材・製品の保管、生産・加工、出荷など各 CoC 工程における認証生産物を明確に区分して表示するために、その所在の現場等に使用することができる。
- ③ 認証建築用材の表示として、「構造材」については部材別に、「羽柄材」、「野物」及び「造作材」については部材を束ねた「まとまり」別に等適宜な単位で、シール、スタンプ、刻印等を使用できる。

6-2-5 例外的なラベルの使用

6-2-5-1 ロゴマークライセンス番号なしのロゴマークを使用したラベルの使用

ラベルのサイズが小さすぎて読めない時や技術的に表示が不可能な時は、SGEC の許可を得た上で、下記を満たす場合に限り、ロゴマーク使用ライセンス番号なしのロゴマークを使用したラベルの使用が例外的に認められる。

- ① ロゴマークライセンス番号がその商品の他の場所に表示される（包装紙、大箱、商品のパンフレットやマニュアルなど）、あるいは、
- ② その SGEC ロゴマークを使用したラベルの使用者の身元が他の商品情報によって明確かつ明瞭に確認できる。

6-3 製品外使用（オフ・プロダクト）

6-3-1 製品外使用の対象範囲

SGEC ロゴマークの製品外使用には下記が含まれる。

- ①PEFC 相互承認に関する情報の伝達及びPEFC への加盟に関する情報、又は、PEFC とのパートナー関係に関する情報の伝達
- ②SGEC 認証書（認証機関等）及び認証状況（グループ森林管理認証等）等に関する情報の伝達
- ③SGEC 認証製品の調達に関する情報の伝達
- ④SGEC の制度や認証の発展、普及に焦点を合わせた各種プロジェクトや企画に関する情報の伝達
- ⑤その他の教育や宣伝のための SGEC ロゴマーク使用

6-3-2 製品外使用の要件に関する要求事項

製品外のSGEC ロゴマーク使用は、有効なSGEC ロゴマーク使用許可を有する者に限られる。

6-3-3 製品外使用の一般的な要求事項

前記製品上使用の規定に準拠することとし、「6-2-2-1」及び「6-2-2-3」による。

6-3-4 例外的な使用

6-3-4-1 ロゴマークライセンス番号なしのロゴマーク使用

ロゴマークライセンス番号なしのSGECロゴマーク使用は、ラベルのサイズが小さすぎて読めない時や、技術的に表示が不可能な時には例外的に認められる。

ロゴマークライセンス番号なしのロゴマーク使用は事前許可が必要である。

附則

この文書は2012年4月1日から施行する

附則2

2015.3.25 一部改正

この改正文書は、2015年4月1日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が SGEC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とし旧文書（2012年4月1日施行）の規定によることができることとする。

附則3

2016年3月31日一部改正

改正文書は2016年4月1日から施行する。

附則4

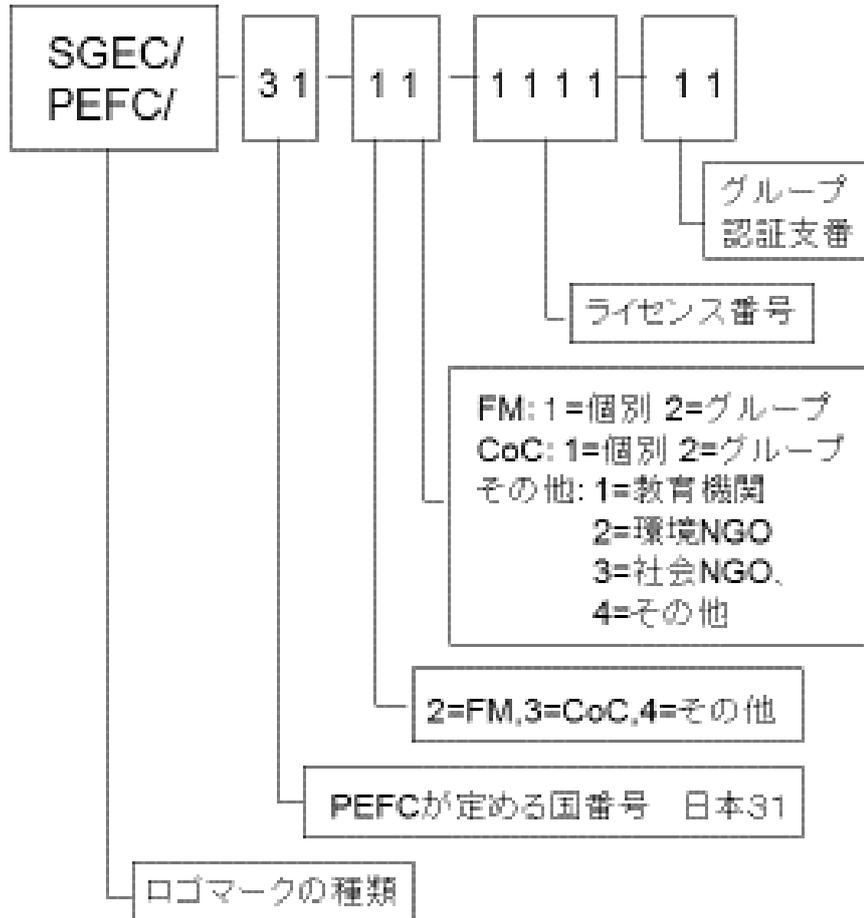
2016年3月31日一部改正

改正文書は2016年4月1日から施行する。

附則 5

改正文書は2016年7月1日から施行する。

ロゴマークライセンス番号の仕組み



注1: 既にPEFCロゴライセンスの発行を受けている者は現在所有するライセンス番号を、引き続き新制度の下でのライセンス番号とすることができる。

注2: 新制度の下でSGECとPEFCのロゴマークライセンス発行を受ける者は同一のライセンス番号とすることができる。

SGEC 附属文書

2-2-1-1 2015

理事会

2016. 1. 1

SGEC ロゴマークライセンスの発行について

序文

SGEC のロゴマークやラベルは、持続可能な森林経営、リサイクル材、又は出処に問題のないその他の原材料からのものであるなど林産品の由来に関する情報を提供し、消費者等が環境やその他の事項を考慮した選択的な購入をする際に利用することが出来る。

SGEC のロゴマークは、SGEC による SGEC ロゴマークライセンスに基づいてのみ発行される。

なお、SGEC は日本の PEFC 認証管理団体として PEFC GD 1004 「2009 PEFC 認証制度の管理運営」に基づき PEFC 評議会との間に締結する PEFC 認証制度の管理に関する契約により、PEFC の委任を受けて PEFC・CoC 認証企業に対して PEFC ロゴライセンスの発行を行う。

1 適用範囲

この文書は、附属文書 2-1 「別紙」及び同 2-2 「SGEC ロゴマーク使用要領」に基づき適正なロゴマーク使用を目的とし、SGEC ロゴマーク使用ライセンス(以後「ライセンス」という。)の発行について定める。

2 基準的引用文書

SGEC 文書番号 2 「SGEC 認証制度管理運用に関する文書」

SGEC 附属文書 2-1 「別紙 SGEC ロゴマーク」

SGEC 附属文書 2-2 「SGEC ロゴマーク使用要領」

3 認証機関の発行する認証書並びに SGEC が承認する森林管理及び CoC の認証書

3-1 認証機関の発行する認定認証書

認証機関は認定機関から SGEC が認めた認定範囲で認定を受けた機関で、その発行する認証書には当該認定機関のシンボルが表示されてなければならない。

3-2 SGEC が承認する認証書

SGEC が承認する認証書は、次の条件を満たすものでなければならない。

- a) 森林管理認証書は、SGEC 認証制度(森林管理認証規格)に照らして、SGEC の公示

を受けた認証機関が発行するもので有効期間内のもの。

b) CoC 認証書は、SGEC 認証制度 (CoC 認証規格) に照らして、SGEC の公示を受けた認証機関が発行するもので有効期限内のもの。

注意書：SGEC 森林認証制度並びに森林管理及び CoC 認証規格は SGEC ウェブサイトで入手可能。(www.sgec-eco.org)

4 ライセンス発行の条件

4-1 一般的条件

ライセンスを申請する CoC 管理事業体は下記の要件を満たさなければならない。

a) 法人であること。

b) 申請者の身元やその他 SGEC が特定する情報について収集し、公開することに同意すること。

4-2 個別条件

森林管理認証書及び CoC 認証書は前項「3」の要件を満たさなければならない。

4-2-1 森林所有者・管理者で下記の要件を満たすもの

a) SGEC が承認する有効期限内の森林管理認証書を有すること。

b) SGEC と SGEC ロゴマーク使用契約を締結していること (別紙 1-1)。

4-2-2 CoC 管理事業体で下記の要件を満たすもの

a) SGEC が承認する有効期限内の CoC 認証書を有すること。

b) SGEC と SGEC ロゴマーク使用契約を締結していること (別紙 1-1)。

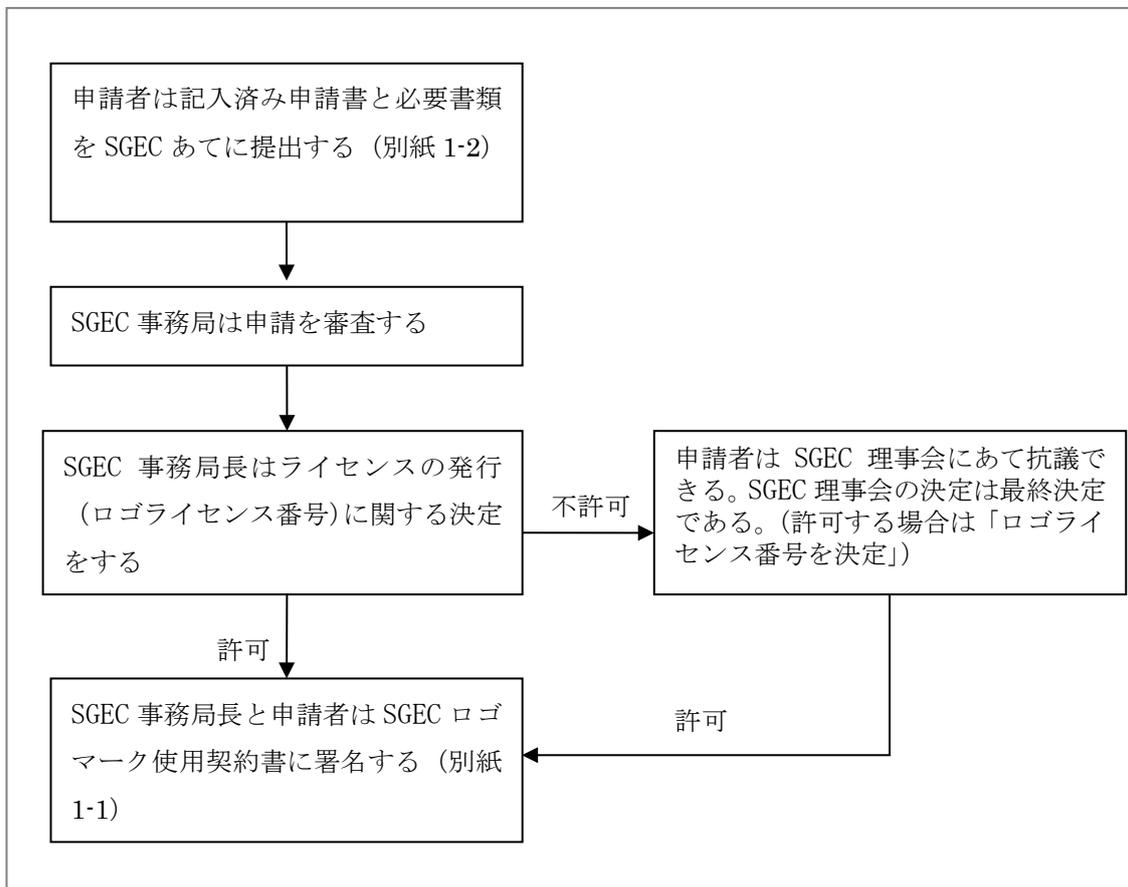
4-2-3 下記の要件を満たすその他の組織・団体

a) SGEC ロゴマーク使用目的が SGEC の目的に適合していることが確認できること。

b) SGEC と SGEC ロゴマーク使用契約を締結していること (別紙 1-1)。

5 ライセンス発行の手順

図1：ライセンス発行のプロセス



6 ロゴマーク使用料金

当面定めない。

7 ライセンスの有効期間

ライセンスの有効期間は、前記「4-2-1 森林所有者・管理者」及び「4-2-2 CoC 管理事業体」は、それぞれ森林管理認証書若しくはCoC 管理事業体認証書の有効期間とし、「4-2-3 の組織・団体」については当該契約書の有効期間とする。

8 1回限りのSGECロゴマーク使用

製品外使用の目的に限り、SGECは、SGECロゴマーク使用ライセンスがなくても、下記の要件を満たす場合は、1回限りのSGECロゴマークの使用を許可することができる。

- a) 当該ロゴマークの使用がSGECの目的に適合していること。
- b) ロゴマーク使用ライセンス番号は、SGECの許可番号を使用しなければならないこと。
- c) 当該SGECロゴマークにSGECの許可を受けている旨明示されていること。

なお、1回限りのSGECロゴマーク使用を希望する者は、使用者の名称並びに住所を記載の上、上記の使用要件を記載し、別紙1-3によりSGECに申請する。

9 PEFCロゴ使用ライセンス発行

SGEC認証材について、SGECがPEFCとの相互承認以降においてPEFCロゴ使用ライセンス発行する場合は、前掲のPEFC GD 1004「2009PEFC認証制度の管理運営」及びPEFC GD 1005「PEFCロゴライセンスの発行」に基づき行う。

附則

この文書は、2015年4月1日から施行する。

但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附即2

2015.10.14 及び2015.12.10 一部改正

この改正文書は、2016年1月1日から施行する。

但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附即3

この改正文書は、2016年7月1日から施行する。

SGEC ロゴマーク使用契約書

(一社) 緑の循環認証会議、(以下「SGEC」という。)と、x x x x株式会社 (以下「ロゴ使用者」という。)は、下記の条件において、以下の条項について合意した。

記

- a) SGEC ロゴマーク使用者は、附属文書 2-2「SGEC ロゴマーク使用要領」の「4」に定める SGEC ロゴマーク使用权を有する。
- b) SGEC は、登録商標である SGEC ロゴマークの所有者であり、その著作権を有する。
- c) SGEC ロゴマーク使用者は、SGEC ロゴマークの別に定めるロゴマーク使用ライセンスの発行を受け、SGEC ロゴマーク使用要領等に基づき SGEC のロゴマークを使用することができる。

*約定事項

第1条 定義

1 SGEC ロゴマークの使用規程は、SGEC 附属文書 2-2「SGEC ロゴマーク使用要領」であり、契約文書の一部として契約書に添付される。

2. SGEC ロゴマーク料金

SGEC ロゴマーク料金は別途支払われる SGEC 公示料金に含まれる。

第2条 SGEC ロゴマークの著作権

1. SGEC ロゴマークは著作権の対象であり、SGEC が所有する登録商標である。同ロゴマークは SGEC の管理・統制の下で許可なくして使用することは禁止される。

第3条 SGEC ロゴマーク使用者の責任

1 SGEC ロゴマーク使用者は、同使用規程に従い、当該ロゴマーク使用者の身元が確実に確認できるようロゴマーク使用ライセンス番号を表示しなければならない。

2 SGEC のロゴマーク発行料金および年間使用料金は、ロゴマーク使用者が SGEC にあてに認証機関を通じ、年次に支払う SGEC 公示料金に含まれる。SGEC は、契約の有効期間中に SGEC ロゴマーク料金システムに関する変更をすることができる。SGEC とロゴマーク使用者間の契約におけるその様な変更は、SGEC がロゴ使用者に対してその変更を文書で通知した翌年から効力を持つ。

3 ロゴマーク使用者は、当該身元情報に関するデータの変更、並びに森林管理認証及び CoC 認証をその使用の要件としている者については、当該認証状態を速やか且つ信頼できる形で認証機関を通じて SGEC に通知しなければならない。

第4条 SGEC の責任

SGEC は、ロゴマーク使用者に対して、本契約に影響する SGEC ロゴマーク使用に関する SGEC 文書の変更があった場合には、これを通知しなければならない。

第5条 罰則

1 SGEC は、付属文書 2-2-1 の「4」の「ライセンス発行の条件」に該当する者が、未承認の状態で SGEC ロゴマークを製品上又は製品外使用した場合には、当該使用者がその未承認使用が意図的でないことを証明しない限り、そのロゴマーク使用に関わる製品の市場価格の総額の五分の一に相当する額を契約違反として課することができる。その場合の違約金は 150 万円を上限とする。

2 SGEC は、契約に違反したロゴマーク使用に対して要求する罰金額を変更する権利を有する。その変更は、SGEC がロゴマーク使用者に対して書面による通知を行ってから 3 ヶ月を経過した後に、SGEC とロゴマーク使用者との間で締結された契約書上でその効力を発生する。

第6条 契約の終了

1 両当事者は、書留郵便による 3 ヶ月前の通知によって本契約を終了することができる。

2 SGEC は、SGEC ロゴマーク使用規程への違反の容疑が調査された場合には、本契約書を一時的に取り消すことができる。この場合には、SGEC は、当該ロゴマーク使用者に対する容疑に関し、書面による説明を求めなければならない。なお、当該一時的取消の措置は、当該ロゴマーク使用者が不正使用の容疑に関して SGEC に釈明をしてから最長 1 ヶ月間有効とし、この間、SGEC はその件について調査を実施し、その是正措置を策定する。SGEC は、ロゴマークの使用者が SGEC の承認する是正措置を実行しその旨を SGEC 宛に到達した場合は、契約の一時的取消に関する決定を破棄することができる。

3 SGEC は、本契約書又は SGEC ロゴ使用規程が遵守されなかったと判断された場合、直ちに本契約を終了することができる。

4 SGEC 森林管理認証書、CoC 管理事業体認証書の保有を SGEC ロゴマーク使用の条件としている場合で、その認証書の有効性は失われた場合には、その時点でこの契約書は自動的に終了する。

5 前1、2、3 及び4 項に該当して契約が終了した場合であっても SGEC ロゴマーク使用料 (別に定める公示料) は返却されない。但し、ロゴマーク使用料は当面定めていない。

6 SGEC は前項に該当して契約が終了したことによって SGEC ロゴマーク使用者が被る費用や被害を弁償する義務を負わない。

第7条 報告及び呈示

- 1 SGEC は、認証の内容に関してロゴマーク使用者によって提供された当該者の身元に関するデータや情報を公開することができる。
- 2 森林管理認証及び CoC 管理事業体認証を取得し、ロゴマーク使用の要件を満たした者は、各認証審査の後直ちに SGEC ロゴマークの製品上使用に関する通知（例えば、製品、製品の 카테고리、生産単位又はそれらに類似する項目ごとに使用する CoC 認証システムが許す限りの正確性を以って）を、認証機関の確認を受けた上で、SGEC 宛てに提出しなければならない。同様に、製品外ロゴマーク使用の要件を満たす者は、ロゴマーク使用について SGEC 宛てに自由書式によりその詳細を報告しなければならない。
- 3 ロゴマークの製品外使用の場合、当該ロゴマーク使用者は、項目毎に自由書式にて SGEC ロゴマークの製品外使用の詳細について毎年 SGEC 宛てに報告しなければならない。

第8条 契約の有効性

この契約書は、両当事者による署名がなされた時点から発効する。

第9条 その他の条件

- 1 SGEC は、第三者から苦情を受けた場合、又は、契約違反の疑義が生じた場合、SGEC 自ら若しくは認証機関等の代理人がロゴマーク使用者の現場検査を実行することができる。この場合、当該ロゴマーク使用者は上記の検査に関わる費用やその他の損失に対する責任を負う。
- 2 森林管理認証及び CoC 管理事業体認証を有することを要件とするロゴマーク使用者は、この契約書の締結から3ヶ月以内に認証機関との間で、当該契約書の締結以後の認証審査の際に使用する SGEC ロゴマーク付き商品の生産量及び製品上のロゴマーク使用状況に関する記録を認証機関が審査する旨の合意文書を締結し、SGEC 宛てにその合意書の複写1部を送らなければならない。認証機関は、そのロゴマークの使用状況の変更についてもロゴマーク使用者に連絡せず SGEC に対して通知できるものとする。

第10条 裁定

- 1 この契約書は日本国の法に従う。
- 2 この契約書の関わる紛争、訴訟は、最終的に且つ専ら日本国の裁判所の法廷に提訴される。

(2部 署名)

日 付

SGEC 事務局長

XXXXXX 会社ロゴマーク使用代表者

別紙 1-2

SGEC ロゴマーク使用許可申請書

I. 申請者の身元に関するデータ

会社・組織名			
代表者名 又は 関連 部署の管理者			
住所	〒		
担当者名			
電話		ファッ クス	
電子メール		URL	

グループ森林管理認証及び複数のサイトを含む統合 CoC 認証ライセンス申請の場合、申請者は該当するグループ森林管理認証の加盟者及び統合 CoC 認証の加盟者及びその担当者の詳細を申請書に含めなければならない。

II. 申請者の属する SGEC ロゴマーク使用者

〈一つの申請につき一つの 카테고리のみ選択〉

森林所有者・管理者 附属文書 2-2-1-1 の「4-2-1」の該当者	<input type="checkbox"/> 森林管理認証保有者 <input type="checkbox"/> グループ森林管理認証の加盟者 <input type="checkbox"/> グループ森林管理認証書の保有者
林業、木材関連産業事業体、商社 附属文書 2-2-1-1 の「4-2-2」の該当者	<input type="checkbox"/> CoC 認証書保有者 <input type="checkbox"/> 統合 CoC 管理事業認証の加盟者 <input type="checkbox"/> 統合 CoC 管理事業体認証書の保有者
その他のロゴ使用者 附属文書 2-2-1-1 の「4-2-3」の該当者	<input type="checkbox"/> 具体的に業務内容を記載

Ⅲ. 申請手続きに関する情報と文書

認証番号 / 有効期限（森林管理認証及び CoC 認証取得者のみ）	
グループ森林管理認証及び統合 CoC 管理事業体認証への加盟確認書	
前年度の木材・木製品に係る総売り上げ（日本円）	
その他のロゴ使用 附属文書 2-2-1-1 の「4-2-3」の該当	<使用目的、方法等>
<p>申請手続きに必要な書類：</p> <p><input type="checkbox"/> 認証書のコピー（森林管理認証、CoC 管理事業体認証の場合）</p> <p><input type="checkbox"/> グループ認証への加盟確認書のコピー（グループ森林管理、統合 CoC 管理事業体の場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 申請に含まれるすべてのサイトのリストと各その担当者の詳細（森林管理、CoC、グループ森林管理及び統合 CoC 管理事業体）</p> <p><input type="checkbox"/> その他のロゴ使用者は、ロゴの使用目的、方法等について具体的に記載する。</p>	

Ⅳ. 自己宣言

私は、以下を確認いたします。

- a) SGEC ロゴマーク使用に関する SGEC の文書を読み、これに同意します。
- b) 本申請書に記載されるデータは完全であり、真実であります。

（上記 I の代表者又は管理者の
署名又は捺印）

一度限りの SGEC ロゴマーク使用許可申請書

申請年月日 年 月 日

使用企業の名称 代表者氏名 住所(〒) 電話番号、FAX 番号 E-mail	
担当者名 電話番号、FAX 番号 E-mail	
<使用目的・方法>	

自己宣言

以下を確認いたします。

- a) このロゴは商品上に使用しない。
- b) このロゴの使用は SGEC の趣旨 (SGEC 定款) に反しない。
- c) このロゴの使用に当たっては SGEC の許可を得ている旨明示する。

(上記 I の代表者又は管理者の
署名又は捺印))

SGEC 附属文書
2-2-1-1-1 2017
会長決裁
2017. 2. 1

SGEC ロゴマークライセンスの発行について

SGEC 附属文書 2-2-1-1「SGEC ロゴマークライセンスの発行について」の「4-1」の「 a) 」で規定する「法人」には「法人に準ずる組織を有する者」を含むこととし、SGEC 附属文書 2-1「グループ森林管理認証の要件」の「2-2」で規定する「グループ主体」及び SGEC 附属文書 2-8「統合 CoC 管理事業体の要件」の「3-2-1」で規定する「本部」並びに SGEC 文書 2「SGEC 認証制度の管理運営に関する文書」の第 4 条で規定する森林管理認証の取得者及び同第 11 条で規定する「CoC 認証」の取得者を含むものとする。

また、PEFC GD 1005:2012「PEFC 評議会による PEFC ロゴライセンスの発行」の「4.1」で規定する「法人」についても SGEC 附属文書 2-2-1-1 と同様の解釈とする。

SGEC 附属文書

2-2-1-2 2016

理事会

2016. 4. 1

PEFC ロゴライセンスの発行について

前置き

この文書は、SGECが日本のPEFC認証管理団体としてPEFC GD 1004;2009「PEFC認証制度の管理運営」に基づきPEFC評議会との間に締結するPEFC認証制度の管理に関する契約により、PEFCの委任を受けてSGEC-森林管理者、SGEC-CoC管理事業体又はPEFC-CoC認証企業等に対してPEFCロゴライセンスの発行する場合の規準とする。

序文

PEFC のロゴやラベルは、持続可能に管理された森林、リサイクル材、または出処に問題のないその他の原材料からのものであるなど林産品の由来に関する情報を提供する。林産品の購入者や潜在的な購入者が環境やその他の事項を考慮した購入をする際に利用することが出来る。

日本国内にあっては、PEFC ロゴはPEFC 評議会からPEFCロゴライセンスの発行業務のi委任を受けるSGECによるPEFC ロゴライセンスに基づいてのみ発行される。

1. 適用範囲

この文書は、SGECが日本のPEFC認証管理団体としてPEFC GD 1004 ; 2009「PEFC認証制度の管理運営」によってPEFC評議会との間に締結するPEFC認証制度の管理に関する契約に基づきPEFCの委任を受けて、日本国内において登録されたSGEC森林管理者、SGEC-CoC管理事業体又はPEFC・CoC認証企業に対してPEFCロゴライセンスの発行を行う場合に、PEFC ロゴ使用規則—要求事項 第二版（PEFC ST 2001:2008）とその実施に関する合法的なロゴ使用を確実にすることを目的に、SGECが委任を受けて行うPEFC ロゴライセンスの発行に関する遵守すべき諸規則を定める。

2. 基準的参照文書

- ・ PEFC ST 2002:2013 林産品のCOC—要求事項 第二版
- ・ PEFC ST 2001:1008、PEFC ロゴ使用規則—要求事項
- ・ PEFC GD 1004:2009、PEFC 認証制度の管理運営
- ・ SGEC文書3「SGEC森林管理認証基準・指標・ガイドライン」
- ・ SGEC文書4「SGEC-CoC認証ガイドライン」

3 認証機関の発行する認証書並びに SGEC 又は PEFC が承認する CoC の認証書

3-1 認証機関の発行する認定認証書

認証機関は認定機関から SGEC 又は PEFC が認めた認定範囲で認定を受けた機関で、その発行する認証書には当該認定機関のシンボルが表示されてなければならない。

3.2 SGEC又はPEFC が承認する認定認証書

SGECの公示又はPEFC の公示（PEFCの公示はSGEC附属文書2-13-2に基づきPEFC評議会
の委任を受けてSGECが代行する。以下同じ）を受けた認証機関が、SGEC-CoC規格又
SGEC-森林管理規格若しくはPEFC-CoC 規格に照らして発行する森林管理又はCoC 認定認
証書で有効期限内のもの

注意書：PEFC の承認を受けたCoC 規格の一覧表はPEFC 評議会のウェブサイトで入手可
能。（www.pefc.org）

4. ライセンス発行の条件

4.1. 一般的条件

ロゴライセンスを申請する組織は下記でなければならない。

- a) 法人であること
- b) 申請者の身元やその他PEFC 評議会が特定する情報に関し、PEFC 評議会がこれを収集し、公開することに同意すること

4.2 特別条件

以下の使用者グループは、いずれも日本国内で登録された者でなければならない。
使用者グループA：（該当無し）

使用者グループB：森林所有者・管理者で下記をみたすもの

- a) SGEC が承認する有効期限内の森林管理認証書を有すること
- b) PEFC 評議会とPEFC ロゴ使用契約を締結していること（別紙2-1）

但し、PEFC ロゴライセンス契約は本文書に基づきPEFC評議会の委任を受けてSGECが代行する。以下同じ。

使用者グループC：林産品関係産業者で下記を満たすもの

- a) SGEC又はPEFC が承認する有効期限内のCoC 認定認証書を有すること
- b) PEFC 評議会とPEFC ロゴライセンス契約を締結していること（別紙2-1）

SGEC・統合CoC管理事業体本部が日本国内に登録されたPEFC・マルチサイトCoC を
有する組織が下記を満たす場合は、統合CoC管理事業体若しくはマルチサイト認証書
の対象範囲の全体または一部を対象とするライセンスを申請することができる。

- a) 本部とサイトが単一の法人の一部であること
- b) 本部とサイトがそれぞれ個別の経営層と組織構造を有する単一の法人の一部であること

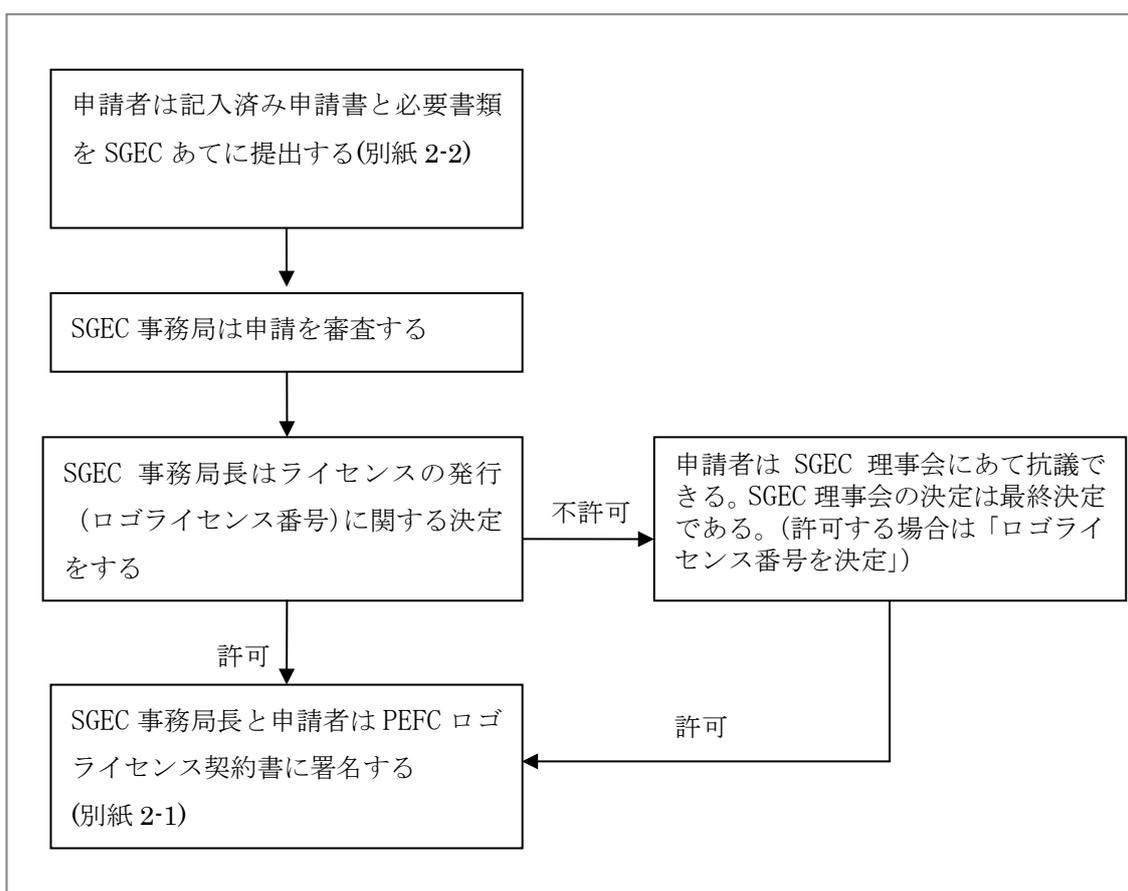
使用者グループD：下記を満たすその他の組織・団体

- a) ロゴ使用目的がPEFC 評議会の目的と名声に抵触しないことが確認できること
- b) PEFC 評議会と PEFC ロゴライセンス契約を締結していること（別紙 2-1）

5 ライセンス発行の手順

SGECは、日本のPEFC認証管理団体としてPEFC GD 1004；2009PEFC「認証制度の管理運営」に基づきPEFC評議会との間に締結するPEFC認証制度の管理に関する契約により、ロゴライセンス発行を代行する。

図1：ライセンス発行のプロセス



6 ロゴ使用料金

当面定めない

7 ライセンスの有効期間

ライセンスは使用者グループ毎に下記の間有効である。

- a) 使用者グループA：契約書の有効期間
- b) 使用者グループB：SGEC森林管理認証書の有効期間

c) 使用者グループC：SGEC-CoC又はPEFC-CoC 認定認証書の有効期間

d) 使用者グループD：契約書の有効期間

8 一度切のロゴ使用

製品外使用の目的に限り、PEFC 評議会（業務はPEFC評議会の委任を受けてSGECが代行）は個別のロゴライセンスがなくても、下記の条件を満たす場合は、一度切りのPEFC のロゴ使用を許可することが出来る。

a) そのロゴ使用がPEFC 評議会の目的や名声に抵触しないこと。

b) ロゴ使用番号は、SGECの発給する番号を使用しなければならないこと。（PEFC/01-00-01）

c) 「このロゴはSGECの許可を得て使用しています」の文言が表示されること。

1 回限りの PEFC ロゴマーク使用を希望する者は、別紙 2-3 を SGEC に申請する。

附則

この文書は、2016 年 4 月 1 日から施行する。

但し、SGEC は日本の PEFC 認証管理団体として PEFC GD 1004 ; 2009PEFC 「認証制度の管理運営」に基づき PEFC 評議会との間に締結する PEFC 認証制度の管理に関する契約により、PEFC の委任を受けて PEFC・CoC 認証企業に対して PEFC ロゴライセンスの発行を行うことが認められた時点から発効する。

附則2

この文書は2016年7月1日から施行する

附則3

2016年10月14日 一部改正

この文書は2016年11月1日から施行する

別紙 2-1 PEFC ロゴ使用契約について

SGECは日本のPEFC認証管理団体としてPEFC GD 1004「2009PEFC認証制度の管理運営」に基づきPEFC評議会との間に締結するPEFC認証制度の管理に関する契約により、PEFCの委任を受けてSGEC・森林管理認証、同CoC認証事業体及びPEFC・CoC認証企業等に対してPEFCロゴライセンスの発行を行う場合は次の様式による

PEFC ロゴ使用契約書

(一社) 緑の循環認証会議、(以下「SGEC」という。)と、x x x x株式会社 (以下「ロゴ使用者」という。)は、下記の条件において、以下の条項について合意した。

記

- a) ロゴ使用者は、PEFC ロゴ使用規則に定めるロゴ使用者グループ B,C,Dに属するロゴ使用者であること。
- b) PEFC 評議会は登録商標である PEFC ロゴの所有者であり、その著作権を有すること。
- c) SGEC は PEFC 評議会との契約に基づき PEFC 評議会に代わって日本における PEFC ロゴ使用許可を発行する認可を受けていること。
- d) ロゴ使用者は、登録番号 PEFC/31-x x xにて PEFC ロゴの使用許可を受け、PEFC ロゴ使用規則を遵守した PEFC ロゴの使用を許可されること。

特約条項

第1条 定義

1. PEFC ロゴ使用規則

これは PEFC 評議会テクニカル文書の PEFC ST 2001:2008 Ver.2 (PEFC ロゴ使用規則第二版－要求事項)であり、契約文書の一部としてこの契約書に添付される。

2. PEFC ロゴ料金

PEFC ロゴ料金は別途支払われる PEFC 公示料金に含まれる。

第2条 PEFC ロゴの著作権

1. 疑惑の発生を回避するため、PEFC ロゴは著作権の対象物であり、PEFC 評議会が所有する登録商標となっている。「PEFC」の文字は著作権に含まれ、登録されている。この著作権の対象物を許可なくして使用することは禁止されており、法的行為の誘因となり得る。PEFC ロゴの使用は PEFC 評議会の委任を受けて SGEC が管理、統制する。

第3条 ロゴ使用者の責務

- 1 ロゴ使用者は、PEFC ロゴを PEFC ロゴ使用規則および PEFC ロゴ再生ツールキットに定められる図案に関する指示に従い、ロゴ使用者の身元確認が確実にできるように SGEC が発行する登録番号と共に使う責務を負う。
- 2 PEFC のロゴ発行料金および年間使用料金は、PEFC 公示料金に含まれる。SGEC は、契約の有効期間中に PEFC ロゴ料金システムに関する変更をすることができる。SGEC とロゴ使用者間の契約におけるその様な変更は、SGEC がロゴ使用者に対してその変更を文書で通知した翌年から効力を持つ。
- 3 ロゴ使用者は、SGEC に対してロゴ使用者の身元に関するデータ、及びグループ B 及び C の使用者の場合は認証の状態に関する変更について速やか且つ信頼ある通知をする責務を負う。

第4条 SGEC の責務

- 1 SGEC は、契約書への署名から二週間以内に、ロゴ使用者に対して PEFC ロゴ使用ツールキットを提供する責務を負う。
- 2 SGEC は、ロゴ使用者に対してこの契約に影響を及ぼす PEFC ロゴ使用に関わる PEFC 評議会規則や SGEC 文書の変更を通知する責務を負う。

第5条 罰則

- 1 SGEC は、使用者グループ B 及び C によってロゴが製品上又は製品外で未承認使用された場合、ロゴ使用者がその未承認使用が意図的でないことを証明しない限り、該当製品の市場価額の五分の一に当たる日本円相当額を契約違反として、課すことができる。その場合の違約金は 150 万円を上限とする。
- 2 SGEC は、契約に違反するロゴ使用に対して要求する違約金額を変更する権利を有する。SGEC とロゴ使用者との間の契約書におけるその変更は、SGEC が使用者に対してその変更に関して書面で通知してから 3 ヶ月と 5 日後に効力を発生する。

第6条 契約の終了

- 1 本契約当事者の一方は、書留郵便による 3 ヶ月の事前通知によってこの契約を終了することができる。
- 2 SGEC は、PEFC ロゴ使用規則への違反の容疑が調査に付された場合、その期間中は即刻この契約書を暫定的に解約することが出来る。そうした容疑がある場合、SGEC はロゴ使用者に対し、その容疑に対する書面による説明を要請し、さらに暫定的な解約に関わる告知をしなければならない。暫定的な解約は、ロゴの使用者が容疑の対象となった不正使用に関して SGEC に対する釈明をしてから、最長一ヶ月間有効でなければ

ばならない。この間、SGECはその件について調査する。SGECは、ロゴの使用者がSGECの承認する是正措置を実行し、その旨をSGEC宛に通達した場合は契約の暫定的解消に関する決定を破棄することが出来る。

3 SGECは、この契約書又はPEFCロゴ使用規則の規定が遵守されなかったと判断される十分な理由がある場合、直ちにこの契約を終了することが出来る。

4 SGEC森林管理認証書、CoC管理事業体認証書及び、PEFC評議会が承認するCoC認証書の有効性が辞退、中止、又は、終了した場合、その認証書の有効性が辞退、中止、又は、終了した時と同時にこの契約書も自動的に終了する。

5 PEFC評議会とSGECの間の契約に辞退、中止、又は、終了があった場合、SGECとロゴ使用者との間の契約は上記の辞退、中止、又は、終了と同一の日付を以って自動的に終了する。

6 前1.2.3及び4項の規定に従ってこの契約が暫定的な解消や終了となった場合、PEFCロゴ料金(別に定める公示料)が支払われた場合であっても返還されない。但し、PEFCロゴ料金は当面定めていない。

7 SGECは前項に該当して契約が終了したことによってSGECロゴ使用者が被る費用や被害を弁償する義務を負わない。

第7条 報告及び呈示

1 PEFC評議会およびSGECは、ロゴ使用者の身元や認証内容に関してロゴ使用者によって提供されたデータや情報を公開することが許される。

2 グループB及びCの場合、ロゴ使用者は森林管理及びCoC審査の後直ちに認証機関による検証を受けた上で、(例えば、製品、製品の 카테고리、生産単位、又は、それに類似するものなど)製品上のロゴ使用についてSGECから要請があった場合には、内訳ごとにロゴ使用者が使用する認証システムが許す限り正確に通知をしなければならない。同様に、ロゴ使用者はPEFCロゴの製品外使用に関する詳細な情報をSGECあてに書式自由な形の報告をしなければならない。

3 グループDの場合、ロゴ使用者は、項目毎に書式自由な形でPEFCロゴの製品外使用説明を含む年次報告書をSGECに提出しなければならない。

第8条 契約の有効性

1 この契約書は、両当事者による署名がされた時から発効する。

第9条 その他の条件

1 SGECは第三者から苦情を受けた場合、又は、SGECがこの契約が違反されたと

信ずる理由を有する場合、ロゴ使用者の現場検査（SGEC 自身か、その代理者による）を実行する権利を有する。ロゴ使用者は上記の検査に関わる費用やその他の損失に対する責任を負う。

2 グループ B 及び C の場合、ロゴ使用者は、この契約書の締結から 3 ヶ月以内に認証機関との間で、当該契約書の締結以後の認証審査の際に使用する PEFC ロゴ付き製品産量及び製品上のロゴ使用状況に関する記録を認証機関が審査する旨の合意文書を締結し、SGEC 宛てにその合意書の複写 1 部を送らなければならない。認証機関は、そのロゴの使用状況の変更についてもロゴ使用者に連絡せず SGEC に対して通知できるものとする。

第 10 条 裁定

- 1 この契約書は日本国の法に従う。
- 2 この契約書の関わる紛争、訴訟は、最終的に且つ専ら日本国の裁判所の法廷に提訴される

(2 部 署名)

日 付

SGEC 事務局長

XXXXXX 会社ロゴマーク使用代表者

別紙 2-2

PEFC ロゴマーク使用許可申請書

I. 申請者の身元に関するデータ

会社・組織名			
代表者名 又は 関連 部署の管理者			
住所	〒		
担当者名			
電話		ファッ クス	
電子メール		URL	

SGEC・グループ森林管理認証、複数のサイトを含む SGEC/PEFC・CoC 認証ライセンス申請の場合は、申請者は該当する SGEC・グループ森林管理認証及び SGEC 統合 CoC 管理事業体、PEFC・マルチサイト CoC 認証の加盟者並びにその担当者の詳細を申請書に含めなければならない。

II. 申請者の属する PEFC ロゴ使用者

〈一つの申請につき一つのカテゴリーのみ選択〉

森林所有者・管理者 附属文書 2-2-1-2 の B の該当者	<input type="checkbox"/> SGEC・森林管理認証保有者 <input type="checkbox"/> SGEC・グループ森林管理認証の加盟者 <input type="checkbox"/> SGEC・グループ森林管理認証書の保有者
林業、木材関連産業事業体、商社 附属文書 2-2-1-2 の C の該当者	<input type="checkbox"/> SGEC/PEFC・CoC 認証書保有者 <input type="checkbox"/> PEFC・マルチサイト CoC、若しくは SGEC・統合 CoC 管理事業認証の加盟者 <input type="checkbox"/> PEFC・マルチサイト CoC、若しくは SGEC・統合 CoC 管理事業体認証書の保有者
その他のロゴ使用者 附属文書 2-2-1-2 の D の該当者	<input type="checkbox"/> 具体的に業務内容を記載

III. 申請手続きに関する情報と文書

認証番号 / 有効期限 (SGEC・森林管理 認証及び SGEC/PEFC・CoC 認証取得者の み)	
---	--

グループ森林管理認証及びマルチサイト CoC 認証、若しくは統合 CoC 管理事業体認証書への加盟確認書	
前年度の木材・木製品に係る総売り上げ (日本円)	
その他のロゴ使用 附属文書 2-2-1-1 の「4-2-3」の該当	〈使用目的、方法等〉
<p>申請手続きに必要な書類：</p> <p><input type="checkbox"/> 認証書のコピー (SGEC・森林管理認証、SGEC/PEFC・CoC 認証の場合)</p> <p><input type="checkbox"/> グループ認証への加盟確認書のコピー (SGEC・グループ森林管理、SGEC・統合 CoC 管理事業体、PEFC・マルチサイト CoC 認証の場合)</p> <p><input type="checkbox"/> 申請に含まれるすべての加盟者・サイトのリストと各その担当者の詳細 (SGEC・森林管理、SGEC/PEFC・CoC、SGEC・グループ森林管理及び SGEC・統合 CoC 管理事業、PEFC・マルチサイト CoC 認証)</p> <p><input type="checkbox"/> その他のロゴ使用者は、ロゴの使用目的、方法等について具体的に記載する。</p>	

IV. 自己宣言

私は、以下を確認いたします。

- a) PEFC ロゴ使用に関する PEFC の文書を読み、これに同意します。
- b) 本申請書に記載されるデータは完全であり、真実であります。

(上記 I の代表者又は管理者の
署名又は捺印)

一度限りの SGEC ロゴマーク使用許可申請書

申請年月日 年 月 日

使用企業の名称 代表者氏名 住所(〒) 電話番号、FAX 番号 E-mail	
担当者名 電話番号、FAX 番号 E-mail	
<使用目的・方法>	

自己宣言

以下を確認いたします。

- b) このロゴは商品上に使用しない。
- b) このロゴの使用は SGEC の趣旨 (SGEC 定款) に反しない。
- c) このロゴの使用に当たっては SGEC の許可を得ている旨明示する。

(上記 I の代表者又は管理者の
署名又は捺印))

SGEC 運用文書「2-2-1-1 及び 2」-1

2016 年 7 月 1 日制定

SGEC ロゴマーク及び PEFC ログライセンスの発行について

SGEC は、SGEC-CoC 認証を取得している CoC 管理事業体に対して SGEC 附属文書 2-2-1-1「SGEC ロゴマークライセンスの発行について」に基づき同ライセンスの発行について契約することができる。

また、SGECは、日本のPEFC認証管理団体（NGB）としてPEFC GD 1004「2009PEFC認証制度の管理運営」に基づきPEFC評議会との間でPEFC認証制度の管理に関する契約を締結しており、PEFCの委任を受けてPEFC・CoC認証企業に対してPEFCログライセンスの発行について契約を行うことができる。

1 具体的な手続きとしては、SGEC ロゴマーク使用を希望する方は、SGEC 附属文書 2-2-1-1 に規定する「別紙 1-2 SGEC ロゴマーク使用許可申請書」の様式により認証機関を通じて SGEC ロゴマーク使用許可申請し、同文書の「別紙 1-1 SGEC ロゴマーク使用契約書」に基づき SGEC と契約を締結する。この契約によって SGEC 及び当該ロゴマーク使用者が同契約書に基づきそれぞれの責務の適正な履行を約定することとしている。また、SGEC ロゴマーク使用許可申請は認証機関が認証申請者に認証書を交付した時点以降とする。

なお、SGEC ロゴマークライセンスの発行については、SGEC ロゴマーク使用契約書の「第 8 条 契約の有効性」に規定する通り、両当事者による署名がなされた時点からとしている。

但し、SGEC附属文書2-2-1-1「SGECロゴマークライセンスの発行について」の「8」及びSGEC附属文書2-2-1-2「PEFC ログライセンスの発行について」の「8」に該当する一回限りのロゴマークの使用については、ロゴマークライセンスがなくても必要な手続きを行った上で使用できる。

2 公示料金の支払いは、認証機関が発行した認証書を対象にして SGEC が発行する公示料金の請求書に基づいて、当該認証機関が SGEC 附属文書 2-13-2 の「別紙 1 SGEC 公示契約書」（「第 2 条 認証機関の責務 2-4」）の規定により SGEC に支払うこととなっていることに留意してください。

3 また、PEFC ログ使用手続きも上記と同様とし SGEC 附属文書 2-2-1-2 に規定する「別紙 2-1「PEFC ログ使用契約につて」及び別紙 2-2 「PEFC ログ使用許可申請書」に基づき実施することとしている。

SGEC 附属文書

2-2-1-3 2016

会長決済

2016, 4, 1

SGEC ロゴマーク/PEFC ロゴライセンスの発行手続について

序文

この文書は、SGEC 国際認証制度（PEFC との相互承認の下での SGEC 認証制度）の発足に伴って SGEC ロゴマーク/PEFC ロゴライセンスの発行手続を円滑に進めるために必要な措置を定める。

1 適用範囲

この文書は、SGEC 国際認証制度の発足に伴い SGEC 附属文書 2-2-1 「SGEC ロゴマークライセンスの発行について」及び同 2-2-2 「PEFC ロゴライセンスの発行について」を円滑に運用するための当面の臨時的措置を定める。

2 SGEC ロゴマーク/PEFC ロゴライセンスの発行手続について

SGEC ロゴマーク/PEFC ロゴライセンスの発行は、認証取得者が SGEC に次に示す文書を PDF ファイル若しくは FAX により提出し、当該文書を SGEC が受理した時点から有効とする。

なお、SGEC 附属文書 2-2-1 の別紙 1-1 「SGEC ロゴマーク使用契約書」及び同 2-2-2 の別紙 2-1 「PEFC ロゴマーク使用契約書」については、後日それぞれ SGEC 事務局長が署名、捺印のうえ当該者に送付する。

(1) SGEC ロゴマークライセンスの発行手続

- ① SGEC 附属文書 2-2-1 の別紙 1-2 「SGEC ロゴマーク使用許可申請書」に必要な事項を記載し、代表者の直筆の署名・捺印のうえ提出
- ② SGEC 附属文書 2-2-1 の別紙 1-1 「SGEC ロゴマーク使用契約書」について約定事項を十分理解し、代表者の署名・捺印のうえ提出

(2) PEFC ロゴライセンスの発行手続

- ① SGEC 附属文書 2-2-2 の別紙 2-2 「PEFC ロゴ使用許可申請書」に必要な事項を記載し、代表者の直筆の署名・捺印のうえ提出
- ② SGEC 附属文書 2-2-2 の別紙 2-1 「PEFC ロゴマーク使用契約書」について約定事項を十分理解し、代表者の署名・捺印のうえ提出

附則

この文書は 2016 年 7 月 1 日から施行する。

SGEC 附属文書

2-2-2 2015

理事会

2015. 4. 1

SGEC/PEFC 登録(公示)システム

1 目的

これらの文書の目的は、SGEC 森林管理認証書及び CoC 管理事業体認証書の保有者並びにロゴマーク使用者の登録(公示)について規定し、SGEC 内部におけるデータベースの整理に資するとともに、社会一般・消費者に対して統一されたデータを提示することを可能とする。

2 適用範囲

この文書は、下記事項の登録(公示)を行うに必要な要求事項である。

- ① SGEC 森林管理認証書保有者及びグループ森林管理認証保有者と加盟者並びにその認証(番号)
- ② SGEC/PEFC-CoC 管理事業体(組織)認証書所有者及び SGEC 統合 CoC 管理事業体/PEFC マルチサイト組織の認証書保有者及びサイト並びにその認証(番号)
- ③ SGE/PEFCC ロゴ(マーク)使用者及びそのロゴ(マーク)ライセンス(番号)
- ④ ①及び②に係る SGEC 認証森林又は SGEC/PEFC 認証製品の情報
- ⑤ SGEC/PEFC 公示認証機関

なお、この文書は PEFC GD 1004:2009 PEFC 認証制度の管理運営の「7」に規定する PEFC 登録システムに準拠し策定している。

3 SGEC 森林管理及び SGEC/PEFC-CoC 認証書並びに SGEC/PEFC ロゴ(マーク)使用者の SGEC/PEFC ロゴ(マーク)ライセンス番号の保有者の登録(公示)等

SGEC 及び認証機関は、下表に示す SGEC 登録(公示)に係る事項について電子フォーマットの形で管理しなければならない。

SGEC 登録（公示）のデータ構成

登録（公示）事項	記録の担当	
	SGEC	関係認証機関
SGEC 個別森林管理認証書保有者の登録（公示）	○	○
SGEC グループ森林管理認証書保有者及びその加盟者の登録（公示）	○	○
SGEC 個別 CoC 管理事業体/PEFC-CoC 組織の認証書保有者の登録（公示）	○	○
SGEC 統合 CoC 管理事業体/PEFC マルチサイト組織の認証書保有者及びそのサイトの登録（公示）	○	○
SGEC/PEFC 製品外ロゴ（マーク）使用者の登録（公示）	○	
SGEC 認証森林及び SGEC/PEFC 認証商品の情報	○	
SGEC/PEFC 公示認証機関の登録（公示）	○	

注1：SGEC が担当する記録については、SGEC/PEFC 認証書保有者及び製品外ロゴマーク使用者の記録に関連する SGEC/PEFC ロゴ（マーク）ライセンス番号を記録しなければならない。

注1：SGEC が担当する記録については、SGEC/PEFC 認証事業体（組織）の住所、連絡先、担当者等関連する事項を含む。

4 記録保持の責任者

4-1 SGEC

SGEC は、認証書及びロゴマーク使用者（ロゴマークライセンス番号）に関する最新の登録記録（公示）を維持する責任を負う。

4-2 認証機関

SGEC/PEFC 認証機関は、関係認証書に関する最新の登録（公示）記録を維持する責任を負う。

4-3 グループ認証の統括組織（グループ森林管理認証、統合 CoC 管理事業体認証）

グループ森林管理及び統合 CoC 管理事業体認証を統括する組織は、該当グループ認証等への加盟する者に関する最新の登録（公示）記録を維持する責任を負う。

5 登録（公示）データの提示

SGEC 認証制度の信頼性と透明性を確保し、顧客や一般からの照会を管理し、これに返

答するために、主要 SGEC/PEFC 認証データはインターネットを利用して提示しなければならない。

6 SGEC/PEFC 登録システムに関する様式は別途定める。

附則

この文書は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則 2

2015.10.14 一部改正

この文書(2015.10.14 改正)は、2016 年 1 月 1 日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則 3

この改正文書は、2016 年 7 月 1 日から施行する。

SGEC運用文書

「2-2-2」-1

2016年7月1日制定

SGEC/PEFC認証(初回、更新、定期(変更のある場合))報告書様式

本報告書は、個別FM認証、個別CoC認証、すべてのグループ森林管理認証及びその加盟者並びにグループCoC認証及びそのグループメンバー毎に提出する。

1 報告年月日 年 月 日

2認証の種類(該当するものに○印を付す。)

<input type="checkbox"/> SGEC-FM:個人	グループ:グループ主体、グループ加盟者
<input type="checkbox"/> SGEC-CoC/PEFC-CoC:個人	グループ:グループ主体、グループメンバー

3連絡先

区分	日本語	English
認証取得者(組織) グループ主体名 加盟者・メンバー数(グループ主体のみ記入)		
代表者(肩書き)		
郵便番号 住所		
担当者(役職)		
TEL FAX http		
担当者e-mail		

4認証情報(認証書の添付)

認証機関名		
認証番号		
認証番号支番		
認証年月日		
認証有効期限		
認証ステータス	(有効/一時停止/失効)	
ロゴライセンス番号		
ロゴライセンス有効期限		

5-2 認証製品に関する情報

認証範囲		
・CoC認証規格		
・市町村別サイト数		
・認証生産物の管理方式(物理的区分/パーセンテージ方法)		
・CoC対象製品(製品分類コード)		
製品名		
製品内容		
主な樹種名		

6 その他の情報

加盟者名・グループメンバー名(グループ主体の人のみ記入)		
年間伐採量		
木材・木製品に係る年間売上高		

注1:「5-1 認証森林に関する情報欄について」

人工林:人工林70%以上。天然林:天然林70%以上。人天混交林:人工林、天然林以外。

注2:「5-2 認証製品に関する情報欄について」

「CoC対象製品」欄はSGEC附属文書2-10-5「SGEC附属文書2-10」SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項の「Ⅲ.3.4.4.d」の「SGECの対象製品」について」に示す製品分類コードを記述する。また、「製品名」はブランド名、「製品内容」は「構造用集成材」等製品の具体的な内容を記載する。

注3:本報告書は新規審査、更新審査(相互承認直後の定期審査を含む。)を実施した場合に提出する。但し、定期審査において記載内容に変更のあった場合は提出する。

注4:「木材・木製品に係る年間売上高」欄は個別CoC認証及びCoCグループ認証グループ主体のみ記載。

SGEC/PEFC-FM・CoC認証及びロゴマーク使用者一覧(相互承認以降)

SGEC PEFC 別	認証取得 者住所 (都道府 県)	認証取得者の グループ区分 (FM、CoC、)	認証取得者等 (組織名)	代表者氏名 (肩書き)	郵便番号 住所	担当者 (役職)	TEL FAX	E-mail http	認証 機関 名	認証番号 (有効期間)	認証番 号支番	認証年 月日	SGEC、 PEFCロゴ ライセンス 番号	
SGEC	北海道 青森	FM認証 個別認証	A 森林管理者											
			B 森林管理者											
		グループ認証	C 地方森林管理協会											
			D 地域森林組合連合											
PEFC	秋田 宮城 山形 福島	CoC認証 個別認証	A 森林管理者											
			B 森林管理者											
		グループ認証	C 企業 協同組合											
			G 企業 協同組合											
FM 計 CoC 計	面積 企業数													

注1 ロゴマーク使用者住所は都道府県名で標記

注2 ロゴマーク使用者のグループ分けは次による。

○森林管理(FM)認証の種類 - (森林所有者・管理者)

個別認証

グループ森林管理認証(グループ)

○CoC認証の種類 - (林業関連産業)

個別認証

統合CoC管理事業体認証(グループ)

注3 人工林、天然林、人天混交林別について。人工林:植栽面積70%以上、天然林:天然林面積70%以上、人天混交林:人工林、天然林以外の森林。

注4 ロゴマーク使用者の個票にリンク欄は「SGEC認証制度の新規及び更新に係る認証審査調査調書等の報告」にリンク

注5 認証機関

JAFTA: (一社)日本森林技術協会 <http://www.jafta.or.jp/>

JIA: (一財)日本ガス機器検査協会 <http://www.jia-page.or.jp>

SGSJ: SGSジャパン株式会社 <http://jp.sgs.com>

:アミタ株式会社 <http://www.aiec-net.co.jp/>

:Control Union Japan <http://www.controlunion.jp/>

FM認証		CoC認証					認証調査報告書 (リンク)			
FMグループ 加盟者名	FM認証面積	認証森林の 所在(市町 村)	森林タイプ (人工林/ 天然林/ 天混交林)	主な樹 種名	年間伐採 量(概算)	CoC認証 グループメ ンバー名	CoCのサ イトの所在 市町村	CoC認証範囲 ・適用規格 ・管理方式	対象業種	主な製品名 製品内容
	面積 : 1,000.05									
	面積 : 15,000.03									
	面積 : 20,000.06									
	面積 : 30,000.06									

SGEC 附属文書

2-3 2012

理事会

2012. 4. 1

森林管理認証審査調書

SGEC 認証制度の管理運営に関する文書第 4 条に定める認証機関が作成する森林管理認証調書の記載事項は次の通りとする。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (2) 認証を行おうとする区域及び森林構成等
- (3) 認証審査担当者及び認証審査経過
- (4) 認証審査判定結果

SGEC 附属文書

2-4 2012

理事会

2016. 1. 1

グループ森林管理認証の要件

目次

序文

1 適用範囲

2 用語と定義

3 グループ主体と加盟者の機能と責任

関連文書

SGEC 附属文書 2-4-1「SGEC 附属文書 2-4 グループ森林管理認証の要件」の「3 グループ主体と加盟者の機能と責任」の「3-1 共通事項」の文中の「年次内部監査プログラムに関する要求事項」

序文

日本の森林の経営形態は、多数の小規模経営という特徴を持つ。その限られた金銭収入、森林管理行為と収入の周期性、情報や知識の限られた入手手段、持続可能な森林管理に関する基準の一部について小規模森林経営には遵守することに限界があることなどは、森林認証を進めるに当たって大きな阻害要因となっている。

グループ森林管理認証は、森林認証に対する代替アプローチ手段であり、森林所有者が森林認証によって生じる経費の負担軽減や森林管理に関する共通の責任を共有することを可能にする「単一の認証書」の下で認証を受けるシステムである。また、この方法は、個別の森林所有者相互における情報の交換・浸透や協力・連携を目指すシステムでもある。

1 適用範囲

SGEC 認証制度の管理運営に関する文書第 5 条のグループ認証の要件(以下「要求事項」という。)はこの文書の定めるところによる。

この文書は、単一の認証書の下に多数の個別の森林所有者・管理者の認証を可能にするグループ森林管理認証のための一般的な要求事項を定める。グループ森林管理認証では、個々の森林所有者・管理者を含む下記の管理構造の確立を必須とする。グループ主体は、森林管理認証規格の適正な実践をベースにする認証を含めその活動に十分な信頼

を与えることを目的として、個々の加盟者を代表する。以上の制度・仕組み下でグループ主体と加盟者は本文書で規定する責任を分担する。

2 用語と定義

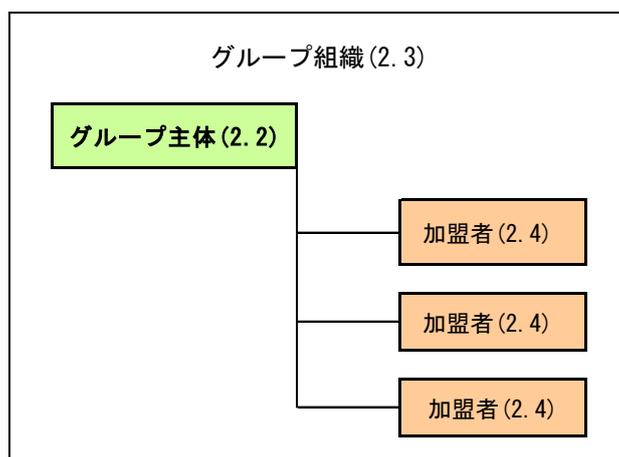
2-1 認証区域

グループ森林管理認証の対象範囲に含まれる森林区域で、グループの加盟者全員の認証森林の総計とする。

2-2 グループ主体

グループの加盟者を代表する主体で、認証区域の森林管理に対して、持続可能な森林経営やその他の関連要求事項の遵守に関して、責任を負う。「グループ組織」と「グループ主体」、「加盟者」の関係は、図1に示される。

図1 グループ組織の定義



2-3 グループ組織

持続可能な森林管理と認証の実行を目的にグループ主体に代表される加盟者のグループ。

2-4 加盟者

森林所有者・管理者またはグループ森林管理認証の対象範囲に含まれるその他の主体で、定められた森林の管理に関する法的権利を有し、その区域の持続可能な森林管理に関する要求事項を実行する能力を有するもの

2-5 グループ森林管理認証書

グループ組織が、関係森林認証制度の持続可能な森林管理規格やその他の関連要求事項を遵守していることを確認する文書

2-6 グループ森林認証

単一のグループ森林認証書の下でグループ組織の認証

2-7 グループ森林認証への加盟確認書

個々の加盟者に発行される文書で、関係グループ森林認証書について言及し、その加盟

者がそのグループ森林認証の適用範囲に含まれることを確認するもの

3. グループ主体と加盟者の機能と責任

3-1 共通事項

(1)加盟者の森林管理認証規格への適合性は、認証機関による審査と定期審査、レビューの対象となり、すべての加盟者が内部監査プログラムの対象範囲に含まれ、グループ主体はすべての加盟者を年次内部監査プログラムの対象とする要求事項を定めなければならない。

(2) グループ主体はすべての加盟者に対し年次内部監査プログラムに基づく監査を実施し、グループ組織全体の持続可能な森林管理への適合に関する十分な信頼性を与えなければならない。

(3)グループ主体は、グループ森林管理認証の加盟者の管理森林の一部又は全部が他の森林管理認証のグループ森林管理認証や個別森林管理認証と重複して受けている場合、当該重複して認証を受けている加盟者の森林管理について不適合が生じた場合には、当該者にその報告を義務づけるとともに、当該不適合の状況について報告を求める等必要な追加的な情報を得たうえで、本附属文書の「3-2」の「(3)」に規定する「年次内部監査プログラムの実行とレビュー」の対象として検証し、必要な措置を講じなければならない。

3-2 グループ主体の機能と責任

グループ主体の機能と責任に関して、下記の要求事項を定めなければならない。

(1) グループ主体は、認証の過程で認証機関との関係やコミュニケーション、認証申請や認証機関との契約などにおいて、グループ組織を代表する。

(2)グループ組織全体を代表し、関連要求事項への適合に関するコミットメントを行う。

(3) グループ組織のマネージメントに関する手順を文書化し、下記の記録を保持する。

①グループ主体及び加盟者による関連要求事項への適合性と連絡先、森林の確認などを含む全加盟者の情報

②認証区域

③年次内部監査プログラムの実行とレビュー、予防・是正処置

④すべての加盟者との間で森林管理認証規格への適合性に関する加盟者のコミットメントを含む合意文書を締結する。グループ主体は、すべての加盟者との間に、そのグループ主体が是正・予防措置を実行し、不適合がある場合は、その加盟者を認証の対象範囲から除外する措置をとる権利を盛り込んだ契約書または合意書を締結しなければならない。

⑤加盟者に対し、グループ森林認証への加盟を確認する文書を提供する。

⑥すべての加盟者に森林管理認証規格及びその他の要求事項を効果的に実行するために求められる情報と指針を提供する。

⑦加盟者による要求事項への適合評価をするため、年次内部監査プログラムを運営、実施する。

⑧年次内部監査プログラムの結果や認証機関による評価や監査を含む森林管理認証規格への適合、必要な場合に取られた是正措置の効果の評価、是正・予防措置などに関するレビューを実行する。

3-3 加盟者の機能と責任

加盟者に関して、下記の要求事項を定めなければならない。

(1) グループ主体に対し、森林管理認証規格とその他の要求事項への適合に関するコミットメントを含む合意文書を提供する。

(2) SGEC森林管理認証規格及び森林管理に係る該当するその他の要求事項を遵守する。

(3) グループ主体と認証機関から求められる関連データ、その他の情報に関する要求に応え、グループ主体と認証機関による森林や施設への立ち入りを含め、全面的な協力と支援を提供する。

(4) グループ主体が樹立した是正、予防措置を実行する。

附則 この文書は 2012 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2

2015. 3. 25 一部改正

この改正文書(2015. 3. 25 改正)は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とし旧文書(2012 年 4 月 1 日施行)の規定によることができることとする。

附則 3

2015. 10. 14 及び 2015. 12. 10 一部改正

この改正文書(2015. 10. 14 改正)は、2016 年 1 月 1 日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とし旧文書(2015 年 4 月 1 日若しくは 2012 年 4 月 1 日施行)の規定によることができることとする。

附則 4

この改正文書(2016. 2. 10 改正)は、2016 年 4 月 1 日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

SGEC 附属文書

2-4-1 2014

理事会

2015. 4. 1

「SGEC 附属文書 2-4 グループ森林管理認証の要件」の「3・グループ主体と加盟者の機能と責任」の「3-1 共通事項」の文中の「年次内部監査プログラムに関する要求事項」

標記は次による。

1 内部監査手順

- ① グループ主体は内部監査を計画し、すべての加盟者に対して最低年に1回、定期的に年次内部監査を実施するとともに、監査記録に記載し、保管する。
- ② グループ主体は、この監査を的確に実施するために、監査員はリーダーを含め2～3名を選任して内部監査を担当する委員会（以下「内部監査委員会」という。）を設置し、監査委員に対して必要な教育、訓練を受けさせなければならない。

2 是正事項の管理

- ① グループ主体は、内部監査委員会によって是正事項が指摘され、その報告を受けた場合には、当該加盟者に同是正措置を要求するとともに、内部監査委員会に対して同是正処置及びそのフォローアップについて監査の実施を要請する。内部監査委員会は、当該是正処置に対する処置の確認が取れた場合には、その結果をグループ主体に報告する。
- ② グループ主体から内部監査の結果に基づく是正処置要求を受けた加盟者は、同要求に対して真摯に改善を行い、フォローアップ監査を受け入れて確認監査を得なければならない。
- ③ 加盟者が、内部監査の結果に基づく是正処置要求に対し必要な是正措置を講じず、その意思が認められない場合には、グループ主体は同加盟者に対して当該グループ森林管理認証からの脱退勧告並びに除籍の手続きを講じることが出来る。

3 内部監査の報告

- ① グループ主体は、内部監査の結果を年に1回以上加盟者が参加するグループ森林管理全体を運営・統括する委員会（以下「協議委員会」という。）へ報告し、必要な場合はその見直し等を検討する。
- ② また、グループ主体は内部監査の結果に基づき、協議委員会にマネージメントレビューの材料を提供する。

附則 この文書は 2014 年 7 月 1 日から施行する。

附則 2

2015. 3. 25 一部改正

この改正文書(2015. 3. 25 改正)は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とし旧文書(2014 年 7 月 1 日施行)の規定によることができるものとする。

SGEC附属文書

2-5 2012

理事会

2012. 4. 1

定期審査調査事項

SGEC認証制度の管理運営に関する文書第7条第2項及び第14条第2項に係る定期審査調査事項は次の通りとする。

1 第7条第2項に係る事項

- (1) 森林管理（森林管理計画等）の実施状況の確認
- (2) 「(1)」に関連する書類の確認
- (3) 主伐及び間伐（面積、伐採量）並びに造林（新植、下刈、除伐及び天然林施業の面積）の実績の確認
- (4) 審査担当者及び審査経過
- (5) 定期審査結果

2 第14条2項に係る事項

- (1) 各工程の分別・管理状況の確認
- (2) 「(1)」に関連する書類の確認
- (3) SGEC認証原材料の入荷量、在庫量、認証製品の出荷量（ロゴマーク等で表示し認証製品として出荷したもの）の確認
- (4) 審査担当者及び審査経過
- (5) 定期審査結果

SGEC附属文書

2-6 2015

理事会

2016. 1. 1

森林管理認証公示料及びCoC公示料の一部改正について

SGEC認証制度の管理運営に関する文書第9条で定める森林管理認証公示料及び第17条で定めるCoC認証公示料について、PEFCとの相互承認以降にあっては、その額は次の通りとする。

1 公示料の経過措置

2015年4月1日若しくは2012年4月1日施行の文書に基づく認証の有効期間内にあるFM/CoC認証について、既に納付された公示料については、これを返却しない。

但し、当該FM/CoC認証について、2016年1月1日施行の文書に基づく有効期間の一部又は全部が2015年4月1日若しくは2012年4月1日施行の文書に基づく有効期間内にある場合には、当該公示料は、本文書で定める公示料の額から、既に納付した公示料のうち当該有効期間の残余の期間に相当する公示料（旧公示料の年額相当額に当該有効期間の残余の年数を乗じた額）を差し引いた額とすることができる。なお、この措置は、旧制度に基づく公示料のうち当該有効期間の残余の期間に相当する公示料の全額が、本文書で定める公示料の額から差し引かれるまでの間(年数)行うことができる。

2 公示料の額

(1) 森林(FM)認証公示料 (年額)

1 件当たり

1,000ha未満	10,000円
1,000ha以上	1ha増す毎に 4円
	上限定額 60,000円

(2) CoC 認証公示料 (年額)

CoC 認証書 1 枚当たり公示料は別表の通りとする。

別表 CoC 公示料

PEFC 現行公示料と同額とする。

カテゴリー	木質製品製造・ 販売額(億円)	業態	公示料	備 考
1	~0.5		15,000	
2	0.5~1.5	通常	25,000	
		流通	20,000	
3	1.5~15	通常	60,000	
		流通	50,000	
4	15~150	通常	140,000	
		流通	120,000	
5	150~500	通常	190,000	
		流通	160,000	
6	500~	通常	400,000	
		流通	360,000	

注)

*1 企業の規模は、従来、企業の年間総売上高を基準としたが、改定後は木材・木質関係部署での年間

売上高を基準とする。

*2 「通常」とは、「生産」に関わる業務を主とする企業。

*3 「流通」とは、卸・仲介・販売業を含み企業の主要業務がこの業務に該当する場合。業務が「流通・仲介」及び「生産」に渡る場合は、あくまでも主たる業務としての判断とする。

*4 納付額は「公示料」に「消費税」を加える額とする。

*5 キノコなどの非木材林産物は関係商品の売上高を販売額とする。

附則

この文書は、2015年4月1日から施行する。

附則2

2015. 10. 14 一部改正

この改正文書(2015. 10. 14 改正)は、2016年1月1日(PEFCとの相互承認以降)から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とし旧文書(2015年4月1日施行)の規定によるものとする。

SGEC附属文書

2-7 2012

理事会

2014. 4. 1

CoC認証審査調書

SGEC管理運営等に関する文書第11条に定める認証機関が作成するCoC認証審査調書の記載事項は次の通りとする。

- 1 CoC管理事業体の名称及びその代表者の氏名並びに住所
- 2 CoC認証対象業種
- 3 認証審査担当者及び認証審査経過
- 4 認証審査判定結果

SGEC 附属文書

2-8 2012

理事会

2016. 1. 1

統合 CoC 管理事業体の要件

目次

序文

1 適用範囲

2 定義

3 統合 CoC 管理事業体組織の適格基準

4 統合 CoC 管理事業体で実施される SGEC 文書 4「CoC 認証ガイドライン」の要求事項
に関わる責任の適用範囲

序文

この文書の目的は、生産拠点のネットワークを有する組織によるCoC認証を実施のための指針を設定し、このことにより、一方ではCoC認証について効率的・効果的かつ実務的に実行可能であることを確実に、他方ではCoC認証の適合性に関わる信頼性を確保することにある。また、統合CoC管理事業の認証は、特に小規模な独立事業体のグループにおけるCoC認証の実施を可能にする。

この文書は、複数の生産拠点を有する組織に適用されるCoC認証を実行するための要求事項のみを規定する。

1 適用範囲

SGEC認証制度の管理運営に関する文書（以下「SGEC管理運営文書」という。）第13条第3項に定める統合CoC管理事業体の要件（以下「統合CoC管理事業体要求事項」という。）はこの文書の定めるところによる。

複数のCoC管理事業体により形成された組織が、協業組織若しくはその他の契約関係で結ばれ、一つのCoC管理事業体として管理する中央組織のサーベイランス（調査・監視）の対象となる共通のCoC管理を行う場合には、統合CoC管理事業体のCoCとしてその認証及び公示を行うことができる。

2 定義

2-1 統合 CoC 管理事業体とは、CoC 活動に関しこれを計画、統制、管理する確認可能な

中央機能（以下「本部」という。）及び、それらの活動を全面的または部分的に実行する地方事務所や支店（サイト、以下「事業拠点」という。）のネットワークを有する組織とする。

2-2 この場合、事業拠点は、統合 CoC 管理事業体の本部と法的関係又は契約関係で結ばれ、本部による継続的な監査を受ける共通の CoC の対象でなければならない。本部は必要に応じて事業拠点において是正措置を実行する権利を有し、このことについては本部と事業拠点の間で約定しておかなければならない。

2-3 統合 CoC 管理事業体

① フランチャイズを経営する組織

② 所有者、経営者又は組織上の連結を通して連結された多数の支店を有する組織

③ 生産者グループは、CoC 認証を目的として設立され、機能する法的に独立した企業で構成されたグループで、一つのCoC管理事業体として当該CoC管理を行う事業体

注意書：協会の加盟メンバーなどはここでいう「経営者またはその他の組織的な連結」には含まれない。

2-4 前項の「生産者グループ」とは、CoC 認証を取得、維持することを目的とする小規模な独立企業のネットワークをいう。また、本部は、適格な業界団体、又は有志のグループメンバーによる目的のために設立された団体、若しくは当ガイドラインに沿った団体活動を提供する団体とする。なお、本部は、グループメンバーの一員によって運営されることも可能である。

注意書：生産者グループの場合、本部は「グループ主体」、事業拠点は「グループメンバー」という。

2-5 事業拠点とは、当該 CoC 管理事業体による CoC に関連する行為が行われる場所を指す。

2-6 生産者グループへの加盟は、下記の条件を満たすものとする。

- (1) 従業員の数が 50 を超えない（正規の従業員またはそれと同等の従業員）こと。
- (2) 年間売り上げの総額が 10 億円を超えないこと。

3 統合 CoC 管理事業体組織の適格基準

3-1 総論

3-1-1 統合 CoC 管理事業体のすべての関連事業拠点の CoC は、本部による指揮及びレビューを受けなければならない。全ての関連事業拠点は、当該統合 CoC 管理事業体の内部監査プログラムの対象としなければならない。認証機関による審査開始の前にそのプログラムによる監査を受けていなければならない。

3-1-2 統合 CoC 管理事業体の本部はこの規格に従って CoC を構築し、全ての関連事業拠点を含む全統合 CoC 管理事業体組織はこの規格の要求事項を満たしていなければならない。

3-1-3 統合 CoC 管理事業体は、全ての関連事業拠点からデータを収集、分析する技量と、必要があれば、関連事業拠点で運営される CoC を変更する技量を有していなければならない。

3-2 統合 CoC 管理事業体の CoC 管理体制とその責任及び義務

3-2-1 本部の機能と役割については以下の通りとする。

- (1) 本部は、統合 CoC 管理事業体を代表する。
- (2) 認証機関に認証の申請と事業拠点のリストなど認証の適用範囲を提出する。
- (3) 認証機関との契約関係を確実にする。
- (4) 必要に応じて、事業拠点の対象範囲を含む認証適用範囲の拡大または縮小の要求を認証機関に提出する。
- (5) 本部は、統合CoC管理事業体を代表して、この規格の要求事項をを遵守するCoC を構築し、これを維持することのコミットメントを提供しなければならない。
- (6) 本部は、この規格に則った CoC の効果的な実行と維持のために必要な情報と指針について全てを事業拠点に提供しなければならない。

本部は事業拠点に下記の情報またはその情報へのアクセス手段を提供しなければならない。

- ・この CoC 規格書及びこの規格の要求事項の実行に関わる指針書 (SGEC4-2 SGEC・CoC 認証ガイドライン使用ガイド) のコピー

- ・SGC ロゴマークを使用する場合は、SGEC 附属文書 2-2 SGEC ロゴマークの使用要領及び SGEC 附属文書 2-1 別紙 SGEC ロゴマーク、また、PEFC のロゴを使用する場合は、PEFC ST 2001:2008 PEFC ロゴ使用規則－要求事項第二版及び指針書

- ・統合 CoC 管理事業体のマネジメントに関する本部としての諸手順

- ・評価と監査を目的として、認証機関または認定機関が事業拠点の文書と施設へのアクセスを得る権利、及び事業拠点の情報を第三者に開示する権利に関する認証機関との契約条件

- ・統合 CoC 管理事業体の認証における事業拠点の相互責任の原則の説明

注：「相互責任」とは、本部又は事業拠点における不適合状況について、統合 CoC 管理事業体全体への是正措置要求、内部監査の徹底、統合 CoC 管理事業体からの排除などの結果を前提とした責任を意味する。

- ・内部監査プログラムや認証機関の評価及び監査の結果及び個々の事業拠点に当てはまる是正、予防処置

- ・認証書（認証範囲と対象サイトの記載を含む。）のコピー

- (7) 本部は、この規格に則った CoC の実行及び維持に関するすべての事業拠点のコミットメントを含む組織上または契約上の連結を提供する。本部は、本部が是正又は予防措置を実行、強制し、この規格を遵守しない場合は認証適用範囲から除外する措置をとる

権利を有する旨の書面による契約書または合意文書をすべての事業拠点との間に交わさなければならない。

(8) 統合 CoC 管理事業体のマネージメントのための文書化された手順を確立する。

(9) 本部及び事業拠点によるこの規格の要求事項の遵守に関する記録を保持する。

(10) 内部監査プログラムを運営する。内部監査プログラムは下記を取り扱わなければならない。

- ・ 認証機関による審査の開始に先んじて行うすべての事業拠点の現場検査（本部自身の中央指揮機能を含む。）

- ・ 認証範囲に含まれるすべての事業拠点（本部自身の中央指揮機能を含む。）の年次現場検査

- ・ （新しい事業拠点に追加の場合）認証機関による認証範囲の拡大プロセスに先んじる新しい事業拠点の現場検査

(11) 内部監査の結果や認証機関による評価や監査の結果報告のレビューを含む、本部及び事業拠点の適合性に関するレビューを実践する。要求がある場合、是正及び予防処置の構築、また、取られた是正処置の効果を評価しなければならない。

3-2-2 事業拠点の機能と役割は以下の通りとする。

(1) 事業拠点は、本部との契約等に基づき、「SGEC 文書 4 CoC 認証ガイドライン」及びこの文書並びに当該統合 CoC 管理事業体が定める計画に従って、CoC 管理を実施し、維持する。

(2) CoC 認証の要求事項及び認証との関わりで該当するその他の要求事項の遵守のコミットメントを含む本部との契約関係を締結する。

(3) 事業拠点は、CoC 管理の記録を保管し、本部及び認証機関からの資料請求に対応する。

(4) 事業拠点は、立入検査を含め、本部による内部監査及び教育研修、認証機関による定期審査に対し、全面的に協力する。

(5) 本部が定めた関連是正処置及び予防処置を実行する。

4 統合 CoC 管理事業体で実施される SGEC 文書 4 「CoC 認証ガイドライン」の要求事項に関わる責任の適用範囲

SGEC・CoC ガイドライン要求事項	本部	事業拠点
5-2 物理的分離方式		有
5-3 パーセンテージ方式		有
7 マネジメントシステムに関する最低限の要求事項	有	有
7-2 認証生産物の管理責任	有	有

7-2-1 全般的な責任	有	有
7-2-2 CoC に関する責任と権限	有 (④と⑤が適用)	有
7-3 CoC 手順の文書化	有 (①と⑤が適用)	有
7-4 記録の保持	有 (⑥と⑦が適用)	有
7-5 教育・研修	有 (提供された行為に対してのみ)	有
7-5-1 人的資源／要員		有
7-5-2 技術的設備		有
7-6 検査と管理	有	有
7-7 苦情	有	有

附則

この文書は 2012 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2

2015. 3. 25 一部改正

この改正文書(2015. 3. 25 改正)は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とし旧文書 (2012 年 4 月 1 日施行) の規定によることができるものとする。

附則 3

2015. 10. 14 及び 2015. 12. 10 一部改正

この改正文書(2015. 10. 14 改正)は、2016 年 1 月 1 日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とし旧文書 (2015 年 4 月 1 日若しくは 2012 年 4 月 1 日施行) の規定によることができるものとする。

SGEC 附属文書

2-8-1 2012

会長決済

2016. 1. 1

SGEC 附属文書 2-8 「統合 CoC 管理事業体の要件」 関連ガイド

序

このガイド文書は、PEFC GD 2001:2014「林産品のCoC—使用ガイド」の「附属書 2：マルチサイト組織が実行するCOC 規格」に準拠して策定したもので、SGEC文書2-8「統合CoC管理事業体の要件」に関する説明、解釈を提供することを目的とする。

なお、このガイド文書の規定は情報提供であり、適合性評価の行為はすべて SGEC 附属文書文書 2-8 に照らして実行しなければならない。

2 定義

2-3 統合 CoC 管理事業体の種類

②サイトは、共通の所有権、経営、またはその他の組織的な連携によって繋がっている。

③CoC 認証の目的のために設立された独立法人のグループ(生産者グループ)である。

2-4 生産者グループ

生産者グループの加盟者が、該当生産者グループに加盟の日に従業員数 50 人／年間 10 億円の限度を超えた場合、その加盟者は、その限度のいずれかを超えてから連続する 2 定期審査の後に生産グループから離脱しなければならない。

4 統合 CoC 管理事業体が実行するこの規格の要求事項の責任範囲

表 1 : SGEC 文書 4 参考事項

要求事項	本部	サイト
5 認証生産物の管理		
5-2 物理的分離方式		有
5-3 パーセンテージ方式		有
7 マネジメントシステムに関する最低限の要求事項		
7-2-1 全般的な責任	有	有
7-2-2 CoC に関する責任と権限	有 (④、⑤が適用)	有
7-3 文書化された手順	有 (①、⑤が適用)	有
7-4 記録の保持	有 (⑥、⑦が適用)	有
7-5-1 人的資源/要員	有 (提供された行為 に対してのみ)	有
7-5-2 技術的な設備		
7-6 検査と管理		
7-7 苦情	有	有

附則

この文書は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2

この改正文書は 2016 年 1 月 1 日から施行する。

SGEC 附属文書

2-10 2014

理事会

2016. 1. 1

SGEC・認証規格に基づく

認証業務を行う認証機関に関する要求事項

目次

I 序

序文

1 適用範囲

1.1 認証機関

1.2 対象製品

1.3 認証対象製品の評価

1.4 認証機関の要件

1.5 森林管理及び CoC 認証申請者

1.6 認証機関の評価活動の一部外部委託

1.7 機密性

II 森林管理

1 一般要求事項

1.1 ロゴマークの使用

2 資源に関する要求事項

2.1 認証審査員の資格・力量基準・教育

2.1.1 認証審査チームの資格・経験

2.1.2 審査力量・教育

2.1.3 評価結果のレビューアー又は認証の決定者（個人またはグループ）の資格・力量要件

3 プロセス要求事項

3.1 認証申請

3.1.1 認証申請者からの情報提供要請

3.1.2 要求事項の選択肢に応じた認定申請者に求められる情報提供

3.1.3 グループ森林管理認証

3.2 評価

3.2.1 文書審査（初回、更新）

- 3.2.2 認証審査工数の決定（初回、更新）
- 3.2.3 評価報告
- 3.3 現地サンプリング調査
 - 3.3.1 サンプリングの方法論
 - 3.3.2 サンプル数
 - 3.3.3 追加サイト
- 3.4 認証文書
 - 3.4.1 認証書の交付
 - 3.4.2 認証書の情報項目
 - 3.4.3 有効期間
 - 3.4.4 認証範囲
- 3.5 認証結果の SGEC への報告
- 3.6 定期審査
 - 3.6.1 定期審査実施頻度
 - 3.6.2 定期審査工数の決定

Ⅲ 森林生産物の分別管理（CoC）

- 1 一般的な規定
 - 1.1 ロゴマークの使用
 - 1.1.1 ロゴマーク使用ライセンス
 - 1.1.2 ロゴマーク使用上の注意点についての依頼者への明示
 - 2 資源に関する要求事項
 - 2.1 認証審査員の資格・力量基準・教育
 - 2.1.1 認証審査チームの資格・経験
 - 2.1.2 審査力量・教育
 - 2.1.3 評価結果のレビューアー又は認証の決定者（個人またはグループ）の資格・力量要件
 - 3 プロセス要求事項
 - 3.1 認定申請
 - 3.1.1 認定申請者からの情報提供要請
 - 3.1.2 要求事項の選択肢に応じた認定申請者に求められる情報提供
 - 3.1.3 統合 CoC 管理事業体認証
 - 3.2 評価
 - 3.2.1 文書審査（初回、更新）
 - 3.2.2 認証審査工数の決定（初回、更新）
 - 3.2.3 評価報告

- 3.3 現地サンプリング調査
 - 3.3.1 サンプリングの方法論
 - 3.3.2 サンプル数
 - 3.3.3 追加サイト
- 3.4 認証文書
 - 3.4.1 認証書の交付
 - 3.4.2 認証書の情報項目
 - 3.4.3 認証対象の業種
 - 3.4.4 認証の範囲
 - 3.4.5 有効期間
- 3.5 認証結果の SGEC への報告
- 3.6 定期審査
 - 3.6.1 定期審査の実施頻度
 - 3.6.2 定期審査工数の決定
 - 3.6.3 定期審査の実施個所
 - 3.6.4 定期審査の現地審査の除外

関連文書

- ・ SGEC 附属文書 2-10-1-1 「SGEC 認証機関の認証要件」
- ・ SGEC 附属文書 2-10-1-2 「SGEC 認証機関の公示について」
- ・ SGEC 附属文書 2-10-1-3 SGEC 国際認証制度（PEFC との相互承認に基づく SGEC 認証制度）創設に伴う移行措置
- ・ SGEC 附属文書 2-10-1-4 SGEC 認証機関が認定機関による認定を受ける場合の認定の適用範囲について
- ・ SGEC 附属文書 2-10-2 「統合 CoC 管理事業体認証」
- ・ SGEC 附属文書 2-10-3 「認証機関の審査員の要件」
- ・ SGEC 附属文書 2-10-4 「SGEC 附属文書 2-10 「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「II 3.1.2」及び「II.3.2.2」の「SGEC 森林管理基準適合性確認事項について」
- ・ SGEC 附属文書 2-10-5 「SGEC 附属文書 2-10 「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「III.3.4.4.d」の「SGEC の対象製品」について」
- ・ SGEC 附属文書 2-10-6 グループ森林管理認証

序

本文書は、SGEC 認証制度の管理運営に関する文書（以下「SGEC 運営文書」という）及び SGEC 運営文書第 3 条で規定する「SGEC・認証規格（森林管理認証基準・指標・ガイドライン及び CoC 認証ガイドライン）」に基づく SGEC 認証スキームの下で認証業務を行う認証機関に関する要求事項を定める。

但し、PEFCの認証業務を行う認証機関は、PEFC ST 2003:2012及び同付属書 1 に規定する要件を満たす機関とする

1 適用範囲

1.1 認証機関

SGEC 認証スキームの下で森林管理認証を行う認証機関（以下、「森林管理認証機関」という）及び CoC 認証を行う認証機関（以下、「CoC 認証機関」という）に適用する。

本文書は、認証機関に対して「製品認証機関に関する国際規格（ISO/IEC 17065）」に基づく要求事項のほか本制度に係る個別・具体的な要求事項を定める。

1.2 対象製品

1.2.1 森林管理認証の対象は、SGEC 認証スキームで規定されたプロセスで管理された森林、及びそこで生育する立木、そこから生産される丸太、その他森林生産物及びこれに関連する森林サービスとする。（「SGEC 運営文書」第 10 条）

1.2.2 CoC 認証の対象は、認証森林の森林生産物とする。ただし、認証生産物にはリスク管理がなされた原材料を含む場合もある。

1.3 認証対象製品の評価

森林管理認証機関及び CoC 認証機関が前 1 及び 2 項の製品を評価するための基準等は以下のとおりである。

- 森林管理認証：SGEC 文書 3 「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」
- CoC 認証：SGEC 文書 4 「SGEC-CoC 認証ガイドライン」及び同ガイドラインに係る附属文書 4-1 「SGEC 認証原材料に関する文書」

1.4 認証機関の要件

森林管理及び CoC の認証機関は、SGEC 認証スキームに規定される認証機関に要求される事項を満足しなければならない。（SGEC 運営文書 第 5 章）

1.5 森林管理及び CoC 認証申請者

1.5.1 森林管理認証については、森林の管理に関する法的権利を有する者がその管理する森林について申請した者とする。但し、「SGEC 附属文書 2-4 グループ森林管理認

証の要件」を満たす者を含む。

1.5.2 CoC 認証については、SGEC 認証材を取り扱うことを希望する者で当該 CoC 管理事業体の認証を申請した者とする。但し、「SGEC 附属文書 2-8 統合 CoC 管理事業体の要件」を満たす者を含む。

1.6 認証機関の評価活動の一部外部委託

1.6.1 認証機関が評価活動の一部を外部に委託する場合には、「ISO/IEC 17065」に規定する外部委託に係る要求事項を満たさなければならない。

なお、この場合、外部委託機関の適格を判断するに当たっては、同機関が、森林管理認証に関しては本文書の「Ⅱ.2.1」また、CoC 認証に関しては「Ⅲ.2.1」に、それぞれ規定する「認証審査員の資格・力量基準・教育」の要件を満たし、かつ、その他関連する要求事項に関する知識・経験を有する要員を保有していることを要件とする。

1・7 機密性

認証機関は、CoC管理事業体がSGECに対する情報提供の義務を負うことを通知しなければならない。

ISO/IEC17065 に規定される機密に関する要求事項を遵守するために、認証機関はCoC管理事業体からSGECに対し情報提供をする旨の同意を書面にて徴求しなければならない。

2. 重大及び軽微不適合並びに要観察事項

2.1 重大不適合

森林管理認証若しくはCoC の基準等（規格）のうち一つまたはそれ以上の要求事項の実行または維持の欠如または不履行であり、該当CoC の機能および効果に対するシステム上のリスクを招く恐れがあるもの、又は、CoC管理事業体による認証原材料の主張に関する信頼性に影響を及ぼすもの、或いは、その両方に該当する場合

注意書：重大不適合は、単独の不適合、または、全体として重大不適合を形成すると判断される複数の関連する軽微不適合であることがある。

2.2 軽微不適合

CoC 規格の要求事項に関する単一的不履行で、CoC の機能および効果に対するシステム上のリスク招くことがないか、CoC管理事業体（供給者）による認証原材料の主張に関する信頼性に影響を及ぼすことがないもの、或いは、その両方に該当する場合

2.3 要観察事項

不適合ではないが、将来的に不適合となる可能性があるものとして審査チームが検出した評価判定

Ⅱ 森林管理

1 一般要求事項

1.1 ロゴマークの使用

1.1.1 ロゴマーク使用ライセンス

認証機関がロゴマークを使用する場合は、SGEC運営文書第2条に定める「SGECロゴマーク」及び附属文書2-2「SGECロゴマーク使用要領」及び附属文書2-2-1[SGECロゴマークライセンスの発行]による。

但し、PEFCロゴを使用する場合は、PEFC ST 2001:2008 PEFCロゴ使用規則—要求事項 第二版及びPEFC GD 1005「PEFC 評議会によるPEFC ロゴライセンスの発行」による

1.1.2 ロゴマーク使用上の注意点についての依頼者への明示

前項と同文書による。

1.1.3 ロゴマーク使用についての CoC管理事業体への注意

認証機関が認証書類上に SGEC ロゴマーク/PEFC ロゴを使用する場合は、その認証書類のロゴマークは CoC 管理事業体による CoC 規格の順守を示すものであって、その CoC 管理事業体に対して SGEC ロゴマーク/PEFC ロゴ使用の権利を与えるものではないことを明確に示さなければならない。

2 資源に関する要求事項

2.1 認証審査員の資格・力量基準・教育

2.1.1 認証審査チームの資格・経験

森林管理認証審査チームには、① 認証基準 (SGEC 森林管理基準) に関する知識、② 認証審査に関する知識が必要とされる他、以下に規定される資格を有する者で、「a)～f)」の者については最低2年間の勤務経験を有する者若しくは「g)」に該当する者の内いずれかのメンバーを含む。

- a) 農学に関する博士号取得者
- b) 技術士 (森林部門)
- c) 林業技士 (森林総合監理部門)
- d) 林業普及指導員
- e) 林業改良普及員 (AG) 経験者
- f) 林業専門技術員 (SP) 経験者
- g) 林業経営・管理・指導・研究経験者

[経験年数]

- ・大学院修了4年以上
- ・大学卒6年以上
- ・短大卒8年以上
- ・高校卒12年以上

2.1.2 審査力量・教育

認証機関は、審査要員の審査における役割と技能スキルについて、ISO 19011 に基づく基準を設け、研修を実施しなければならない。

2.1.3 評価結果のレビューアー又は認証の決定者（個人又はグループ）の資格・力量要件

評価結果のレビューアーは、評価活動の結果の適切性、十分さ及び有効性の検証を行うために、評価の項目、合否基準、評価の方法に関する知識を有していなければならない。認証の決定者は、レビュー結果の妥当性を判断し、認証の決定を行うために、認証基準、認証スキーム、適合性評価制度に関する知識を有していなければならない。なお、評価結果のレビューアーと認証の決定者は兼ねることができる。

3 プロセス要求事項

3.1 認証の申請

3.1.1 認証申請者からの情報提供要請

認証申請者は、SGEC 運営文書、SGEC 森林管理基準等による審査に必要な範囲の情報を提供しなければならない。情報には、少なくとも次の事項が含まれる。

- a) 森林の区域
- b) 森林構成等
- c) 森林管理計画（施業マニュアル等を含む）
- d) グループ森林管理認証の場合は、グループ主体及加盟者並びにその者の間で協定した約定事項等

3.1.2 要求事項の選択肢に応じた認証申請者に求められる情報提供及び審査計画の通知

3.1.2.1 認証申請者は SGEC 運営文書、SGEC 森林管理基準等による審査に必要な範囲の情報を提供しなければならない。情報には、少なくとも別に示す「SGEC 森林管理基準適合性確認事項」に基づき、文書及び現地確認を実施するために必要な基本的な事項が含まれる。

3.1.2.2 認証機関は、審査行為の遂行と日程に関する合意の基盤を作るために、審査ごとの審査計画が確実に立てられるための手順を文書化しなければならない。その審査計画は、申請者に伝えられ、また、申請者との間に日程に関する事前の合意が取り付けられなければならない。

3.1.2.3 認証機関は、ISO19011 の6.3 項に従って、森林管理認証規格と審査基準との適合性を判定するため、現場審査の前に申請者の文書をレビューしなければならない。

3.1.3 グループ森林管理認証

SGEC 運営文書第5条1項(2)及び「附属文書2-4 グループ森林管理認証の要

件」による。

3.2 評価

認証機関は、森林管理認証の初回審査をISO19011の6.4項にある関連指針に従って実行しなければならない。初回の審査および再認証の審査は、現場で実行しなければならない。

3.2.1 文書審査（初回、更新）

SGEC運営文書、SGEC森林管理認証基準等による審査に必要な範囲において、現地審査に入る前に、認証申請者より提出された文書をレビューしなければならない。

3.2.2 認証審査工数の決定（初回、更新）

SGEC森林管理認証基準・指標・ガイドライン及び別に示す「SGEC森林管理基準適合性確認事項」に基づき、文書及び現地確認を実施するのに必要な工数を各認証機関が決定する。

3.2.3 評価報告

3.2.3.1 評価対象の確認

評価報告者は、申請者の組織及び申請認証対象森林を確認しなければならない。

3.2.3.2 認証基準の明示

評価報告書は適用された次の認証規格を明示しなければならない。

- a) 森林管理認証要求事項（SGEC文書3「3」）
- b) SGEC森林管理基準適合性確認事項（SGEC附属文書2-10-1）
- c) SGEC2-2 ロゴマーク使用要領

但しPEFCロゴを使用する場合はPEFC ST 2001:2008 PEFCロゴ使用規則—要求事項 第二版

- d) その他必要な認証規格

3.2.3.3 レビュー

ISO/IEC17065の第7.5項に定められるすべての要求事項が適用される。

3.2.4 認証審査（認証の決定）

3.2.4.1 認証審査の所見は、重大な不適合、軽微な不適合および要観察事項、として分類しなければならない。

3.2.4.2 重大不適合および軽微不適合は是正されなければならない、是正行為は認証や更新認証を授与する前に認証機関による検証を受けなければならない。

3.2.4.3 定期審査において確認された重大不適合および軽微不適合は、組織による、不適合解消のための是正処置を伴わなければならない。日程を含む是正処置の計画は、認証機関によるレビューの上、容認されなければならない。定期審査において確認された重大不適合の是正と認証機関によるその検証の完了のための時期・時間は認証機関自

身の規則に従うが、3 ヶ月を超えてはならない。軽微不適合の是正処置は、遅くとも次回の定期審査までの間に検証されなければならない。

3.2.4.4 初回審査、定期審査、および、更新審査において確認された不適合に関するすべての是正処置は、認証機関による現場検証、又はその他の適切な検証方法による検証を受けなければならない。

3.3 現地サンプリング調査

3.3.1 サンプリングの方法論

3.3.1.1 現地審査のサンプリングの認証申請森林の適合性基準は、「附属文書2-4グループ森林管理認証の要件」を満たす森林とするが、森林の管理に関する法的権利を有する者がその管理組織に支部組織等を有し前記「グループ森林管理認証の要件」に準ずる要件を備える法人等が経営する広域の森林（以下「広域森林管理」という）について申請した場合を含む。

3.3.1.2 認証申請された森林区域において地理的、自然的、社会的、経済的な条件を勘案した1つの森林管理計画等によって一体的に管理できる森林を1つのサイトとする。認証申請者が複数のサイトを持つ場合、森林管理認証機関は現地審査のためにサイトをサンプリングすることができる。認証機関は、森林管理とグループ認証のサイトや運用のすべての相違点が審査されることを確実にするために現地審査のためのサイト選択の妥当性を実証しなければならない。なお、この場合のサイトについては、認証申請森林が異なる「市町村森林整備計画（森林法第10条の5）」の区域に所在する場合には、その異なる区域毎に一つのサイトとすることを基本とし、現地の実態を考慮し必要な場合は「市町村森林整備計画」の区域を「地域森林計画（森林法第5条）」又は「国有林の地域別の森林計画（森林法第7条の2）」若しくはその他森林管理の区域とすることができる。

3.3.1.3 初回、定期、更新審査のためのサンプルは、審査の種類毎にサイトの代表的なカテゴリーに応じて決定しなければならない。以下の指標は、代表性を確実にするために使用されなければならない。

- a) 森林所有権の種類（例えば、国有林、公有林（財産区に分類される森林を含む）、私有林）
- b) 森林経営状況（例えば、規模・広がり、管理事務所等の管理組織及び委託若しくは直轄等の経営管理方法、森林経営計画等の森林計画の策定状況等）
- c) 生物地理学的地域（例えば、森林帯等）
- d) 人工林／天然林
- e) 生物多様性の確保に重要な地域（例えば、水辺林等）

3.3.1.4 定期審査、更新審査の場合のサイトの選択基準は、他に3・3・1・2で説明した基本的な基準に加えて、次の事項を含まなければならない：

- a) 内部監査または従前の認証審査の結果
- b) 苦情や是正処置及び予防処置の記録
- c) サイトの生産プロセスの重大な変動
- d) 最後の認証審査以降の変更
- e) 地理的分散

3.3.2 サンプル数

3.3.2.1 認証機関は、サンプル数の決定のために適切に文書化された手順を持たなければならない。

3.3.2.2 一般に、これらの手順は、次の計算に従うことが望ましい。

- a) 初回審査：3.3.1.3 項を実施し、サンプルの数 (Y) は、一体的に管理できない離れたサイト数 (X) の平方根であること。： $(Y = \sqrt{x})$ は、上位の整数に切り上げ。
- b) 定期審査：年間サンプル数は、離れたサイトの数の平方根に 0.6 を乗じた値であり ($Y = 0.6\sqrt{x}$)、上位の整数に切り上げる。
- c) 更新審査：3.3.1.3 項及び 3.3.1.4 項を実施し、サイトを決定した上で、サンプル数は初回審査の場合と同じであること。ただし、森林管理が直近 3 年間以上にわたって適切に維持されている場合には、サンプル数は係数 0.8 を乗じて ($Y = 0.8\sqrt{x}$) 切り上げた整数に減らすことができる。

3.3.2.3 サンプル数は、3.3.1.2 の基準に従って設定した代表性を確保したカテゴリーに配慮して変更することができる。

3.3.2.4 サンプル数の算出手順は、以下の指標の一つまたは複数を考慮して、認証機関が調整することができる。なお、定期審査において地理的なまとまりとして認証サイクル中に振り分けることができる。ただし、一認証サイクル中にすべてのサイトの代表性を有するサンプルをカバーしなければならない。

- a) 認証申請者の経営の規模・複雑さ、地理と自然条件の規模・複雑さ
- b) 認証申請者の森林管理の従前の監査結果
- c) 森林施業等事業実施個所
- d) サイトとグループメンバーの数の考慮
- e) 内部監査プログラムの信頼性の質／レベル

3.3.3 追加サイト

すでに認証を受けたグループ森林管理及び広域森林管理認証のネットワーク等に新たに追加されたサイトのグループを適用する場合は、各々の新しいサイトグループは、サンプル数の決定にあたって独立した一つのセットと考える。その新規グループを認証書に含めた後は、それらの新しいサイトは、今後の定期審査または更新審査のサンプル数を決定するために、以前のサイトグループに組み込むことができる。

3.4 認証文書

3.4.1 認証書の交付

認証機関はSGEC運営文書第4条第2項及び同第6条第2項に基づき森林管理認証審査調査において森林管理認証を可とした者に認証書を交付するとともに同第8条第2項に基づき森林管理認証を取り消した場合にはその旨当該森林管理者等に通知する。

3.4.2 認証書の情報項目

SGEC運営文書、SGEC森林管理基準等により審査された認証であることを示す正式な証明書として必要な情報項目でなければならない。それには、少なくとも以下の情報を含んでいなければならない。

- a) 認証機関
- b) 森林管理者等の名称及び住所
- c) 認証森林の所在地及びその面積
- d) 有効期間

3.4.3 有効期間

SGEC運営文書第6条による。

3.4.4 認証範囲

- a) 適用された森林管理認証規格
- b) 認証森林の所在地及びその面積
- c) その他「I」の「1-2-1」項で定義される製品及びサービス

3.5 認証結果のSGECへの報告

認証機関は、SGEC運営文書第4条2項、第6条2項、第7条2項、第8条2項に基づき取消しを含む認証状態をSGECへ報告する。

3.6 定期審査

3.6.1 定期審査実施頻度

SGEC運営文書第7条第1項による。

3.6.2 定期審査工数の決定

定期審査工数については、附属文書「2-5」の「1」の定期審査調査事項について書類及び現地確認を実施するのに必要な工数を当該認証機関が決定する。なお、同調査項目のうち「(1) 森林管理の実施状況の確認」については、少なくとも現地において必要な確認を行う。

III 森林生産物の分別管理 (CoC)

1 一般要求事項

1.1 ロゴマークの使用

1.1.1 ロゴマーク使用ライセンス

認証機関がロゴマークを使用する場合は、SGEC運営文書第2条に定める附則文書2-1「SGECロゴマーク」及び附属文書2-2SGECロゴマーク使用要領及び附属文書よ2-2-1[SGECロゴマークライセンスの発行]による。

但し、PEFCロゴを使用する場合は、PEFC ST 2001:2008 PEFCロゴ使用規則—要求事項 第二版及びPEFC GD 1005「PEFC 評議会によるPEFC ロゴライセンスの発行」による

1.1.2 ロゴマーク使用上の注意点についての依頼者への明示

前項と同文書による。

1.1.3 ロゴマーク使用についての CoC管理事業体への注意

認証機関が認証書類上に SGEC ロゴマーク/PEFC ロゴを使用する場合は、その認証書類のロゴマークは CoC 管理事業体による CoC 規格の順守を示すものであって、その CoC 管理事業体に対して SGEC ロゴマーク/PEFC ロゴ使用の権利を与えるものではないことを明確に示さなければならない。

2 資源に関する要求事項

2.1 認証審査員の資格・力量基準・教育

2.1.1 認証審査チームの資格・経験

認証審査チームには、① 認証基準 (SGEC-CoC 基準) に関する知識、② 認証審査に関する知識が必要とされる他、以下に規定される資格を有する者で、「a)～g)」の者については最低2年間の勤務経験を有する者、若しくは「h)」に該当する者の内いずれかのメンバーを含む。

- a) 農学に関する博士号取得者
- b) 技術士 (森林部門)
- c) 林業技士 (森林総合監理部門)
- d) 林業普及指導員
- e) 林業改良普及員 (AG) 経験者
- f) 林業専門技術員 (AP) 経験者
- g) 森林生産物の検査経験を有する JAS 検査員
- h) 林産物関連業務・関連審査・関連研究経験者

[経験年数]

- ・大学院修了4年以上
- ・大学卒6年以上
- ・短大卒8年以上
- ・高校卒12年以上

2.1.2 審査力量・教育

認証機関は、審査要員の審査における役割と技能スキルについて、ISO 19011に基づく基準を設け、研修を実施しなければならない。

2.1.3 評価結果のレビューアー又は認証の決定者（個人又はグループ）の力量要件
評価結果のレビューアーは、評価活動の結果の適切性、十分さ及び有効性の検証を行うために、評価の項目、合否基準、評価の方法に関する知識を有していなければならない。認証の決定者は、レビュー結果の妥当性を判断し、認証の決定を行うために、認証基準、認証スキーム、適合性評価制度に関する知識を有していなければならない。なお、評価結果のレビューアーと認証の決定者は兼ねることができる。

3 プロセス要求事項

3.1 認証の申請

3.1.1 認証申請者からの情報提供要請

認証申請者はSGEC運営文書、SGEC-CoC基準等による審査に必要な範囲の情報を提供しなければならない。情報には、少なくとも以下の事項が含まれる。

- a) 認証申請者（事業体・企業体）名称、住所及び法的な地位
- b) SGEC-CoC 基準等で要求されている CoC 手順書
- c) CoC 認証の範囲に含まれる製品の記述
- d) 統合 CoC 管理事業体の CoC 認証の場合、認証範囲に含まれる本部と事業拠点

3.1.2 要求事項の選択肢に応じた認証申請者に求められる情報提供及び審査計画の通知

3.1.2.1 認証申請者はSGEC運営文書、SGEC-CoC基準等による審査に必要な範囲の情報を提供しなければならない。情報には、少なくとも以下の事項が含まれる。

- a) 認証生産物の管理 (CoC) の方式（「SGEC-CoC 認証ガイドライン」の 5-2 の「物理的管理方式」若しくは同 5-3 の「パーセンテージ方式」以下同じ）
- b) 構成比率の計算方法（SGEC 文書 4 「SGEC-CoC 認証ガイドライン」による。）
- c) 構成比率の認証生産量への適用振替（前 b と同文書による）
- d) 由来の定義（附属文書 4-1 「SGEC 認証の原材料に関する文書」 以下同じ）
- e) SGEC ロゴマークを使用したい場合は SGEC ロゴマーク使用の申請（附属文書 2-2「SGEC ロゴマーク使用要領」）による。

但し、PEFC 規格に関しては、PEFC ST 2002:2013「林産品の COC - 要求事項」及び同附属書 1「PEFC 主張の仕様書」に基づく上記に関連する事項及びロゴを使用したい場合は PEFC ST 2001:2008 PEFC ロゴ使用規則-要求事項 第二版に基づく申請による。

3.1.2.2 認証機関は、審査行為の遂行と日程に関する合意の基盤を作るために、審査ごとの審査計画が確実に立てられるための手順を文書化しなければならない。その審査計画は、申請者に伝えられ、また、申請者との間に日程に関する事前の合意が取り付け

られなければならない。

注意書：審査計画の準備のための指針は、ISO19011 の6.3.2 項で示されている。

3.1.2.3

認証機関は、ISO19011 の6.3 項に従って、CoC 認証規格と審査基準との適合性を判定するため、現場審査の前に申請者の文書をレビューしなければならない。

3.1.3 統合 CoC 管理事業体認証

SGEC 管理運営文書第 13 条及び「附属文書 2-8 統合 CoC 管理事業体の要件」による。

3.2 評価

認証機関は、CoC の初回審査をISO19011 の6.4 項にある関連ガイダンスに従って実行しなければならない。初回の審査および再認証の審査は、現場で実行しなければならない。

3.2.1 文書審査（初回、更新）

文書審査は、SGEC 運営文書、SGEC-CoC 基準等による審査に必要な範囲において、現地審査に入る前に、認証申請者より提出された文書をレビューしなければならない。

3.2.2 認証審査工数の決定（初回、更新）

SGEC-CoC 基準等に基づく文書確認事項及び現地確認事項を実施するのに必要な工数は、各認証機関が決定するが、現地審査の最低工数は 0.5 人日とする。

3.2.3 評価報告

3.2.3.1 評価対象の確認

評価報告者は、申請者の組織、プロセス、製品グループ及びその製品に関して、CoC の対象となる部分を確認しなければならない。

3.2.3.2 認証基準の明示

評価報告書は適用された次の認証規格を明示しなければならない。例えば、申請者の CoC に適用される下記を含む CoC 規格

- a) 認証生産物の管理 (CoC) の方式
- b) 認証率の計算方法、
- c) 認証率の生産品への振替、
- d) 適用した由来の定義、
- e) SGEC ロゴマーク使用要領
- f) 出処に問題がある由来を持つ原材料の回避に関する要求事項
- g) その他必要な認証規格

但し、PEFC 規格に関しては、PEFC ST 2002 林製品の COC - 要求事項に基づく上記に関

連する事項及びロゴを使用したい場合は PEFC ST 2001:2008 PEFC ロゴ使用規則—要求事項 第二版による。

3.2.3.3 レビュー

ISO/IEC17065 の第 7.5 項に定められるすべての要求事項が適用される。

3.2.4 認証審査（認証の決定）

3.2.4.1 認証審査の所見は、重大な不適合、軽微な不適合および要観察事項、として分類しなければならない。

3.2.4.2 重大不適合および軽微不適合は是正されなければならない、是正計画は認証や再認証を授与する前に認証機関による検証を受けなければならない。

3.2.4.3 定期審査において確認された重大不適合および軽微不適合は、組織による、不適合解消のための是正処置を伴わなければならない。日程を含む是正処置の計画は、認証機関によるレビューの上、容認されなければならない。定期審査において確認された重大不適合の是正と認証機関によるその検証の完了のための時期・時間は認証機関自身の規則に従うが、3 か月を超えてはならない。軽微不適合の是正処置は、遅くとも次回の定期審査の期間中に検証されなければならない。

3.2.4.4 初回審査、定期審査、および、再認証審査において確認された不適合に関するすべての是正処置は、認証機関による現場検証、又はその他の適切な検証方法による検証を受けなければならない。

3.3 現地審査のサンプル

3.3.1 方法論

3.3.1.1 現地審査のサンプリングの認証申請CoCの適合性基準は、「附属文書2-8 統合CoC管理事業体の要件」に適合するCoCとする。

3.3.1.2 初回審査、定期審査、または更新審査のためのサンプルは、分別管理方式とパーセンテージ方式等異なるCoC認証方式を採用しているサイトについては区別して決定し、CoC認証の対象となるサイトの認証方式の相違を代表するものでなければならない。

3.3.1.3 サンプルは、一部については次に定める要素に基づく選択的なもの、その他は非選択的なものとして取り扱うことが適当であるが、結果的に、異なる一連のサイトが選択され、かつランダム的な要素が排除されないようにする。

- a) 内部監査、または前回の認証審査の結果
- b) 苦情、または関連する是正及び予防処置の側面の記録
- c) サイトの規模及び生産プロセスにおける重要な差異
- d) 適用されたCoC方式の違い

e) 前回の認証審査以来の変更

f) 地理的な分散

3.3.1.4 残りのサンプルに関しては、前項に示す要素を考慮して、認証書の有効期間にわたって出来る限り多様なサイトが選択されるようにしなければならない。

3.3.2 サンプル数

3.3.2.1 認証機関は、統合CoC管理事業体の評価と認証の一環としてサイトを審査するときに取り上げるサンプルを決めるための手順を文書化しなければならない。

3.3.2.2 認証機関による手順を適用した結果が次に定める計算式の適用による結果より少ない場合、認証機関は、これを正当化できる理由を記録し、それが承認された手順に従った業務であることを示さなければならない。

a) 初回審査: サンプル数 (Y) は遠隔サイト数 (X) の平方根であること。 ($y = \sqrt{x}$) 端数切り上げ。

b) 定期審査: 年次サンプル数は遠隔サイト数の平方根に係数0.6を乗じた値であること。 ($y = 0.6 \sqrt{x}$) 端数切り上げ

c) 更新審査: サンプル数は、初回審査の場合と同じであること。ただし、CoCのシステムが過去3年以上効果的であったことが判明した場合、サンプル数は係数0.8による削減が可能である。

例: ($y = 0.8 \sqrt{x}$) 端数切り上げ。

3.3.2.3 前項の要求事項は、従業員数が50名以下である各々のサイトによる低及び中リスクの事例に基づいたものであり、初回審査、定期審査、または更新審査ごとに審査を行わなければならないサイトの数の最少値を示す。

3.3.2.4 認証機関が、認証を受ける対象範囲に含まれる行為について行うリスク分析によって、次の要素に関して特別な環境が示された場合は、サンプル数を増加しなければならない。

a) サイトの数と従業員数

b) 原材料とCoC方式の複雑性と多様性

c) CoC方式と原材料の由来の定義の適用に関する相違

d) 由来に問題がある原材料の調達リスクのレベル

e) 苦情及び是正・予防処置に関するその他の側面の記録

f) 多国籍性に関する側面

g) 内部監査の結果

3.3.3 追加サイト

すでに認証を受けた統合CoC管理事業体のネットワークに新たに追加されたサイトのグループを適用する場合は、各々の新しいサイトグループは、サンプル数の決定にあたって独立した一つのセットと考える。その新規グループを認証書に含めた後は、それらの

新しいサイトは、今後の定期審査または更新審査のサンプル数を決定するために、以前のサイトグループに組み込むことができる。

3.4 認証文書

3.4.1 認証書の交付

認証機関はSGEC管理運文書第11条第2項に基づきCoC認証審査調書においてCoC認証を可とした者に認証書を交付するとともに同第16条第2項に基づきCoC認証を取り消した場合はその旨当該CoC管理事業体に通知する。

3.4.2 認証書の情報項目

認証書の情報項目は、SGEC運営文書、SGEC-CoC基準等により審査された認証であることを示す正式な証明書として必要な情報項目でなければならない。それには、少なくとも以下の情報を含んでいなければならない。

- a) 認証機関
- b) CoC管理事業体の名称及び住所
- c) CoC管理事業体の認証対象の業種
- d) 認証の範囲
- e) 有効期間

3.4.3 認証対象の業種

SGEC運営文書第13条第1項の認証対象業種を認証書に明示しなければならない。

3.4.4 認証の範囲

少なくとも次の事項について明示しなければならない。

- a) 適用されたCoC認証規格
- b) 適用される認証生産物の管理方式
- c) 適用された原材料のカテゴリの定義
- d) CoCの対象製品

3.4.5 有効期間

SGEC運営文書 第12条による。

3.5 認証結果のSGECへの報告

認証機関は、SGEC運営文書第11条2項、第12条2項、第14条2項、第15条3項、第16条2項に基づき 取消しを含む認証状態をSGECへ報告する。

3.6 定期審査

3.6.1 定期審査実施頻度

SGEC運営文書第14条1項による。

3.6.2 定期審査工数の決定

定期審査工数については、附属文書「2-5」の「2」に定期審査調査事項について書類及び現地確認を実施するのに必要な工数を当該認証機関が決定する。

3.6.3 定期審査の実施場所

SGEC運営文書第14条に基づきCoC管理事業体が管理を実施している現地において定期審査を実施する。ただし、以下に該当する場合は、文書と記録のレビューにより、現地審査を代替できるものとする。代替可能期間は2年を超えないものとする。

- a) 審査に十分な信頼性が確保できると認証機関が実証できる。
- b) CoC管理事業体が小規模（従業員数10名以下、又は年間売上高2億円以下）である。
- c) 前回の初回・定期・更新審査において指摘事項がない。
- d) CoC管理事業体の調達品に高リスクな供給物が含まれていない。
- e) CoC管理事業体が、CoC認証規格により保持が要求されている個々の情報又は認証機関が独立したサンプリングを行えるような全記録のリストを、認証機関に提供する。

また、定期審査を文書審査で代替する場合は、「SGEC 附属文書 2-5 定期審査事項」の第14条第2項に係る事項を文書で確認する。文書には、例えば各工程の分別・管理状況を示す写真、動画等を含む。

3.6.4 定期審査の現地審査の除外

認証生産物の取扱いがない場合は、前項と同様に、定期審査における現地審査を文書審査で代替することができる。但し、代替可能期間は2年を超えないものとする。

附則 「1.1」の認証機関は「SGEC 認証制度の管理運営に関する文書」第19条に基づきSGECの公示を受けている機関とするが、PEFCとの相互承認に移行した場合には、国際認定フォーラム（IAF）相互認証メンバーの認定機関より製品認証機関に関する国際規格（ISO/IEC 17065）に基づき認定を受けている認証機関でSGECの公示を受けている機関とする。

附則2 この文書の施行は、2014年7月1日とする。

但し、この文書の施行するに準備を要する認証機関にあつては、施行日以降6か月間の移行するための期間を設けることができるものとする。

附則3

2015.3.25 一部改正

この改正文書（2015.3.25 改正）は、2015年4月1日から施行する。

但し、SGEC 認証制度がPEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間として旧文書（2014年7月1日施行）の規定によることができることとする。

なお、更新（定期）審査に係るSGEC 文書3並びに同4及び関連する文書で規定する認証規格に関する移行期間は2015年9月30日とする。

附則 4

2015. 10, 14 及び 2015. 12, 10 一部改正

この改正文書(2015. 10, 14 改正)は、2016 年 1 月 1 日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とし旧文書(2015 年 4 月 1 日若しくは 2014 年 7 月 1 日施行)の規定によることができることとする。

附則 5

この改正文書(2016. 2. 10 日改正)は、2016 年 4 月 1 日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

SGEC 附属文書
2-10-1-1 2016
理事会
2016. 4. 1

SGEC 認証機関の認定要件

SGECは、森林管理認証及びCoC 認証について次の要件を満たす認証機関によって実行されることを求める。

- (1) 国際認定フォーラム（IAF）の国際相互承認協定（MLA）に署名した認定機関より、製品認証機関に関する国際規格（ISO/IEC 17065）により適合している旨の認定をされていなければならない。
- (2) 当該認定の範囲には、その時点で明確に有効な、森林管理認証に係る SGEC 文書 3 及びこれに関連する附属文書並びに CoC 認証に係る SGEC 文書 4 及びこれに関連する附属文書を含むこと並びにその後制定、改正された SGEC ウェブサイト <http://www.sgec-eco.org> 上に提示される要求事項を含まなければならない。
また、認定の適用範囲は、認証機関の認定評価の基準となった ISO/IEC 17065 及びその他の要求事項を明示しなければならない。
- (3) 日本において法人登記がなされていなければならない。

附則

この改正文書（2016. 2. 10 日制定）は、2016 年 4 月 1 日から施行する。
但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることが出来るものとする。

SGEC 附属文書
2-10-1-2 2016
理事会
2016. 4. 1

SGEC 認証機関の公示について

SGEC認証機関は、SGECによる公示を受けなければならない。SGEC の公示は、認証機関が、SGEC が承認する有効な認定を受けていなければならないことを要求する。。SGECの公示を受けた認証機関は、SGECに対し、SGECが定める処に従って授与した認証に関する情報を提供しなければならない。

注意書：授与された認証情報には、通常、認証書の保有者の身元情報、授与された認証の適用範囲、SGEC 公示料金を決めるための森林管理認証取得者の認証面積及び CoC 管理事業体の年間木質製品製造・販売額売上額が含まれる。SGEC 公示は、SGEC が定める SGEC 公示料金の支払いを認証機関に対して請求することができる。

附則

この改正文書（2016. 2. 10 日制定）は、2016 年 4 月 1 日から施行する。
但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

SGEC 附属文書
2-10-1-3 2016
会長決済
2016、4、1

**SGEC 国際認証制度（PEFC との相互承認に基づく
SGEC 認証制度）創設に伴う移行措置**

序文

この文書は、SGEC 認証制度が PEFC との相互承認に基づく国際認証制度（2016 年 4 月 1 日施行文書に基づく制度）に円滑に移行するための措置を定める。

1 適用範囲

この文書で定める移行措置は、SGEC 認証制度が PEFC との相互承認に基づく国際認証制度として発効以降 1 年間の措置とする。

2 移行措置

2015 年 4 月 1 日施行文書の規定に基づき認定を受けている認証機関（認定認証機関）は、2015 年 4 月 1 日施行文書（PEFC との相互承認申請文書）の認証規格により実施した認証について、2016 年 4 月 1 日施行文書（PEFC との相互承認文書）に基づく直近の定期・更新審査を実施するまでの間、移行措置として下記の措置をとることが出来る。

記

認定認証機関は、2015 年 4 月 1 日施行文書の認証規格に基づき認証を取得した者が、2016 年 4 月 1 日施行文書の認証規格に基づく認証書の交付を希望する場合には、2015 年 4 月 1 日施行文書に基づく認証規格と 2016 年 4 月 1 日施行文書に基づく認証規格の差分について、当該認証取得者にその履行について文書で確証を求め書類審査を実施した上で、2016 年 4 月 1 日施行文書の認証規格に基づく認証書を交付することができる。

附則

この文書は 2016 年 4 月 1 日に施行する

参考

認定認証機関の認証書の交付に関する措置

(1) 2015年4月1日文書の認証規格に基づく認証書の交付

＜2015年4月1日以降2016年の相互承認以前＞

認定認証機関は、2015年4月1日施行文書の認証規格に基づく認証書を認定機関のロゴマークを付して交付することが出来る。

(2) 1年間の移行措置

＜2016年の相互承認以降、直近の定期・更新審査を受検するまでの間＞

認定認証機関は、「(1)」の認証書の交付を受けた認証取得者に対し2015年4月1日施行文書の認証規格と2016年4月1日施行文書の認証規格の差分について、当該認証取得者にその履行について文書で確証を求め書類審査を実施した上で、2016年4月1日施行文書の認証規格に基づき認証書を交付することが出来る。

(3) 2016年4月1日施行文書の認証規格に基づく認証書の交付

＜認定認証機関が認定機関の移行審査の受検以降＞

認定認証機関は、2016年4月1日文書の認証規格に基づく認定機関の移行審査の受検以降にあつては2016年4月1日施行文書の認証規格に基づく認証書を認定機関のマークを付して交付することが出来る。

＜認定認証機関が認定機関の移行審査の受検以前＞

前項に規定する認証書の交付について、認定認証機関が認定機関の移行審査の受検以前にあつては認証書に認定機関のマークを付すことが出来ない。従って認定認証機関は出来るだけ早く認定機関の移行審査を受検するよう努める。

SGEC 附属文書

2-10-1-4 2016

会長決済

2016. 7. 1

SGEC認証機関が認定機関による認定を受ける場合の認定の適用範囲について

PEFC との相互承認以降においては、SGEC 文書4「SGEC-CoC 認証ガイドライン」の6-3 の「PEFC ロゴ及びラベルの使用」に係る要求事項を満たすために、SGEC の認定の適用範囲に、PEFC ST 2003:2012「PEFC 国際CoC 規格に照らした認証業務を実行する認証機関に関する要求事項」の「付属書1ー PEFC 評議会が容認する認定」で規定する認定の適用範囲を含めなければならない。

附則 この文書は 2016 年 7 月 1 日から施行する。

SGEC 附属文書

2-10-2 2015

理事会

2016. 1. 1

統合 CoC 管理事業体認証

序論

本文書は SGEC 附属文書 2-8「統合 CoC 管理事業体の要件」の要求事項を満たす複数の事業拠点を有する統合 CoC 管理事業体を認証する認証機関に対する要求事項を定める。

1 適用範囲

統合 CoC 管理事業体の認証を行う認証機関に対する要求事項については、SGEC 附属文書 2-10「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」において規定するほか本文書の定めるところによる。

2 認証機関に関する適格性基準

認証機関は、評価のプロセスを開始する前に、本文書と SGEC 附属書 2-8 が規定する適格基準に関する情報を申請者に提供しなければならない。また、万一統合 CoC 管理事業体に関する適格基準が満たされない場合は、評価を継続することができない。評価のプロセスを開始する前に、認証機関はこれらの適格基準に関する不適合が審査中に発覚した場合は、認証書が発行されないことを申請者に伝えなければならない。

2-1 契約書のレビュー

2-1-1 認証機関の手順においては、当初の契約のレビューにより、認証の対象となる CoC の範囲に含まれる行為の複雑性と規模、及び SGEC 附属文書 2-10「III. 3. 3」規定するサンプリング（以下同じ）のレベルを決定する根拠としての事業拠点間のあらゆる相違が確認されることを確実にしなければならない。

2-1-2 認証機関は、認証を遂行する上で契約上の相手方である申請者の本部機能を確認しなければならない。契約の合意は、認証機関による申請者のすべての事業拠点における認証活動を可能とするものでなければならない。

2-1-3 認証機関は、個々のケース毎に、申請者の事業拠点について同じ方法を適用して CoC の実行が出来る同じ原材料のフローをどこまで有しているかについて分析しなければならない。申請者に含まれる事業拠点の類似性は、サンプリングの手順を適用する際に考慮されなければならない。

2-1-4 認証機関は、「2-1-1」、「2-1-2」及び「2-1-3」が要求する行為が実行されたかどうかを示す記録を保持しなければならない。

2-2 審査

2-2-1 認証機関は、統合CoC管理事業体の審査を処理するための手順を文書化しなければならない。文書化、記録のレビュー、現場審査などを含む審査手順について、認証機関は、CoCの要求事項が実際に全事業拠点にわたって適用され、また、SGEC附属文書2-8を含むCoC規格のすべての基準が順守されていることを確認する方法を確立しなければならない。

2-2-2 評価・監査に複数の審査チームが関与する場合においては、認証機関は、すべての審査チームの審査結果を統括し、総合的な報告書を作成する責任を有する一人のリード審査員を指定しなければならない。

2-3 不適合

2-3-1 統合CoC管理事業体の申請者の内部監査または認証機関の審査によって、いずれかの事業拠点における不適合が発見された場合は、その他の事業拠点が受ける影響について判断するための調査を実行しなければならない。それ故、認証機関は、当該不適合がすべての事業拠点に影響し当該申請人のCoC 全般的な不具合をもたらすものであるかどうかを判断するために、申請者に対しその不適合のレビューを要求しなければならない。もし、当該不適合が申請者のCoC全般の不具合をもたらすものであると判断された場合は、是正行為が本部および個々の事業拠点においても実行されなければならない。万一、そうではないと判断された場合は、申請者は認証機関に対しそのフォローアップに制限付けをする正当な理由を示すことが可能でなければならない。

2-3-2 認証機関は、これらの行為の証拠書類を要求し、コントロールの再構築について納得するまでサンプリング度数を増加しなければならない。

2-3-3 決定のプロセスにおいていずれかの事業拠点に不適合があった場合、認証機関は、十分な是正処置が取られるまでの間、統合CoC管理事業体申請者全体に対する認証を授与することができない。

2-3-4 申請者の単一の事業拠点における不適合の存在によって起きた障害の解決を目的として、当該申請者が認証プロセスの期間中に問題を有する事業拠点を認証の対象から除外することを要求した場合、これを認めることはできない。

2-4 認証書

2-4-1 認証書は申請者の本部の名称と住所宛てに1通発行しなければならない。認証書に関連するすべての事業拠点のリストは、認証書上、関係附属書又は認証書上に言及するその他の形式に基づき作成されなければならない。認証書上の適用範囲又はその他の言及は、認証された規格がリスト上の事業拠点のネットワークによって実行されていることを明確にしなければならない。もし個々の事業拠点が異なる認証生産物の管理

(CoC) の方式や原材料の由来に関する定義を適用する場合は、該当するCoC規格が適用されたことを認証書上、又は個々の事業拠点に関する附属書上に明示しなければならない。

2-4-2 子(支)認証書(sub-certificate)は、原認証書と同様の適用範囲、またはその適用範囲の子(支)適用範囲(sub-scope)を対象とし、さらに原認証書への明確な言及があれば、発行することが可能である。

2-4-3 本部又は事業拠点が認証書の維持に必要な規格を満たさない場合、当該認証書は全体的に無効となる。(前記2-2項を参照)

2-4-4 事業拠点のリストは、認証機関によって最新状態に更新されていなければならない。このために、認証機関は、統合CoC管理事業体に対し、事業拠点の閉鎖、開設又は行為内容の変更などに関する情報の伝達を要求しなければならない。その様な情報の通達がない場合は、認証書の不正使用と見做され、認証機関は手順に従ってしかるべき措置を取らなければならない。

2-4-5 監査又は再評価の結果として既存の認証書に事業拠点を追加することは可能である。認証機関は新しい事業拠点の追加に関する手順を有していなければならない。

注意書：特別の業務遂行を目的に組織が建造した一時的な事業拠点は、統合CoC管理事業体の業務の一部として扱うことはできない。現地審査のサンプリングは、あくまでもCoC認証の対象である恒常的な事業拠点による行為の確認を目的とするものであり、前記のような一時的な事業拠点において実行された行為を対象にするものではない。即ち、統合CoC管理事業体認証は、一時的なサイト自体を認証するものではない。

3 審査時間

3-1 認証機関は、審査時間の割り当てに関する全体的な方針に関して、統合CoC管理事業体の審査に費やす時間の正当な理由を示すことが可能でなければならない。

3-2 初回審査、定期審査及び更新審査の一環として個別事業拠点ごとに費やす最低限の審査時間は、SGEC附属文書2-10「Ⅲ.3.2.2」項の定める初回審査と同様である。CoC規格の要求事項のうち、本部でのみ審査される項目で事業拠点に関連しないものを考慮し

て省略することは可能である。

3-3 本部については、審査される項目を省略することは許容されない。

附則

この文書は、2016年1月1日から施行する。

但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

SGEC 附属文書

2-10-3 2015

会長決済

2015. 4. 1

認証機関の審査員の要件

1 適用範囲

認証機関の審査員の要求事項については SGEC 附属文書 2-10 及び SGEC 附属文書 2-13 によるほか本文書によるものとする。

本文書は、ISO/IEC17065の認証機関の要員に係るすべての要求事項が適用される。

規準文書

SGEC 文書 3 「森林管理認証基準・指標・ガイドライン」

SGEC 文書 4 「SGEC-CoC 認証ガイドライン」

SGEC 附属文書 2-10 「SGEC 認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」

SGEC 附属文書 2-13 「SGEC 認証・認定の手順」

2 認証行為に関わる要員

認証機関は、契約書のレビュー、審査、認証の授与、審査員の監視などの重要な行為を実行するすべての要員が、それらの行為に関連する適切な知識及び力量を有することを確実にしなければならない。

3 審査員

認証機関は、審査員が ISO 19011 の関係の規定に準じた知識及び技能を有していることを確実にしなければならない。

3-1 教育プログラム

認証機関は、審査員が SGEC の認める認証規格に基づく教育プログラム（SGEC 附属文書 2-13-1）に参加することを確実にしなければならない。

前記教育プログラムの参加以降は、2 年間に SGEC が認める同教育プログラムに 1 回以上参加していることを確実にしなければならない。

3-2 審査訓練若しくは審査経験

認証機関は、審査員が次に示す審査訓練を受けているか、若しくは審査経験を有してい

ることを確実にしなければならない。

3-2-1 審査訓練

認証機関は、審査員が「SGEC附属文書2-13-1」において定められた審査訓練を終了していることを確実にしなければならない。

3-2-2 審査経験

認証機関は、SGEC附属文書2-13-1において定められた審査員資格を得るための審査経験及び審査資格を維持するための審査経験を有することを確実にしなければならない。

3-3 力量

3-3-1 認証機関は、審査員がSGEC文書2、SGEC文書3及びSGEC文書4に係わる用語、知識、理解、及び技能を適用する力量を有していることを確実にしなければならない。

3-3-2 認証機関は、審査員が特に次の分野における知識及び技能等を適用する力量を有していることを確実にしなければならない。

a) 「審査の原則、手順、及びテクニックについて」

審査員がこれらを適切に適用し、審査が一貫した体系的方法で実行できることを可能とするため。

b) 「組織の規模、構造、機能、取引関係、全般的なビジネスプロセス、顧客組織に関する知識等の状況について」

審査員が組織の業務の背景を理解するため。

c) 「SGEC文書3「2-5 遵守・尊重すべき国際条約等及び国内法」及びSGEC文書4「2-9 問題のある出处」の遵守等について」

審査員が森林管理並びに林産原材料の調達及び出所に問題がある原材料の回避に関連する国際法、各国独自の森林統制や法令の執行などについて理解し、顧客組織による出所に問題がある原材料の調達の回避の手順に関する評価を可能にするため。

3-3-3 認証機関は、審査員の審査実施頻度やその行為に関わるリスクのレベルに基づき、審査の立合い、審査報告書のレビュー、顧客組織の意見などの方法を活用して、審査員の年次モニタリングの証拠書類を策定し、SGECの求めに応じてSGECに提出しなければならない。特に、認証機関は訓練の必要性を見極めるために、その成績に照らした審査員の力量に関するレビューをしなければならない。

4 審査チーム

認証機関は、審査チームの編成について前記「3」項に定める要求事項を満たす審査員（単数または複数）によって構成しなければならない。

附則

この文書は、2015年4月1日から施行する。

但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

SGEC 附属文書

2-10-4 2015

理事会

2016. 11. 1

附属文書 2-10 「SGEC 認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「Ⅱ. 3. 1. 2」及び「Ⅱ. 3. 2. 2」の「SGEC 森林管理基準適合性確認事項」について

附属文書 2-10 「SGEC 認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「Ⅱ. 3. 1. 2」及び「Ⅱ. 3. 2. 2」の「SGEC 森林管理基準適合性確認事項」について」標記は本文書による。

なお、現地確認事項の欄に記述のない基準・指標・ガイドラインについては、現地の実態に即し適宜な方法で確認することとする。

なお、この文書の基準・指標・ガイドラインは SGEC 文書 3 「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」に基づくものである。

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
1	1-1	1-1-1	<ul style="list-style-type: none">●森林所有者・地上権者名が記載された森林簿等(登記簿謄本又は森林簿・森林調査簿)●森林管理計画等(森林経営計画またはそれに準じる森林管理計画)が策定されている。●計画図(計画図・施業図・森林 GIS 図等)	<ul style="list-style-type: none">●任意の現場で、森林簿、森林管理計画等で示された林分が現地で確認できる
		1-1-2	<ul style="list-style-type: none">●受託管理契約等(経営委託契約書・施業委託契約書・管理協定書・委任状等)により、申請者が当該森林の管理者であることが明確にされている。●森林簿等に基づいて作成された参加所有者リスト等及び参加同意書。	<ul style="list-style-type: none">●森林管理主体が当該森林を的確に管理する能力を備えている。●森林管理者は認証の申請をするに当たって、当該森林の所有者に森林認証取得の意味を的確に伝え、加盟の意思を確認している(ミーティング開催記録など)

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
		1-1-3	<ul style="list-style-type: none"> ●グループ森林管理認証の要求事項を満たしたグループ規約等（規約・定款・組織管理・運営規定等）が策定され、グループの組織体制とグループ主体の責任と権限が明確にされている。 ●グループ森林認証への加盟確認書等（加盟確認書・管理協定書等）により構成員の合意形成がはかれている。 ●森林簿等に基づいて作成された構成員リスト等 ●一元化された森林管理計画・指針等 	<ul style="list-style-type: none"> ●グループ主体にグループ組織を運営する体制と機能が備わっている。 ●グループ主体は、認証の申請をするに当たって、当該森林の所有者に森林認証取得の意味を的確に伝え、加盟の意思を確認している（会議・ミーティング開催記録等） ●構成員が SGEC の基準・指標に適合する森林施業を長期にわたり遵守することに同意している（加盟確認書等）。
	1-2	1-2-1	●森林簿または森林調査簿等	●5年毎の森林調査方法の内容
	1-3	1-3-1	●森林管理計画等の計画図等	<ul style="list-style-type: none"> ●森林簿と森林管理計画図の現地照合の可否 ●基本図と界標等の整合
	1-4	1-4-1	<ul style="list-style-type: none"> ●森林経営計画書・同認定書またはそれに準ずる森林管理計画書の樹立 ●持続可能な森林経営の実行が確認できる長期的な「基本方針」（経営方針 or 環境方針書） 	●管理責任者へのインタビュー

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
		1-4-2	<ul style="list-style-type: none"> ●認証申請に当たって、当該森林の経営責任者が持続可能な森林経営に向けた取組みについて了承し、書面で同意している。 ●市町村森林整備計画書の機能区分等を踏まえ、機能別森林の整備目標、施業方法等が森林管理計画等において明示されている。 	—
		1-4-3	<ul style="list-style-type: none"> ●環境影響に配慮した管理の基本方針(環境方針書等)が示されている。 	—
		1-5	1-5-1	<ul style="list-style-type: none"> ●管理体制及び実行組織の内容(管理体制図等) ●管理・施業を外部に委託ないし請け負わせている場合は、適切な施業実施仕様書等マニュアルに基づく委託契約書等が結ばれている。
		1-5-2	<ul style="list-style-type: none"> ●基本方針(経営方針書等)等の中で経営内容の改善に努めていることが読み取れる。 	—
	2	2-1	2-1-1	<ul style="list-style-type: none"> ●地域森林計画及び市町村森林整備計画書(機能分類と整備目標等)を勘案した基本方針、「生物多様性保全に配慮した施業指針」等
		2-1-2	<ul style="list-style-type: none"> ●森林管理計画等に原生林及びバッファゾーンも含めた管理指針が示されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「管理指針」の具体的適用例(天然林がある場合)

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
		2-1-3	—	—
		2-1-4	—	—
		2-1-5	—	—
	2-2、	2-2-1	<ul style="list-style-type: none"> ●重要種がいるといわれている場合は、貴重な動植物発見報告と「生物多様性保全に配慮した施業指針」等における保護管理の技術指針。 ●自然環境保全基礎調査情報図、指定野生生物保護区・鳥獣保護区等位置図等生物多様性に関する森林・水系・沼・湿地等が明確になっている図面。 ●対象森林に分布する可能性のある希少動植物リスト 	—
		2-2-2	●基本方針書、「生物多様性保全に配慮した施業指針」等における水辺林等の保全利用計画	●水辺林などがある場合、保全状況
	2-3	2-3-1	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県レッドデータブック、指定希少野生生物リスト、市町村誌等での希少野生生物の有無の確認できるリスト等 ●モニタリングの実施要領 ●「生物多様性保全に配慮した施業指針」 ●絶滅危惧種が生息していれば、「絶滅危惧種保護マニュアル」等 	●モニタリング・施業指針・マニュアル等の具体的適用例の確認
		2-3-2	●基本方針書、「生物多様性保全に配慮した施業指針」等での記載状況	●生息環境の維持、改善の取組状況

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
	2-4	2-4-1	●基本方針書、「生物多様性保全に配慮した施業指針」等での記載状況	●貴重な自然植生の保護措置等の状況
		2-4-2	●基本方針書等に記載がある。	—
		2-4-3	●基本方針書等に記載がある。	●外来種を導入している場合には、その監視状況。
		2-4-4	●基本方針書等に記載がある。	●生物系資材として木材の使用状況。
3	3-1	3-1-1	●基本方針及びそれを踏まえた「生物多様性保全に配慮した施業指針」、「伐採・搬出マニュアル」、「作業道作設指針」等での環境に配慮した施業等の実施方針の記載等。	●環境に配慮すべき項目が整理されているか ●従業員または委託・請け合わせ先が認識しているか
		3-1-2	●地域森林計画及び市町村森林整備計画書での記載 ●特に配慮が必要な地区（保安林・砂防指定地等）が記載された地区 ●指定施業要件の確認	●適切な措置の実施状況
		3-1-3	—	—
	3-2	3-2-1	●基本方針書、「生物多様性に配慮した施業指針」での記載	●伐採地における保護樹帯の設置状況
		3-2-2	●基本方針書、「生物多様性に配慮した施業指針」での記載	—

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
	3-3	3-3-1	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村森林整備計画等における「山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林」及び「水源涵養機能等維持増進森林」の森林整備及び保全の基本方針並びに森林施業方法を確認 ●森林管理計画書等での伐採計画の有無、伐採方法 ●保安林配置図等と保安林等の指定施業要件の確認 ●伐採届、保安林の伐採許可書等 	●伐採の状況
		3-3-2	<ul style="list-style-type: none"> ●「伐採・搬出マニュアル」等の環境負荷軽減についての記載 ●委託・請け負わせ先に対しては、作業委託仕様書等での作業方法等の明示 	●水土保全に対する配慮の状況
	3-4	3-4-1	<ul style="list-style-type: none"> ●「燃料・オイル管理マニュアル」、「林業薬剤管理マニュアル」等。 ●委託・請け負わせ先については、作業委託仕様書で作業方法等の明示。 	●従業員または委託・請け負わせ先が認識しているか
		3-4-2	—	—
	3-5	3-5-1	<ul style="list-style-type: none"> ●「作業道作設指針」等 ●委託・請け負わせ先については、作業委託仕様書で作業方法等の明示。 	●水土保全に対する配慮の状況
		3-5-2	●林内路網の維持管理体制が確認できる書類	●林内路網等の開設状況、維持管理状況
4	4-1	4-1-1	●森林管理計画、基本方針書等での記載	●計画書と現地の施業状況の整合

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
		4-1-2	<ul style="list-style-type: none"> ●森林資源現況表 ●森林管理計画、基本方針書等での平準化の取組み（長期の伐採造林計画等）の記載 ●施業実行前の標準地調査（収穫調査等）等の内容と記録 	●施業実行前の標準地調査（収穫調査等）
		4-1-3	—	—
		4-2	4-2-1	<ul style="list-style-type: none"> ●樹種別齢級別資源構成表による伐採計画の適否 ●森林管理計画等による収穫予定の明示（計画表、GIS等）
		4-2-2、	●市町村森林整備計画を踏まえた「生物多様性に配慮した施業指針」等における伐採に関する技術指針の有無、内容	●非皆伐施業、広葉樹保残等の実施状況
		4-2-3	●森林管理計画等の伐採造林計画と実行結果との対比	(1-1-1に同じ)
	4-3	4-3-1	<ul style="list-style-type: none"> ●森林簿、山林台帳等による伐採、更新状況の過去5年ないし10年の履歴の確認 ●森林管理計画等での更新計画の内容 	—
		4-3-2	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村森林整備計画及び森林管理計画等を踏まえた「生物多様性に配慮した施業指針」等における更新に関する施業技術指針等 ●箇所ごとの更新計画等を含む更新予定表 	—
		4-3-3	●基本方針及び「生物多様性に配慮した施業指針」等の苗木の選定基準等	●外来種導入の有無

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
		4-3-4	●造林検査等の実行記録の確認	●活着状況の確認及び補改植の実施状況
	4-4	4-4-1	●地域森林計画・市町村森林整備計画書等における天然林の取り扱い方法の記述を確認 (天然林の取扱についての方針及び計画を確認) ●天然林の収穫及び更新予定表の確認	—
		4-4-2	●地域森林計画書・市町村森林整備計画書等における天然林の取り扱いに関する技術指針(天然林択伐作業の選木指針、更新補助作業など) ●天然更新完了基準の内容確認	●伐採における選木方法、更新補助作業
	4-5	4-5-1	●地域森林計画書・市町村森林整備計画等を踏まえた「生物多様性に配慮した施業指針」等における保育の取り扱いに関する技術指針	●除伐等の実施状況
		4-5-2	●森林簿、山林台帳等による保育の過去5年ないし10年の履歴の確認 ●森林管理計画等における保育計画の策定	(4-5-1に同じ)
		4-5-3	—	—
	4-6	4-6-1	●市町村森林整備計画書の要間伐森林の指定の状況 ●森林管理計画書等における間伐計画箇所及び計画内容の適否	—

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
		4-6-2	<ul style="list-style-type: none"> ●地域森林計画書・市町村森林整備計画等を踏まえた「生物多様性に配慮した施業指針」等における間伐指針等の有無、内容 	<ul style="list-style-type: none"> ●広葉樹やキツツキなどの営巣木の保残状況
		4-6-3	<ul style="list-style-type: none"> ●森林簿、山林台帳等による間伐の過去5年ないし10年の履歴の確認 ●森林管理計画等における間伐計画と実行の対比 	<ul style="list-style-type: none"> ●間伐の実施状況
	4-7	4-7-1	<ul style="list-style-type: none"> ●森林管理計画等での防除計画の内容の適否 ●薬剤を使用する場合は、「林業薬剤管理マニュアル」等の作成 ●作業を委託・請け負わせる場合には、委託仕様書等での作業方法等の明示の有無 	—
		4-7-2	<ul style="list-style-type: none"> ●森林簿、山林台帳等による森林病虫獣害の過去5年または10年の履歴及び対応策の確認の可否 	<ul style="list-style-type: none"> ●被害状況
		4-7-3	<ul style="list-style-type: none"> ●薬剤を使用する場合は、「林業薬剤管理マニュアル」の作成 ●作業を委託・請け負わせる場合は、委託仕様書での作業方法等の明示の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ●薬剤取り扱い等状況

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
	4-8	4-8-1	<ul style="list-style-type: none"> ●山火事予防体制、森林巡視体制の内容 ●従業員や委託・請け負わせ先、森林ボランティアへの啓発、教育プログラムの有無、内容 ●森林保険加入契約状況等 	●山火事の予防活動、森林巡視活動の実施状況
		4-8-2	<ul style="list-style-type: none"> ●森林火災消防緊急連絡網、消防組織体制等の有無 ●消防訓練計画等の有無 	—
		4-8-3	<ul style="list-style-type: none"> ●森林火災被害記録 ●森林管理計画等における火災跡地への造林計画 	●火災被害跡地の状況
		4-8-4		
		4-8-5		

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
5	5-1	5-1-1	●管理計画等の基本方針等の記載内容	●記載内容の取組み状況
		5-1-2	●林野小六法等のアクセス状況 ●伐採・伐採後造林届出書(写し)、保安林の伐採許可書(写し)等の整備状況	—
		5-1-3	—	—
		5-1-4	—	—
		5-1-5	●<SGEC運用文書「3」-1「SGEC文書3」の「基準 5-1-5」に係る認証審査手順>に基づき実施	
	5-2	5-2-1	—	●入会権等がある場合には行政や利害関係者等にヒアリングの実施
		5-2-2	●入会権等の利益保全に関する計画等	—
		5-2-3	—	—
		5-2-4	—	—
		5-2-5	—	—
	5-3	5-3-1	●「生物多様性に配慮した施業指針」等の教育指導文書(マニュアル、指針、作業仕様書等) ●委託・請け負わせ先については、作業委託仕様書等での生物多様性への配慮に関する取組内容の明示の有無	●生物多様性への配慮に係り従業員や委託・請け負わせ先にヒアリングを実施

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項		
			現地事務所(文書確認)	森林現場	
	5-4	5-4-1	<ul style="list-style-type: none"> ●労働・社会保険領収書(または加入一覧表)、退職金共済制度加入状況(従業員の場合) ●委託・請け負わせ先における社会保障制度加入状況を確認できる書類等(加入一覧表または作業委託書、請負契約書等への記載状況など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●法的要件を満たしていない者への対応についてヒヤリング ●委託・請け負わせ先における雇用改善の指導状況についてヒヤリングを実施 	
		5-4-2	<ul style="list-style-type: none"> ●教育・指導方針等 ●研修記録 	<ul style="list-style-type: none"> ●OJT(職場内育成研修)等の実施状況と評価状況についてヒヤリングを実施 	
	5-5	5-5-1	<ul style="list-style-type: none"> ●安全作業マニュアル、手引き書等 ●安全衛生に関する研修実績及び計画書または研修報告書、研修等で使用するテキスト等 ●安全日報等の整備・活用 ●委託・請け負わせ先においては、作業委託仕様書等での安全作業マニュアルに基づく作業実施の明示の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ●安全大会(教育)、日常点検等の自主的活動の実施状況についてヒヤリングを実施 	
		5-5-2	<ul style="list-style-type: none"> ●責任者名や任務内容等が明示された安全衛生管理体制図または要綱等 	—	
	6	6-1	6-1-1	<ul style="list-style-type: none"> ●認証材普及に向けた取組み(認証材の普及、利用に向けた計画、戦略などが文書化されている) 	—
			6-1-2	<ul style="list-style-type: none"> ●「伐採・搬出マニュアル」等における認証林産物の分別・表示方法 ●CoC 管理事業体との連携状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●山土場での分別の状況 ●産出林産物の主な販路についてヒヤリング

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
		6-1-3	●基本方針等での記載	●産出林産物の有効利用への取組状況についてヒヤリング(事例を把握、評価)
		6-1-4	—	—
		6-1-5	—	—
		6-1-6	—	—
6-2	6-2-1	●基本方針等で森林の市民への公開等の指針(森林の市民への公開について基本的な考え方などが文書化されている)及びその実施記録等	●一般市民が利用する林道・歩道へのサインや安全標識・説明版等の設置状況	
	6-2-2	—	●ゴミの持ち帰り、不法投棄に対する啓発看板・活動の状況	
6-3	6-3-1	●該当区域のゾーニング図 ●該当区域の森林レクリエーション及び景観維持のための基本指針(及び施業の具体的なあり方)	●該当する施設等の設置、森林施業の実施等の状況	
	6-3-2	●市町村森林整備計画等における施業上の制約、基準、規範等の確認 ●制限林の場合は、指定施業要件等を確認	●制限林の取り扱い状況	
	6-3-3	●森林レクリエーション施設の林地開発等の許認可取得状況 ●森林レクリエーション施設等の計画図等	●森林レクリエーション施設の状況	
	6-3-4	—	—	

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
	6-4	6-4-1	<ul style="list-style-type: none"> ●対象森林に係わる市町村の指定文化財リスト確認 ●市町村等の作成した自然環境保全図等(貴重な森林・巨木地図～文化的、歴史的、学術的に価値の高い森林、巨樹・巨木等の地図)、もしくは、管理計画及び計画図における価値の高い森林の明示と取り扱い指針(文化的、歴史的、学術的に価値の高い森林の取扱いに関する指針)。 	<ul style="list-style-type: none"> ●遺跡、貴重な森林の明示と取り扱いの状況
		6-4-2	—	<ul style="list-style-type: none"> ●保全に配慮すべき森林の有無、取り扱いの状況 ●展示林または見本林等の有無とその取り扱いの状況
	6-5	6-5-1	<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化に資する森林管理指針(地球温暖化への貢献が謳われ、中長期的に蓄積が増大する森林を作ることが計画されている。また、成熟した森林では伐採と成長との均衡を前提に、循環的な利用が進むように計画) 	<ul style="list-style-type: none"> ●間伐材・林地残材等の利用状況の把握と有効利用に対する取組状況
		6-5-2	<ul style="list-style-type: none"> ●基本方針書等に森林管理・整備についての省エネ策(化石燃料及びCO₂排出削減)が明文化 	<ul style="list-style-type: none"> ●節減の取組状況についてヒヤリングを実施
	6-6		—	—
	6-7		—	—

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
7	7-1	7-1-1	<ul style="list-style-type: none"> ●モニタリングの実施要領の有無 ●チェックリスト(管理計画の達成度を評価するチェックリスト) 森林計画の達成度、環境影響をチェックするために次の事項を含むことを確認。 (1) 生物多様性保全(2) 土壌及び水資源の保全と維持、崩壊(林地、法面)(3) 森林生態系の生産力及び健全性の維持 ●モニタリングの結果が必要に応じて森林管理の見直しに反映されていることの確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ●モニタリングの実施状況 ●自己検証、改善点の検討の実施状況
		7-1-2	—	—
	7-2	7-2-1	—	<ul style="list-style-type: none"> ●第3者機関との協力体制の内容、実施状況についてヒヤリングを実施
	7-3	7-3-1	<ul style="list-style-type: none"> ●施業履歴書類(作業種別、年度別、所在場所別に施業記録) ●森林被害状況の記録(病虫害、獣害、森林火災、気象害の記録) ●森林保険の加入・損害てん補記録 	—
	7-4	7-4-1	<ul style="list-style-type: none"> ●森林管理計画等、モニタリング等についての情報公開の方法を定めた文書 	—

附則

2015. 3. 25 一部改正

この改正文書(2015. 3. 25 改正)は、2015年4月1日から施行する。

但し、2015年9月30日までの間は、移行期間とし旧文書(2012年4月1日施行)の規定によることができるものとする。

附則 2

2015. 10. 14 及び 2015. 12. 10 一部改正

この改正文書は、2016年1月1日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附属 3

2015. 10. 14 及び 2015. 12. 10 一部改正

この改正文書(2015. 10. 14 改正)は、2016年1月1日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則 4

この改正文書(2016. 2. 10 日改正)は、2016年4月1日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則 5

この改正文書(2016. 10. 14 日改正)は、2016年11月1日から施行する。

但し 2017年1月1日までは移行期間とすることが出来る。

SGEC 附属文書

2-10-5 2015

会長決済

2015. 4. 1

SGEC 附属文書 2-10 「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する
要求事項」の「Ⅲ. 3. 4. 4. d」の「SGECの対象製品」について

標記は本文書による。

Code	Product categories		
01000	Roundwood	丸太	その他製品など
01010		Sawlogs and Veneer logs 製材原木丸太及びベニア用原木	
01020		Pulpwood (パルプ用材)	
01030		Chips and particles (チップ及びパーティクル)	
01040		Wood residues (端材)	
01050		Other industrial roundwood (その他の産業用丸太)	
02000	Fuelwood and charcoal	薪材と木炭	
02010		Fuelwood (incl chips, residues, pellets, brickets, etc.) (薪材、端材、ペレット、ブリケットなど)	
02020		Charcoal (木炭)	
03000	Sawnwood and sleepers	挽き材と枕木	
03010		Railway sleepers (鉄道用枕木)	
03020		Sawnwood (製材)	
04000	Engineered wood products	エンジニアード・ウッド	
04010		Laminated Lumber Products (積層材)	
04020		Finger Jointed Lumber (縦継材)	
04030		Glue Laminated Products (グルーラム)	
04040		Laminated Veneer Lumber (LVL)	
04050		Parallel Strand Lumber (PSL)	

04060		I-Joists / I-Beams (梁)	
04070		Trusses & Engineered Panels (トラス、エンジニアパネル)	
04080		Other (その他)	
05000	Wood based panels	木製パネル	
05010		Veneer sheets (単板)	
05020		Plywood (合板)	
05030		Particle board (パーティクルボード)	
05031			OSB
05032			Other particle board (その他のボード)
05040		Fibreboard (ファイバーボード)	
05041			MDF
05042			HDF
05043			Softboard (ソフトボード)
05043			Hardboard (ハードボード)
05044			Insulating board (断熱、絶縁、防音ボード)
06000	Pulp	パルプ	
06010		Mechanical (機械パルプ)	
06020		Semichemical (セミケミカルパルプ)	
06030		Dissolving (溶解パルプ)	
06040		Chemical (化学パルプ)	
06041			Unbleached sulphite pulp (未ざらし亜硫酸パルプ)
06042			Bleached sulphite pulp (ざらし亜硫酸パルプ)
06043			Unbleached sulphate (kraft) pulp (未ざらし硫酸塩クラフトパルプ)
06044			Bleached sulphate (kraft) pulp (ざらし硫酸塩クラフトパルプ)
06050		Recovered paper	
07000	Paper and paper board		
07010		Graphic papers (印刷紙)	
07011			Newsprint (新聞巻取紙)
07012			Uncoated mechanical (非塗工下級紙)

07013			Uncoated woodfree (非塗工上質紙)
07014			Coated papers (塗工紙)
07020		Household and sanitary paper (家庭・衛生紙)	
07030		Packaging materials (包装用品)	
07031			Case materials (ケース用品)
07032			Folding boxboards (折畳み箱用板紙)
07033			Wrapping papers (包装紙)
07034			Other papers mainly for packaging (主としてパッケージに使用される他の製品)
07040		Other paper and paperboard (その他の紙及び板紙)	
07050		Converted paper products (加工紙製品)	
07060		Printed matter (印刷物)	
08000	Wood manufacturers	木材製品	
08010		Packaging, cable drums, pallets (パッケージ用、ケーブルドラム、パレット)	
08011			Packaging and crates (パッケージ、木枠)
08012			Cable drums (ケーブルドラム)
08013			Pallets (パレット)
08020		Furniture (家具)	
08030		Builders carpentry (建築用木工品)	
08031			Windows (窓)
08032			Doors (戸)
08033			Shingles and shakes (屋根)
08034			Floors (床)
08035			Others (その他)
08040		Decorative wood (化粧材)	
08050		Tools and turned wood (工具及び旋盤加工材)	
08051			Tools (工具)
08052			Children toys (子供用玩具)
08053			Sport goods (スポーツ用品)
08054			Musical instruments (楽器)
08055			Other (その他)
08060		Other (その他)	
09000	Exterior products		

09010		Buildings and their parts (建物及び部品)	
09020		Garden Furniture/Outdoor Products (庭園家具、アウトドア商品)	
09021			Garden furniture (庭園家具)
09022			Playground equipment (遊園地設備)
09023			Decking (デッキ)
09030		Other (その他)	
11000	Cork and cork products (コルク及びコルク製品)		
11010		Natural cork and cork waste (天然コルク及びコルク廃材)	
11020		Cork manufactures (コルク製品)	
12000	Energy	エネルギー	
13000	Non-wood products	非木製商品	
14000	Other	その他	
01JPN	Wooden buildings	木造建築物	
02JPN	Interior products	インテリア製品	

List of species (樹種リスト)		
1	Coniferous (針葉樹)	All woods derived from trees classified botanically as Gymnospermae - e.g. jananese ceder(cryptomeria),japanese cypress(chamaecyparis), fir (Abies), parana pine (Araucaria), deodar (Cedrus), ginkgo (Ginkgo), larch (Larix), spruce (Picea), pine, chir, kail (Pinus), false arborvitae(thujopsis),etc. These are generally referred to as softwoods. (植物学的に裸子植物に分類される木：例えば、 <u>スギ</u> (スギ属)、 <u>ヒノキ</u> (ヒノキ属)、 <u>モミ</u> (モミ属)、 <u>パナナイン</u> (ナンヨウスギ属)、 <u>ヒマラヤスギ</u> (ヒマラヤスギ属)、 <u>イチョウ</u> (イチョウ属)、 <u>カラマツ</u> (カラマツ属)、 <u>トドマツ</u> 、 <u>エゾマツ</u> 、 <u>トウヒ</u> (トウヒ属)、 <u>アカマツ</u> 、 <u>ヒマラヤマツ</u> 、 <u>ヒマヤラゴヨウ</u> (マツ属)、 <u>ヒバ</u> (<u>アスナロ</u> 属) など)(注：アンダーラインS G E C追加) これらは、一般にソフトウッドと呼ばれる。
2	Non-coniferous tropical (熱帯非針葉樹)	All woods derived from trees classified botanically as Angiospermae - e.g., maple (Acer), alder (Alnus), ebony (Diospyros), beech (Fagus), lignum vitae (Guiaicum), poplar (Populus), oak (Quercus), sal (Shorea), teak (Tectona), casuarina (Casuarina), etc. These are generally referred to as broadleaved or hardwoods. (植物学的に被子植物に分類される木。例えば、カエデ

		(カエデ属)、アルダー (ハンノキ属)、コクタン (カキノキ属)、ブナ (ブナ属)、リグナムバイタ (ユソウボク属)、ポプラ (ヤマナラシ属)、ナラ (コナラ属)、サラソウジュ (サラノキ属)、チーク (チーク属)、モクマオウ (モクマオウ属)、など これらは一般に広葉樹またはハードウッドと呼ばれる。	
3	Non-coniferous other (その他非針葉樹)		Non-coniferous woods originating from countries other than tropical. (熱帯地方以外から産出される非針葉樹)
4	Not specified (特定なし)		

附則

この文書は、2015年4月1日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則 2

この改正文書 (2016.2.10 日改正) は、2016年4月1日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

SGEC 附属文書

2-10-6 2016

会長決裁

2016. 11. 1

グループ森林管理認証

序論

本文書は SGEC 附属文書 2-4「グループ森林管理認証の要件」の要求事項を満たす複数の加盟者を有するグループ森林管理を認証する認証機関に対する要求事項を定める。

1 適用範囲

グループ森林管理認証を行う認証機関に対する要求事項については、SGEC 附属文書 2-10「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」において規定するほか本文書の定めるところによる。

2 認証機関に関する適格性基準

認証機関は、評価のプロセスを開始する前に、本文書と SGEC 附属文書 2-4 が規定する適格基準に関する情報を申請者に提供しなければならない。また、万が一グループ森林管理認証に関する適格基準が満たされない場合は、評価を継続することができない。評価のプロセスを開始する前に、認証機関はこれらの適格基準に関する不適合が審査中に発覚した場合は、認証書が発行されないことを申請者に伝えなければならない。

2-1 契約書のレビュー

2-1-1 認証機関の手順においては、当初の契約のレビューにより、認証の対象となる加盟者の範囲に含まれる行為の複雑性と規模、及び SGEC 附属文書 2-10「II. 3. 3」規定するサンプリング（以下同じ）のレベルを決定する根拠としての加盟者間のあらゆる相違が確認されることを確実にしなければならない。

2-1-2 認証機関は、認証を遂行する上で契約上の相手方である申請者のグループ主体の機能を確認しなければならない。契約の合意は、認証機関による申請者のすべての加盟者における認証活動を可能とするものでなければならない。

2-1-3 認証機関は、「2-1-1」及び「2-1-2」が要求する行為が実行されたかどうかを示す記録を保持しなければならない。

2-2 審査

2-2-1 認証機関は、グループ森林管理認証の審査を処理するための手順を文書化しなければならない。文書化、記録のレビュー、現場審査などを含む審査手順について、認証機関は、森林管理認証の要求事項が実際に全加盟者にわたって適用され、また、SGEC附属文書2-4を含む森林管理認証規格のすべての基準が遵守されていることを確認する方法を確立しなければならない。

2-2-2 評価・監査に複数の審査チームが関与する場合においては、認証機関は、すべての審査チームの審査結果を統括し、総合的な報告書を作成する責任を有する一人のリード審査員を指定しなければならない。

2-3 不適合

2-3-1 グループ森林管理認証の申請者の内部監査または認証機関の審査によって、いずれかの加盟者における不適合が発見された場合は、その他の加盟者が受ける影響について判断するための調査を実行しなければならない。それ故、認証機関は、当該不適合がすべての加盟者に影響し当該申請人の森林管理の全般的な不具合をもたらすものであるかどうかを判断するために、申請者に対しその不適合のレビューを要求しなければならない。もし、当該不適合が申請者の加盟者全般の不具合をもたらすものであると判断された場合は、是正行為がグループ主体および個々の加盟者においても実行されなければならない。万一、そうではないと判断された場合は、申請者は認証機関に対しそのフォローアップに制限付けをする正当な理由を示すことが可能でなければならない。

2-3-2 認証機関は、これらの行為の証拠書類を要求し、コントロールの再構築について納得するまでサンプリング度数を増加しなければならない。

2-3-3 決定のプロセスにおいていずれかの加盟者に不適合があった場合、認証機関は、十分な是正処置が取られるまでの間、グループ森林管理申請者全体に対する認証を授与することができない。

2-3-4 申請者の単一の加盟者における不適合の存在によって起きた障害の解決を目的として、当該申請者が認証プロセスの期間中に問題を有する加盟者を認証の対象から除外することを要求した場合、これを認めることはできない。

2-4 認証書

2-4-1 認証書は申請者のグループ主体の名称と住所宛てに1通発行しなければならない。認証書に関連するすべての加盟者のリストは、認証書上、関係附属書又は認証書上

に言及するその他の形式に基づき作成されなければならない。

2-4-2 子（支）認証書（**sub-certificate**）は、加盟者毎に発行することが可能である。

2-4-3 グループ主体又は加盟者が認証書の維持に必要な規格を満たさない場合、当該認証書は全体的に無効となる。（前記2-2 項を参照）

2-4-4 加盟者のリストは、認証機関によって最新状態に更新されていなければならない。このために、認証機関は、グループ主体に対し、加盟者の新規加入、脱退及び管理形態の変更などに関する情報の伝達を要求しなければならない。その様な情報の通達がない場合は、認証書の不正使用と見做され、認証機関は手順に従ってしかるべき措置を取らなければならない。

2-4-5 監査又は再評価の結果として既存の認証書に加盟者を追加することは可能である。認証機関は新しい加盟者の追加に関する手順を有していなければならない。

3 審査時間

3-1 認証機関は、審査時間の割り当てに関する全体的な方針に関して、グループ森林管理の審査に費やす時間の正当な理由を示すことが可能でなければならない。

3-2 初回審査、定期審査及び更新審査の一環として加盟者ごとに費やす最低限の審査時間は、SGEC附属文書2-10「II. 3. 2. 2」項の定める初回審査と同様である。森林管理認証規格の要求事項のうち、グループ主体でのみ審査される項目で加盟者に関連しないものを考慮して省略することは可能である。

3-3 グループ主体については、審査される項目を省略することは許容されない。

附則

この文書は、2016年11月1日から施行する。

但し、2017年4月1日までは移行期間とすることが出来る。

SGEC 附属文書

2-11 2015

理事会

2017. 4. 1

SGEC/PEFC 認証制度の管理運営

序文

この文書は、SGEC 文書 2「SGEC 認証制度の管理運営に関する文書」で規定する SGEC 認証制度の管理運営及び PEFC 文書「PEFC GD 1004:2009 PEFC 認証制度の管理運営」の「3.1」に規定する 委任（認可）団体としての権限に基づき実施する PEFC 認証制度の管理運営に関する要求事項を定める。

1 適用範囲

この文書は、下記の事項を対象範囲とする要求事項をその範囲とする。

- ア 認証機関のSGEC/PEFC公示
- イ SGECロゴマーク/PEFCロゴ使用ライセンスの発行
- ウ SGEC/PEFC登録システムの運用
- エ SGEC/PEFCに関する苦情の処理手順

<基準的参考文書>

- ・ SGEC 附属文書 2-2 「SGEC ロゴマークの使用要領」
- ・ PEFC 文書 PEFC ST 2001:2008 PEFC ロゴ使用規則—要求事項 第二版
- ・ SGEC 附属文書 2-2-1-1 「SGEC ロゴマークライセンスの発行について」
- ・ SGEC 附属文書 2-2-1-2 「PEFC ロゴライセンスの発行について」
- ・ SGEC 附属文書 2-13-2 「SGEC 及び／又は PEFC 認証業務を行う認証機関の公示について」
- ・ SGEC 附属文書 2-11-1 「SGEC/PEFC 苦情処理に関する文書」

2 PEFC認証制度の管理運営上の一般的な要求事項

2-1 SGEC (PEFC Japan) は、PEFC 認証制度の管理運営上の任務「1適用範囲」に規定する業務を執行する。

注意書：PEFC文書「PEFC GD 1004:2009 PEFC認証制度の管理運営」の「3.1」に規定する 委任（認可）団体として業務を実施する組織について、その業務を明確化するためにこの文書上においては、SGECの内部組織である「SGEC (PEFC Japan)」と表記する。但し、この文書以外の文書上においては、「SGEC (PEFC Japan)」を含む組織である

「SGEC」と表記する。

2-2 SGEC (PEFC Japan)は、複数の国にわたるPEFCマルチサイト CoC 認証の場合で、該当マルチサイトの本部が日本に存在する場合は、これを執行する。

2-3 SGEC (PEFC Japan)は、PEFC 評議会との契約に基づいてPEFC 認証制度の管理運営を実行する。

PEFC 評議会とSGEC (PEFC Japan)との間で締結された契約が終了した場合は、自動的にSGEF (PEFC Japan)が発行した認証機関のPEFC 公示とPEFC ロゴ使用ライセンスも終了する。

3 認証機関のSGEC/PEFC公示

3-1 SGEC/PEFC 公示手順は文書にして策定し、この文書は下記を確実にしなければならない。

ア SGEC/PEFC公示を受けた認証機関は、SGEC/PEFCがそれぞれ認証機関に対して設定する要求事項を満たしていなければならない。

イ SGEC/PEFC公示のそれぞれの対象範囲（例えば、森林管理認証か、CoC認証かなど認証の種類及び認証の対象となる規格）が明確に定められていなければならない。

ウ 認証機関がSGEC/PEFCのそれぞれの公示条件から逸脱した場合やPEFC公示の場合であって、PEFC評議会とSGEC (PEFC Japan)との間に締結された契約が解約された場合は、SGEC (PEFC Japan)は当該認証機関の公示を終了することができる。

エ 認証機関のSGEC/PEFC公示は、SGEC/SGEC (PEFC Japan)と当該認証機関との間で締結される契約文書に基づくものでなければならない。

オ SGEC/PEFC公示を受けた認証機関は、SGEC/PEFC登録システムのそれぞれが要求するSGEC認証森林及びSGEC/PEFC認証CoCに関する情報をSGEC/SGEC (PEFC Japan)に対してそれぞれ提供しなければならない。

カ 認証機関のSGEC/PEFC公示のそれぞれの要件は、認証機関に対する差別的な扱いを含んではならない。

4 SGEC/PEFCロゴ使用ライセンスの適用範囲と発行

4-1 PEFCロゴ使用ライセンスの適用範囲

ア SGECロゴマーク/PEFC ロゴ使用ライセンスはそれぞれ「SGEC附属文書2-2」 /

「PEFC ST2001:2008」に定められる要求事項に基づき、個別の法主体に対して発行しなければならない。

注意書：SGEC/PEFC の認証が複数の法主体を適用範囲に含む場合は、個々の法主体がロゴマーク及び/又はロゴ使用ライセンスの申請をしなければならない。この例としては、グループ森林管理認証の多数の森林所有者や森林管理者（それぞれ個別の法主体）が対象範囲に含まれる場合や、SGEC統合CoC管理事業体認証及び/又はPEFCマルチサイト

CoC認証が法的に独立した複数のサイトをその対象範囲に含む場合などがある。

イ 下記の場合においては、SGEC/SGEC (PEFC Japan)はグループ森林管理認証/ SGEC統合CoC管理事業体認証及び/又はPEFCマルチサイトCoC認証を所有する組織に対して、グループ森林管理認証/ SGEC統合CoC管理事業体認証及び/又はPEFCマルチサイトCoC認証の組織の全体または一部を対象としたSGECロゴマーク統合CoC管理事業体/PEFC ロゴマルチ使用ライセンスをそれぞれ発行することができる。

a) グループ森林管理認証/ SGEC統合CoC管理事業体認証及び/又はPEFCマルチサイトCoC認証の組織の本部及びグループ森林管理認証加盟者/ SGEC統合CoC管理事業体認証及び/又はPEFCマルチサイトCoC認証事業拠点（サイト）が単一の法主体の一部であるか、

b) 「 a) 」で規定する本部及び加盟者/事業拠点（サイト）が単一の経営者と組織構造を有する単一の企業の一部である。

注意書：グループ森林管理/ SGEC統合CoC管理事業体及び/又はPEFCマルチサイトCoCの組織がSGEC/PEFC 認証を取得する目的で設立された場合で「 a) 」で規定する加盟者/事業拠点（サイト）が独立法主体であり、単一の経営者と組織構造を有していない場合は、SGECロゴマーク統合CoC管理事業体/PEFC ロゴマルチ使用ライセンス（グループ森林管理ライセンスや統合CoC管理事業体/マルチライセンス）は発行してはならない。

4-2 SGEC/PEFCロゴ使用ライセンスの発行

SGEC/SGEC (PEFC Japan)は、SGECロゴマーク/PEFCロゴライセンスの手順を文書として有し、その文書は下記を確実にするものでなければならない。

ア SGEC/PEFCロゴ使用ライセンスは、SGEC/SGEC (PEFC Japan)とSGECロゴマーク/PEFCロゴ使用者のそれぞれ間で締結される契約文書に基づいたものでなければならない。

イ SGECロゴマーク/PEFCロゴ使用者は、SGECロゴマークの使用要領（「SGEC附属文書2-2」）/ PEFC ロゴ使用規則（「PEFC ST 2001:2008」）をそれぞれ遵守しなければならない。

ウ SGECロゴマーク/PEFCロゴ使用の適用範囲（ロゴ使用グループ）がそれぞれ明確に定められていなければならない。

エ SGECロゴマーク/PEFCロゴ使用者によるSGECロゴマークの使用要領（「SGEC附属文書2-2」）/PEFC ロゴ使用規則（「PEFC ST 2001:2008」）の要件に違反があった場合は、SGEC/SGEC (PEFC Japan)はそれぞれの使用ライセンスを解約することができる。

オ SGECロゴマーク/PEFCロゴの無許可使用が発生した場合、その無許可使用が意図的でない場合を除き、SGEC (PEFC Japan)は、それぞれ無許可ロゴ使用に関わる罰金を求めることができる。この場合の罰金は、無許可ロゴ使用に関わる商品の市場価値の5分の1に当たる罰金を定めることとし、罰金の金額は最高で150万円（1万5千スイスフラン）である。

4-3 SGEC/SGEC(PEFC Japan)は、関係事業者によるSGECロゴマーク使用要領（「SGEC附属文書2-2」）/PEFC ロゴ使用規則（「PEFC ST 2001:2008」）への遵守を求め、必要な場合はその遵守状況について調査し、SGEC/PEFC登録商標の保護のためには法的措置を含む行動をとらなければならない。

5 SGEC/PEFC登録システムの運用

5-1 SGEC/SGEC(PEFC Japan)は、下記を登録しなければならない。

ア SGEC/PEFC公示を受けた認証機関によって発行されたSGEC/PEFC-CoC認証書の保有者及び当該SGEC/PEFC認証製品に関する情報

イ ライセンスを有するSGECロゴマーク/PEFCロゴ使用者（ロゴライセンス番号）

ウ SGEC/PEFC公示を受けた認証機関

5-2 SGEC(PEFC Japan)は、収集したデータを一般公開しなければならない。

6 SGEC/PEFCに関する苦情の処理手順

苦情処理は、SGEC事務局内に常設窓口を設置し、次の手順で処理する。具体的には、SGEC附属文書2-11-1「SGEC/PEFC苦情処理に関する文書」に基づき適切に処理する。

- ① 苦情申立者に対し、苦情受理の確認を伝える。
- ② 必要なすべての情報の収集と検証、苦情の承認と公平な評価、及び苦情に関する決定
- ③ 苦情者及び関係者（ステークホルダー）に宛てた該当の苦情に関する決定事項と苦情処理の経過に関する正式な通知
- ④ 適切な是正及び予防的な行為

附則

この文書は、2015年4月1日から施行する。

但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則2

この文書は、2017年4月1日から施行する。

SGEC 附属文書

2-11-1 2015

理事会

2017. 4. 1

SGEC 苦情処理に関する文書

SGEC 認証制度に対する苦情処理は、SGEC 文書 2「SGEC 認証制度の管理運営に関する文書（以下「SGEC 管理運営文書」と云う。）」の「第 7 章 苦情処理」に基づくほか本文書の定めるところによる。

なお、SGEC/PEFC 認証制度の管理運営で規定する PEFC 文書「PEFC GD 1004:2009 PEFC 認証制度の管理運営」の「3.1」に規定する 委任（認可）団体としての権限に基づき実行する PEFC 認証制度の管理運営に係る苦情処理についても本文書に準拠する。

1 目的

この文書は、SGEC 認証制度に関して苦情の申し出があった場合に迅速かつ公正に処理するための手続きを定める。

2 方針

SGEC は、苦情の申し出に対して、真摯に対応し、十分な説明責任を果たすことにより、SGEC 認証制度に対して十分な理解を得られるよう努める。

3 苦情体制

(1) 苦情処理の事務は、SGEC 文書 1「SGEC 定款」の第 10 章の事務局が所管し、同事務局内に苦情処理に関する常設窓口を設置する。

(2) 苦情の処理に当たる機関は、SGEC 文書 2「SGEC 管理運営文書」文書第 2 7 条の監事とする。

なお、関連する補助事務は事務局が当たる。

また、苦情処理に関わる SGEC の機関は、SGEC 文書 2「SGEC 管理運営文書」の第 7 章の定めるところによる。

4 苦情の処理手順

管理運営に関わる苦情の処理の手順は次の通りとする。

(1) 苦情申立者に対し、苦情受理の確認書

(2) 必要なすべての情報の収集と検証、苦情の承認と公平な評価、及び苦情に関する決定

(3) 苦情申立者及び関係者（ステークホルダー）に宛てた該当の苦情に関する決定事

項と苦情処理の経過に関する正式な通知

(4) 適切な是正及び予防措置

5 苦情処理方針

- (1) 苦情の受付窓口をウェブサイト上で公開する等の方法により、周知を図るものとする。
- (2) 苦情の受付窓口は、利便性の高いアクセス手段（電話、FAX、郵便、電子メール）を設定し、苦情を広く受け付けることができるようにする。
- (3) 苦情の受付窓口は、苦情の申し出を受理した場合、その申し出の内容について確認書を作成し申し出た者に審議経過も含めて通知するとともに保管しなければならない。
- (4) 苦情処理にあたっては、個人情報取り扱いに留意のうえ、迅速、誠実かつ公平にその解決を図るものとする。

6 報告

- (1) 事務局は、苦情を受け付けた場合は、速やかにその内容を会長及び監事に報告しなければならない。
- (2) 前項により報告すべき事項は、下記のとおりとする。
 - ア 苦情の申立顧客等の氏名または名称
 - イ 苦情申立者の住所または所在地
 - エ 苦情申立者の連絡先及び連絡方法
 - オ 苦情の概要
 - カ 苦情の発生経緯

7 苦情処理

- (1) 監事は、苦情処理に当たって、SGEC 文書 2「SGEC 管理運営文書」第 27 条に基づき、関連する事項について十分検討したうえで理事会に諮り適切な措置（予防措置を含む。）を決定しなければならない。
- (2) 会長は、前項で決定された措置について速やかに実施しなければならない。
- (3) 会長は、苦情者及び関係者へ当該措置について速やかに通知しなければならない。
- (4) 会長は、苦情の処理状況について、記録するとともに、理事会及び監事並びに総会に報告しなければならない。

8 苦情処理の終了

- (1) 次の各号のいずれかに該当するときは、苦情等処理を終了する。
 - ア 苦情が解決したとき
 - イ 苦情処理を行っても苦情が解決し得ないと認められるとき
- (2) 前項「イ」により苦情処理を終了する場合には、必要に応じ、日本国の法に従い解決されるものとするが、最終的には日本国の裁判所の法廷に提訴される。

附則

この文書は、2015年4月1日から施行する。

附則2

この文書は、2017年4月1日から施行する。

苦情の調査や解決に関する処理手順

1. 目的

本指針は、「苦情の調査や解決に関してSGECが定める処理手順」に関しては、SGEC附属文書 2-11-1「SGEC苦情処理に関する文書」に定めるほか、本文書において定める。

また、本指針は、SGECが、SGEC附属文書 1-P-2「PEFC認証制度の管理契約書」の第2条で定める委任団体としての任務を行う場合にも適用される。なお、この場合、本指針の運用に当たっては、PEFC GL7/2007「苦情や上訴の調査や解決に関してPEFC評議会が定める処理手順」に準拠するものとする。

2. 適用範囲

本指針は、SGECが行う決定や行為に関してSGECが措置する苦情に関する処理手順を解説する。

なお、認証を受けた団体・企業・事業体、認定を受けた認証機関、又は認定機関が行う決定や行為に関する苦情は、それぞれの関連認証機関、認定機関、又は国際認定フォーラムが定める苦情を処理するための手順によって処理されなければならない。

3. 定義

苦情とはSGECの行為に関して個人や団体が行う文書による不満の表明と定義する。

注意書：上記で言う問題のある決定には下記が含まれる。

- ・ SGEC/PEFC ロゴマーク使用の申請の拒否
- ・ SGEC/PEFC公示の申請の拒否

4. 苦情

4-1 SGECで措置される苦情は、SGECの要求事項の遵守に関わる懸念や問題についての事項に限定される。

4-2 苦情を申し立てる者は、独立の情報源を通じて正確かつ正しいことが検証された文書によるサポート情報を提出する責任を負う。

4-3 認証を受けた特定の組織・団体に関する苦情については、その認証に係る認証機関自身の苦情を解決する手順に照会されなければならない。

4-4 認定を受けた特定の認証機関に関する苦情については、その認定に係る認定機関自身の苦情を解決する手順に照会されなければならない。

4-5 特定の認定機関に関する苦情については、国際認定フォーラムが独自に定める苦情を解決する手順に照会されなければならない。(www.iaf.nu)

4-6 苦情の結果の如何に関わらず、苦情を申し立てる者とSGECはそれぞれの必要な費用を自ら負担する。

4-7 正式に受理された苦情は、現場調査が求められる場合を除き、通常6ヶ月以内に解決されることが望ましい

5. 苦情の受理

5-1 すべての苦情は、SGECに宛てた文書で提出されなければならない。

5-2 SGECは下記についてその正式な受理を決定する。

該当の苦情が4-1を遵守するものであり、また、その苦情に係る情報が4-2項を遵守するものであることが証明される場合、

5-3 前項の苦情に関して、SGECは、遅滞なく下記の措置をしなければならない。

a) 苦情者に対し、その苦情の受理及びその主旨を書面で通知する。なお、それが4-1項を遵守していない場合は、その理由を付して受理を拒否する旨を書面で通知する。

b) SGECの苦情処理手順を苦情者が明確に理解するために、その手順を詳細に説明する。更に、4-3項から4-5項で解説する事項の解決の責を負う関係機関に苦情者を紹介する。

6. 苦情の調査および解決の経過

SGECは苦情者及びその他の関係者に対し、苦情解決の経過の結果について書面による報告をしなければならない。

SGEC 附属文書

2-12 2015

理事会

2016. 1. 1

SGEC 規格の制定

序文

この文書は、SGEC 文書 2「SGEC 認証制度の管理運営に関する文書」（以下「管理運営文書」という。）第 2 章の認証規格及び関連規準文書について、公平、公正及び公開を旨とした適切な手順の下で、その策定又は改正がなされるよう必要な要求事項を定める。

1 適用範囲

この文書は「森林管理認証及び CoC 認証並びに関連する文書（以下「規格・規準文書」という。）」の策定又は改正に係る要求事項を定める。

森林認証制度に関わる新たな国際条約等の締結、国内制度の改正、更には新たな知見等が公表された場合で、必要な場合は速やかに認証規格の改正を行わなければならない。特に、ILO169 号条約及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に係るアイヌ関連については、関係団体等との情報の共有に努めるとともに国及び関係行政機関による検討・調整を注視していくこととする。

2. 規準文書

この文書の適用にあたって、下記の文書が適用される。

ISO/IEC ガイド59:1994 標準化の優良実施基準

ISO/IEC ガイド2: 1996 標準化およびその関連活動に関する一般的用語

2 用語の解説

2-1 コンセンサス

重大な問題に関して、関係当事者の見解及び対立議論の調整が考慮されている全体的な合意

注意書：コンセンサスは全員一致を指す必要はない。

3-2 不利な立場にあるステークホルダー

地理的に又は他の理由で規格・規準の制定作業に参画することが不利な立場にあるステークホルダー

3-3 照会用原稿

パブリックコメントに付されるために提案される原稿

3-4 最終原稿

最終承認に付されるために提案される原稿

3-5 主要なステークホルダー

規格・規準制定作業の成果を得るために、その関与が欠かせないステークホルダー

3-6 規格・規準文書

森林認証制度に関わる規則、指針等を提供する文書

3.7 改正

規格・規準文書の内容について必要とされる変更

注意書：改正の結果は、新しい版の規格・規準文書の発行によって提示される。

(ISO/IEC ガイド2).

3.8 レビュー

規格・規準文書について、再承認、変更、廃止されるべきかどうかを決定するために、その文書を点検する行為

3-9 ステークホルダー

規格化の主題に関して利害を有する者、又は団体・組織

3-10 規格

コンセンサスを得、SGEC理事会の承認を受けた文書で、SGEC認証に係る規定、指針等を提供するもの

3-11 規格制定者

本文書の規格制定者は（一社）緑の循環認証会議（SGEC）とする。

3.12 作業用原稿

専門部会（作業作業部会）の内部検討のために準備される原稿

4 規格制定者（SGEC）

4-1 SGECは、規格制定行為に関する手順書を有し、本文書の定めるところにより適切に実施しなければならない。

4-2 SGECは、その規格制定の手順を公表し、ステークホルダーからのコメントを考慮し、規格制定手順の定期的なレビューを行わなければならない。

4-3 SGECは、規格制定のプロセスに関する記録を保管し、この文書の手順にある要求事項への適合を証する文書を提供しなければならない。記録は、最低でも5年間は保管し、関係者からの要求があれば提供しなければならない。

4-4 SGECは、規格制定に関する責任を負う恒常的な委員会等として次の委員会等を設置する。

規格の制定・改正に当たっては、専門部会で最終原稿を策定し、理事会において評議委員会の意見を聴いてこれを承認する。この場合、評議委員会で審議の結果、最終原稿に対して意見がある場合は、理事会は当該最終原稿を専門部会に差し戻し、専門部会は評

議委員会との合同会議の開催等により合意を得るための作業を行い、再度最終原稿を策定し理事会の承認を得なければならない。

4-4-1 理事会

理事会は、SGEC 文書 1 の第 35 条に基づき規格制定を含む業務執行に関する決議機関である。理事は SGEC 文書 1 の第 25 条に基づき社員総会で選任され、その理事の選任に当たっては、各般にわたって公平・公正な審議がなされるよう学界、産業界及び NPO・環境団体等の 3 分野においてほぼ三等分した理事数となるよう考慮して選任される。

4-4-2 評議委員会

評議委員会は、SGEC 文書 1 の第 52 条に基づき会長の諮問を受けて理事会に意見を述べる機関である。評議委員は同条に基づき理事会によって選任され、学術、環境、市民・消費者の立場からの意見を求めるため学界及び NPO・環境団体等から適任者が選任される。

4-4-3 認証管理委員会

認証管理委員会は、SGEC 文書 2 の第 24 条に基づき認証制度の実施可能性を含む管理運営状況について調査・審議し、会長に意見を述べる機関である。認証管理委員は学界、森林管理経験者及び NPO・環境団体の認証制度管理に知識を有する者から理事会の承認を得て、会長が選任する。

4-4-4 専門部会

専門部会は、SGEC 文書の第 25 条に基づき会長の諮問により専門的な事項について調査する機関であるが、本文書において専門部会を規格（改正）案の最終原稿の策定作業を行う機関として位置付ける。専門委員は、会長が任命する。

専門部会の設置・運営に当たっては、次の要件を満たさなければならないものとする。

- (a) 現実的かつ直接的な影響を受けるステークホルダーにアクセスが可能であること
- (b) 規格・規準策定の過程において、関連する主題や地理的な適用範囲に関して単一の関係者の利害が支配される事態が生じないように、バランスのとれたステークホルダー（代表）で構成されること
- (c) 規格・規準に関連して専門知識を有するステークホルダー、当該規格によって実質的な影響を受ける者、及び当該規格の実行に影響を及ぼす者を含めること
- (d) 専門部会については、最終原稿等を作成するために関係業界で実務に精通した者（産業界）、認証制度に関し知識・経験を有する学識経験者（学会）、及び NPO・環境団体（社会）等、前項の要件を満たし、かつバランスのとれた構成を有する実務組織とする。また、「5-4」のプロセスを経て専門委員（専門部会内に作業部会を設置する構成員を含む。）の任命の修正を行わなければならないこととする。

4-4-5 ステークホルダー（利害関係者）会議

ステークホルダー会議は、SGEC 文書 2 の第 3 条に基づき会長が招集し、広くステークホルダーの意見を聴く会議とし、その審議結果を専門部会の審議に反映させることとする。

なお、ステークホルダーの所在地は広域にわたっているため、メール等の方法によって各地域のステークホルダーの意見が聴取できるように努めることとする。

4-5 SGECは、規格制定に関する内容および手続き上の苦情に係る処理手順手続きについて、ステークホルダーにアクセスが可能でなければならない。苦情を受けた場合は、SGEC附属文書2-11-1に基づき下記について適切に実行しなければならない。

- (a) 苦情の申立人に対し苦情の受理を確認すること
- (b) 該当苦情について必要なすべての情報を収集、検証し、その苦情の主題事項を十分調査して客観的に評価し、その苦情に関する結論を出すこと
- (c) 苦情処理の過程と結論を苦情の申立人に対し正式に通達すること

4-6 SGECは、その規格制定に関する照会や苦情に関する連絡窓口は事務局とする。

5 規格の制定プロセス

規格の制定・改正に当たっては、前記「4-4」のプロセスにより行うこととするが、この場合、専門部会において最終原稿を策定するプロセスは、次によらなければならない。

5-1 SGECは、規格制定作業の目的および適用範囲に関係を有するステークホルダーを専門委員として任命しなければならない。

5-2 SGECは、ステークホルダーのマッピングを行った上で、当該規格策定・改正作業に関連する小規模な森林所有者や木材加工業者など不利な立場にあるステークホルダー、並びに地方のステークホルダー（北海道においてはアイヌ関連団体を含む。）及び森林育成、素材の生産、製材、加工、販売及び輸出並びに環境・社会環境、消費、学識経験等に関連する主要なステークホルダーを特定し、それぞれ置かれている地理的状況等の制約条件を把握し、当該者が加盟する団体（意見を代弁する団体）の参画、又はメール、FAX等による参画を含め規格制定に関与できるよう積極的に努めなければならない。

5-3 SGECは、規格を制定しようとする場合は、その開始時期及びステークホルダーに参加を求める案内をホームページ上で公表するとともに、不利な立場にあるステークホルダーや主要なステークホルダーを特定し、その者に対してもメール、FAX等適時、適切な方法によって周知するための措置を講じなければならない。

なお、前記の公表と案内状は下記を含まなければならない。

- (a) 規格制定の目的、対象範囲などに関する情報および日程
- (b) 規格制定プロセスにステークホルダーが専門部会等へ参画する機会に関する情報
- (c) ステークホルダーに対し専門部会へ代表者等の参加申込みの案内

特に、不利な立場にあるステークホルダーや主要なステークホルダー等の招聘に関しては、関係情報が関係者に確実に届けなければならない。

- (d) 適用範囲や規格制定のプロセスに関する意見書提出の依頼

(e) 公開された規格制定プロセスの説明

5-4 SGECは、公表から得られたコメントに基づいて規格制定のプロセスをレビューし、専門部会内に作業部会を設置するか、又は専門委員として参加申込に基づいて専門委員の構成を修正しなければならない。参加申込の承諾や拒絶は、専門部会の構成員のバランスや人員規模等に照らして説明が可能でなければならない。

5-5 専門部会による作業は、下記を満たすオープン、かつ透明な方法で実行されなければならない。

(a) 専門委員全員が、作業用原稿を入手できること

(b) 専門委員全員に、規格の策定又は改正に寄与し、作業用原稿に対するコメントを提出する機会が与えられること

(c) 専門委員から提出されたコメントについてはオープンで、かつ透明な方法が採られ、その解決法や提案された事項は記録されること

5-6 SGECは、専門部会において照会用原稿が策定された場合は、これに基づきパブリックコメントを実施することとし、その実施に当たっては下記を確実にしなければならない。

(a) パブリックコメントの開始と終了を適切な手段と時期に公表すること

(b) 不利な立場にあるステークホルダーや主要なステークホルダーへの案内状は、当該関係者に確実に届けられること

(c) 照会用原稿は、公開し、一般に入手可能であること

(d) パブリックコメントは少なくとも60日間継続すること

(e) 受理されたすべてのコメントは専門部会によって客観的に勘案されること

(f) 受理されたコメントの概要及びその勘案結果はホームページなどによって一般公開されなければならない。

5-7 SGECは、認証管理委員会を開催し新規格の試行テストの要否について検討し、新規格の試行テストが必要と判断された場合はこれを行ない、その結果は専門部会審議における勘案の対象にされなければならない。

5.8 専門部会が、理事会の承認に付す最終原稿を策定する場合は、分野別の利害関係者間のバランスがとれた委員で構成される専門部会でのコンセンサスに基づかなければならない。反対意見があるかどうかの確認するために、専門部会は、下記のプロセスを用いることができる。

(a) 対面会議で、口頭または挙手による可否の決議をとる、反対の挙手がなない場合は議長がコンセンサスの成立を表明するか、または、投票のプロセスを踏む。

(b) 口頭による投票を伴う電話会議

(c) 電子メールによる会議で、賛成反対の票を文書によって投ずる機会をメンバーに与える（投票の代替）、または、

(d) 上記の組み合わせ

5-9 関連する利害の重要な部分について反対意見がある場合は、その問題について専門部会内に反対意見を表明したステークホルダーが参加する作業部会を設置し調査・審議等を行い解決しなければならない。

5-10 規格制定のプロセスの実行に関する文書は、一般に入手可能でなければならない。

5-11 理事会は、専門部会によってコンセンサスが達成されたことを証明する規格・規準文書について評議委員会の意見を聴いて正式に承認しなければならない。

5-12 前項で正式に承認を得た規格・規準文書は適切な時期に公開されなければならない。

6. 規格・規準文書の改正

6-1 認証規格は、5カ年を超えない範囲で定期的なレビュー及びは改正を行わなければならない。その手順は前項と同様とする。

6-2 発効日は規格の公表から1年を超えてはならない。

6-3 改正された規格は発効日及び移行日を定めて公表しなければならない。

6-4 移行日は、改正規格・規準文書の実行がそれを超える期間を必要とすることが正当化される例外的な状況を除き、1年を超えてはならない。

附則

この文書は、2015年4月1日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則 2

2015.10.14 一部改正

この改正文書（2015.10.14 改正）は、2016年1月1日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則 3

2015.12.10 一部改正

この改正文書（2015.12.10 改正）は、2016年1月1日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則 4

この改正文書（2016.2.10日改正）は、2016年4月1日から施行する。
但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

規格制定のプロセスにおけるコンセンサスに関するPEFC 要求事項の解釈

1. 目的

本指針は、規格の制定プロセスにおけるコンセンサスに関する解釈についてSGEC附属文書2-12「規格の制定」で定めるほか本文書において定めるものである。

2. 適用範囲

本指針は、SGEC附属文書2-12の「2-1 コンセンサス」の解釈を規定する。

3. コンセンサスの解釈

コンセンサスという用語の定義はSGEC附属文書2-12の「2-1 コンセンサス」によるものとする。これはISOガイド2の規定と同一である。

即ち、「コンセンサス」は、SGEC附属文書2-12の「2-1」で「重要な問題に関して、関係当事者の見解および対立議論の調整が考慮されている全体的な合意」と規定している。

注意書：コンセンサスは全員一致を必ずしも要求しない。

○ 議論のプロセスで、該当の規格に対する反対がある場合、フォーラム（会議以下同じ）はコンセンサスを得るために下記のいずれかによる代替の工程を適用することが出来る。

- a) 関係者が出席した会議（以下同じ）で、口頭による可否の決議をとるもの
- b) 会議で挙手による可否の決議をとるもの
- c) 会議でメンバーによる無記名投票による決議をとるもの
- d) 会議で声や挙手などによる反対表示がない場合、議長によってコンセンサス達成が宣言されるもの
- e) 電子メールによる会議で合意を求められ、メンバーが書面による返答をしたもの
- f) その他、コンセンサスを決定するために票を照合する正式な投票のプロセス。この場合、単一の利益を代表するものがプロセスを支配してはならない。

- 関係者の重要な部分が重要な問題に関して持続的に反対をする否決票がある場合、フォーラムは、その問題について、下記のメカニズムによって解決されなければならない。
 - a) 妥協案を見出すためにフォーラム内部で該当紛争問題に関して討議、交渉を行う。
 - b) 反対投票をしたステークホルダーと紛争問題に関して異なる見解を持つステークホルダーの間で妥協案を見出すための直接交渉を行う。
 - c) 紛争解決の工程は、フォーラムによって合意された紛争解決の手順によって律されなければならない。

SGEC 附属文書

2-13 2015

理事会

2015. 4. 1

SGEC 認証・認定の手順

序文

SGECが承認する森林管理認証及びCoC認証は国際標準化機構（ISO）及び国際認定機関フォーラム（IAF）によって定められた国際的な認証、認定の手順に依拠する。

この文書は、森林管理及びCoC管理事業体認証についてSGECが採択した認証と認定の手順を定める。

関連文書

- ・ SGEC文書2「認証制度の管理運営に関する文書」
- ・ SGEC 附属文書 2-10「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」
- ・ SGEC 附属文書 2-10-1-1 「SGEC 認証機関の認定要件」
- ・ SGEC附属文書2-10-1-2 「 SGEC認証機関の公示について」
- ・ SGEC附属文書2-13-1「SGEC審査員の経験について」

1 適用範囲

この文書は、森林認証とCoC管理事業体認証に関する認証機関の能力に関する要求事項及びその任務を定める。

2 SGEC 認証機関

2-1 SGEC 認証機関の能力

ア 認証機関は、認証規格の策定過程において統括または決裁機関としてこれに関与せず、森林の経営管理に関わることのない公平で独立した第三者であり、さらに、認証を受ける主体からも独立した第三者としての立場を保持しなければならない。

イ SGEC 認証機関は、以下の要件をみたさなければならない。

(ア) SGEC が認めた認定範囲で製品認証機関に関する国際規格（ISO/IEC17065）の要求事項を満たしている機関でなければならない。

(イ) SGEC 文書 2「SGEC 認証制度の管理運営に関する文書」第 5 章に規定する要求事項及び SGEC 附属文書 2-10「SGEC 認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」及び関連する附属文書の要件をそれぞれ満たす機関でなければ

ならない。

(ウ) 森林管理認証又は CoC 管理事業体認証を実施する際に照合すべき SGEC 認証システムを十分に理解している機関でなければならない。

(エ) SGEC 認証制度が PEFC との相互承認の制度の下で認証業務を実施するために必要な PEFC の認証規格等 PEFC 認証システムに関する知識・理解を有している機関でなければならない。

(オ) 森林管理を巡る経済的・社会的・自然環境及び森林生産物の生産・加工・流通、木材を利用した建築等並びに関連法令・制度に関する知識（北海道におけるアイヌ関連を含む。）を有していなければならない。

2-2 審査員

2-2-1

認証機関は、SGEC 附属文書 2-10 「SGEC 認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」及び関連する附属文書の要件を満たし、SGEC 森林管理認証規格及び同 CoC 認証規格に精通し、審査技術的ノウハウを有している者が配置されていなければならない。

2-2-2

審査員は、ISO19011に定められる品質審査員のための一般基準及びSGEC附属文書2-10「SGEC認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」に規定する基準のほか、次の要件を満たさなければならない。

(ア) 認証規格にかかる教育プログラムへの参加

認証機関は、過去2年間に、森林管理認証にかかる審査員はSGECが認める森林管理認証に関する教育プログラムに、またCoC認証にかかる審査員は同CoCに係る教育プログラムに、それぞれ参加したことを確実にしなければならない。

(イ) 審査訓練若しくは経験

認証機関は、森林管理認証にかかる審査員はSGECの認める森林管理認証にかかる審査訓練若しくは経験を、また、CoC認証にかかる審査員は同CoCにかかる審査訓練若しくは経験を、それぞれ受けているか、若しくは有していることを確実にしなければならない。

3 認証手順

3-1 認証手順

SGEC 管理運営文書第 5 章の公示を受けた認証機関によって、森林管理認証については森林認証規格、同文書第 3 章及び SGEC 附属文書 2-10 の「Ⅱ森林管理」、また、CoC 認証については、CoC 認証規格、同文書第 4 章及び SGEC 附属文書 2-10 の「Ⅲ森林生産物の分別管理」に基づきそれぞれの要求事項を満たし適切に認証業務の実施のための内部手順を構築していなければならない。

3-2 認証状況の通知

認証機関は、すべての発行済み森林管理認証書と CoC 管理事業体認証書、及びそれら認証書の有効期限とその適用範囲に関する変更について、SGEC に通知しなければならない。

3-3 認証審査

森林管理規格との適合を決定する審査は、適切である限り外部（政府機関、公共団体、保護団体、など）からの関連情報を含まなければならない。

3-4 認証報告要約の公表

認証機関が書面にて作成する認証報告書（附属文書2-3森林管理認証調書及び附属文書2-7CoC認証審査調書）の要約は、一般に公開可能でなければならない。

但し、この場合、個人情報等に該当する情報に該当するものは公開を除外する。

4 認定

4-1 認証機関の認定機関

森林管理認証または CoC 管理事業体認証を実施する認証機関は、認証業務の信頼性を確保し、SGEC 文書 2 第 19 条及び関連する附属文書の規定する要件を満たす認定を受けなければならない。認定を受けた認証機関はその発行する認証書には当該認定機関の認定シンボルを記載しなければならない。

4-2 認定規格

森林管理認証、及び、CoC 管理事業体認証を実行する認証機関は、SGEC 文書 2 第 19 条で規定により製品認証機関に関する国際規格（ISO/IEC17065）による認定を受けなければならないこととし、その認定は SGEC が認めた認定の適用範囲に含まれていなければならない。

4-3 認定

認証機関は、SGEC文書2第19条及び関連する附属文書の規定により、SGEC文書3若しくは同4に照らして森林管理認証若しくはCoC認証を行なうことについて製品認証機関に関する国際規格（ISO/IEC17065）に基づいた認定を受けなければならない。

具体的な認証機関の認定の要件については別途附属文書で定める。

5 認証機関の公示

5-1 認証機関の公示

SGEC認証規格（SGEC文書3「森林管理認証基準・指標・ガイドライン」及びSGEC文書4「CoC認証ガイドライン」）に照らした森林管理認証またはCoC管理事業体認証を業務とする認証機関は、SGEC文書2第20条及び関連する附属文書の規定に基づきSGECに公示の申請を行い、公示を受けなければならない。

具体的な認証機関の公示については別途附属文書で定める。

5-2 認証機関の独立性の確保

SGEC文書2 第19条及び第20に定めるほかは、認証機関の独立性を確実にするためSGEC公示に含まれる要件は下記のみでなければならない。公示の条件は認証機関への差別や取引の障害の要因となってはならない。

- (1) 管理・事務上の条件
- (2) 金銭的条件（認証企業・団体に課する料金）
- (3) 4項に記述される認定によって検証される認証機関に対する要求事項の遵守

附則

この文書は、2015年4月1日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則2

2015.12.10 一部改正

この改正文書(2015.12.10 改正)は、2016年1月1日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則3

この改正文書(2016.2.10日改正)は、2016年4月1日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

SGEC 附属文書

2-13-1 2015

会長決済

2016. 1. 1

SGEC/PEFC 審査員の教育プログラム及び審査訓練若しくは経験について

SGEC 附属文書 2-13 「SGEC 認証・認定の手順」の「2-2-2」で定める標記に係る事項については次の通り定める。

1 「2-2-2」(ア) 認証規格に係る教育プログラムについて

(1) 教育プログラムの参加者（以下「受講者」という。）の資格

受講者は、SGEC 附属文書 2-10 「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「Ⅱ.2.1.1」及び「Ⅲ.2.1.1」若しくはそのいずれかの資格を有している者でなければならない。

(2) 教育プログラム

- ・製品の適合性評価を行う認証機関に対する国際規格（ISO/IEC17065）及び同審査員に対する国際規格（ISO19011）の要求事項
- ・SGEC 認証制度の管理運営に係る要求事項
- ・SGEC 森林認証規格に係る要求事項
- ・SGEC/PEFC-CoC 認証規格に係る要求事項

(3) 受講修了者への修了書の授与

上記研修を受講修了者には、修了書を授与する。

(4) 組織内伝達「教育プログラム」（以下「伝達講習」という。）の実施資格

「(3)」の受講修了者で「2 審査訓練若しくは同経験」の要件を満たす者は「(2)」の組織内の伝達講習を行う資格を有する。

2 審査訓練若しくは同経験

(1) 審査訓練

森林管理及び CoC 認証審査訓練は、SGEC 文書 2 の第 24 条に規定する認証管理委員及び同第 25 条に規定する専門委員の中から会長が指名する者によって構成し、認証事例を訓練教材として前記「1 の (2) 教育プログラム」に準じた訓練プログラムに基づき実施する。

(2) 審査経験

(ア) 審査員資格を得るための審査経験

森林管理若しくは CoC 審査員資格を得ようとする者は、次に示す審査経験対象認証規格に基づき、原則として過去 3 年間に本文書の要件を満たす適格な審査員の監督のもとで 4 件の審査経験を有しなければならない。なお、森林管理分野での ISO9001 又は ISO14001 の審査員資格を有する者は、過去 3 年間に本文書の要件を満たす適格な審査員の監督のもとで 2 件の審査経験を有すればよい。

注意書 1 森林管理審査員資格を得るための審査経験対象認証規格：SGEC 森林管理認証は SGEC の「SGEC 森林管理認証規格（2016 年版又は 2017 年版）」

注意書 2 CoC 審査員資格を得るための審査経験対象認証規格：SGEC-CoC 認証は「SGEC-CoC 認証規格（2016 年版又は 2017 年版）」若しくは「PEFC-CoC 国際認証規格（PEFCST2002:2013）」

(イ) 審査員資格を維持するための審査経験

森林管理若しくは CoC 審査員資格を維持するためには、(ア) に示す審査経験対象認証規格に基づき、原則として毎年最低 5 件の審査経験を有しなければならない。なお、5 件の審査工数の合計は 7 日間以上であることが望ましい。

また、森林管理分野での ISO9001 又は ISO14001 の審査経験を有した審査員は、3 件の審査経験を有すればよい。

附則

この文書は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則 2

2015. 10. 14 一部改正

この改正文書(2015. 10. 14 改正)は、2016 年 1 月 1 日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則 3

この改正文書（2016. 2. 10 日改正）は、2016 年 4 月 1 日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則 4

この改正文書（2016.10.14日改正）は、2016年11月1日から施行する。
但し2017年1月1日までは移行期間とすることが出来る。

SGEC 附属文書

2-13-2 2015

理事会

2016. 1. 1

SGEC 及び/又は PEFC 認証業務を行う認証機関の公示について

標記について SGEC 及び PEFC のそれぞれについて下記に定める。

- SGEC 認証業務を行う認証機関の公示について
- PEFC 認証業務を行う認証機関の公示について

附則

この文書は、2016 年 1 月 1 日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則 2

2015. 12. 10 一部改正

この改正文書(2015. 12. 10 改正)は、2016 年 1 月 1 日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則 3

この改正文書(2016. 2. 10 改正)は、2016 年 4 月 1 日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

○ SGEC 認証業務を行う認証機関の公示について

1. 目的

この指針は、SGEC が承認する森林管理認証及び CoC 認証を実施する認証機関に対する公示に関する事項について規定する。

基準的参照文書

- ・ SGEC 文書 2 「認証制度の管理運営に関する文書」
- ・ SGEC 附属文書 2-10 「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」
- ・ SGEC 附属文書 2-10-1-1 「SGEC 認証機関の認証要件」
- ・ SGEC 附属文書 2-10-1-2 「SGEC 認証機関の公示について」
- ・ SGEC 附属文書 2-13 「SGEC 認証・認定の手順」

2. 適用範囲

この指針は、SGEC 文書 2 「SGEC 認証制度の管理運営に関する文書」第 3 章「森林管理認証」及び第 4 章「CoC 認証」に対する SGEC 公示その対象範囲とする。

3. 公示のための条件

SGEC を申請する認証機関は、SGEC 文書 2 第 19 条及び 20 条、SGEC 附属文書 2-10、同 2-10-1-1 及び同 2-10-1-2 並びに附属文書 2-13 の「5-2」に基づくほかを申請する認証機関は下記を満たさなければならない。

3-1 組織

SGEC 文書 2 第 19 条に規定する法人であること。

3-2 情報公開

SGEC 公示を申請する認証機関は、「SGEC 附属文書 2-2-2 及び PEFC の登録システム」で規定するデータを、一般公開される SGEC のホームページのデータベース上に列挙することに同意すること。

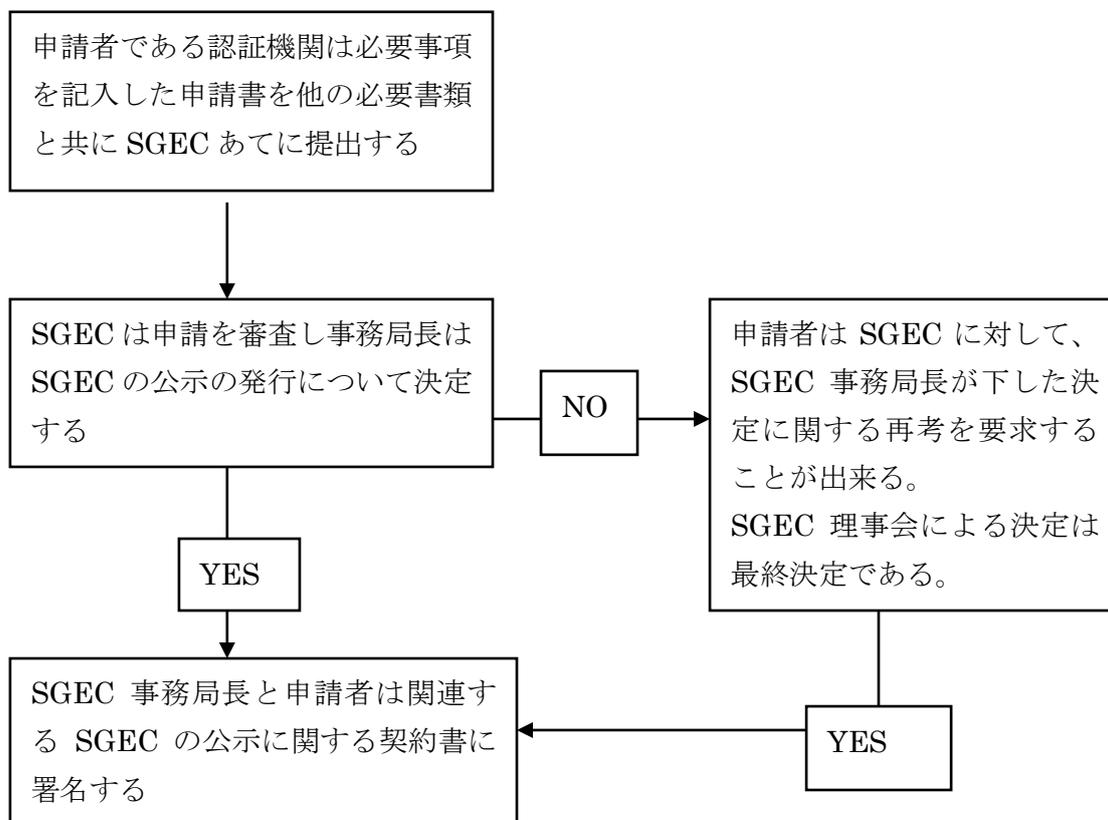
3-3 認証機関の認定

3-3-1 SGEC 森林管理認証を申請する認証機関は SGEC 文書 2 第 19 条に規定する要件に基づき認定機関が発行した認定書を保有していること。

3-3 公示契約

3-3-1 SGEC 森林管理認証及び CoC 認証を申請する認証機関は SGEC との間に締結される公示契約に署名すること（本文書の別紙 1-1）。

4. 公示の発行の手順



5. 公示を受けた認証機関の責務

公示を受けた認証機関は下記を満たさなければならない。

5-1 SGEC森林管理認証及びCoC認証はSGEC文書2第19条に規定するに有効な認定の範囲内で実行すること。

5-2 認定の内容や森林管理認証及び CoC 認証の適用範囲に関する変更について SGEC に対して通知すること。

5-3 SGEC 公示の範囲内において認証機関が発行するすべての森林管理認証及び CoC 認証書に関する情報、並びに既に発行されている認証書に対する全ての変更についての情報を遅滞なく SGEC あてに提供すること。

5-4 SGEC 公示年次料金は SGEC に支払うこと。公示年次別料金は別途定める。

なお、別に定める公示年次別料金は SGEC 理事会の決定において変更することができる。また、支払いは該当認証機関が発行した全ての認証書に対象にして SGEC が発行する請求書に基づいて行われる。

6. 公示の有効期間

6-1 公示の有効期間は、認証機関の認定有効期間とする。

6-2 SGEC は、公示について SGEC 公示契約に違反があった場合は、その終了時又は契約途中において中止を行うことが出来る。

別紙 1

SGEC 公示契約書

SGEC 公示契約書

(1) 一般社団法人緑の循環認証会議 (以下「SGEC」という) と、

(2) 認証機関の名称 _____、(以下「認証機関」という) は、下記に関し、以下の条項について合意した。

記

- 認証機関は、SGEC が承認する森林管理認証及び CoC 認証を業務として実施する SGEC 公示認証機関である。
- SGEC は、SGEC 認証制度を管理する機関であり、その登録商標である SGEC ロゴマーク主張の所有者である。
- SGEC 公示を受けた認証機関は、日本で登録された SGEC 認証取得者に対して有効な認定の範囲で、SGEC 承認の森林管理及び CoC の認証書を発行することが認可される。

このことは、SGEC、PEFC それぞれのホームページ上で表示される。

以上に基づき、上記の二者は下記に関して合意をする。

第 1 条 定義

1-1 要求事項

1-1-1 森林管理認証

該当文書は、SGEC 文書 3 「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」であり、この契約文書の一部としてこの契約書に添付される。同 SGEC 文書 3 は、現在のまま、又は SGEC によって随時改定された場合にあっても有効である。

1-1-2 CoC 認証

該当文書は、SGEC 文書 4 「SGEC-CoC 認証ガイドライン」であり、この契約文書の一部としてこの契約書に添付される。同 SGEC 文書 4 は、現在のまま又は SGEC によって随時改定された場合にあっても有効である。

1-2 認証および認定の手順

1-2 認証および認定の手順

該当文書は、SGEC 附属文書 2-10 及び同 2-10-1-1 並びに同 2-13 であり、この契約文書の一部として添付される。SGEC 附属文書 2-10 及び同 2-10-1-1 並びに同 2-13 は現在のまま又は SGEC によって随時改正される場合にあっても有効である。

1-3 公示の料金表

公示料金は「森林管理認証及び CoC 認証公示料表」で示され、この契約文書の一部として添付される。

第2条 認証機関の責務

認証機関は下記の責務を負う。

- 2-1. 認証機関は、SGEC 文書 2 第 19 条に規定する要件に基づき認定機関が発行した認定書を所持し、かつ、認定に関するいかなる変更についても直ちに SGEC に対して通知する。認証機関は、各年の年初および要求がある時には有効な認定要求事項を充足していることを証明する最新の証拠書類を提供する。
- 2-2. 認証機関は、有効な認定範囲の中で、SGEC 文書 3「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」、SGEC 文書 4「SGEC・CoC 認証ガイドライン」に照らした森林管理認証又は CoC 認証の認証審査を実行する。
- 2-3. 認証機関は、森林管理者・組織・企業に対して発行された森林管理認証書又は CoC 証書に関して、直ちに、又は既に発行された証書への変更に関しては SGEC が定める日付までに、SGEC に対し報告をする。
- 2-4. 認証機関は、発行した認証書すべてを対象にして SGEC が発行する請求書に基づいて、SGEC に対して年次公示料金を支払う。料金の金額は別途定める公示料金表に記載されるが、契約書の有効期間中に SGEC によって変更されることがある。料金に関する変更は、その変更に関しては、SGEC が認証機関宛てに送る文書による報告に定める日からその効果を発する。
- 2-5. 一般公開されている SGEC のホームページのデータベース上に、認証機関の名称やその他 SGEC 附属文書 2-2-2「SGEC 登録システム」に定められるデータを含め、認証機関に関するデータが記載されることに同意する。

第3条 SGEC の責務

- 3-1. SGEC は、この契約書を遵守して認証機関が発行する認証書を承認し、認証書の保有者に対し SGEC が定める条件に従って、SGEC ロゴマークの使用許可申請を受理する。

なお、SGEC 認証制度と PEFC 国際認証制度との相互承認が認められた以降にあつては認証書の保有者が PEFC ロゴの使用を希望する場合は、PEFC が定める条件に従って PEFC ロゴの使用許可申請を受理する。

- 3-2. SGEC は、この契約に影響を与える SGEC 文書のいかなる変更についても認証機関に対して通知する義務を負う。

第4条 契約の終了

- 4-1. SGEC は、,認証機関に対し書留郵便による3ヶ月の事前通知によってこの契約を終了することができる。
- 4-2. SGEC は、認証機関によってSGEC 公示契約の規定が充足されていないことを信ずるに足る理由を有する場合は、当該SGEC の契約を直ちに中断することができる。
- 4-3. 認証機関の認定の有効性に関して辞退、中止、又は、終了があった場合、この契約書は、その認定の辞退、中止、又は、終了との同一日付をもって自動的に終了する。
- 4-4. 前4-1, 4-2, 4-3 項の規定に従ってこの契約が一時的に中止された場合、公示料金は返還されない。
- 4-5. SGEC は、公示契約の一時的解消や終了によって認証機関が被る費用や被害を弁償する義務を負わない。

第5条 裁定

この契約書は日本国の法に従う。この契約書に関する紛争、訴訟は日本国の法廷に提訴される。

二部署名

○ PEFC 認証業務を行う認証機関の公示について

1. 目的

この指針は、PEFC が承認する CoC 認証を認証機関に対する公示に関する事項について規定する。

基準的参照文書

- ・ PEFC ST 2002:2013 林産物のCoC—要求事項 第二版
- ・ PEFC ST 2003:2012 PEFC国際CoC規格に照らした認証業務を実行する認証機関に関する要求事項 第2版 並びにその付属書1「PEFC 評議会が容認する認定」及び付属書2「認証機関のPEFC 公示」
- ・ PEFC GD 1004:2009、PEFC 認証制度の管理運営

2. 適用範囲

この指針は、日本国内における PEFC の CoC 認証 (PEFC ST 2002:「林産物の CoC—要求事項」) を行なう認証機関に対する PEFC 公示を対象範囲とする。

なお、この指針で規定する PEFC の CoC 認証 (PEFC ST 2002「林産物の CoC—要求事項」) を行なう認証機関に関しては、SGEC 認証制度と PEFC 国際認証制度との相互承認が認められ、かつ日本における CoC 認証に対する PEFC 公示について、SGEC と PEFC 評議会との間で契約が締結され、SGEC が、その公示業務を代行して行うことについて PEFC 評議会が認可した時点から有効となる。

3. 公示のための条件

SGEC 又は PEFC 公示を申請する認証機関は下記を満たさなければならない。

3-1 組織

法人であること。

3-2 情報公開

PEFC 公示を申請する認証機関は、その身元やその他 PEFC 登録システムのための内部規則が定めるデータを、一般公開されている PEFC 評議会のインターネットデータベース上に列挙することに同意すること。

3-3 認証機関の認定

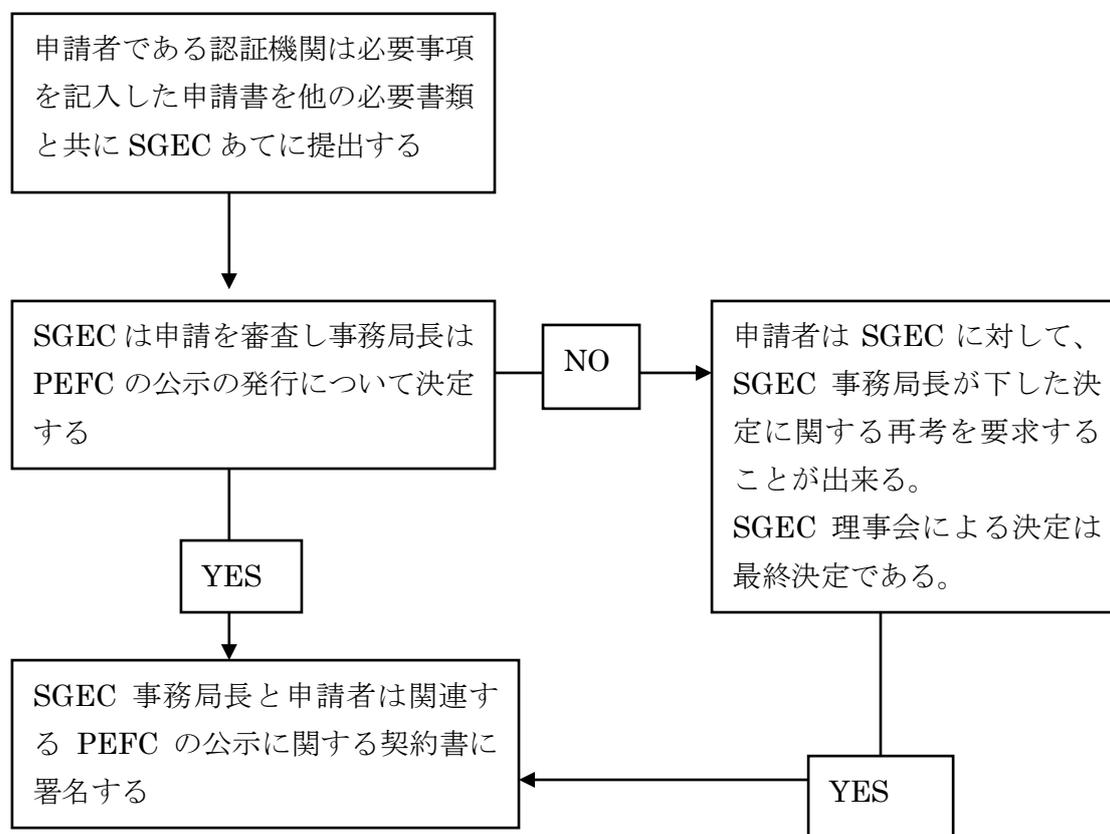
CoC 認証を申請する認証機関は、PEFC ST 2003:2012 及びその付属書1に規定する要件に基づき認定機関が発行する認定書を保有していること。

3-4 公示契約

PEFC ・ CoC を申請する認証機関は PEFC との間に締結される PEFC 公示契約 (SGEC 代行)

に署名すること（本文書の別紙2）。

4. 公示の発行の手順



5. 公示を受けた認証機関の責務

公示を受けた認証機関は下記を満たさなければならない。

5-1 PEFC・CoC認証はPEFC ST 2003:2012及びその付属書1規定する有効な認定の範囲内で実行すること。

5-2 認定の内容やCoC認証の適用範囲に関する変更についてSGECに対して通知すること。

5-3 日本国内で、PEFC公示の範囲内において認証機関が発行するすべてのCoC認証書に関する情報、並びに既に発行されている認証書に対する全ての変更についての情報を遅滞なくSGECあてに提供すること。

5-4 PEFC公示年次料金はSGECに支払うこと。公示年次別料金は別途定める。

なお、別に定める公示年次別料金はSGEC理事会の決定において変更することができる。また、支払いは該当認証機関が発行した全ての認証書に対象にしてSGECが発行する請求書に基づいて行われる。

6. 公示の有効期間

6-1 公示の有効期間は、認証機関の認定有効期間とする。

但し、認証機関の認定有効期間と SGEC と PEFC 評議会とが締結する契約の有効期間のうちどちらか短い方に合致させることとする。

6-2 SGEC は、公示について PEFC 公示契約に違反があった場合は、その終了時又は契約途中において中止を行うことが出来る。

PEFC 公示契約書

(1) 一般社団法人緑の循環認証会議 (以下「SGEC」という) と、

(2) 認証機関の名称 _____、(以下「認証機関」という) は、下記に関し、以下の条項について合意した。

記

- 認証機関は、PEFC 評議会が承認する CoC 認証を業務として実施する PEFC の公示認証機関である。
- PEFC 評議会は PEFC 認証制度を管理する機関であり、PEFC ロゴ主張の所有者である。
- SGEC は、PEFC 評議会により、日本で PEFC が承認する CoC 認証を行う認証機関に対して PEFC 公示を発行する認可を受けている。
- PEFC 公示を受けた認証機関は、日本で登録された PEFC 認証取得者に対して有効な認定の範囲で、PEFC 承認の CoC の認証書を発行することが認可される。
このことは、PEFC のホームページ上で表示される。
以上に基づき、上記の二者は下記に関して合意をする。

第 1 条 定義

1-1 要求事項

CoC 認証

該当文書は、PEFC ST 2002:2013 「林製品の CoC—要求事項」であり、この契約文書の一部としてこの契約書に添付される。PEFC ST 2002 は、現在のまま又は PEFC 評議会によって随時改定された場合にあっても有効である。

1-2 認証および認定の手順

該当文書は、PEFC ST 2003:2012 及びその付属書であり、この契約文書の一部としてこの契約書に添付される。PEFC ST 2003:2012 及びその付属書は、現在のまま又は PEFC 評議会によって随時改正される場合にあっても有効である。

1-3 公示の料金表

公示料金表は「CoC 認証公示料表」であり、この契約文書の一部として本契約書に添付される。

第 2 条 認証機関の責務

認証機関は下記の責務を負う。

- 2-1. 認証機関は、PEFC ST 2003:2012 及びその付属書 1 に規定する要件に基づき認定機関が発行した認定証書を所持し、かつ、認定に関するいかなる変更についても直ちに SGEC に対して通知する。認証機関は、SGEC に対し各年の年初および要求がある時には有効な認定要求事項を充足していることを証明する最新の証拠書類を提供する。
- 2-2. 認証機関は、有効な認定範囲の中で、PEFC ST 2002 「林産物の CoC—要求事項」に照らした CoC 認証の認証審査を実行する。
- 2-3. 認証機関は、日本の組織・企業に対して発行された CoC 証書に関して、直ちに、又は既に発行された認証書の変更に関しては SGEC が定める日付までに、SGEC に対し報告をする。
- 2-4. 認証機関は、発行した認証書すべてを対象にして SGEC が発行する請求書に基づいて、SGEC に対して年次公示料金を支払う。料金の金額は別途定める公示料金表に記載されるが、契約書の有効期間中に SGEC によって変更されることがある。料金に関する変更は、その変更に関しては、SGEC が認証機関宛てに送る文書による報告に定める日からその効果を発する。
- 2-5. 一般公開されている PEFC 評議会のホームページのデータベース上に、認証機関の名称やその他 PEFC の登録システムに定められるデータを含め、認証機関の身元に関するデータが記載されることに同意する。

第 3 条 SGEC の責務

- 3-1. SGEC は、この契約書を遵守して認証機関が発行する認証書を承認し、認証書の保有者に対し PEFC 評議会が定める条件に従って、PEFC ロゴの使用許可申請を受理する。
- 3-2. SGEC は、この契約に影響を与える PEFC 文書のいかなる変更についても認証機関に対して通知する義務を負う。

第 4 条 契約の終了

- 4-1. SGEC は、認証機関に対し書留郵便による 3 ヶ月の事前通知によってこの契約を終了することができる。
- 4-2. SGEC は、認証機関によって PEFC 公示契約の規定が充足されていないことを信ずるに足る理由を有する場合は、当該 PEFC の契約を直ちに中断することができる。
- 4-3. 認証機関の認定の有効性に関して辞退、中止、又は、終了があった場合、この契約書は、その認定の辞退、中止、又は、終了との同一日付をもって自動的に終了する。
- 4-4. 前 4-1、4-2、4-3 項の規定に従ってこの契約が一時的に中止された場合、公示料金は返還されない。
- 4-5. SGEC は、公示契約の一時的契約解消や終了によって認証機関が被る費用や被害を

弁償する義務を負わない。

第5条 裁定

この契約書は日本国の法に従う。この契約書に関する紛争、訴訟は日本国の法廷に提訴される。

二部署名

SGEC 運用文書「2-13-2」-1

2016年7月1日制定

SGEC 及び/又は PEFC 認証機関の公示について

SGEC 認証機関の公示については、SGEC 文書 2「SGEC 認証制度の管理運営に関する文書」、

同附属文書 2-13「SGEC 認証・認定の手順」及び同附属文書 2-13-2「SGEC/PEFC 認証業務を行う認証機関の公示について」に基づき行う。

また、日本国内における PEFC の CoC 認証 (PEFC ST 2002:「林産物の CoC—要求事項」) を行なう認証機関に対する PEFC 公示については、SGEC は、日本の PEFC 認証管理団体 (NGB) として PEFC GD 1004「2009PEFC 認証制度の管理運営」に基づき PEFC 評議会との間で PEFC 認証制度の管理に関する契約を締結しており、SGEC 附属文書 2-13-2 の「PEFC 認証業務を行う認証機関の公示について」に基づき行うことができる。

SGEC/PEFC の認証機関の公示を希望する場合は、SGEC 文書 2 第 19 条に規定する「認証機関公示の要件」を満たす旨を確認することが出来る文書及び同文書第 20 条に規定する「公示の申請」事項を記載した申請書並びに SGEC 附属文書 2-13-2 の規定に基づき別紙 1「SGEC 公示契約書」若しくは同附属文書別紙 2「PEFC 公示契約書」に署名の上、2 部 SGEC に提出していただくこととしている。

なお、現行の PEFC-CoC 認証機関については、2016 年 7 月末日までに、PEFC アジアプロモーションは、日本における PEFC-CoC 認証機関との間で締結している契約を解除することになるので、同日までに日本における PEFC-CoC 認証機関の公示の継続を望む機関は、SGEC との間で改めて公示契約を締結する必要があることに留意してください。

SGEC文書
3 2012
理事会
2016. 1. 1

SGEC森林管理認証基準・指標・ガイドライン

目次

序文

- 1 適用範囲
- 2 用語と定義
- 3 持続可能な森林管理認証規格の具体的な要求事項
 - 基準1 認証対象森林の明示及びその管理方針の確定
 - 基準2 生物多様性の保全
 - 基準3 土壌及び水資源の保全と維持
 - 基準4 森林生態系の生産力及び健全性の維持
 - 基準5 持続的森林経営のための法的、制度的枠組
 - 基準6 社会・経済的便益の維持・増進及び地球温暖化防止への寄与
 - 基準7 モニタリングと情報公開

関連文書

- ・ SGEC 附属文書 3-1 「林道、作業道等の林内施設の整備に伴う伐採によって生産される木材の扱い」
- ・ SGEC 文書附属文書 3-2 「SGEC 文書 3 SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン 4-7-3 で規定する WHO のタイプ 1A 及び 1B に分類される例外使用を認める薬剤について」
- ・ SGEC運用文書「3」-1「SGEC文書3」の「基準 5-1-5」に係る認証審査手順

- ・ 参考資料 別添 森林計画制度の概要（林野庁資料より作成）

序文

この文書は、日本の森林を守ってきたSGECの原点に立ち、モントリオールプロセスを基本に、自然的、社会的な立地に即して森林の経済的、生態的及び社会的等の諸機能を十全に果たすことができるよう、その普及により我が国における持続可能な森林管理を実現するとともに、そこで産出される木材等の有効な利用を推進し、市場メカニズムを通じて森林整備水準の向上及び林業の活性化等を促進し、循環を基調とする潤いのある社会の構築と緑豊かな自然環境の保全に資することを目的とする。

なお、この文書は、2016年6月3日付のPEFC総会においてPEFC国際認証規格との相互承認が認められている。

1 適用範囲

SGEC認証制度の管理運営に関する文書第3条第1項の森林管理認証基準・指標・ガイドライン（以下「SGEC森林管理認証要求事項」という。）は、本文書の定めるところによる。

森林管理については、森林法第5条に基づく地域森林計画（国有林の場合は同法第7条の2に基づく地域別の森林計画）及び同法第10条の5に基づく市町村森林整備計画において、地域の森林管理を行う上で森林管理者が遵守すべき計画が定められている。この文書においては、森林管理者が自ら森林管理計画について、当該遵守すべき市町村森林整備計画を勘案して策定することを前提に、本制度に係る独自の個別・具体的な要求事項を定める。なお、本制度の要求事項は、当該森林の自然的、社会的立地に即して、関係法令及び関連する施策の動向を踏まえつつ、科学的研究の知見を勘案して運営することとする。

また、森林管理者は、森林管理計画を策定するに当たって、単独で森林認証を申請する場合は全ての管理森林を計画対象区域とすることを基本とするが、少なくとも森林計画制度との整合性を図るため、特別な場合を除いて、地域森林計画区域内の全ての管理森林をその計画区域に含めなければならない。

SGECに関して不明な点がある場合は、SGECに関する事項についてはSGECの関連文書の日本語版により決定する。PEFCに関する事項については、PEFCの関連文書の英語版により決定する。

注意書1：「森林管理認証基準・指標・ガイドライン」についての表示の方法は「表示例；1-1-1」とし、最初の数字は「森林管理認証基準」の番号を、次の数字は当該同基準に係る「森林管理認証指標」の番号を、最後の数字は当該同基準及び同指標に係る「森林管理認証ガイドライン」の番号を、それぞれ表す。

2 用語と定義

2-1 人工林と天然林

人工林は、植栽又は人工下種により生立した林分で、植栽樹種又は人工下種の対象樹種の立木材積（又は本数）の割合が50%以上を占めるものをいう。また、天然林は人工林以外の森林をいう。

2-2 森林

地域森林計画の対象とする森林で具体的には次のもの。

- ① 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹
- ② 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

2-3 森林の転用

人の直接的な介入による森林の他用途への転用。

但し、原生林の人工林への転用を含む。

2-4 原生林

在来種の森林であり、人による活動の明白な兆候がなく、生態系の推移が大きな阻害を受けていないもの。

注意書：人の介入による影響が少ない非木材の林産品が採集される区域も含む。多少の木が除去される場合もある。

2-5 遵守・尊重すべき国際条約等及び国内法

(1) 国際条約等

森林管理者は、ILO 基本条約等を遵守して事業を行わなければならないこととする。但し、同 基本条約等のうち日本において批准等がなされていない条約等（国際連合宣言を含む。）については、尊重し、具体的に該当する分野について関連する日本国内法を適用して遵守しなければならないこととする。

(ア) ILO 基本条約

- ・ ILO条約第29号：強制労働条約（1930年）（1932年日本批准）
- ・ ILO条約第87号：結社の自由及び団結権保護条約（1948年）（1965年日本批准）
- ・ ILO条約第98号：団結権及び団体交渉権条約（1949年）（1953年 日本批准）
- ・ ILO条約第100号：同一報酬条約（1951年）（1953年 日本批准）
- ・ ILO条約第105号：強制労働廃止条約（1957年）（日本未批准）
- ・ ILO条約第111号：差別待遇（雇用及び職業）条約（1958年）（日本未批准）
- ・ ILO条約第138号：最低年齢条約（1973年）（2000年 日本批准）
- ・ ILO条約第182号：最悪の形態の児童労働条約（1999年）（2001年 日本批准）

(イ) その他の国際条約等

- ・ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）
- ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）
- ・ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）

- ・移動性野生動物種の保全に関する条約（ボン条約）（日本未加盟）
- ・生物多様性条約（1992年 日本署名）
- ・気候変動枠組条約・京都議定書（1997年 京都開催）
- ・バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書（2004年 日本発効）
- ・渡り鳥条約
- ・独立国における原住民及び種族民に関する条約（ILO169号）（1991年 日本未批准）
- ・残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、2005年（日本署名）
- ・先住民族の権利に関する国際連合宣言（2007年 日本賛成票）
- ・あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）（1965年 日本1995年加入）

(2) 遵守すべき日本国内法

* 森林管理上遵守すべき国内法

- ・森林・林業基本法
- ・森林法（森林計画制度、森林経営計画制度）（保安林制度）（保安施設地区制度）（林地開発許可制度）
- ・森林の保健機能の増進に関する特別措置法 ・森林組合法
- ・入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律
- ・林業種苗法 ・分収林特別措置法（分収造林制度） ・地すべり等防止法
- ・鳥獣の保護及狩猟の適正化に関する法律
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- ・林業労働力の確保の促進に関する法律 ・木材の安定供給の確保に関する特別措置法
- ・森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法 ・森林病虫害等防除法
- ・林道規程
- ・環境基本法 ・生物多様性基本法 ・自然環境保全法 ・自然公園法 ・自然再生推進法
- ・文化財保護法
- ・都市計画法 ・水循環基本法 ・都市緑地法
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・農薬取締法
- ・火薬類取締法 ・漁業法
- ・採石法 ・測量法 ・道路運送法 ・国土調査法 ・不動産登記法（表示登記制度）
- ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
- ・特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法
- ・文化財保護法 ・歴史的風致の維持及び向上に関する法律

- ・都市計画法体系の諸法律（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法ほか）
- ・明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法
- ・海岸法 ・河川法 ・砂防法 ・労働基準法 ・労働安全衛生法 ・労働組合法
- ・健康保険法 ・厚生年金保険法 ・雇用保険法
- ・租税特別措置法
- ・アイヌ文化の振興及びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（「アイヌ文化振興法」）
- ・関係する都道府県、市町村制定の条例

2-6 遺伝子組み換え樹木

遺伝子組換え技術は、目的とする遺伝子を取り出し、必要に応じて改変を加え、受け手となる生物（宿主）に導入する技術である。この技術によって目的の遺伝子のみを操作することにより人為的に作成された樹木。

2-7 森林計画制度

森林計画制度は、森林法に基づき国、都道府県、市町村の各段階における森林の取扱ルールを明確化し、各主体がそれぞれの役割のもと、国民のニーズに対応して持続可能な森林管理を推進するための指針及び規範となるものである。（別添「森林計画制度の概要」参照）

2-8 里山林

集落の近くに広がり、地域住民の生活と密接に結びついて維持・管理されてきた森林。

2-9 グループ森林管理認証

単一のグループ森林管理認証書の下でのグループ組織の認証

「グループ組織」という用語は、「地域認証」または多数の個別の森林所有者が単一の認証書の下に認証する用語と同等である。なお「地域認証」という用語は地理的な境界によって制限された「グループ森林管理認証」として解される。

3 森林管理認証要求事項

基準1 認証対象森林の明示及びその管理方針の確定

- 1-1 土地、森林資源などの所有者・管理者が明確で、申請者が当該森林の管理を行う法的権利と能力を備えており、その経営方針と実行・改善方針を備えていなければならない。
- 1-1-1 森林所有者、地上権者が登載された登記簿謄本、森林簿、森林経営計画またはそれに準じる森林管理計画（以下、森林管理計画等）の計画書・計画図があり、ランダムに選んだ林分について現地で確認できなければならない。
- 1-1-2 森林所有者、地上権者と当該森林の管理者が異なる場合は、受託管理契約等により、当該森林の管理主体が明確にされており、森林認証への参加が確認できなければならない。
- 1-1-3 グループ森林管理認証の場合は、当該構成員（加盟者）の所有する森林を一元的に管理する計画、組織、責任体制等、当該森林を計画的かつ適正に管理するために必要な要件が明確に確認でき、グループ森林管理認証に関する要求事項を満たしていなければならない。
- 1-2 対象森林の所在場所別面積、人工林、天然林別、樹種又は林相、林齢及び立木材積が明らかな森林調査簿類が常備されていなければならない。
- 1-2-1 森林簿または森林調査簿若しくはこれらに準ずる簿冊が常備されており、これらが5年おきの森林調査で更新されなければならない。
- 1-3 対象森林の位置が、現地及び図面上で明瞭であること。
- 1-3-1 対象森林の所在が地番等で確認できる五千分の一程度の図面が常備され、そのうちランダムに選んだ対象森林が現地で確認できなければならない。
- 1-4 5年を1期（5年毎に樹立する10年計画も含む。）とする森林経営計画又は市町村森林整備計画等を遵守する森林管理計画（以下〈森林管理計画等〉と云う。）が樹立され、持続可能な森林の管理・経営に関する基本方針が策定されなければならない。

1-4-1 森林管理計画等で管理されている森林は、当該森林管理計画書等を常備しており、その実施状況を現地で確認できなければならない。森林管理の基本方針は、計画事項の森林施業の実施に関する長期の方針等により確認されなければならない。また、森林管理の実施状況については現地で確認でき、森林管理認証規格に対する適合性を証明する記録として保管されなければならない。

1-4-2 SGEC の基準・指標に適合する森林施業を長期にわたり遵守することを最高経営者が保証するとともに、森林管理計画等は、個々の森林の管理目的が明確であり、管理目的とその森林の特性に応じた目標森林の構成とそれに至る方法とが整合がとれたかたちで明示されなければならない。

1-4-3 環境影響に配慮した管理の基本方針が示されなければならない。

1-5 森林管理計画等に即した森林管理を実行しうる管理体制と経営が行われているなければならない。

1-5-1 森林管理体制と実行組織が森林管理計画等を実行するうえで適切に配置され、担当者の役割や責任、権限が明確でなければならない。

1-5-2 森林所有者及び管理受託者は、経営内容の継続的改善に努めなければならない。

基準2 生物多様性の保全

2-1 生物多様性の長期的な保全は経済的、社会的便益に資することを踏まえ、その保全に関するランドスケープレベルの管理方針と主要な森林タイプについての林分レベルの管理方針が定められていなければならない。

2-1-1 森林管理計画等には、生物多様性に関して次の内容を含まなければならない。

- a. 対象地の特性を踏まえた生態系、種、遺伝子の多様性の維持・向上に関する基本的な管理方針
- b. 生物多様性の維持・向上に関し、望ましいランドスケープレベルでの管理計画
- c. いくつかの代表的な林分タイプについて、生物多様性の維持・向上の観点からの技術指針

2-1-2 原生林又はそれに近い天然林がある場合は、これを維持・保全するための管理指針に基づいて厳正に管理し、周辺のバッファゾーンについても管理指針を策定しなければならない。

- 2-1-3 原則として原生林の1%以内の小面積で、かつ下記による正当化可能な状況以外は、原生林を人工林に転用してはならない。
- a この規格で定める生態系、種、遺伝子の多様性の維持等生物多様性の維持・保全等に関する基本的な管理方針に照らしてその影響が無視できる範囲のものであること。
 - b 自然環境保全法及び自然公園法ほか生態系の保護・保全に関する法令及び地域森林計画、市町村森林整備計画に反するものでないこと。
- 2-1-4 林地の転用に当たっては、原則として森林認証面積の1%以内（但し、500ha未満は5HA以内）とし、原生林については前項の規定に基づくほか、この規格の基準2「生物多様性の保全」及び基準6「社会経済的便益等の維持・増進」等の関連する規定、並びに森林法で定める保安林制度、森林計画制度、林地開発許可制度及び関連する自然環境保全法及び自然公園法等諸法令に基づき適切に実施しなければならない。
- なお、林地の転用については、長期的な森林の保全やその及ぼす影響が経済的・社会的な恩恵に寄与するものでなければならない。
- 2-1-5 原生林の人工林への転用に関し、正当化できる明確な事由がない状況のもとで2010年12月31日以後に転用された人工林については、本規格に定める要求事項を満たさず、認証には不適合となるものとして取り扱わなければならない。
- 2-2 対象森林内で生物多様性の確保に重要な構成要素（原生林含む天然林、里山林、草地、湿地、沼、農地など）が地図上で明らかにされ、それらの保護・保全に関する管理方針が定められていなければならない。
- 2-2-1 対象地に含まれる構成要素が地図上に明示され、そのうち生物多様性の維持・保全上重要な要素については、対象地内の動植物が記録され、動植物の重要種については保護・保全管理の技術指針が策定されなければならない。
- 2-2-2 水辺林や湿地帯及びビオトープの適切な保護保全・利用計画が策定されなければならない。
- 2-3 絶滅危惧Ⅰ類、絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧種に属する種及びその生息地の保護・保全が図られていなければならない。
- 2-3-1 地域における既存の生物多様性情報を広範に収集し記載しておくとともに、もしレッドデータブックにある動植物が存在する場合は、保護・保全計画に基づいて、その生息地を把握し厳正にその保護・保全に努めなければならない。専門家からの意見聴取によって貴重な動植物がいるとされた箇所は、保存林を設定するなど、専門家の助言に基づき適切な保護・保全対策の実施に努めなければならない。

- 2-3-2 貴重な動物の保護に当たっては、営巣木として価値ある立木の保存や、昆虫・鳥類等の餌として価値ある枯れ木・空洞木・倒木の保護などのほか、生息環境の改善に努めなければならない。
- 2-4 下層植生を含め自然植生・野生動植物の保護・保全に努めなければならない。
- 2-4-1 野生動植物の生育環境の維持改善のため、下層植生や林縁植生の維持に努めるとともに、貴重な自然植生は、保護・保全のための処置を講じなければならない。
- 2-4-2 野生動植物の採取は、持続可能なレベルを超えず、不適切な活動が防止されるよう努めなければならない。なお、野生動植物の採取について、その責任を森林管理者が負う場合は、これを規制、監視、管理しなければならない。
- 2-4-3 外来種の新たな導入は、生態系への悪影響を避けるため慎重に検討し、導入の際はその悪影響を注意深く監視しなければならない。
- 2-4-4 林道、治山施設など工作物の設置に際し、小動物の生育・繁殖を妨げない措置（林道側溝、横断溝、魚道など）を講ずるとともに、これら工作物は使用可能な箇所では生物系資材を使用し、自然と融合する構造物とし、生態的な復元が成立しやすいようにし生態系へのダメージを最小限とするよう努めなければならない。

基準3 土壌及び水資源の保全と維持

- 3-1 土壌及び水資源の保全に与える影響を事前に把握し、森林管理計画等や実施過程における悪影響を最小化するよう努めなければならない。
- 3-1-1 伐採、林道開設等の林業活動における環境変化や保全水準を認識するとともに、環境に配慮すべき項目を整理し、従業員や委託・請け負わせ先に周知徹底を図られなければならない。
- 3-1-2 土壌・水系の保全のために特に配慮が必要な地区が地図上で特定され、森林の土壌保全機能等を高めるための適切な措置がとられなければならない。
- 3-1-3 林道、橋梁等の整備及びその他作業の実施に当たっては、裸地土壌の露出を最小化し、土壌の水流への流出を避けるよう配慮し、流水路や河床の流路の保全に配慮しなければならない。また、適切な道路排水溝を設置・維持しなければならない。
- 3-2 伐採に当たっては、風が強く当たる尾根筋、水系（季節的水系も含む）及び道路沿いには適切な保護樹帯を設けるよう努めなければならない。
- 3-2-1 土壌・水資源・生物多様性・景観の保全のために尾根筋、沢筋に保護樹帯を適切に設けるよう努めなければならない。保護樹帯は森林管理に関する計画図に基づき現地で確認できるようにしなければならない。

- 3-2-2 保護樹帯の植生は、立地条件に適合した植生が維持されなければならない。また、現状が針葉樹人工林の場合には、針広混交林への誘導が計画されなければならない。
- 3-3 森林の伐採集運材に当たっては、近隣の水資源や土石流防止機能などへの影響を考慮し、地表面の保護が図られるよう慎重に配慮されなければならない。
- 3-3-1 山地災害防止機能が高い森林や山地災害危険地域等、土壌・水系の保全のための配慮が必要とされている区域で伐採計画がある場合には、伐採の種類、伐採区域の面積等が水土保持上問題ないものとならなければならない。
- 市町村森林整備計画で水源涵養機能等維持増進森林と定められている森林にあつては、伐採の計画が市町村森林整備計画の基準・規範等に適合しなければならない。
- これら以外の森林にあつても、伐採更新等の施業計画がある場合には、その林分が属する小流域の水資源保全に注意が払われなければならない。
- 3-3-2 集運材方法、集材時期については、地形、土壌、植生等の立地条件に照らして環境に負荷が少ない方法を選び、適切に作られた技術マニュアルにしたがって、地表面の保護及び水質汚濁防止のための措置がとられなければならない。
- 3-4 林業機械に用いる燃料、オイルその他汚染物質及び農薬など化学物質が水系に流出しないよう注意を払わなければならない。
- 3-4-1 燃料、オイル類及び林業薬剤の保管場所、保管方法、使用方法を定めたマニュアルにしたがって、土壌汚染や水質汚濁を引き起こさないよう注意しなければならない。マニュアルにおいては、森林管理の作業中のオイル漏れ、または、林地上への無差別的な廃棄は厳格に回避されなければならない。また、非有機系の廃棄物やごみは回収し、その貯蔵は指定された離れた場所に環境上責任ある方法でなされなければならない。
- 3-4-2 肥料を使用する場合は、管理された方法で実施し、十分に環境への配慮を行わなければならない。
- 3-5 林内路網の開設に当たっては、水土保持に細心の注意を払わなければならない。
- 3-5-1 林内路網の作設に当たっては、林道規程、林地開発許可等の基準による作設マニュアルに従うほか、現地の自然条件や下流域の水利用の特性に照らして環境に負荷が少ない方法を選び、水土保持に細心の配慮を払って計画されなければならない。
- 3-5-2 林内路網の維持管理体制が整っており、適切な維持管理がなされなければならない。

基準 4 森林生態系の生産力及び健全性の維持

- 4-1 森林管理者は、森林資源調査等に基づいた5カ年森林管理計画等の策定並びにその実行及びモニタリング結果に基づき、経済的、社会的、生態的影響を適切に評価し、森林管理の持続的な改善のサイクルを形成するとともに、これを適切な実行する体制が整備されなければならない。
- 4-1-1 当該森林の公益的価値の重要性を認識し、それを維持・増進するよう森林管理計画の策定と実行に努めなければならない。
- 4-1-2 森林管理計画の策定と実行に当たっては、森林の健全性と活力の維持・増進を図る観点から、自然的立地に即応した生物学的予防措置を最大限に活用しなければならない。特に、森林施業の実施に当たっては、当該森林の土壌、気象等自然的立地に即応した伐採方法、更新方法及び更新樹種（諸被害に対する抵抗性育種苗等の活用）の選択に努め、当該地域の森林の自然環境に調和し森林の抵抗力を増進する方法の選択に努めなければならない。
- 4-1-3 標準地調査などのモニタリング結果に基づいて資源状況を把握し、齢級構成の平準化に努めるなど、長期的な森林管理の持続性に配慮しなければならない。
- 4-2 伐採量は森林管理計画等で定める計画量の範囲内でなければならない。大面積皆伐は避け、必要な箇所では、非皆伐施業を行わなければならない。また非木材を含む林産物資源の収穫は、それが持続できるよう定められていなければならない。
- 4-2-1 伐採の計画が、その森林の管理目的及び資源構成に照らして適切かつ実行可能であり、伐採箇所、箇所毎の伐採方法、伐採率、伐採面積・材積、伐採予定時期を含む収穫予定表が明示されなければならない。
- 4-2-2 伐採方法、伐期齢、伐採率等の伐採・収穫に関する事項については、水土保持、生物多様性保全、景観の保全等に配慮した技術指針が作成されており、可能な箇所では、非皆伐施業を行うとともに、林地保全の必要性が高い場所は、針葉樹一斉林型を呈している林分に広葉樹を残すよう努めなければならない。また、立地に応じて複層林等の導入や生態系に配慮した施業方法の導入について考慮されなければならない。
- 4-2-3 森林経営計画認定森林の場合には、認定された森林経営計画に即した伐採計画にしたがって実行しなければならない。それ以外の森林の場合には、地域森林計画・市町村森林整備計画の基準に準じて実施しなければならない。

- 4-3 伐採後は計画期間内に確実に更新されていなければならない。伐採跡地などの人工更新は、施業の履歴を踏まえて、適地適木の原則が守られていなければならない。
- 4-3-1 最近5年ないしは10年における伐採と更新の実行状況が確認でき、伐採計画に対応して、更新が適切に計画されなければならない。この場合、更新期間は、市町村森林整備計画に準じて設定されなければならない。
- 4-3-2 更新方法、更新樹種、本数等の更新に関する技術指針が作成されており、これにしたがって更新箇所と箇所毎の更新方法、更新面積、樹種、更新予定時期を含む更新予定表が作られなければならない。
- 4-3-3 人工更新の場合の樹種の選択は、水資源かん養、国土保全、環境保全等の観点も含めた適地適木の原則等の技術合理性に照らして行わなければならない。種子、苗木はその地域の在来のものを使用するよう努めなければならない。外来種の導入は、生態系へ好ましくない影響が想定されるものは避け、当面遺伝子組み換え樹木は使用しないようにしなければならない。
- 4-3-4 人工植栽にあつては、土壌浸食の防止、林地の保全、植栽木の活着・成長を考慮し、現地に即した適切な作業方法を選択しなければならない。また、植栽後に定期的に苗木の活着状況を確認し、枯損木がある場合には捕植しなければならない。大規模な枯損が発生した場合や植栽後の成長が思わしくない場合には、原因の調査分析に基づき適切な樹種を選定し改植等の措置をとらなければならない。
- 4-4 天然林（萌芽更新により育成された森林を含む。）についても地域の特性を考慮し適切な森林管理計画等が樹立され、的確な更新施業が行われていなければならない。
- 4-4-1 森林管理計画等における天然林に関する記述内容が、地域森林計画及び市町村森林整備計画に照らして適切であり、天然林の伐採と更新が技術合理性の観点から相互に有機的に結合して計画されなければならない。
伐採・更新に当たっては、伐採方法、数量、予定時期を含む予定表が作られなければならない。
- 4-4-2 天然林の施業に当たっては、施業方法と林相・林型に応じた適切な選木指針が策定され、伐採率、伐採の繰り返しの期間などの技術指針が策定されなければならない。
また伐採後の更新が適切に行われるよう、林相・林型、伐採後の現地の実態に応じて、地表処理、植え込みなど必要な更新補助作業が計画されなければならない。
- 4-5 期間内における保育計画が明らかであり、現地の実態に応じて適切に行われていなければならない。

- 4-5-1 保育方法、保育時期等の保育に関する技術指針が作成されていなければならない。また、樹種の多様性を高めかつ多層的な根系の発達に資するため、除伐等において適度に広葉樹ないしは更新対象樹種以外の樹種を適度に残すよう努めなければならない。
- 4-5-2 最近5年ないし10年における保育の実行状況が確認でき、かつ今後の保育箇所と箇所毎の保育方法、数量、予定時期が明示されなければならない。
- 4-5-3 林内に野生動物が相当数生息し獣害の恐れのある場合、その森林の成長及び生物多様性に及ぼす圧力を軽減する防護手段を講じなければならない。また、林内放牧がなされている場合についても、適切な防護手段を講じなければならない。
- 4-6 目標林型への誘導に必要な間伐が適切に計画され、間伐が的確に実行されなければならない。
- 4-6-1 森林資源の齢級構成、個々の林分の立木密度の現況に照らして、必要な林分間に間伐が計画されており、間伐箇所と箇所毎の伐採率、数量、間伐予定時期が明示されていなければならない。また、市町村森林整備計画で要間伐森林に指定された林分は実行計画が策定されていなければならない。
- 4-6-2 間伐方法、伐採率、間伐林齢、間伐の繰り返し期間、間伐を実施する林分の立木密度等の目安等、間伐に関する技術指針ないし技術マニュアルが作成されていなければならない。なお、林内に現存する広葉樹、枯れ木、生長衰退木（空洞のある木）等を適度に残すよう努めなければならない。
- 4-6-3 最近5年ないしは10年における間伐の実行状況が記録されており、また、間伐実行状況からみて、間伐は、林齢、林分の立木密度の現況等に照らし適切に行わなければならない。
- 4-7 森林の病虫獣害に対する適切な防除・対策が図られ、農薬など化学物質の使用は、法令などを順守し、かつ必要最小限の用途にとどめなければならない。
- 4-7-1 森林管理計画等における森林病虫害防除に関する計画は、森林病虫害等防除法、及び鳥獣保護法の鳥獣保護事業計画に基づいているとともに、生物多様性・水土保全の維持・保全にとって適切でなければならない。
- 4-7-2 対象森林及び周辺森林での最近5年ないしは10年における森林病虫害獣害の発生状況と、講じた対処措置が確認できなければならない。

- 4-7-3 林業薬剤（除草剤を含む）は必要最小限のものに限って使用しなければならない。使用する場合には、農薬取締法等に適合した管理マニュアルを定め、これに従って薬剤を取り扱わなければならない。
- 但し、WHO のタイプ 1A および 1B の殺虫剤については、他に利用可能な代替薬剤がない場合を除き、禁止しなければならない。なお、附属文書 3-2 において他に利用可能な代替薬剤がない場合の薬剤を例外使用薬剤として定める。
- 4-8 山火事、気象災害に対する適切な予防と被害への対処が図られていなければならない。
- なお、火入れを行う場合は、森林法 21 条に基づき関係市町村長の許可を受けた上で適切に実施しなければならない。
- 4-8-1 森林火災、気象災害予防に関し、森林管理巡視員、森林損害てん補制度（森林保険等）など体制整備のほか、従業員、ボランティア等への啓発、教育のプログラムを策定しなければならない。
- 4-8-2 森林火災消防に関し、関連機関との有機的連携を保ちつつ、従業員への訓練が実施され資材が準備されていなければならない。
- 4-8-3 森林火災被害跡地がある場合には、跡地への森林造成の計画があり、場所毎の更新方法、面積等が明示されなければならない。
- 4-8-4 耕作放棄された農地等の森林への転用については、それが、経済的、環境的、社会的または文化的な価値を増加するものであれば考慮の対象とするよう努めなければならない。
- 4-8-5 原生林及びそれに近い天然林において、維持・保全を図るべき自然生態系が棄損・劣化した場合には、その区域を定め、自然復元力の活用を基本とした施業によりその修復に努めなければならない。

基準 5 持続的森林経営のための法的、制度的枠組

- 5-1 日本の全ての法律及び日本が批准・賛成をした全ての国際条約等（国際連合宣言を含む。）を遵守しなければならない。但し、同条約等のうち日本において批准・賛成がなされていない条約等（国際連合宣言を含む。）については、尊重し、具体的に該当する分野について関連する日本国内法を適用して遵守しなければならないこととする。
- 5-1-1 森林管理の実行及び森林生態系の保護・保全、土地・森林の使用権並びに健康、労働、及び安全の問題、税制等森林管理に関わる法令等を遵守しなければならない。

- 5-1-2 森林管理上必要な法令集を常にアクセス可能な状態に保ち、合法性の遵守に関して、その説明責任を担保しうる文書、記録等の整備と適切な対策が採られなければならない。
- 5-1-3 森林管理者は、森林を適切に保護する観点から、森林内の違法行為等の無認可行為を防止するため、標識の設置等による普及・啓発に努めなければならない。
- 5-1-4 森林管理者は、森林管理に係る地元住民等の苦情等に関し、その意見陳述の機会を設けるとともに公正な解決を図るための手順を定めていなければならない。
- 5-1-5 森林管理者は、日本列島北部周辺とりわけ北海道に先住するアイヌの人々に関し、言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識の下で、地域の森林管理の立場から、IL0169号及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を尊重し、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（以下「アイヌ文化振興法」という。）」及び人種差別撤廃条約を遵守するとともに、「アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会の報告書（以下「報告書」という。）」に基づくアイヌ政策の推進に配慮しなければならない。

北海道にあつては、アイヌの人々が居住する地域の森林管理者は、ステークホルダー(利害関係者)であるアイヌの地域の組織に対し、当該森林の管理について、FPICに従い、説明会若しくは通信手段等を用いて意見を聴き、協議する手順・仕組を持たなければならない。また、協議については、前記国際条約及び国際宣言等を尊重・遵守しつつ、公正な解決を図るための手順・仕組を併せて持たなければならない。

この場合、北海道内のアイヌの地域の組織については、必要に応じて関係市町村、関係団体等で情報を得た上で対応することとする。

注意書 1：本基準の運用に当たっては、PEFCの規準文書に準拠するとともに、本基準で規定する「尊重」と「遵守」について、その軽重に差異を付けるものではない。

注意書 2: **FPIC: Free, prior and informed consent** (自由意思による、事前の十分な情報に基づく同意)

注意書 3: アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を目指して、1997年に「アイヌ文化振興法」が制定された。また、人種差別撤廃条約をはじめとする国際人権条約の趣旨を基に、2007年に国際連合総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言(UNDRIP)」、2008年に衆議院及び参議院の本会議で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を受けて、政府内に「アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会」を設置され、

2009年7月に取りまとめられた報告書では、アイヌの人々が先住民族であるという認識に基づき、今後のアイヌ政策を展開することとされた。さらに、2009年12月には、同報告書を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、政府内に「アイヌ政策推進会議」が設置されたところであり、現在、政府において、これらの経緯を踏まえアイヌ文化の復興・普及啓発及びアイヌの人々の生活向上に主眼を置いた施策が推進されている。

5-2 地域社会の法的あるいは慣習的・伝統的な財産・資源などの利用権が尊重されていなければならない。

5-2-1 認証申請森林についての入会権、漁業権、その他の慣習的な利用権（国有林にあっては共用林野）の有無と、森林管理計画等におけるそれらの位置づけが確認できるようにしなければならない。

5-2-2 入会権等が確認された場合、利用権利者の実態を踏まえてその利益を適切に保全することが森林管理計画等に記載されていなければならない。

5-2-3 森林の管理は、該当森林管理区域の内部または周辺にある集落・地域の長期的な健康と福祉を促進するものでなければならない。

5-2-4 森林管理者は、里山林等で伝統的な森林管理がなされている場合は、経済的に可能な範囲でその管理を尊重しなければならない。

5-2-5 森林管理者は、適切な情報を得たうえで、当該地域のステークホルダー（利害関係者）を特定し、森林管理が影響を及ぼす可能性のある利害関係者に森林管理について説明して意見を聴き、必要な場合は協議を行う手順を持たなければならない。また、必要に応じて市町村から当該市町村森林整備計画策定に当たっての有識者等による審議経過について聴取する。

なお、森林管理計画等の策定においては、地元の森林所有者や地域住民などの現地の森林に関する経験や知識を最大限に活用しなければならない。

5-3 森林管理計画等の実行に当たり、従業員や委託・請け負わせ先に対して生物多様性に関して適切な訓練と指導を行わなければならない。

5-3-1 従業員や委託・請け負わせ先に対し、労働安全及び生物多様性保全等に関する教育・指導文書があり、研修を行わなければならない。

5-4 森林管理者は、従業員や委託・請け負わせ先に対して、定められた森林区域内で森林管理認証基準・指標・ガイドライン（森林管理認証規格）の要求事項を遵守させるとともに、職務能力向上研修や社会保障制度の加入など必要な雇用改善を実施するとともに、その実施状況を把握していなければならない。

- 5-4-1 法的要件を満たす事業者（森林所有者ないしは森林管理主体となる者）は、ILO 基本条約（日本未批准条約を除く）及び未批准の ILO 条約第 105 号及び ILO 条約第 111 号に関連する労働基準法第 3 条及び第 5 条等の規定並びにその他の国内法令を遵守するとともに、国内法に基づき従業員の労災保険、雇用保険、健康保険、年金保険、退職金共済制度など社会保障制度への加入に努めなければならない。また、法的要件を満たしていない従業員であっても、当該制度等に加入させるよう努めるとともに、委託・請け負わせ先における従業員または事業主、一人親方等の社会保障制度への加入状況について把握しなければならない。
- 5-4-2 従業員に対し、素材生産・森林整備、森林調査、現場管理・統括、経営企画・営業・販売に係る職務能力向上に関する教育・指導方針を策定し、研修を行わなければならない。
- 5-5 従業員や委託・請け負わせ先に対して、労働安全に関して必要な訓練と指導を行っていないなければならない。
- 5-5-1 従業員や委託・請け負わせ先に対し、安全作業の基準等の労働安全に関するマニュアルや手引き書、安全点検表、安全日報、リスクアセスメント報告書、労働災害記録文書などが用意され、これらに基づいた安全教育（安全大会等）、日常点検等の自主的安全活動、リスクアセスメント、安全巡視活動、安全衛生に関する各種研修などが行われなければならない。
- 5-5-2 法定要件を満たす事業者にあつては、労働安全衛生法、同施行令、労働安全規則等に基づく安全衛生管理体制が組織化されていないなければならない。それ以外の者にあつては、上記に準じて実施されなければならない。

基準 6 社会・経済的便益の維持・増進及び地球温暖化防止への寄与

- 6-1 緑の循環資源として、非木材系を含む認証林産物を多様な用途に有効活用し、地元住民や利害関係者等との連携を図り、雇用の拡大・地域経済の振興に努めなければならない。
- 6-1-1 木材や非木材系の林産品の収穫水準は、長期的に持続可能な比率を超えてはならない。また、収穫された林産品は、貴重な資源であり、効率的に利用されるように努めなければならない。
- 6-1-2 認証森林から生産された多様な認証林産物の利用を CoC 管理事業体と連携して推進し、森林認証の取得を通じて得た知識・経験を広く地域に普及・啓発するよう努めなければならない。

- 6-1-3 認証林産物を生産現場や加工・流通過程において非認証林産物と混同しないよう分別・表示し、需要者に適正に供給するよう努めなければならない。
また、市場分析、新規市場の可能性及び森林の全ての財とサービスを考慮に入れた健全な経済活動を達成することができるよう努めなければならない。
- 6-1-4 林道、作業道の開設・維持、治山施設の設置、森林レクリエーション・環境教育施設の設置等にあたっては、認証森林から産出される林産物の有効利用に努めなければならない。
- 6-1-5 林道、作業道等の林内施設は、環境への影響を最小限に抑えつつ、生産品やサービスの効率的な提供を確実にするために計画、整備及び維持しなければならない。
- 6-1-6 林内施設に係る森林の他用途への転用については、当該森林の持続的管理を実現する最小限の影響の範囲で、関係法令に基づき適切に行わなければならない。
- 6-2 森林レクリエーション等市民に自然に触れ合う機会・場所の提供に努めるとともに、入山者に対する環境教育、安全などへの指導及び対策が整備されていなければならない。
- 6-2-1 森林レクリエーション等市民が自然にふれあう機会や場所の提供に努めなければならない。相当規模の森林経営体にあつては、独自の森林・環境教育プログラムを策定しており、入山者に対しては説明板など環境教育施設を設置するか、若しくは、設置の計画を策定しなければならない。
入山者の利用する林道、作業道、歩道その他施設について、交通安全施設、安全標識、案内板等を整備するよう努めなければならない。
- 6-2-2 入林者に対する空き缶、ゴミなどの持ち帰りの啓発がなされているとともに、廃棄物が出た場合には、森林外の適切な場所で処理されなければならない。
- 6-3 森林レクリエーションや景観の維持等に配慮した森林管理が必要な森林においては、適切な対応がとられていなければならない
- 6-3-1 森林管理計画等において森林レクリエーション・景観維持改善等のためのゾーニングを行い、該当地域においては可能な限り景観維持改善、快適性向上等の観点から望ましい施設設置、森林配置、森林施業に努めなければならない。
- 6-3-2 市町村森林整備計画等の公的計画・制度で景観保全、生活環境保全のための森林施業上の制約がある森林については、その基準・規範に適合していなければならない。

- 6-3-3 森林レクリエーション施設は、森林レクリエーション受益者の期待、環境保全、林地開発許可基準及び保健機能森林に関する森林経営計画の認定基準を満たすよう設置されている、若しくは計画されていなければならない。
- 6-3-4 レクリエーションを目的とする森林の一般公開は、関係者の所有権をはじめとする諸権利、森林資源や生態系への影響、森林の他の機能との両立性などを尊重した上で、適切に提供しなければならない。
- 6-4 文化的・歴史的に重要な遺跡や資源・社会的に価値の高い森林が保護されていなければならない。
- 6-4-1 森林管理計画等に文化財保護法等による指定文化財のほか、地域社会において文化的、歴史的に重要と評価されている遺跡、地域住民に親しまれ郷土のシンボルとなっている森林、地域住民に親しまれている巨樹・巨木、学術的に価値の高い森林などが明示され、その取り扱い指針が示されなければならない。
- 6-4-2 文化財保護法等の諸制度で規制された森林でなくても、森林施業について地域社会から妥当と評価される内容で、その保全に対する配慮がなされていなければならない。それらの森林については、展示林、見本林等として社会一般の便益に積極的に供し、そのPRに努めなければならない。
- 6-5 対象森林の管理・整備・利用が、地球温暖化防止の二酸化炭素吸収源として貢献できるよう努めなければならない。
- 6-5-1 二酸化炭素固定機能を向上させる、あるいは少なくとも低下させないように森林を適切に取り扱い、また林地残材や利用可能な間伐材等を有効利用することにより、二酸化炭素固定機能の向上に努めなければならない。
- 6-5-2 森林の管理・整備に当たっては、可能な限り化石燃料の節減に努めなければならない。
- 6-6 森林管理が科学的な研究結果に基づき実施されなければならないことに鑑み、森林管理者は、持続的な森林管理等に係る研究活動が求めるデータの収集に積極的かつ適切に貢献するように努めなければならない。
- 6-7 森林管理計画の策定に当たっては、市町村森林整備計画で定める木材等生産機能森林及び公益的機能別森林の整備に関する事項を十分勘案し、関連する施策、助成制度を活用に努めることとする。

基準7 モニタリングと情報公開

- 7-1 管理計画の実行状況としての影響を評価するためのモニタリングを、定期的
に実施しなければならない。モニタリングの結果は、管理計画の実行及び改訂に反
映され、必要に応じて見直しが図られていなければならない。
- 7-1-1 モニタリングで森林管理計画等の達成度を評価するチェックリストがあり、こ
れに基づき現地で確認作業を行い、達成度と環境影響を評価しなければならない。
実行されていない場合には、その理由と対処方針を明示しなければならない。
モニタリングについては、内部監査において自己検証、評価、改善点の検討がな
されていなければならない。
- 7-1-2 モニタリングのチェックリストには、森林の健全性及び活力の維持・保全の
観点から森林病虫獣害、凍害、雪害等の気象、自然発生火災を含む火災及び森
林施業の実施に起因する森林生態系の健全性や活力に及ぼす影響等（非木材生
産物を含む）並びに森林管理計画等の達成状況を検証するために必要な項目を
含まなければならない。
- 7-2 地方自治体などが全体の多様性を推測する指標生物群のモニタリングを行っ
ている場合、その調査に対する協力体制が整っていないなければならない。
- 7-2-1 生物多様性に関するモニタリングを行っている第三者機関との協力体制の内
容、その実施状況が確認できなければならない。
- 7-3 対象森林に関する各種情報の記録を極力残すとともに、施業を行った場合は、
作業種別、年度別、所在場所別に施業記録を残すよう努めなければならない。
- 7-3-1 場所別・年度別に、施業履歴を残すよう努めるとともに病虫害、獣害、森林火
災、気象害の被害状況や森林保険の加入、損害てん補状況を記録するよう努めな
なければならない。
- 7-4 森林管理計画等とモニタリング結果は、情報の機密性を尊重するが、その概要
については一般に公開することを原則としなければならない。
- 7-4-1 森林管理計画等及び計画の実行記録簿、生物多様性の保全等の計画事項の
チェックリスト等についての公開の方法（場所、閲覧手続き等）を定めた文書が
あるか、もしくは作成する予定を持たなければならない。
但し、この場合、個人情報等に該当する情報、及び関係行政機関の法令（条例）
及び指導により非公開とするべきとされたもの、若しくは自然環境保全上非公開
とすることが妥当と判断されるものは公開の対象から除外しなければならない。

附則

この文書は 2012 年 4 月 1 日から施行する。

附属 2

2015. 3. 25 一部改正

この改正文書(2015. 3. 25 改正)は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

但し、2015 年 9 月 30 日までの間は、移行期間とし旧文書（2012 年 4 月 1 日施行）の規定によることができるものとする。

附属 3

2015. 10. 14 及び 2015. 12. 10 一部改正

この改正文書(2015. 10. 14 改正)は、2016 年 1 月 1 日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則 4

この改正文書（2016. 2. 10 日改正）は、2016 年 4 月 1 日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則 5

この改正文書（2016. 10. 14 日改正）は、2016 年 11 月 1 日から施行する。

但し 2017 年 1 月 1 日までは移行期間とすることが出来る。

SGEC 附属文書

3-1 2015

理事会

2015. 4. 1

林道、作業道等の林内施設の整備に伴う伐採によって生産される 木材の扱い

SGEC 認証森林内の施設整備のための用地は、森林の管理・経営に供する林地の一部とみなされており、同施設の整備に伴う伐採により生産された木材は持続可能な森林の管理・経営の下で生産された木材と定義する。

即ち、標記の林内施設は、持続可能な森林管理の一環として林内の自然的立地条件に適合した工種・工法が選択されて実施される。これらは、森林の管理・経営の範疇に属する作業行為であるとみなされ、持続可能な森林の管理・経営の実現を阻害するものではない。

注意書 1: 「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について」(平成 12 年 4 月 27 日付け 12 林野治第 790 号農林水産事務次官から各都道府県知事あて (最終改正平成 25 年 4 月 1 日付け 24 林整治第 2725 号))

注意書 2: 本通知の第 4 の 2 (2) アにおいて、保安林における土地の形質の変更等の許可対象として、別表 4 に「森林の施業・管理に必要な施設」ということで、林道、作業道、木材集積場、歩道等が掲げられている。これは、いわゆる保安林において解除をすることなく作業許可で可能なものを示しているものであるが、保安林においてすら「森林の施業・管理に必要な施設」ということで、認められている行為ということからすれば、森林一般においては当然「森林の施業・管理に必要な施設」と解される。

附則

この文書は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

SGEC文書

3-2 2015

理事会

2016. 1. 1

SGEC 文書 3 SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン 4-7-3 で規定する WHO のタイプ 1A 及び 1B に分類される例外使用を認める薬剤について

記

標記の例外使用を認める薬剤は下記に限ることとする。

1 リン化亜鉛剤

森林管理者は、上記薬剤の使用に当たって農薬取締法に基づき管理マニュアルを定め、事故の防止はもとより、自然環境及び生活環境の保全に万全を期さなければならない。

附則

この文書は 2016 年 1 月 1 日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることが出来るものとする。

「SGEC文書3」の「基準 5-1-5」に係る認証審査手順

SGEC文書3の「基準5-1-5」の運用に当たって、具体的な認証審査手順は次による。

- 1 北海道内に所在する森林の管理者（以下「森林管理者」という。）は、森林認証を取得するにあたって、当該地域に所在するアイヌの人々の地域の組織をステークホルダー（利害関係者）として特定しなければならない。

この場合、森林管理者は、北海道内アイヌの人々の地域の組織について、必要に応じて関係市町村、北海道アイヌ協会等関係団体より情報を得た上で対応する。

- 2 森林管理者は、森林認証を取得に当たって、前「1」項で特定されたアイヌの人々の地域の組織に対して、FPICに従い、説明会若しくは通信手段等を用いて当該森林の管理について意見を聴き、協議を行わなければならない。

- 3 森林管理者は、前「2」項の協議に当たっては、ILO169号及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に規定する先住民の権利等について十分に理解し、これを尊重しつつ、また、「人種差別撤廃条約」等を遵守しつつ、必要な対応を行い、公正な解決を図るよう努めなければならない。

この場合、次の事項に十分配慮しなければならない。

▽アイヌの人々の伝統的、文化的、慣習に基づく諸権利の保護

▽アイヌの人々の歴史的、人類学的、文化的及び精神的に重要性を有する場所の保護

- 4 森林管理者は、前「1」項から同「3」項の規定に基づき、アイヌの人々の地域の組織を特定し、その者から意見を聴き、協議を行った経過について、記録しておかなければならない。

注意書1：本審査手順は、今後、SGEC文書3の基準5-1-5の「注意書1及び2」に基づき、認証審査状況を踏まえつつ更に検討することとする。

森林計画制度の概要（林野庁資料より作成）

○森林計画制度とは

森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現や、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びつくなど、さまざまな働きを通じて私たちの暮らしを支える大切な存在です。

無秩序な森林の伐採や開発は、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害等による災害を発生させる原因となります。また、無計画な伐採は森林資源を減少させ、安定的な林産物供給の面でも大きな支障をきたすおそれがあります。しかも、森林の造成には超長期の年月を要することから、一旦このような状態になってから森林の機能の回復を図ることは容易でなく、国民経済に大きな影響を及ぼします。

そのため、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いを推進することが必要であることから、森林法において森林計画制度を定めています。

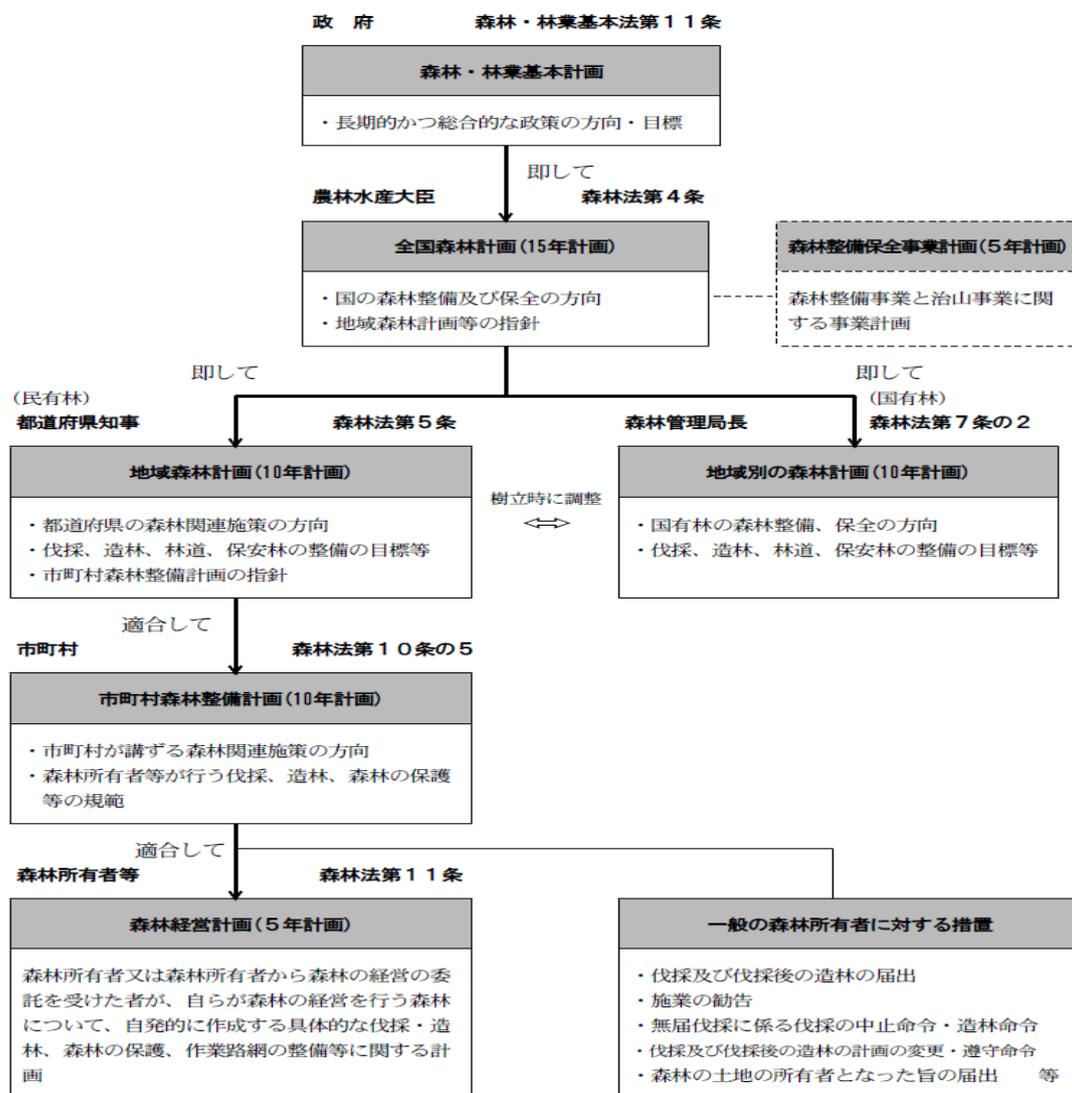
○現在の森林計画制度

現在の森林計画制度は、平成23年森林法改正に伴う制度等の改正により、国、都道府県、市町村の各段階における森林の取扱いルールを明確化し、各主体がそれぞれの役割の下、自発的な取組ができるようにするとともに、国民の新たなニーズに対応した計画内容となるよう見直されました。また、施業の集約化など効率的な施業を通じた持続的な森林経営の実現に向けた、森林所有者レベル、市町村レベルの森林計画の充実や、適切な伐採、造林を確保するための規律の充実を図り、平成24年4月1日から運用されています。森林計画制度の体系図は別図のとおりです。

《森林計画制度の主な改正点》

- ・市町村森林整備計画が、地域の森林づくりのマスタープランとなるよう位置付け
- ・市町村が、森林の期待される機能に応じて森林の区分を主体的に設定できる仕組みに転換
- ・森林経営計画制度の創設
- ・無届伐採が行われた場合の行政命令の新設
- ・早急に間伐が必要な森林（要間伐森林）の施業代行制度の見直し
- ・森林施業に必要な土地所有権の設定手続の改善
- ・新たに森林の土地の所有者となった場合の届出制度の創設
- ・森林所有者等に関する情報の利用及び共有の推進

別図 森林計画制度の体系図



1 農林水産大臣がたてる「全国森林計画」

全国森林計画は、森林法の規定に基づき、農林水産大臣が、森林・林業基本計画に即して、全国の森林について、5年ごとに15年を1期としてたてる計画です。森林の整備及び保全の目標、伐採立木材積や造林面積等の計画量、施業の基準等を明らかにする計画であり、都道府県知事がたてる「地域森林計画」や森林管理局長がたてる「国有林の地域別の森林計画」の指針となるものです。全国森林計画の「森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」は別紙のとおりです。

平成26年4月1日から15年間を計画期間とする全国森林計画が、平成25年10月に策定されました。

* 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針（全国森林計画）

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／土壤保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

- 注1：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。
- 2：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要がある。

2 都道府県知事がたてる「地域森林計画」

都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区（全158計画区）別に5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たっての指針となるものです。

主な計画事項は、次のとおりです。

- ・対象とする森林の区域
- ・森林の整備及び保全に関する事項
- ・伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項
- ・造林面積その他造林に関する事項
- ・間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
- ・公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- ・林道開設等その他林産物の搬出に関する事項
- ・委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施その他森林施業の合理化に関する事項
- ・森林の保護に関する事項
- ・森林の土地の保全に関する事項
- ・保安施設に関する事項

なお、国有林についても、森林管理局長が5年ごとに10年を一期として『国有林の地域別の森林計画』をたてることとなっており、その計画事項は、民有林の『地域森林計画』とほぼ同様のものとなっています。

（注）「公益的機能別施業森林」とは、森林の有する公益的機能の別に応じて、当該森林の伐期の間隔の拡大及び伐採面積の規模の縮小その他の当該森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林で、次のようなものがあります。

- ・水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ・土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ・快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ・保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ・その他市町村が独自に定める公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

なお、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林は、「公益的機能別施業森林」の種類に含まれませんが、個々の森林において木材生産機能と公益的機能の発揮がともに求められる場合には、区域が重複することも認められます。

3 市町村長がたてる「市町村森林整備計画」

市町村森林整備計画は、地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が5年ごとに作成する10年を一期とする計画であり、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方等を定める長期的な視点に立った計画で、森林の期待される機能に応じて森林の区分を主体的に設定できる仕組みを持つ地域の森林づくりのマスタープランとなるものです。

主な計画事項は、次のとおりです。

- ・伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項
- ・立木の標準伐期齢、立木の伐採の標準的な方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項
- ・造林樹種、造林の標準的な方法その他造林に関する事項
- ・間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
- ・公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- ・委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
- ・森林施業の共同化の促進に関する事項
- ・作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
- ・森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
- ・林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- ・森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- ・林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
- ・その他森林の整備のために必要な事項

4 森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者がたてる「森林経営計画」

森林経営計画とは、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画です。一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的とし、市町村森林整備計画に適合し、一定の基準を満たす場合、市町村長等による認定を受けられることとなっています。

森林経営計画の主な記載事項は以下のとおり。

- ・森林の経営に関する長期の方針
- ・計画対象森林の現況並びに間伐及び主伐の施業履歴

- ・伐採（主伐間伐）、造林及び保育の実施計画
- ・森林の保護に関する事項
- ・森林の施業及び保護の共同化に関する事項
- ・路網整備に関する事項
- ・森林の経営の規模拡大及びそのために必要な路網整備等の目標（必要に応じて記載）

SGEC文書

4 2012

理事会

2016. 1. 1

SGEC-CoC認証ガイドライン

目次

- 1 適用範囲
- 2 用語と定義
- 3 原材料・製品原材料カテゴリーの確認
- 4 デューディリジェンスシステム（DDS）に関する最低限の要求事項
 - 4-1 一般要求事項
 - 4-2 情報の収集
 - 4-3 リスク評価
 - 4-4 根拠に基づくコメントまたは苦情
 - 4-5 「注目すべき重大なリスク」供給品の管理
 - 4-5-1 由来等の確認
 - 4-5-2 供給連鎖の確認
 - 4-5-3 現場検査
 - 4-5-4 是正及び予防措置
 - 4-6 市場への出荷の禁止
- 5 認証生産物の管理
 - 5-1 総論
 - 5-2 物理的分離方式
 - 5-2-1 物理的分離方式に関する一般要求事項
 - 5-2-2 認証原材料／製品の分別
 - 5-3 パーセンテージ方式
 - 5-3-1 パーセンテージ方式の適用
 - 5-3-2 製品グループの決定
 - 5-3-3 認証率の計算
 - 5-3-4 算出された認証率の生産品への振替
 - 5-3-4-1 平均パーセンテージ方式
 - 5-3-4-2 ボリュームクレジット方式
- 6 認証生産物の販売・委譲と情報の伝達
 - 6-1 販売／譲渡された製品に関する文書

6-2 ロゴマーク及びラベルの使用

6-3 PEFC ロゴ及びラベルの使用

7 マネジメントシステムに関する最低限の要求事項

7-1 一般要求事項

7-2 認証生産物の管理責任者

7-2-1 全般的な責任

7-2-2 CoC に関する責任と権限

7-3 CoC 手順の文書化

7-4 記録の保持

7-5 教育・研修

7-5-1 人的資源／要員

7-5-2 技術的設備

7-6 検査と管理

7-7 苦情

7-8 委託・下請業務

8 CoC における社会、保健、安全上の要求事項

8-1 適用範囲

8-2 要求事項

関連文書

- ・ SGEC 附属文書 4-1 「SGEC 認証原材料に関する文書」
- ・ SGEC 附属文書 4-1-1 「 SGEC 主張認証製品と PEFC 主張認証製品との互換について」
- ・ SGEC 附属文書 4-2 「SGEC-CoC 認証ガイドライン使用ガイド」
- ・ SGEC 附属文書 4-2-1 「SGEC 附属文書 4-1 「SGEC 認証の原材料に関する文書」 関連ガイド」
- ・ SGEC 附属文書 4-2-2 「SGEC 特定プロジェクトの CoC 認証に関するガイド」

参考資料 別添 林野庁資料

合法木材制度

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン

序文

SGEC-CoC 認証ガイドラインは、市民・消費者に持続可能に管理された森林、出処に問題のないその他の林産原材料等の由来に関する正確で検証可能な情報を提供し、このことにより、持続可能性やその他環境に配慮がなされ生産された木材・木製品の選択的購買を勧奨し、市場主導の下で、持続可能な森林管理や木材利用をより広く社会に浸透させ、日本そして世界の「循環を基調とする潤いのある社会の構築と緑豊かな自然環境の保全」に対する貢献を目指すこととする。

なお、このガイドラインにおいては、特に地域の森林や林業の振興に貢献することに配慮し、日本型木造住宅を認証する仕組みと、日本の合法木材制度を効果的に活用する仕組みを包含していることをその特徴としている。

また、この文書は、SGEC認証制度が、PEFCとの相互承認の下で国際制度としての要件を備えたため、PEFC国際規格に準拠して策定されたものである。

1 適用範囲

SGEC 認証制度の管理運営に関する文書第 3 条第 1 項の CoC 認証ガイドライン（以下「CoC 認証要求事項」という。）は、この文書の定めるところによる。

この場合、デューディリジェンスシステム等の実施に当たって、林野庁ガイドラインに基づく合法性証明を行っている場合にあつては、この文書の要求事項の適合性を証明するに当たって、当該合法性証明の内容について実態に即して活用し、効果的、効率的な実施に努める。

なお、SGEC 文書 4 「SGEC-CoC ガイドライン」の「6-3」の規定より、PEFC ロゴ及びラベルを使用する場合は、PEFC ST 2002[「林産品の CoC-要求事項」等関連 PEFC 国際規格の定めるところによる。

不明な点がある場合は、SGEC に関する事項については SGEC の関連文書の日本語版により決定する。PEFC に関する事項については、PEFC の関連文書の英語版により決定する。

2 用語の定義

2-1 認定認証書

認証機関が受けた認定の範囲内で認証機関によって発行された認証書で、認定機関のシンボルを記したもの

2-2 認証原材料

CoC 主張の対象となっている原材料

注意書：認証原材料の基準とその供給者に関する基準は、SGEC 附属文書 4-1 の主張の定義として定められる。

2-3 認証製品

CoC による検証を受けた認証原材料の含有の主張付き製品

この主張付き製品は、認証生産物、認証材、認証材住宅とも称される。

2-4 林製品の CoC

林製品の由来に関する情報を取扱うプロセスであり、これにより CoC 管理事業体による認証原材料の含有に関する正確かつ検証可能な主張が可能となる。

2-5 主張

製品の一定の特性を示す情報

注意書：この規格で使用される「主張」の用語は、SGEC 主張に関する正式な CoC 主張（SGEC 附属文書 4-1 を参照）の使用を意味する。

2-6 有効期間（主張期間）

CoC 主張が適用される期間

2-7 紛争木材

CoC のいずれかの時点で、武装集団（反政府軍であるか通常兵士であるかを問わない。）あるいは、武力紛争に関与する政権、又はその代表者によって取引された木材であり、その目的が紛争の永続化または個人的な利益のために紛争状態を利用することにある場合とする。紛争木材は必ずしも「違法」であるとか、木材採取自体が紛争の直接の原因になっているとは限らない。（国際連合環境計画 UNEP の定義による）

2-8 管理材

SGEC の DDS の実行によって問題のある出处に由来するリスクが最小化された原材料

2-9 問題のある出处

下記にあたる林業活動

- (a) 特に下記の分野に関連する森林に関わる行為で、国内法、又は国際条約（未批准の条約は尊重。以下同じ。）を遵守しないもの
- 生物多様性の保全を重視すべき森林の他の用途への転用を含む林業の施業と伐採
 - 環境的及び文化的な価値が高いとして指定を受けた区域における施業
 - 保護の対象となっている種や絶滅危惧種（「絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）」の要求事項を含む）
 - 林業従事者の健康と労働問題
 - 先住民の権利
 - 第三者の財産、土地保有権、土地使用权
 - 税や土地使用料の支払い
- (b) 伐採国の林業部門に関わる交易及び関税に関する法令を順守しないもの

(c) 遺伝子組み換えを受けた木の使用

(d) 原生林の人工林への転換を含む SGEC 森林管理認証規格に違背した森林の他の植生への転換

2-10 顧客

CoC 管理事業体の製品の購入者または使用者

注意書：後続する製品グループが存在する場合は、CoC 管理事業体内部の顧客もここでいう顧客に含まれる。

2-11 デューデュリジェンスシステム (DDS)

デューデュリジェンスを実行するための手順と方法の枠組みであり、具体的には、情報の収集、リスク評価及びリスクの軽減の措置である。

2-12 林産原材料

林地または SGEC の森林管理認証の対象として相応しいと SGEC が認めるその他の区域に由来する原材料で、それらの区域を原産とするリサイクル原材料も含む。

注意書：林産品には、木材原材料及び非木材原材料が含まれる。

2-13 林産品

林産原材料を含む製品

2-14 人工林

人工林は、植栽又は人工下種により生立した林分で、植栽樹種又は人工下種の対象樹種の立木材積（又は本数）の割合が 50%以上を占めるものをいう。また、天然林は人工林以外の森林をいう。

2-15 ラベル使用

ラベルの使用（製品上、または、製品外）

ラベルは、ロゴマークに加えて認証番号、認証材率、説明などで構成される。

2-16 原材料のカテゴリー

原材料の原産地の特徴

注意書：この規格では、3 つの原材料カテゴリーを使用する。すなわち、認証、中立、その他であり、それぞれの主張について定義が定められる。

2-17 中立原材料

林産品以外の原材料、認証率の計算において中立として扱われる原材料

2-18 CoC 管理事業体

製品上に主張をし、この規格の要求事項を実行する主体。

2-19 その他の原材料

認証原材料以外の林産原材料

2-20 SGEC の認証書

SGEC の公示を受けた認証機関が発行した森林管理認証書又は CoC 認証書

注意書：SGEC の制度文書は次のウェブサイトに掲載される。

<http://www.sgec-eco.org/>

2-21 物理的分離

顧客に移譲された原材料や製品の категорияが分かるように、異なる category の様々な原材料／製品を分別管理する手順。

注意書：CoC 管理事業体の単一施設内における物理的分離も含まれる。例えば、施設内の区別された区画や特定の貯蔵場所、または、category が異なる由来の原材料を容易に確認できる様な明確なマーキングや目立つマークを使用による分別管理。

2-22 原生林

在来種の森林であり、人による活動の明白な兆候がなく、生態系の遷移が大きな障害を受けていないもの。

注意書：人の介入による影響が少ない非木材の林産品が採集される区域も含む。多少の木が除去される場合もある。

2-23 製品グループ

CoC 管理事業体の CoC の対象にある特定のプロセスにおいて製造または取引される一群の製品

注意書 1：並列または後続プロセスの結果として単一または複数の製品グループを定めることができる。

注意書 2：CoC 製品グループは CoC の実行を目的にした単一の製品を含むこともできる。

2-24 リサイクル原材料

下記の林産原材料であり、次項のいずれかが該当する。

- (a) 製造プロセスの中で廃棄物の流れから取り出された材料。その発生と同一の工程で再使用できる加工不適合品、研磨不適合品、スクラップなどの再利用を除く。また、製材の副産物（例えば、おが屑、チップ、樹皮など）または林業の残渣物（樹皮、チップ、根など）の使用も除く。これらの副産物の使用は、廃棄物の流れに該当しないからである。
- (b) 家庭から排出される材料、又は製品のエンドユーザとしての商業施設、工業施設及び各種施設から本来の目的のためにはもはや使用できなくなった製品として発生する材料。これには、流通経路から戻される材料を含む。

注意書 1：上記の定義は、ISO14021:1999「環境ラベル及び宣言－自己宣言による環境主張（タイプ I I 環境ラベル表示）」の 7.8.1.1a) の 1) と 2) を参照している。ISO14021 では、(a) がプレコンシューマ材料、(b) がポストコンシューマ材料として定義されている。

注意書 2：「その発生と同一の工程で再使用できる」とは一つの工程から発生する原材料が同一のサイトの同一プロセスに連続的に投入されることを意味する。例えば、パネルボードの生産でプレスによって発生した残渣物が、同じプレスラインに連続して再投入されることがあげられる。これはリサイクル原材料とはみなされない。

注意書 3：「日本古紙統計分類主要銘柄（公益財団法人古紙再生促進センター）」によって古紙

のグレードとして分類される原材料はリサイクル原材料の定義に見合うものとする。

2-25 移動パーセンテージ計算

製品の製造や販売に先行する特定の期間に調達された投入原材料に基づいた認証パーセンテージの計算

2-26 単純パーセンテージ計算

計算の対象となる製品に物理的に含まれる投入原材料に基づく認証パーセンテージの計算

注意書：単純パーセンテージの計算の例としては、特定の印刷用に購買、使用される原材料に基づいて認証率が計算される印刷業務などがある。

2-27 供給者

関連する製品グループに投入される原材料を直接供給する単一の主体で、明確な身元確認が可能なもの。

注意書1：原材料が、その原材料の所有権を持たない他の主体から物理的に入荷される場合 CoC 管理事業体は、所有権を有する主体か、または原材料を物理的に入荷する主体かの中から単一の供給者を指定しなければならない。例えば、紙の流通企業から原材料を調達する印刷業者が、直接製紙企業から入荷される場合、印刷業者は、販売業者または製紙企業のどちらかを供給者として考えることができる。

注意書2：「供給者」という用語は、後続製品グループがある場合はCoC管理事業体内部の供給者も含む。

2-28 林野庁ガイドラインに基づく合法性証明

日本国林野庁が平成18年2月に作成公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(以下林野庁ガイドラインという)に基づいた合法性証明(別添 参照)

3 原材料・製品原材料カテゴリーの確認

3-1 入荷の段階における確認

3-1-1 CoC 管理事業体は、CoC の製品グループに投入される原材料の入荷ごとに、調達された原材料の確認及び検証に必要な情報を供給者から取得しなければならない。

注意書1：入荷段階における確認において、CoC 管理事業体は、製品グループのCoC工程に投入されるすべての原材料について、納品ごとに調達した原材料の構成比率等の原材料・製品原材料カテゴリーを特定し、検証するために必要な資料を供給者から入手しなければならない。

注意書2：入荷に伴う文書には、請求書や納品書を活用できる。

3-1-2 個々の原材料/製品の入荷に関わる書類は、少なくとも下記情報を含まなければならない。

- ① 入荷物の顧客としての組織の名称

- ② 供給者の身元情報
- ③ 製品確認情報
- ④ その書類の対象である製品ごとの入荷量
- ⑤ 入荷日／入荷期間／会計期間
- ⑥ 上記に加えて、SGEC 主張付き製品ごとに該当の書類は下記を含まなければならない。

- ・ 該当する場合、関係書類の対象である主張製品ごとに原材料カテゴリーに関する正式主張（認証原材料の認証率を含む）
- ・ 供給者の CoC 認証書又は森林管理認証書の認証取得者及び認証番号あるいは供給者の認証状態を確認できるその他の文書

3-1-3 入荷ごとに、CoC 管理事業体は実行中の CoC 主張の仕様書に従って調達原材料を「認証」「中立」「その他」に分類しなければならない。

3-2 供給者の段階における確認

3-2-1 CoC 管理事業体は、認証原材料のすべての供給者に、森林管理認証書、CoC 認証書、又はその供給者の認証状態を確認できる他の書類のコピー、又はそれらの入手手段を要求しなければならない。

3-2-2 CoC 管理事業体は、認証原材料の供給者基準に基づき、前項の規定により受け取った書類の有効期限、適用範囲によって供給者の認証状態を評価しなければならない。

4 デューディリジェンスシステム（Due Diligence System DDS）に関する最低限の要求事項

4-1 一般要求事項

4-1-1 CoC 管理事業体は、調達された原材料が問題のある出处からのものであるリスクを最小化するためのデューディリジェンスシステム（DDS）を実施しなければならない。

4-1-2 SGEC-DDS は、CoC 管理事業体においてその CoC に投入されるすべての林産原材料について実施しなければならない。

但し、以下の場合を除くものとする。

- ① リサイクル原材料
- ② CITES との関連で該当する国際条約、国内法の順守を前提に、CITES の付属書 I から III に列挙される樹種に由来する原材料

4-1-3 CoC 管理事業体の DDS は、当文書の [7] の要求事項を満たす CoC 管理事業体のマネジメントシステムによってサポートされなければならない。

4-1-4 CoC 管理事業体は、SGEC-DDS を次の 3 段階において実行しなければならない

- ① 情報の収集
- ② リスク評価
- ③ 「注目すべき重大なリスク」供給材の管理

4-1-5 CITES によって絶滅危惧種として分類された種に由来する原材料を調達する CoC 管理事業体は、CITES やその他の国際条約（未批准の条約等を除く）及び国内法に規定される全ての規則に従わなければならない。

4-1-6 CoC 管理事業体は、同事業体の SGEC-DDS の対象となる製品グループに、林産物の輸出入に関する国際連合（UN）等の制裁が適用される国に由来する林産原材料を含めてはならない。

4-1-7 CoC 管理事業体は紛争木材を使用してはならない。

4-1-8 CoC 管理事業体は、同事業体の SGEC-DDS の対象となる製品グループに、当面遺伝子組替作物に由来する林産物原材料に由来する原材料を含めてはならない。

4-1-9 CoC 管理事業体は、原生林の人工林への転換を含む森林の他の用途への転用を由来とする木質原材料（SGEC 文書 3 の基準「2-1-3」及び「2-1-4」）を CoC 管理事業体の DDS の対象となる製品に含めてはならない。

4-2 情報の収集

4-2-1 DDS は供給者から提供される情報に基づくものであり、CoC 管理事業体は下記の情報にアクセスすることが可能でなければならない。

- ① 取引上の名称と種類を含む該当原材料／製品の確認
- ② 一般名または下記の注意書に該当する場合は学名による該当原材料／製品に含まれる樹種の確認
- ③ 該当原材料が伐採された国及び下記の注意書に該当する場合は国内地域またはコンセッション名

注意書 1：一般名の使用が該当樹種の確認上に誤解を生むリスクがある場合は、その樹種の学名を入手しなければならない。

注意書 2：取引名称が全ての樹種が「問題がある出处」に由来するリスクを等しく有する場合は、当該樹種の取引名称の使用は一般名の使用と同等と考えることとする。

注意書 3：問題がある出处に関して、当該国内の地域がその国全体のリスクと同等でない場合は、該当地域レベルの原材料由来情報へのアクセスが求められる。

注意書 4：伐採コンセッションの用語は、公的に所有されている森林について所定の区域での長期かつ独占的な伐採契約を意味する。

注意書 5：「国／地域」の用語は、原材料／製品の由来の当該国内地域または伐採コンセッションを確認するために使用される。

4-3 リスク評価

認証付き製品を出荷する場合は、その生産のために投入されるすべての原材料について DDS を行わなければならない。

4-3-1 CoC 管理事業体は、DDS の対象に含まれるすべての投入林産原材料のうち、問題

がある出処からの原材料調達について、リスク評価を実行しなければならない。但し、下記の場合を除く。

- ① SGEC の認証書を有する供給者によって主張を付して供給された認証原材料／製品
- ② SGEC の CoC 認証書を有する供給者によって主張を付して供給されたその他の原材料／製品

4-3-2 CoC 管理事業体のリスク評価に基づいて、供給品は「無視できるほど小さいリスク」または「注目すべき重大なリスク」のリスクカテゴリーに分類しなければならない。

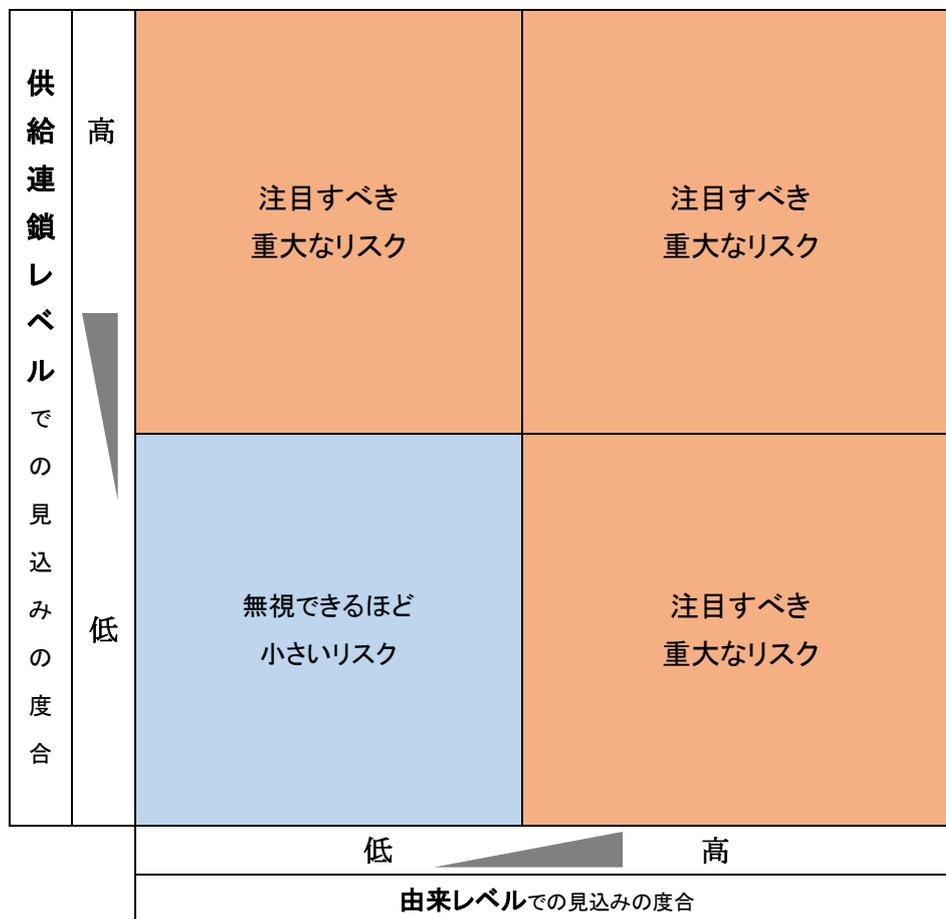
4-3-3 CoC 管理事業体のリスク評価は下記項目の評価に基づいて実行しなければならない。

- ① 供給品の国／地域、又は、供給品の樹種において問題のある出処として定められる行為が発生する見込みの度合い。（以後、「由来レベルでの見込みの度合い」と呼ぶ）
- ② 該当する供給連鎖（サプライチェーン）において、供給品が問題のある出処からのものであるかどうかを確認できない見込みの度合い。（以後、「供給連鎖レベルでの見込みの度合い」と呼ぶ）

注意書：「由来レベル」とは森林管理を指し、「供給連鎖（サプライチェーン）」とは原材料・製品の CoC を含む経路を指す。

4-3-4 CoC 管理事業体は、由来レベルでの見込みと供給連鎖レベルでの見込み、及びその組み合わせに基づいてリスクを決定し、由来レベルでの見込みの度合い及び供給連鎖レベルでの見込みの度合いの1つまたは両者が共に「高い」場合は「注目すべき重大なリスク」としてすべての供給品を分類しなければならない。（図1参照）

図1：リスクのカテゴリー



4-3-5 供給品リスクの分類に使用する指標の一覧は表1～3の通りとする。

この場合、指標に基づき供給品のリスク評価を行うに当たって、林野庁ガイドラインに基づく合法性証明を検証の上活用することができる。

注意書：由来及び供給連鎖のレベルにおいて「低い見込み」とする指標（表1）は、4-5項で示すプロセスを開始する前の、リスク軽減の第一歩としての選択肢を示すものである。（例：追加情報の提供）それゆえ、もし供給品が供給連鎖または由来のレベルでの「見込みの度合いが低い」ことを示す場合、表2、表3の評価を行う必要はない。

表 1：由来のレベル又は供給連鎖のレベルの見込みの度合いが「低」とされる指標（無視できるほど小さいリスク）」

指標
<p>供給品：</p> <p>① SGEC の認証書を保有する供給者によって主張を付して供給された認証原材料／製品</p> <p>② SGEC の CoC 認証書を有する供給者によって主張を付して供給されたその他の原材料／製品</p>
<p>(SGEC 承認を受けていない) 森林認証制度による認証品として宣言された供給品で、第三者認証機関による森林管理認証書または CoC 認証書による裏付けがあるもの</p>
<p>問題がある出処の用語の対象に含まれる行為に焦点を当てた、森林認証制度以外の政府系または非政府系の検証または認可システムによる検証を受けた供給品</p>
<p>下記の事項が明確に確認できる検証可能な書類を伴う供給品</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 木材の伐採国及び／または伐採された国内地域 (武力紛争の発生に関する考慮を含む) ● 製品の取引名と種類、及び樹種の一般名名称及び「4-2-1の注意書」に該当する場合は正式学名 ● 該当供給連鎖にあるすべての供給者 ● 該当供給品の由来である森林管理区域 ● 「問題がある出処」に関する法令遵守を示す文書またはその他の信頼できる情報 <p>国際 NGO トランスペアレンシー・インターナショナル (Transparency International, TI) の腐敗認識指数 (Corruption Perceptions Index, CPI) が 50 未満の国の政府による文書には特別の注意を払う必要がある。但し日本は 80 であり、日本産木材についてこれに該当しない。</p>

注意書 1：EUTR (EU Timber Regulation EU 木材規制) に沿った DDS による木材検証結果で、モニタリング組織による監査下にある場合は、その木材検証結果を供給品の合法性証明として使用することができる。

注意書 2：特定の区域へのアプローチによる「無視できるほど小さいリスク」の確認については、4-3-8 項で解説される。

表 2：由来のレベルにおける「リスクが高く見込まれる度合い」の指標

指標
CPI が 50 未満の国（注）
該当国で武力紛争が発生している。
該当する国／地域において森林の統治や法制の実効の度合いが低水準と認識されている。
原材料／製品に含まれる樹種が、「問題がある出处」に係る行為と関連すると認識されている。

（注）CPI が林業に関しては必ずしも適切であるとは限らないことを表明している。従って、より適切な指数がある場合は、TI との協議の上 SGEC との事前合意を得てそれを使用することができる。

表 3：供給連鎖レベルにおける「リスクが高く見込まれる度合い」の指標

指標
業者及び手順が不明である。
該当の木材または木材製品が取引された国／地域が不明である。
当該関連製品に使用された樹種が不明である。
該当供給チェーンに関わる企業による違法行為への関与を示す証拠がある。

4-3-6 リスク評価は、供給者ごとに最初の入荷に対して実行しなければならない。評価は、レビューされなければならない、必要があれば、少なくとも年に一度改訂しなければならない。

4-3-7 4-2-1 項に列挙される事柄に関する変更があった個々の供給者については、リスク評価は、入荷ごとに実行しなければならない。

4-3-8 CoC 管理事業体は、下記の条件を満たす特定の地理的区域からの入荷に関してはリスク評価を実行した上で、「無視できるほど小さいリスク」を確認することができる。

- ① CoC 管理事業体は下記を常に更新していなければならない。
 - （ア）該当特定区域の明確な規定
 - （イ）該当区域から入荷される樹種のリスト
 - （ウ）その供給源が確認された地理的区域からのものであり、かつ、確認された樹種であることを検証する適切な証拠
- ② 表 2 及び表 3 の指標が該当してはならない。
- ③ 区域特定のリスク評価は、該当区域からの最初の入荷の前に実行しなければならない。
- ④ 区域特定のリスク評価は、レビューを受けなければならない、①の変更がある場合には、必要な場合は改定を行わなければならない。

4-4 明示された根拠に基づくコメントまたは苦情

4-4-1 CoC 管理事業体は、供給品について非合法又は問題がある出处に関連していないかとの第三者から根拠に基づく懸念が提示された時は、迅速に調査するものとする。その際、苦情が正当であるとされた場合は、該当供給品に関連するリスクを（再）評価しなければならない。

4-4-2 根拠に基づく懸念の場合、当初リスク評価から除外された原材料（4-3-1 項）は 4-3 項の要求事項に従ってリスク評価しなければならない。

4-5 「注目すべき重大なリスク」供給品の管理

4-5-1 由来の確認

4-5-1-1 「注目すべき重大なリスク」として評価された供給品に関して、可能な場合は、CoC 管理事業体は原材料を「無視できるほど小さいリスク」として分類できる追加的情報及び証拠を提供するよう供給者に要求しなければならない。

供給者は、下記に係る事項について確実に行わなければならない。

- ① 供給者は、該当する原材料の森林管理区域及び供給連鎖全体を確認するために、必要な情報を当該 CoC 管理事業体に提供しなければならない。
- ② CoC 管理事業体が、供給者及びさらに川上の供給者の操業に関する第三者、又は第三者による検査の実行を可能にする手配をしなければならない。

注意書：これらの手順は、供給者の合意書または文書による自己宣言書などで確認できる。

4-5-1-2 CoC 管理事業体は、「注目すべき重大なリスク」と分類された供給品に関する第三者または第三者検証プログラムを構築しなければならない。検証プログラムは下記の事項を含まなければならない。

- ① 該当の全供給連鎖及び該当の供給品の由来である森林管理区域の確認
- ② 必要と考えられる場合は現場検査
- ③ 必要に応じて、リスクの軽減、リスクの是正及びリスクの予防処置

4-5-2 供給連鎖の確認

4-5-2-1 CoC 管理事業体は、「注目すべき重大なリスク」とされた供給品のすべての供給者に対して、該当の供給連鎖全体とその供給品の出处である森林管理区域に関する詳細な情報を要求しなければならない。

4-5-2-2 供給品が、供給連鎖の由来の確認の段階で表 1 の指標に従って「無視できるほど小さいリスク」と検証された場合、CoC 管理事業体は森林管理区域までの供給連鎖全体を確認する必要はない。

4-5-2-3 提出された情報は、CoC 管理事業体による現場検査の計画及び実行を可能とするものでなければならない。

4-5-3 現場検査

4-5-3-1 CoC 管理事業体の検証プログラムは、「注目すべき重大なリスク」供給品の供給者の現場検査を含まなければならない。現場検査の実行は、CoC 管理事業体自身（第三者検査）、又は、CoC 管理事業体に代わる第三者によるものとする。CoC 管理事業体は、問題のない出処からの原材料であることに十分な信頼を置ける文書がある場合は、これをレビューすることによって現場検査に代替することができる。

4-5-3-2 CoC 管理事業体は、「注目すべき重大なリスク」に該当する供給品の由来及び問題のある出処の定義に関連する法律に関する十分な知識と技量を有することを示さなければならない。

4-5-3-3 現場検査が CoC 管理事業体に代わって第三者によって実行される場合は、CoC 管理事業体はその第三者が前項で要求される法律に関する知識と技量を有することを示さなければならない。第三者は SGEC 附属文書 2-10 にある力量の要求事項を満たさなければならない。

4-5-3-4 CoC 管理事業体は、検証プログラムにより検証を受ける「注目すべき重大なリスク」供給品のサンプルを決めなければならない。定期審査における各年のサンプル数は、各年の「注目すべき重大なリスク」供給品の数の平方根以上でなければならない（ $y = \sqrt{x}$ 、少数点以下は四捨五入）。

前回の現場検査結果が当文書の目的を達成する上で効果的であることが判明している場合は、サンプル数はその 0.8 を乗じて減らすことが出来る（すなわち、 $y = 0.8\sqrt{x}$ 、少数点以下は切り上げ）。

4-5-3-5 現場検査は下記を対象に含まなければならない。

- ① 原材料の由来に関する供給者の主張の適合性評価のため、該当する原材料の直接の供給者及びその供給連鎖の川上にあるすべての供給者
- ② 法的要求事項の遵守に関する評価を目的にして、供給品の由来である森林所有者／森林管理区域の管理者またはその森林管理区域の管理行為に対する責任を有するその他の関係者

4-5-4 是正及び予防措置

4-5-4-1 CoC 管理事業体は、その検証プログラムによって不履行を指摘された供給者に関する是正措置を実施するための、文書による手順を定めなければならない。

4-5-4-2 是正措置の対象範囲は不履行の度合いと重大さに基づいて決め、下記より少なくとも一つ以上を含まなければならない。

- ① 問題がある出処からの木材又は木材製品が CoC 管理事業体に供給されないことを確実にするため、把握されたリスクについて、特定の期間内における該当リスクに対する取組の要求を伴うもの
- ② 供給者に対し、森林管理区域における法的要求事項の遵守または供給連鎖における情報の流れの効率性に関するリスク軽減処置を定めることの要求
- ③ 供給者が適切なリスク軽減の手段を実行したことを示すまで、木材または木材製

品の契約または注文の停止

4-6 市場への出荷の禁止

出処が不明または問題がある木・木材製品は、CoC 管理事業体の CoC の対象範囲に含めてはならない。

違法な出処「問題がある出処 2-9 項 (a) または (b)」であることが既知であるか、または確かな疑いがある木材または木材製品については、供給された木材を「無視できるほど小さいリスク」に分類することを示す適切な証拠書類が検証されるまでは、加工、取引、または、市場等への出荷をしてはならない。

5 認証生産物の管理

5-1 総論

CoC 管理事業体は、購入、加工、保管、出荷などの各工程において、認証原材料・製品を以下のいずれかの方法によって管理しなければならない。

5-2 物理的分離方式

5-2-1 物理的分離方式に関する一般要求事項

5-2-1-1 CoC 管理事業体は、その認証原材料・製品がその他の原材料・製品（以下、「非認証原料・製品」という。）に混合されない場合、若しくは認証原材料・製品が全工程において識別可能である場合には、物理的分離方式により管理しなければならない。

5-2-1-2 物理的分離方式を採用する場合には、CoC 管理事業体は購入、加工、保管、出荷の全工程において確実に認証原材料・製品が分別され、識別できるようにしなければならない。

5-2-1-2-1 前項の物理的分離の状態が、書類上でも確認でき、入荷・生産・出荷・在庫において明示できるようにしなければならない。

5-2-1-3 CoC 管理事業体は、認証原材料の含有比率が異なる製品についても、物理的分離方式を採用することができる。

注意書：CoC 管理事業体は、パーセンテージ方式による同じ認証率の認証原材料を、異なる認証率の主張の有無に関わらず、他の製品から物理的に分別することができる。（異なる認証率ごとに分別、または同じ認証率同士の間でも分別することも可能）

5-2-2 認証原材料／製品の分別

5-2-2-1 物理的分離方式を採用する場合には、全 CoC 工程において明確に識別できるよう次のいずれかの方法によって管理されなければならない。

- ① 生産物と非認証生産物の保管場所、加工場所を区分する物理的な分離
- ② 加工工程において、認証生産物と非認証生産物の取扱時間を区分する時間的な分離

③ 加工工程における認証林産物と非認証生産物の恒常的・明瞭な識別

5-3 パーセンテージ方式

5-3-1 パーセンテージ方式の適用

5-3-1-1 CoC 管理事業体は、その認証原材料・製品がその他の非認証原材料・製品と混合される場合にあつて物理的分離方式によることが困難な場合には、パーセンテージ方式による管理がされなければならない。

5-3-2 製品グループの決定

5-3-2-1 CoC 管理事業体は、当該 CoC の対象となる特定の工程内で製造される製品を、一つの製品グループとして取り扱うことができる。また、特定の工程内で、一部異なる工程によるもの若しくは追加的工程を経て生産される製品を含め、一つ以上の製品グループとして定めることができる。

5-3-2-2 製品グループは、「単一の製品タイプ」又は「樹種や分類などが同一または類似の投入原料からなる製品グループ」でなければならない。

5-3-2-3 製品グループに含める原材料は、同一の計算単位、または同一の計算単位に変換可能な計算単位を使用しなければならない。

5-3-2-4 製品グループは、CoC 管理事業体の単一のサイトで生産、加工される製品でなければならない。

5-3-2-5 前項の規定は、林業請負業者、輸送業者、貿易業者など、事業を行うサイトが明確に特定できない CoC 管理事業体及びその工程には適用されない。

5-3-2-6 認証原材料の占めるパーセンテージの算定に当たっては、当文書 5-3-3 で定める要求事項に基づき行わなければならない。

5-3-3 認証率の計算

5-3-3-1 CoC 管理事業体は、製品グループごと、及び特定の期間ごとに、次の計算式に従つて認証原材料の認証率を計算しなければならない。

$$Pc \{ \% \} = Vc / (Vc + Vo) \times 100$$

Pc ; 認証原材料の認証率

Vc ; 認証原材料の量

Vo ; その他原材料の量

注意書 ; 認証原材料の認証率の計算に当たっては、中立原材料は含めない。但し、原材料の総計の算定に当たっては、認証原材料及びその他の原材料に中立原材料を含めた合計となる。

$$(Vt = Vc + Vo + Vn ; Vt = \text{原材料の総量、} Vn = \text{中立原材料の量})$$

5-3-3-2 CoC 管理事業体は、認証原材料認証率の計算対象となるすべての原材料について単一の計算単位を使用して計算しなければならない。単一の計算単位への変換を行う場合は、一般に承認された変換率若しくは方法を使用しなければならない。仮に、一般

に承認された適当な変換率等がない場合には、妥当かつ信頼性のある変換率を規定して使用しなければならない。

5-3-3-3 調達した製品に含まれる原材料のうち一部が認証原材料の場合、当該認証原材料の認証率に相当する量のみを認証原材料として計算式に参入し、残余の原材料は、その他の原材料として計算しなければならない。

5-3-3-4 CoC 管理事業体は、認証原材料の認証率を次のいずれかの方法に基づいて計算しなければならない。

単純パーセンテージ

又は、移動平均パーセンテージ

5-3-3-5 CoC 管理事業体が単純パーセントによる計算を採用する場合には、特定の製品グループについて、当該製品グループに含有される特定の認証原材料の量に基づいて認証原材料の認証率を計算しなければならない。

5-3-3-6 CoC 管理事業体が移動平均パーセンテージによる計算を採用する場合には、特定の製品グループについて、当該生産期間に先行する特定の期間内に投入された認証原材料の量に基づいてその認証率を計算しなければならない。なお、この場合の生産期間は 3 カ月を超えない期間でなければならない。また、認証原材料投入期間は 12 カ月を超えない期間でなければならない。

例 生産期間を 3 カ月、原材料投入期間を 12 カ月と定めた CoC 管理事業体は、次の 3 カ月間の移動平均パーセンテージを、先行する 12 カ月に調達された原材料の量から計算しなければならない。

5-3-4 算出された認証率の生産品への振替

5-3-4-1 平均パーセンテージ方式

5-3-4-1-1 CoC 管理事業体が平均パーセンテージ方式を適用する場合には、算出した認証原材料認証率を、計算対象の製品グループに含まれるすべての製品に対して使用しなければならない。

例：3 カ月の期間の認証原材料認証率が 54% であるとき、製品グループに含まれるすべての製品は、この生産期間において、54% の認証原材料を含有する認証製品として販売・移譲することができる。（「54%SGEC 認証」と表記）

5-3-4-2 ボリュームクレジット方式

5-3-4-2-1 CoC 管理事業体は、単一の主張についてボリュームクレジット方式を適用しなければならない。一つの入荷原材料についてその由来に関する複数の主張がある場合、認証率の計算には、それを単一の不可分の主張として扱うか、受け取った主張のうちの一つのみを使用しなければならない。

注意書；CoC 管理事業体が二つの認証制度による主張がある単一の原材料を受け取る場合は、複数主張として一つのクレジット勘定を作成して認証率を計算するか、または、どちらか一方を選択して、該当するクレジット勘定にクレジット記帳をしなければならない。

5-3-4-2-2 CoC 管理事業体は、ボリュームクレジットを次の一方を用いて計算しなければならない。

- ・ 認証率と製品生産量、または
- ・ 投入原材料と歩留率

5-3-4-2-3 ボリュームクレジットの算出に当たって、CoC 管理事業体が認証原材料の認証率を適用している場合には、当該生産期間内の生産量に当該期間の認証原材料の認証率を掛けてボリュームクレジットを算出しなければならない。

例：生産期間内に含まれる製品グループの認証原材料の認証率が 54% で、生産された製品が 100 トンである場合、CoC 管理事業体は、生産品のうちの 54 トンに相当するボリュームクレジットを得る。

5-3-4-2-4 ボリュームクレジットを算出するに当たって、CoC 管理事業体が投入する認証原材料と産出される認証製品の間を検証可能な歩留率を示すことができる場合には、認証原材料の投入量に歩留率を掛けて直接ボリュームクレジットを計算することができる。

例：投入された認証原材料の量が 70m^3 であり、歩留率が 0.60（すなわち、 1m^3 の丸太が 0.60m^3 の製材になる場合）である場合、CoC 管理事業体は、 42m^3 の製材に相当するボリュームクレジットを得る。

5-3-4-2-5 CoC 管理事業体は、単一の計量単位を使用してクレジット勘定を作成・管理し、ボリュームクレジットを同アカウントに加算しなければならない。クレジット勘定は、製品グループに含まれる個別の製品タイプごとに、又は製品グループ全体に対し、同一の計量単位を適用して設定しなければならない。

5-3-4-2-6 クレジット勘定に蓄積されたクレジットの総量は、先行する 12 カ月間に加算されたクレジットの合計を超えてはならない。

ただし、製造期間が 12 カ月を超える場合は、当該製品の平均製造期間まで延長することができる。

例：（乾燥期間を含む）薪の平均製造期間が 18 ヶ月である場合、CoC 管理事業体は、クレジットの加算期間を最長 12 ヶ月から 18 ヶ月に延長することができる。

5-3-4-2-7 CoC 管理事業体は、クレジット勘定の対象の生産品に、勘定からボリュームクレジットを分配しなければならない。

この場合、その方法は、当該認証製品が 100% 認証原材料を含有、又は 100% 以下で CoC 管理事業体が独自で設定した基準の認証原材料を含有するものとしてクレジットを分配することができる。なお、勘定の数量については、認証製品の数量に認証製品に含まれる認証原材料の認証率を掛けた数量を差し引かれなければならない。

例：CoC 管理事業体が 54 トンのボリュームクレジットを生産品に分配することを決定した場合、当該事業体は、認証原材料を 100% 含有する認証製品として 54 トンを販売する、または、認証原材料を $y\%$ 含有する認証製品として x トンを販売することができる。こ

の場合、 $x \times y =$ 分配されたボリュームクレジット。(例えば、77 トンの生産品を「70% 認証製品」として販売することができる。この場合 $77 \times 0.7 = 54$ トン。)

5-3-4-3 認証材住宅

5-3-4-3-1 住宅に使用される林産原材料をパーセンテージ方式で管理する場合、住宅の構造材に占める認証材のパーセンテージを算出することができる。

注意書：認証材住宅に認証材の占めるパーセンテージ（認証率）の算定に当たっては、SGEC 附属文書 2-2 ロゴマークの使用要領で定める。

6 認証生産物の販売・委譲と情報の伝達

6-1 販売／譲渡された製品に関する文書

6-1-1 CoC 管理事業体は、顧客に認証生産物を販売又は委譲する際、顧客に CoC 認証書又は認証生産物の供給者としての適合性を確認できる文書のコピーを提供もしくはその入手手段を明示しなければならない。CoC 管理事業体は、認証範囲に変更がある場合は、顧客に通知しなければならない。

注意書：統合 CoC 管理事業体の認証において、個々のサイトが主たる認証書とは別の書類（主認証書を引用する）を受け取っている場合は、その CoC 管理事業体（又はサイト）は顧客に対し、その書類のコピーを主たる認証書と共に提供しなければならない。

6-1-2 CoC 認証の主張を伝達するために、CoC 管理事業体は販売又は移譲される製品の出荷に関連する書類の種類を決めなければならない。正式主張を伴うその書類は、顧客ごとに発行しなければならない。CoC 管理事業体は、顧客に送られた同書類（原本）が変更できないように、同書類のコピーを控えとして保管しなければならない。

注意書 1：「入荷に関連する書類」とは納品書とする。

注意書 2：各々の出荷に関連する書類とは、電子媒体を含む媒体と情報をその対象に含む。

6-1-3 CoC 管理事業体は、認証生産物の出荷にあたって、納品書等の文書に SGEC ロゴマークや SGEC の主張により SGEC 認証生産物であることを明示するとともに、少なくとも以下の情報を記載し顧客に提供しなければならない。

- ① CoC 管理事業体名及び認証番号、顧客名称
- ② 該当する場合、該当書類の対象に含まれる主張付き製品ごとに、次の情報
 - ・ 製品の識別情報（種類、型番等）
 - ・ 認証付き製品ごとの出荷量
 - ・ 認証原材料の認証率を含む原材料のカテゴリに関する正式な主張
- ③ 出荷日（又は出荷期間、会計期間）

注意書：「正式な主張」「認証書」については当ガイドラインと SGEC の定める他の文書に従うこと。

6-1-4 CoC 管理事業体は、認証生産物の入荷量・出荷量に係わる文書及びデータを、少なくとも 5 年間保管しなくてはならない。

注意書：記録対象は媒体（電子媒体含む）と情報とする。

6-2 ログマーク及びラベルの使用

CoC 管理事業体は、認証生産物を SGEC 附属文書 2-2「SGEC ログマークの使用要領」に基づき適正に表示され、需要者に提供できるようにしなければならない。

6-2-1 製品上使用あるいは製品外使用を問わず、CoC 認証に関連してログマークやラベルを使用する CoC 管理事業体は、SGEC からの許可を得た上で、その許可の規則や条件を遵守して使用しなければならない。

注意書 1：CoC 管理事業体が SGEC ログマークやラベルを使用することを決めた場合は、SGEC が定める使用についての規定は CoC の要求事項の不可欠な一部分となる。

注意書 2：SGEC ログマークの使用において、「許可」とは SGEC が発行する有効なライセンスを意味する。このライセンスの規定は SGEC 附属文書 2-2「SGEC ログマークの使用要領」及び附属文書 2-2-1「SGEC ログマークライセンスの発行について」による。

6-2-2 CoC 管理事業体は、SGEC が定めるラベル貼付の適格基準を満たす認証製品に対してのみ製品上のログマークを使用することができる。

6-2-3 製品上に直接、またはその包装上に（ログマークやラベルの貼付がない場合）主張をする CoC 管理事業体は、常に正式な主張をしなければならず、その主張をする CoC 管理事業体の身元は確認可能でなければならない。

注意書：「正式な主張」とは、SGEC 附属文書 4-1、または、その他の文書において定める正確な文言による主張を意味する。

6-3 PEFC ログ及びラベルの使用

CoC 管理事業体は、SGEC が PEFC との相互承認以降においては SGEC 認証材について PEFC ログ及びラベルの使用及び表示することができる。

但し PEFC ログ及びラベルを使用する場合は、PEFC ST 2002「林産品の COC - 要求事項」及び「同附属書 1「PEFC 主張の仕様書」並びに PEFC ST 2001 PEFC ログ使用規則 - 要求事項に基づき適正に表示されなければならない。

7 マネジメントシステムに関する最低限の要求事項

7-1 一般要求事項

この規格の下記の要素は、CoC プロセスの正確な実施と維持を確実にするためのものであり、CoC 管理事業体はこれに従ってマネジメントシステムを運営しなければならない。マネジメントシステムは、遂行される業務の種類、範囲、量に照らして適切でなければならない。

注意書：この規格が定めるマネジメントシステムのための要求事項に適合するために、CoC 管理事業体は品質マネジメントシステム（ISO9001:2008）又は環境マネジメントシステム（ISO14001:2004）を利用することができる。

7-2 認証生産物の管理責任者

7-2-1 全般的な責任

7-2-1-1 CoC 管理事業体は、この規格に従った CoC の要求事項の実施及び維持に対するコミットメントを定め、文書化しなければならない。そのコミットメントは CoC 管理事業体の人員、供給者、顧客、及びその他の利害関係者が入手できるものでなければならない。

7-2-1-2 CoC 管理事業体は、認証生産物の由来の確認、工程の管理、文書の管理、SGEC ロゴマーク等表示ツールの管理を行うために、管理責任者を 1 名置かなければならない。

7-2-1-3 CoC 管理事業体は、この規格への適合について定期的にレビューをしなければならない。

注意書：内部監査の内容は ISO19011:2002 を参考にできる。

7-2-2 CoC に関する責任と権限

CoC を実施する人員を定め、少なくとも下記の要素を含む CoC のプロセスに関わる人員上の責任と権限の体制を確立しなければならない。

- ① 原材料の調達とその由来の確認
- ② 物理的分離または認証率の計算を含む製品の加工、及び生産品への振替
- ③ 製品の販売とラベル表示
- ④ 記録の保持
- ⑤ 内部監査及び不適合の管理
- ⑥ デューディリジェンスシステム (DDS)

注意書：上記の責任と権限は重複可能

7-3 CoC 手順の文書化

7-3-1 CoC 管理事業体は、CoC についての手順を文書化しなければならない。この文書には少なくとも次の事項が含まなければならない。

- ① CoC に関する組織体制、責任、権限
- ② 生産／取引プロセスの中の原材料のフローの記述（製品グループの定義を含む）
- ③ この規格の下記を含むすべての要求事項を対象を含む CoC のプロセス
 - ・原材料のカテゴリ確認（カテゴリの定義については SGEC 附属文書 4-1 参照）
 - ・認証原材料の物理的分離（物理的分離方式を適用する CoC 管理事業体の場合）
 - ・製品グループの定義、認証率の計算、ボリュームクレジットの計算、クレジットアカウントの管理（パーセンテージ方式を適用する場合）
 - ・製品の販売／移譲、オンプロダクトの主張及びオンプロダクトのラベル使用
- ④ DDS の手順
- ⑤ 内部監査、苦情処理の手順

7-4 記録の保持

7-4-1 CoC 管理事業体は、この規格の要求事項への適合とその有効性、効率性を立証するため、CoC に関する記録を作成、維持しなければならない。

CoC 管理事業体は、CoC の対象である製品グループ（主張付き製品のグループ）に関し少なくとも下記の記録を維持しなければならない。

- ① 全ての認証原材料の供給者に関わる記録（森林管理認証書、CoC 認証書、または供給者が認証原材料の供給者としての基準を満たしていることを確認できる他の書類のコピーを含む。）
- ② 生産に投入されるすべての原材料に関する記録（原材料のカテゴリの主張及び該当投入原材料の納品に関連する書類を含む。）
- ③ 認証率の計算、認証率の生産量への振替、及び、該当する場合はボリュームクレジットのクレジットアカウントの管理に関する記録
- ④ 原材料のカテゴリに関する主張及び生産品の出荷に関する書類などを含む、販売／移譲されたすべての製品の記録
- ⑤ DDS の記録（リスク評価及び「注目すべき重大なリスク」供給品の管理に関する記録を含む。）
- ⑥ 内部監査、定期的な CoC のレビュー、発生した不適合及び取られた是正処置に関する記録
- ⑦ 苦情とその解決に関する記録

7-4-2 CoC 管理事業体は上記の記録を最低 5 年間は保管しなければならない。

注意書：記録は電子媒体を含む媒体と情報をその対象とする。

7-5 教育・研修

7-5-1 人的資源／要員

CoC 管理事業体は、教育・研修責任者を選定するとともに、適切に CoC に係る業務を実施するために、CoC 関連要員に対して教育・研修を行わなければならない。

7-5-2 技術的設備

CoC 管理事業体は、当ガイドラインの要求事項に適合する CoC 管理事業体の CoC の効果的实施と維持に必要な基盤及び技術的設備を把握し、必要な施設等を提供し、維持しなければならない。

7-6 検査と管理

7-6-1 CoC 管理事業体は、少なくとも年次ベースでこの規格の全ての要求事項を対象範囲とする内部監査を実行し、必要があれば、是正、予防措置を取らなければならない。

7-6-2 内部監査の報告は、少なくとも年に一度レビューされなければならない。

7-7 苦情

7-7-1 CoC 管理事業体は、供給者、顧客及び当該 CoC に関係するそのほかの個人・団体からの苦情を処理するための手順を定めなければならない。

7-7-2 苦情を受けた場合、組織は下記を実行しなければならない。

- ① 苦情の申し立て者に対し該当の苦情を受理したことを伝える。
- ② 苦情の評価とその妥当性確認に必要なすべての情報を収集、検証し、その苦情への対応を決める。
- ③ 該当の苦情への対応及びそのプロセスに関する決定を正式に申し立て者に伝える。
- ④ 適切な是正、予防措置を確実に行う。

7-8 委託・下請業務

7-8-1 CoC 管理事業体は、当該 CoC 管理事業体のサイト及びそれ以外の場所で行われる生産・加工・保管等を認証範囲において他の事業者へ委託又は下請させることができる。この場合、CoC 管理事業体の CoC は、その CoC の対象である製品の製造に関する委託・下請業者による活動もその対象範囲としなければならない。その活動場所が CoC 管理事業体の内であるか外であるかは問わない。

7-8-2 CoC 管理事業体は、委託又は下請を行う者（以下「外部委託事業者」という。）がその他の原材料と分別された原材料の支給を CoC 管理事業体から受け、業務完了後に返却する場合、又は当該 CoC 管理事業体が、請け負わせて生産した製品の顧客への販売・移譲に関して責任を持つ場合は、委託又は下請とみなす。

注意書 1：下請業の一例としては、CoC を有する印刷会社が裁断や綴込みを外注する場合がある。この場合、印刷物は下請業者に転送され、下請業務が完遂したら印刷会社に返却される。

注意書 2：原材料の調達または製品の販売に関与する団体は、その団体自身が CoC を実行しなければならない。「原材料の支給を CoC 管理事業体から受け」及び「業務終了後に返却する」には、原材料を供給者から CoC 管理事業体に代わって直接受け取る場合、又は、下請け業者が CoC 管理事業体に代わって顧客に直接輸送する場合も含まれる。CoC 管理事業体は、原材料の調達から販売、製品情報の伝達までに関する要求事項を含めて認証される CoC のすべてのプロセスに責任を負う。

注意書 3：下請業務は、「5-3-2-4」項の「製品グループは同一のサイトで製造されるべきこと」に関連して「5-3-2-5」項の規定に抵触しないものと考えられる。

注意書 4：CoC 管理事業体は生産・加工・保管等の認定の範囲内で他の事業者へ委託・請け負わせをさせる場合はその委託・請け負わせをさせる事業者を認証書に明記できる。

7-8-3 CoC 管理事業体は、自社の CoC に関わる下請け業務に関する全責任を負う。

7-8-4 CoC 管理事業体は、組織の原材料／製品がその他の原材料や製品と分別されていることを確実にする旨の書面による合意をすべての下請け業者から得なければならない

7-8-5 CoC 管理事業体の内部監査プログラムは、下請業者の行為を対象に含まなければならない。

8 CoC における社会、保健、安全上の要求事項

8-1 適用範囲

CoC 管理事業体は、ILO 基本条約（日本未批准条約を除く）及び未批准の ILO 条約第 105 号及び ILO 条約第 111 号を尊重し、関連する労働基準法及びその他の国内法令を遵守しなければならない。

8-2 要求事項

8-2-1 CoC 管理事業体は、この規格が定める社会、保健及び安全に関する要求事項の遵守する宣言をしなければならない。

8-2-2 上記宣言は下記の要求事項を含まなければならない。

- ① 労働者は、結社の自由、代表者の選択及び雇用主との団体交渉上の妨げを受けない。
- ② 強制労働を使用しない。
- ③ 雇用における法的最低年齢 15 歳、または義務教育の年齢のうちの最高年齢以下にあたる労働者を使用しない。
- ④ 労働者は、就労機会と待遇の平等を否定されない。
- ⑤ 労働条件が安全及び保健を脅かさない。

附則

この文書は 2012 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2

2015. 3. 25 一部改正

この改正文書(2015. 3. 25 改正)は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

但し、2015 年 9 月 30 日までの間は、移行期間とし旧文書（2012 年 4 月 1 日施行）の規定によることができるものとする。

附則 3

2015. 10. 14 一部改正

この改正文書(2015. 10. 14 改正)は、2016 年 1 月 1 日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則 4

2015. 12. 10 一部改正

この改正文書(2015. 12. 10 改正)は、2016年1月1日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

SGEC 附属文書

4-1 2012

理事会

2016. 1. 1

SGEC 認証原材料に関する文書

1 「SGEC 認証」原材料に対する SGEC 主張の仕様書

1-1 適用範囲

この文書は SGEC 認証原材料の要求事項について規定する。

1-2 SGEC 認証製品の表示

SGEC 認証原材料を含有する認証製品については、特に定めがあるもののほか「X% SGEC 認証」という主張を行わなければならない。

1-3 投入原材料のカテゴリーに関する要求事項

1-3-1 投入原材料のカテゴリーに関する要求事項は次の通りとする。

(a) 認証原材料：

① 当面、遺伝子組み換え作物に由来する林産物ではないものとし、下記の文書を有する者から「X%SGEC 認証」の主張を伴って入荷されたものとする。

- ・ SGEC 認証書を保有している者
- ・ 供給者が SGEC 認証書の対象範囲内に含まれることが確認される文書

② リサイクル原材料（「SGEC 認証」主張を伴って納品された製品以外）

注意書；供給者が SGEC 認証書の対象範囲内に含まれることが確認される文書」とはグループ森林管理認証若しくは統合 CoC 管理事業体の CoC 認証で SGEC が認める認証書の対象範囲にあることを明示する文書を有する場合に適用される。

(b) 中立原材料：

林産物以外の原材料

(c) その他の原材料：

認証原材料以外の林産物原材料であり、下記のいずれかを有する供給者から「SGEC 管理材」の主張が付された林産原材料を含む。

- ・ SGEC の CoC 認証書、または
- ・ 供給者が SGEC の CoC 認証書の対象範囲に含まれることを確認する書類

1-4 リサイクル原材料の含有量の計算

1-4-1 CoC 管理事業体の CoC の対象となる製品にリサイクル原材料を含む場合は、同事業体は、「環境ラベル及び宣言－自己宣言による環境主張－」のための国際基準 (IS014021) に基づきリサイクル原材料の含有率を計算し、要求に応じて、含有率を通知しなければならない。

2 「SGEC 管理材」原材料の SGEC 主張に関する仕様書

注意書：管理材原材料の元となる SGEC-DDS は、SGEC 文書 4 CoC 認証ガイドライン 4 項にて解説される。

2-1 序論

CoC 管理事業体が、管理材として SGEC-DDS 実行の対象である生産品への SGEC 主張の使用を目的に DDS を含む CoC を構築する場合、その仕様書は、SGEC 文書 4 「CoC 認証ガイドラインの 4 項」の要求事項と併用されなければならない。

2-2 正式な主張

CoC 管理事業体は、DDS 実行の対象である生産品に関する情報の伝達において、「SGEC 管理材」の主張をしなければならない。

2-3 SGEC 管理材の投入原材料に関する要求事項

① 認証原材料：

下記のいずれかを有する供給者による「X%SGEC 認証」の主張が付された林産品。

(a) SGEC の認証書、または

(b) 該当供給者が SGEC の認証書の対象範囲にあることを確認する書類

② 中立原材料：

林産品以外

③ その他の原材料：

認証原材料以外の林産原材料で、下記のいずれかを有する供給者から「SGEC 管理材」の主張を付して入荷されたものとする。

(a) SGEC の CoC 認証書、または

(b) 該当供給者が SGEC の CoC 認証書の対象範囲にあることを確認する書類

注意書：「供給者が SGEC の認証書の対象範囲にあることを確認する書類」の用語は、グループ森林管理認証の場合、及び統合 CoC 管理事業体（グループ）CoC 認証または DDS 認証書（又はその両方）の場合であって、供給者が SGEC の認証書の適用範囲に言及する書類を有している場合に適用される。

附則

この文書は 2012 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2

2015. 3. 25 一部改正

この改正文書は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

但し、2015 年 9 月 30 日までの間は、移行期間とし旧文書（2012 年 4 月 1 日施行）の規定によることができるものとする。

附則 3

2015. 12. 10 一部改正

この改正文書(2015. 12. 10 改正)は、2016 年 1 月 1 日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

SGEC 附属文書

4-1-1 2016

会長決裁

2016, 4, 1

SGEC 主張認証製品と PEFC 主張認証製品との互換について

序文

SGEC 森林管理認証規格 (SGEC 文書 3) は、2016 年 6 月 3 日付けの PEFC 総会において SGEC 認証制度が PEFC 国際認証制度との相互承認が認められたことにより、PEFC 国際認証規格との相互承認が認められている。

このことにより、SGEC 主張認証製品が、SGEC 認証製品の認証材供給 CoC チェーンから外れ、PEFC 認証材供給 CoC チェーンに移る場合には、次により SGEC 主張認証製品を PEFC 主張認証製品へ互換することを認めることが出来る。

1 適用範囲

CoC 管理事業体は、SGEC 文書 3 (SGEC 森林管理認証規格) が PEFC 国際認証規格との相互承認が認められていること、及び SGEC 文書 4 の「6-3」の「但し書き」の規定により、SGEC 文書 4 及び同附属文書 4-1 に基づく SGEC 主張認証製品について、PEFC ST 2002:2013 及び同付属書 1 に基づく PEFC 主張認証製品に互換させることが出来る。

2 SGEC 主張認証製品を PEFC 主張認証製品への互換

PEFC との相互承認以降において、CoC 管理事業体は、SGEC 主張認証製品について、PEFC の主張認証製品に互換させる場合には、その互換した主張の詳細について SGEC 文書 4 の「3-1-2」に規定する入荷に係る書類に明記しなければならない。

なお、上記の措置を行う場合 SGEC 文書 4 の「3-1-2」に規定する入荷に係る書類に SGEC 主張と PEFC 主張を併記することが出来る。

附則

この文書は 2016 年 7 月 1 日から施行する。

SGEC 附属文書

4-2 2015

会長決済

2016. 1. 1

SGEC-CoC 認証ガイドライン使用ガイド

目 次

前置き

序文

1 適用範囲

2 規準的参考文書

3 用語と定義

4 SGEC 文書 4 の使用のための一般的なガイド

2 用語と定義

2-2 認証原材料

2-4 林産品の CoC

2-5 主張／原材料のカテゴリー

2-12 林産品

2-19 その他の原材料

該当組織 (2-18) ／供給者 (2-27) ／顧客 (2-10) ／委託・下請業者 (2-8)

2-24 リサイクル原材料

3 由来の確認

3-1/3-2 SGEC 附属文書 4-1 原材料カテゴリーの確認

3-1-3 入荷の段階における確認

3-2 供給者の段階における確認

4 最低限の DDS の要求事項

4-1 一般的な要求事項

4-2 情報の収集

4-3 リスクの評価

4-4 根拠に基づくコメント又は苦情

4-5 注目すべき重大なリスク供給品の管理

4-6 市場への出荷の禁止

5 認証生産物の管理

5-2 物理的分離方式 (CoC の方式)

- 5-3 パーセンテージ方式
- 6 認証生産物の販売・委託と情報の伝達
 - 6-1 販売／譲渡された製品に関する文書
 - 6-2 ロゴ及びラベルの使用
- 7 マネジメントシステムに関する最低限の要求事項
 - 7-1 一般的な要求事項
 - 7-8 委託・下請業

- SGEC 附属文書 4-1 「SGEC 認証の原材料に関する文書」関連ガイド
- SGEC 附属文書 2-8 「統合 CoC 管理事業体の要件」関連ガイド

関連文書

- SGEC 附属文書 4-1 「SGEC 認証の原材料に関する文書」
- SGEC 附属文書 4-2-1 「SGEC 附属文書 4-1 「SGEC 認証の原材料に関する文書」関連ガイド」
- SGEC 附属文書 2-8 「統合 CoC 管理事業体の要件」
- SGEC 附属文書 4-2-2 「SGEC 特定プロジェクトの CoC 認証に関するガイド」

序文

このガイド文書は、PEFC GD 2001:2014「林製品の CoC-使用ガイド」に準拠して策定したもので、SGEC 文書4「SGEC-CoC 認証ガイドライン」に関する説明、解釈を提供することを目的とする。

また、このガイド文書においては、引用される SGEC 文書4「SGEC-CoC 認証ガイドライン」の特定の「項」の番号及び表題を表示する。

なお、このガイド文書の規定は情報提供であり、適合性評価の行為はすべて SGEC 文書4に照らして実行しなければならない。

また、CoC の社会、保健、安全上の要求事項に関する「8」項のガイダンスは、この「社会的要素ガイド」が詳細にわたることに鑑み、別個の文書で解説する。

1 適用範囲

このガイド文書は、PEFC 国際規格に準拠して策定されている SGEC 文書4「SGEC-CoC 認証ガイドライン」の使用に当たって、SGEC-CoC 認証規格の要求事項を実行するための情報について提供する。

なお、この文書の中で、日本国外に係る規格については PEFC GD 2001:2014「林製品の CoC-使用ガイド」を準用して策定しており、このガイド文書を使用するに当たって日本国外に係る規格に関連する部分については前記 PEFC GD 2001:2014 を参照して頂きたい。

また、SGEC 文書4「SGEC-CoC ガイドライン」の「6-3」より、PEFC ロゴ及びラベルを使用する場合は、PEFC ST 2002[「林製品の CoC-要求事項」等に基づき表示される旨規定しているが、この場合は PEFC GD 2001:2014「林製品の CoC-使用ガイド」によって PEFC-CoC 認証規格の要求事項を実行するための情報について提供される。

2 規準的参考文書

SGEC文書4「SGEC-CoC認証ガイドライン」

SGEC附属文書2-2「SGECロゴマークの使用要領」

3 用語と定義

このガイド文書の「用語の定義」においては、SGEC文書4が規定する関連定義を適用する。

4 SGEC文書4の使用に関する一般的なガイド

SGEC文書4と参照を容易にするため、「項」の番号や表題は同文書に一致させる。

2 定義

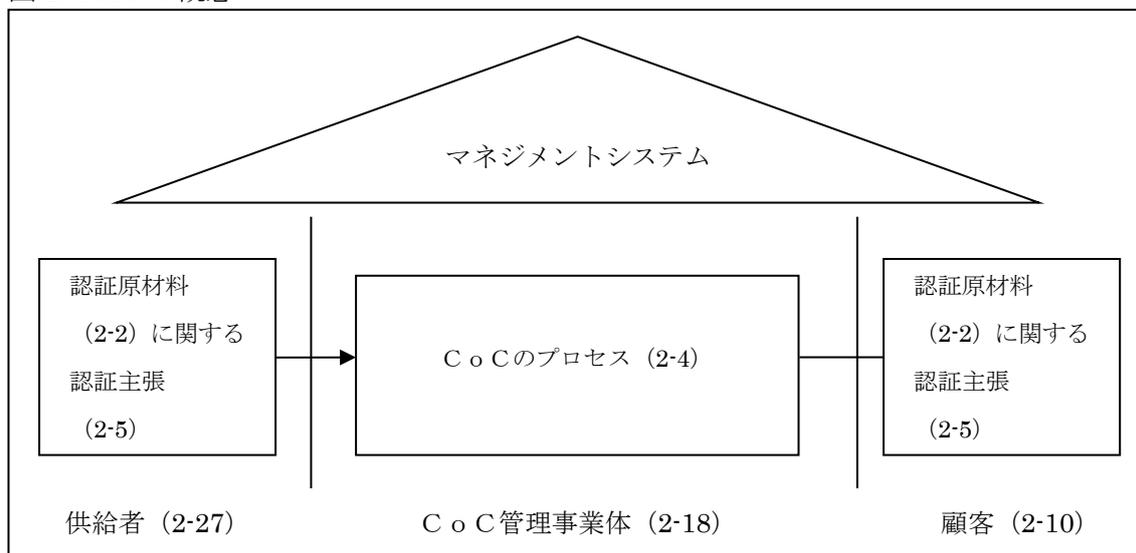
2-2 認証原材料

認証原材料の定義は、「CoC 主張の対象となる原材料」とする。SGEC 認証原材料は、SGEC 附属文書 4-1 で規定される「X%SGEC 認証」とする主張の対象となる原材料である。SGEC 管理材も CoC 主張の対象の原材料であるが、これは認証材とは見做さない

2-4 林産品の CoC

この規格において CoC の定義は、認証原材料の含有量に関して正確かつ検証可能な情報を扱うプロセスとする。プロセスとは、入力 (input) を出力 (output) に変換する過程・行為であると定義される。CoC においては、入力は認証原材料の含有に関する供給者の主張であり、出力は認証原材料の含有に関して CoC 管理事業体が顧客に対して行う主張である。

図 1 : CoC の概念



2-5 主張/2-16 原材料のカテゴリー

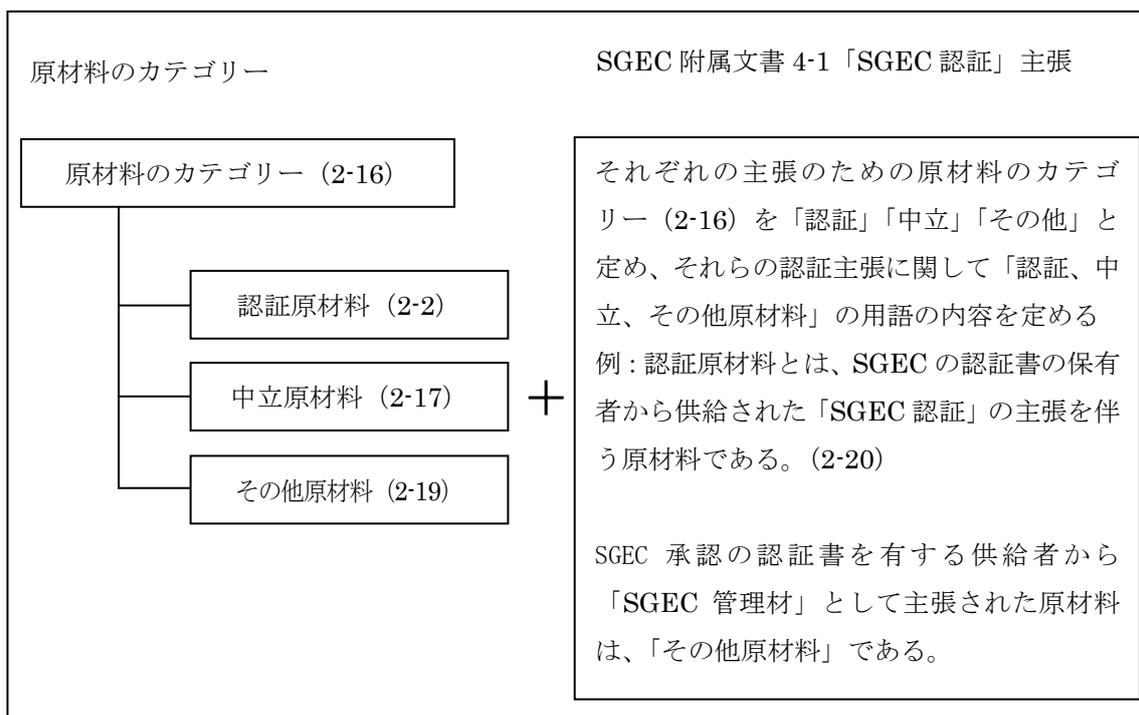
一般的に、主張は製品の一定の側面に関する情報として定義される。CoC の場合、主張は原材料のカテゴリーに関連するものである。原材料のカテゴリーは、その原材料がどこから来たかに関する地理的な場所としてではなく、その原材料の認証に関わる特徴に、即ち由来に関連するものである。SGEC 認証原材料の由来は、SGEC 認証を受けた森林から、またはリサイクル源から、ということである。

CoC 認証規格は、SGEC にとどまらず、PEFC 評議会や他の PEFC 加盟国による多様な主張の目的のために使われうる。それゆえ、CoC 認証規格において SGEC の認証主張 (例：SGEC 認証) を行うために、原材料に関して論理的にそれを認証と認めるための定義が必要である。SGEC-CoC 認証規格においては、原材料のカテゴリーを「認証、中立及びその

他の原材料」に分類し、その内容に関し「SGEC 附属文書 4-1」において SGEC の主張に関するそれぞれの原材料カテゴリーの定義を定めている。

原材料の主張及びそのカテゴリーの概念は図 2 に示すとおりである。

図 2：この規格の原材料の主張とカテゴリー



2-13 林産品

非木材林産品の例としては、キノコ、山菜（山菜から作られる各種製品）、竹などがある。

2-19 その他原材料

その他の原材料は、SGEC 認証を受けた供給者によって「X%SGEC 認証」の主張がなされていない林産品（リサイクルされたものでない）である。これには、「SGEC 管理材」の主張がされたものや SGEC のロゴマークやラベルが使用されているが SGEC-CoC 認証を受けた供給者による「X%SGEC 認証」の主張がないものも含まれる。

CoC 管理事業体 (2-18) / 供給者 (3-27) / 顧客 (2-10) / 委託・下請業務 (7-8)

「CoC 管理事業体」は、顧客に対して認証原材料（製品）に関する主張をし、さらに認証原材料（製品）に関連する供給者と顧客を明確に確認することが出来る主体である。

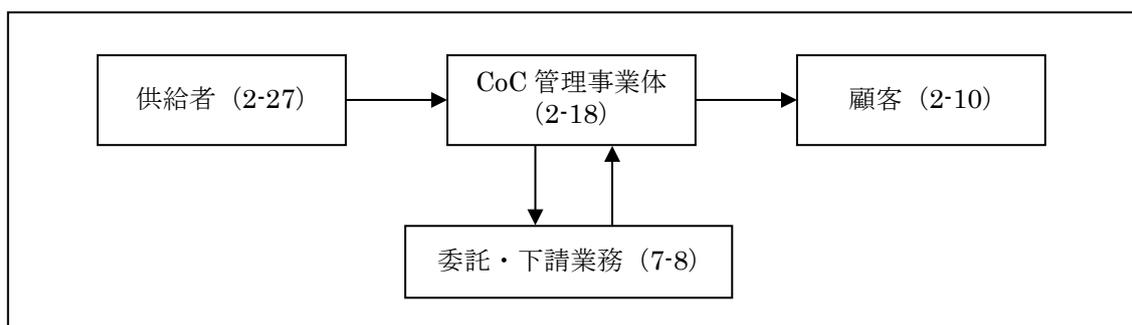
また、CoC 管理事業体は、SGEC-CoC 認証を取得する主体であり、顧客に対して SGEC の主張を実行する主体である。

「供給者」は、認証原材料の含有量に関する正式主張を付して原材料や製品を CoC 管理

事業者に対し直接供給する主体である。また、供給者は、CoC 管理事業者に対し、「3-1-2」項の要求事項を満たす形で該当原材料の納品書類により正式な主張を伝える。

「顧客」は、CoC 管理事業者が認証原材料に関する主張をする相手となる主体である。CoC 管理事業者は、顧客に対し、「6-1-3」項の要求事項を満たす形で該当原材料の出荷書類により正式な主張を伝える。

図 3 : CoC のモデル 「供給者—CoC 管理事業者—顧客」



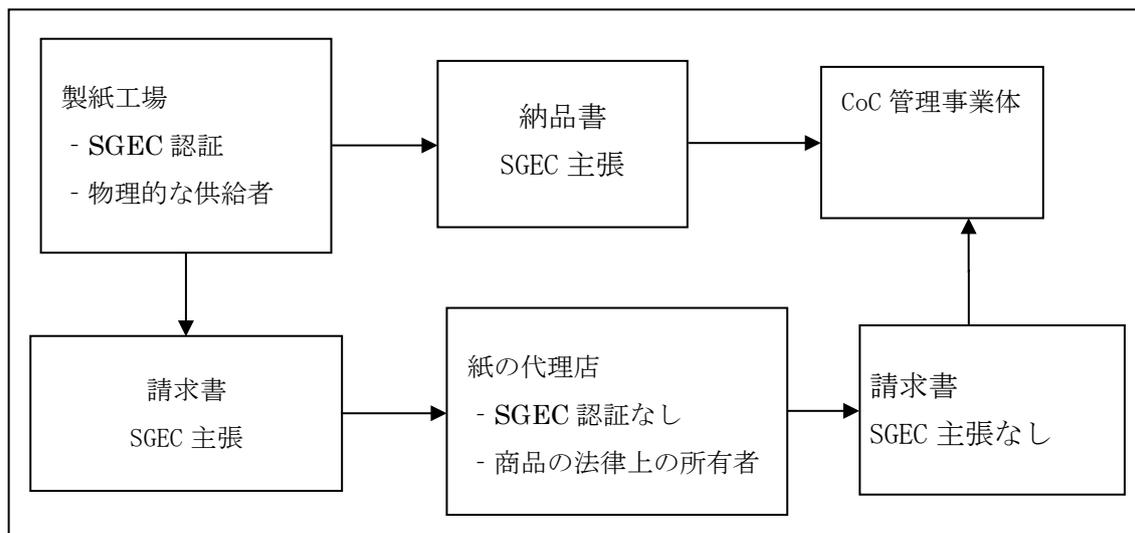
上記のモデルで定義できる供給チェーンやビジネスモデルであれば、CoC の対象とすることが出来る。「供給者」と「顧客」の定義は、供給された認証製品の物理的な納入または所有権に関わらず、それぞれ「誰が主張を伝えるか」、そして「誰に対して主張を伝えるか」に基づいて決められる。

ここで注意すべきことは、CoC 管理事業者の CoC プロセス上において、供給者は、関連する原材料等の供給品について、必ずしも法律上の所有者である必要はなく、上記 CoC モデルが損なわれない限りにおいて物理的に当該供給品を納入する主体であればよい。

例えば（図 4）、ある CoC 管理事業者が SGEC の認証を受けていない紙の代理店から紙を調達する場合には、その代理店からの請求書には SGEC 主張をすることはできない。しかし、その紙が SGEC 認証を受けている製紙工場から直接納入されている場合には、当該納品伝票には SGEC 主張があり、この場合には、その製紙工場が供給者となり、当該 CoC 管理事業者はその顧客として確認されることとなり、CoC 管理事業者は SGEC 認証を受けた製紙工場を“供給者”として指定し、関連製品を SGEC 認証品として受け取ることが出来る。

但し、該当の納品書は「3-1-2」項の要求事項を満たしていなければならない。

図 4 : CoC プロセス上での「供給者」の選択



「誰が SGEC の認証を取得していなければならないか」の疑問は、もう一つの問題である。SGEC 認証管理事業体・企業のみが販売時において SGEC 主張ができる。CoC 管理事業体が SGEC 主張を付して製品を販売したいのであれば、CoC 認証の取得が必要である。

2-24 リサイクル原材料

表1：リサイクル原材料か否かの分類例

原材料の例	分類	注記
建設及び解体による瓦礫	リサイクル	商業、工業、公共施設などから発生する原材料で、該当製品がそれ以上本来の目的に使用できない場合
商用運送用の包装用品で例えば、パレット、木枠、ケース、ケーブル、鼓胴など	リサイクル	商業、工業、公共施設などから発生する原材料で、それ以上本来の目的に使用できないもの
パネルボードのメーカーが調達する家具の切り落とし	リサイクル	廃棄物から転用されるもので、発生のもととなった生産加工の工程に再投入されないもの
おが屑や木片など製材からの副製品	リサイクルではない	消費前も消費後もリサイクルではない。副製品は消費前リサイクル原材料の定義から明確に除外されている
売れ残りの雑誌、新聞、その他の印刷物で流通から返却されたもの	リサイクル	エンドユーザーとしての立場の工業施設から発生するもので、該当製品がそれ以上本来の目的に使用できないもの
製造時の欠陥家具の再使用で、パネルボードのメーカーによって使用されるもの	リサイクル	工業施設で発生するもので、その工業施設が該当欠陥家具の最終ユーザーであり、その製品はそれ以上当初の目的に使用できないもの
「日本古紙統計分類主要銘柄」によるグレード	リサイクル	「日本古紙統計分類主要銘柄（公益法人古紙再生促進センター）」によって古紙のグレードとして分類される原材料はリサイクル原材料の定義に見合う。
事務所や家庭からのくず紙の再使用	リサイクル	家庭から発生したもの
EN643に基づいて確認された回収紙のグレード	リサイクル	EN643 に定められたグレードはリサイクル原材料の定義に見合う
製紙またはパルプ工場で発生した損紙で、それが発生したのと同じの加工工程に再投入されるもの	リサイクルではない	工場損紙は、「加工工程から生まれる原材料で、それが発生したのと同じの工程に再使用されるもの」なので、リサイクル原材料の定義から除外される

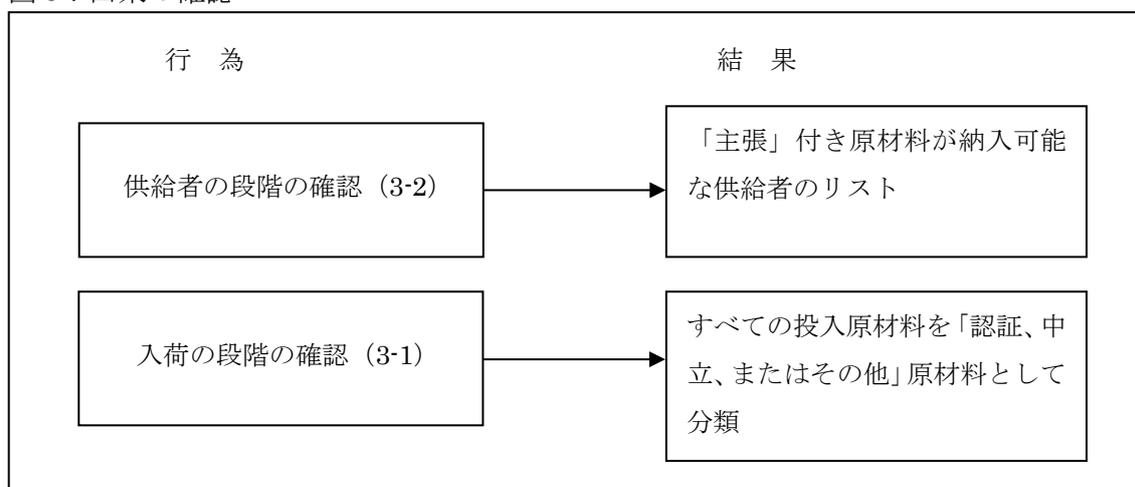
3 原材料・製品原材料のカテゴリの確認

「3-1」 / 「3-2」 / SGEC 附属文書 4-1：原材料カテゴリの確認

CoC 管理事業体は、原材料の入荷ごとに供給者が関連納品書に表記する情報と主張に基づいて原材料カテゴリの（認証原材料、中立原材料、その他の原材料）の確認と検証をしなければならない。

原材料カテゴリの確認は2つの段階を踏んで実行される。即ち、「(1) 供給者の段階における確認」、「(2) 入荷の段階における確認」である。

図 5：由来の確認



3-1-2 ⑥ SGEC 主張

書類に表記できる正式な認証主張は二つある。

① X% SGEC 認証

認証原材料に主張を付す時は、必ず認証率が特定されなければならない。同様に、認証原材料を受け取る時は、供給者から認証率が特定された場合のみそれが可能となる。

② SGEC 管理材

この主張は常にパーセンテージの表示なしで使用される。

3-1-3 入荷の段階における確認

入荷書類によって受け取る情報 (3-1-2) の検証に基づき、SGEC 管理事業体は、各々の原材料を「認証原材料」、「中立原材料」、「その他原材料」のいずれかに分類する。

表 2：パネルボード生産における原材料カテゴリ確認の例

1	2	3	4	5	6	7	8	9
入荷 番号	日付	商品の記述	SGEC 主 張	量		由来のカテゴリ (トン)		
				調達計量	トン当り	認証	中立	その他
537390	03/06/2009	原木	SGEC 管 理材	31300 kg	31.3	0	0	31.3
537391	03/06/2009	カンナくず	0%	8160 kg	8.16	0	0	8.16
537392	03/06/2009	再生梱包木 材チップ	リサイク ル	17840 kg	17.84	17.84	0	0
続き								
538399	16/06/2009	おが屑	75%	83 m ³	28.38	21.29	0	7.09
続き								
538705	18/6/2009	原木	100%	28140 kg	28.14	28.14	0	0
538706	18/6/2009	再生パレッ トのチップ	リサイク ル	14360 kg	14.36	14.36	0	0
続き								
合計					43624	26984	0	16640

注意書：

表 2 の原材料カテゴリ確認の例：

- － この表は該当期間中に調達された原材料を例示するのみなので、「合計」欄の数字は、6, 7, 8, 9 列の数字と一致しない。
- － [列 1]：「入荷番号」の欄は、「入荷書類」の確認が出来るようにするべきである。(3-1-2)
- － [列 4]：この欄は、供給者による SGEC 主張 (SGEC 認証原材料の含有率、SGEC 管理材)、または「リサイクル」であることの表示を含む。SGEC 主張がなされる原材料は SGEC 附属文書 4-1 の要求事項を満たさなければならない。
- － [列 5]：入荷書類によって確認された計量単位による原材料の量
- － [列 6]：「5-3-3-2」による単一の計量単位 (ドライトン) による認証率の計算を可能にするため、入荷番号「538399」の入荷について CoC 管理事業体は社内の換算率を使用して調達原材料の量を立米からトンに変換した。
- － [列 7, 8, 9]：調達された原材料は、「認証」、「中立」、「その他」の原材料として分類しなければならない。「3-1-3」のこれらの原材料分類基準は、SGEC 附属文書 4-1 に示す。調達された製品の一部分のみが SGEC 認証原材料である場合 (納品番号の 538399)、含有率に相当する量のみが「認証」 ($7.75 \times 28.38 = 21.29$) として分類される。その他の 7.09 は「その他」として分類しなければならない。

3-2 供給者の段階における確認

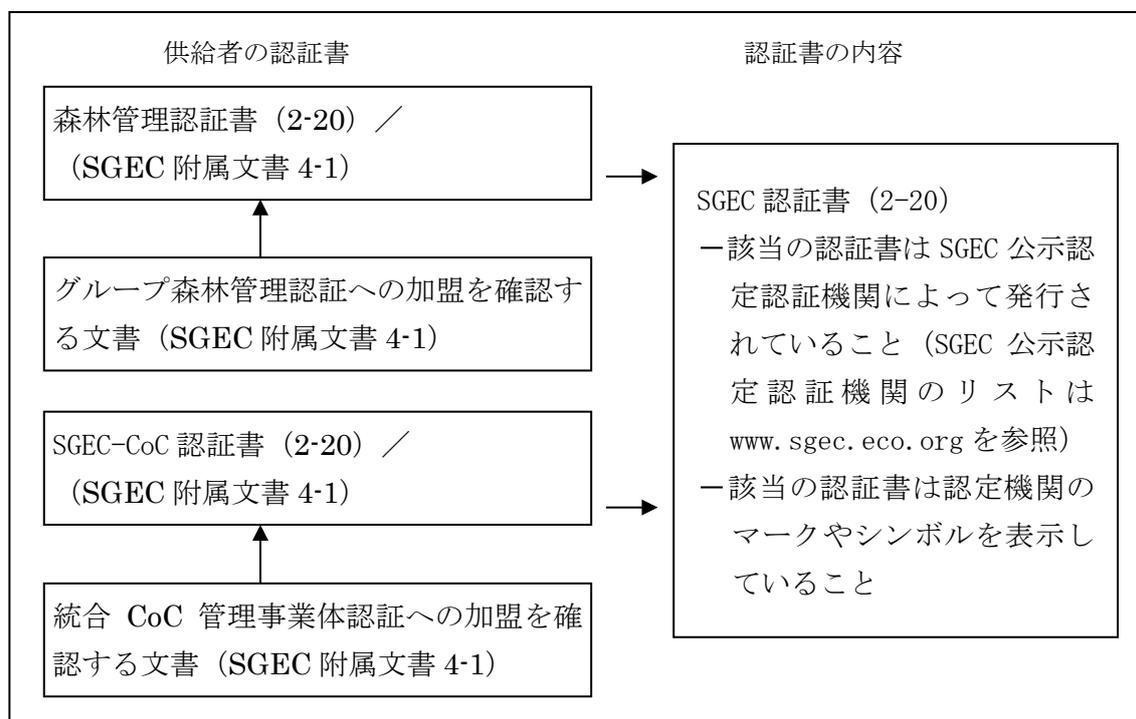
CoC 管理事業体は、認証原材料の供給者ごとに、その供給者が、SGEC 附属文書 4-1 が定める「SGEC 認証」及び／又は「SGEC 管理材」のそれぞれの「主張つき原材料」の供給者基準を満たしているかどうかを検証しなければならない。

検証は供給者の森林管理認証書または CoC 認証書に基づいて行なうもので、供給者は、それらのハードコピーを CoC 管理事業体に提供するか、または例えば自社のウェブサイトなどの特定の引用を通じて CoC 管理事業体はそのコピーを入手できる手段を提供する。

すべての情報は、また、SGEC 認証書のデータベース (www.sgec.eco.org) によって検証可能である。しかし、データベースによる供給者の資格の有無の検証は、CoC 管理事業体が供給者の認証書のコピーを入手して行わなければならない。

「認証状態（認証書の対象範囲に含まれる。）を確認するその他の文書」（3-1-2⑥、3-2-1、6-1-3）とは、当該者がグループ森林管理認証、または、統合 CoC 管理事業体認証の場合の SGEC 認証書の対象範囲に含まれることを証明する文書のことを言う。

図 6：供給者の段階における確認：SGEC 附属文書 4-1 の要求事項



4 最低限の DDS (デュー・ディリジェンス・システム) の要求事項

SGEC の DDS は、規格の中心部分に編入され、SGEC-CoC 認証規格を用いる全ての事業体に適用されることとなり、認証原材料もまた DDS の対象となる。ただし、SGEC の主張付

きの投入原材料はリスク評価を免除されるため、SGEC 主張付原材料 (X%SGEC 認証及び SGEC 管理材) にとっての DDS は情報収集に限られることになる。

DDS は、供給チェーンに益々求められる透明性の要望に応えるものである。欧州木材規制 (EUTR)、米国レイシー法及びオーストラリア違法伐採禁止法などの法令により、CoC 管理事業体が木材ベースの原材料を調達する際に「DDS (リスク評価)」または「然るべき注意」を実行することが求められている。鍵となる要素は、何より該当の樹種や由来情報の入手の可能性である。SGEC の DDS は、SGEC 認証材の供給チェーンのどの時点においてもこの情報の入手を可能とするメカニズムである。

SGEC の DDS は、「出处に問題」がある原材料が SGEC の CoC に投入され、最終的には SGEC 主張がされたり、SGEC のロゴマークが付された製品に投入されたりすることを回避するためのメカニズムである。従って、SGEC の DDS は SGEC の信頼を守り、透明性を実現するために不可欠である。

SGEC の CoC は、持続可能に管理された森林、リサイクル及び管理材に由来することの約束を提供する。投入原材料から見れば、既知の由来によるものであり、かつ、「問題がある出处」からのものを回避したものであるということになる。SGEC の DDS は「出处に問題」がある原材料が CoC に投入されるリスクの最小化の原則を活用したものである。この原則は、下記の 3 つのステップを踏んで有効となる。

1. 情報の収集 (4-2)
2. リスク評価 (4-3)
3. リスクの軽減 (4-5 と 4-6)

「4-4」は「明示された根拠に基づくコメント又は苦情」について正当に評価しなければならない旨明示している。CoC 管理事業体は、根拠に基づく懸念については常にこれを認識し、必要な措置を取らなければならない。

4-1 一般的な要求事項

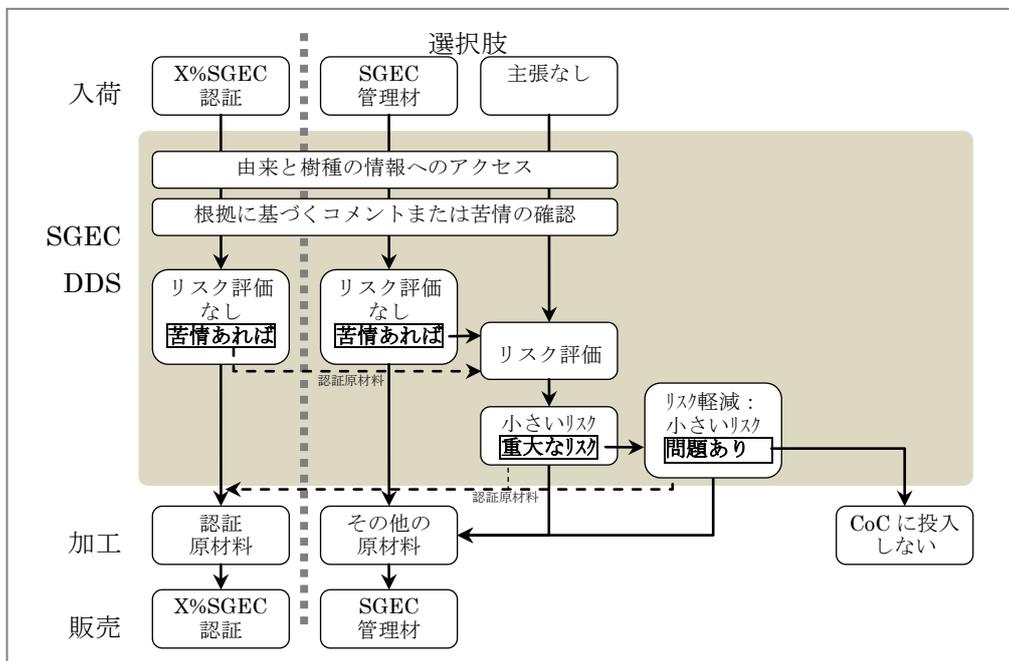
SGEC の DDS は、SGEC の CoC に投入されるすべての原材料について実行しなければならない。この場合、認証製品生産の特定部分についてのみ CoC を実施する CoC 管理事業体は、このプロセスに投入される原材料についてのみ SGEC の DDS を実行することとなる。即ち、通常の DDS 実行の対象範囲は、SGEC 認証製品の生産に係るプロセスに限定される。

しかしながら、SGEC 管理材の主張については、CoC 管理事業体は SGEC の DDS を実行した非認証品に対して主張をすることができるので、CoC 管理事業体は DDS の対象範囲を SGEC 認証製品の生産以外にまで拡大することとなる。

図 7 及び 8 は物理的分離方式及びパーセンテージ方式の場合の SGEC-DDS 及び SGEC 管

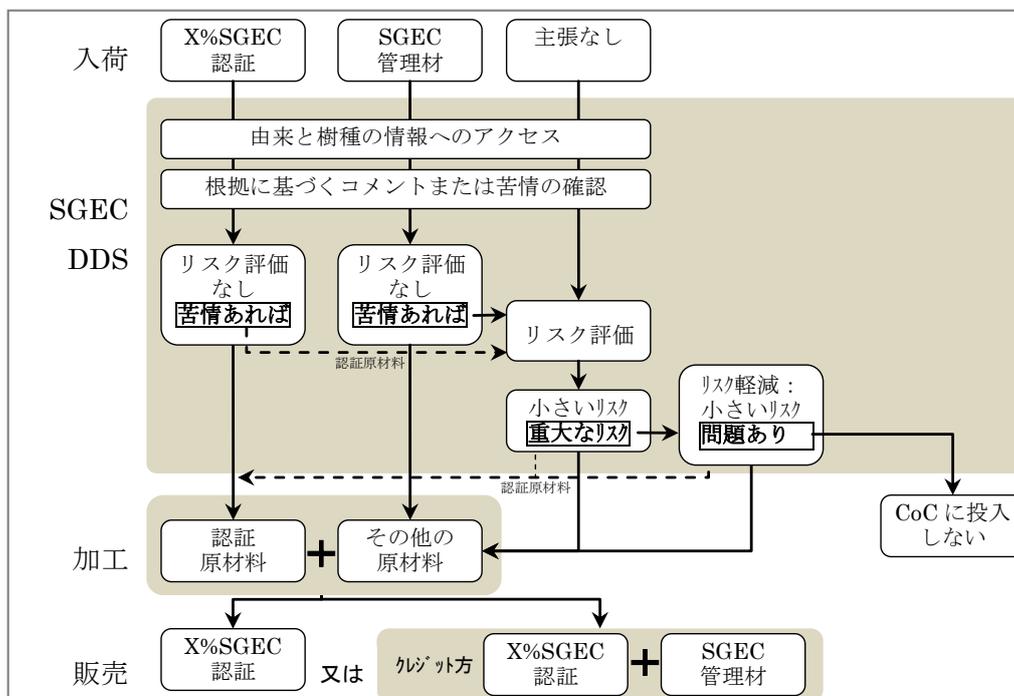
理材主張を図化したものである。

図 7 : DDS と SGEC 管理材の主張 (物理的分離方式)



凡例：小さいリスク：無視できるほど小さいリスク
 重大なリスク：注目すべき重大なリスク

図 8 : DDS と SGEC 管理材の主張 (パーセンテージ方式)



凡例：小さいリスク：無視できるほど小さいリスク
 重大なリスク：注目すべき重大なリスク

4-1-2

実務上、DDS の基礎的な要素としてのリスク評価は二つの部分からなる。

1. 「4-3」で明白に解説されるリスク評価
2. 「4-4」で解説される「明示された根拠に基づくコメント又は苦情」の有無に関する検証

この規格には、DDS の全般的な免除及びリスク評価の免除も含まれる。しかし、「リスク評価の免除」は、上記の「4-3」項の「リスク評価」に係る免除であって、原材料（例：SGEC 認証製品）であっても、「4-4」項の「明示された根拠に基づくコメント又は苦情」に係る評価を行うことについては免除されない。

DDS を免除される原材料（例：リサイクル原材料）については、上記「1. 「4-3」及び「2. 「4-4」」両部分とも免除される。

リサイクルに由来する原材料（「2-24」参照）は、SGEC の DDS の要求事項から免除される。これは、リサイクルの奨励措置であって CoC 管理事業体に対する過大な負担を避けるための措置であり、再使用された原材料の由来や樹種を引き出すのは事実上不可能であるからである。

SGEC 主張（「X%SGEC 認証」及び SGEC 管理材）が付された原材料であっても、SGEC の DDS は免除されない。例えば、情報の収集の要求は SGEC 認証製品であっても遵守される必要がある。但し、SGEC の主張が付された原材料については「4-3」に係るリスク評価の第 1 部については免除される。

4-1-5

CITES 関連の原材料は SGEC の DDS は免除される。これは、CITES 原材料はその可能性として「問題がある出処」からではないと考えるからである。

CITE の付属書 I、II、III に列挙されている樹種を含む原材料には、該当する輸出許可証及び／又はライセンスを添えなければならない。

詳細は、CITES のウェブサイト www.cites.org を参照すること。なお、CITES の付属書に列挙されるすべての樹種を含む調査データベースは www.speciesplus.net/ で入手可能である。

4-1-6

国連制裁に関する詳細は、<http://www.un.org/sc/committees/>を参照のこと。欧州連合の制裁についてはhttp://eeas.europa.eu/cfsp/sanctions/index_en.htmを参照のこと。

(現在実効中の木材関係の制裁はない)

注意書：CoC 管理事業体に関連性のない制裁とは、例えば、その CoC 管理事業体自身の国以外の国の政府制裁である。例：デンマーク製の木材をスウェーデン政府が制裁した場合、これはドイツの CoC 管理事業体には影響しない。

4-1-7

世界中の武力紛争の横行についての情報は、<http://acd.iiss.org/>国際戦略調査研究所 (International Institute of Strategic Studies) の武力紛争データベース (the Armed Conflict Database) を参照のこと。

4-2 情報の収集

SGEC-DDS の最初のステップは情報の収集である。この目的は、これに続くリスク評価に使用する供給品の由来と樹種の情報を受け取ることにある。この情報がない場合には、由来のレベルにおけるリスクを評価することができない。(「(4-3) リスク評価」を参照)

この規格は、CoC 管理事業体が下記情報についての入手手段を有していることを求めている。これは、「情報の入手手段を有していること」が最低限求められていることを意味する。即ち、必要なときに、少なくともその情報を供給者から得るための手順を有しているべきであるということである。その手順は、供給者との間で協調と確認がなされていなければならない、その協調と確認は文書化していなければならない。

この要求事項によって CoC 管理事業体はやるべきことが 2 つある。

- 第一に、SGEC の CoC に投入される原材料の購買者として、供給者との間に情報入手手段の手配をしなければならない。
- 第二に、SGEC 認証を受けた顧客に対する原材料の供給者として、その顧客から情報 (入手手段) の提供についての求めに応じなければならない。
- 更に、CoC 管理事業体は自社の供給者が、更にその供給者から該当する情報入手するための同様の合意を得ていることを想定しておかななければならない。

情報入手手段の手配

この規格では、情報の入手手段をどう手配するかについての詳細は規定しない。供給者や CoC 管理事業体は、それぞれに相応しい形で情報を得たり、伝達したりすることが可能であり、その入手手段の手配の仕方は自由である。物理的な情報伝達以外の方法を盛り込んでもよい。例えば、外部のオンラインやウェブ情報源などの引用などである。これによって、供給チェーン全体にわたって情報の入手手段の円滑な提供が可能となる。

一例を示す：樹種や由来情報について、例えば製品情報の帳票または外部のデータベースなどの形でメーカーのウェブによって入手可能であるような場合は、その製品の供給チェーンを把握することができる。供給チェーンの下流にあるCoC管理事業体は、必要に応じて情報が入手できる。

参考のために「2014 版の PEFC 登録情報システム」を図 9 に示す。これは、該当情報の提供ツールとして利用できるとされている。

図 9：中央（オンライン）情報源の利用

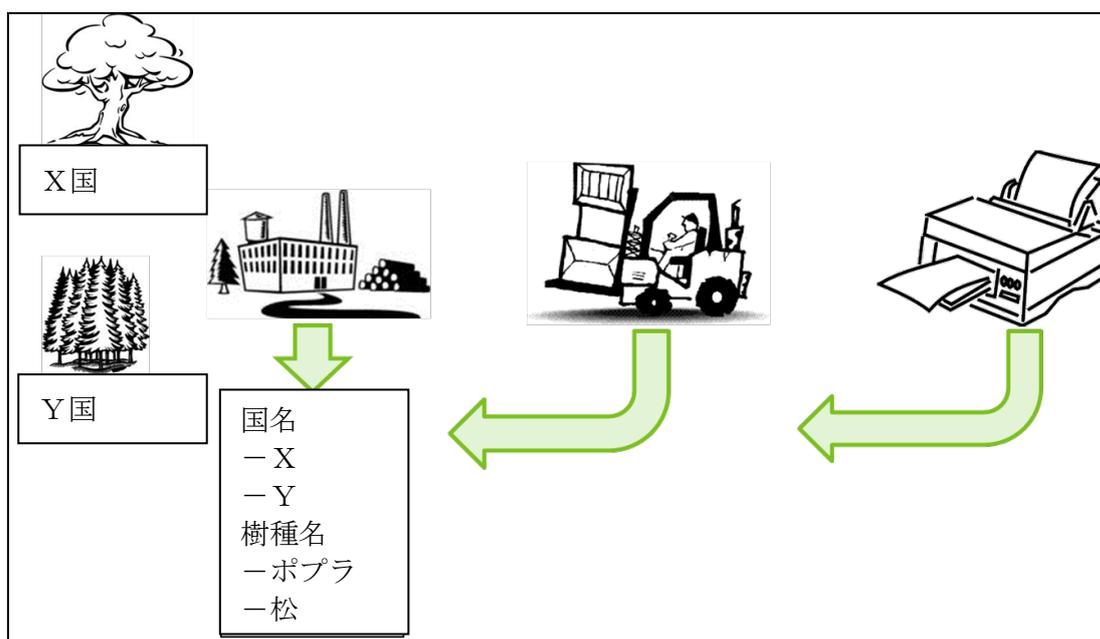


図 9 によって例示される様に、紙のメーカーは中央ポイントで情報を提供し、供給チェーンの下流の企業はここへのアクセスが出来るようにする。PEFC の登録情報システムはそうした中央データポイントとして利用が可能であるとされている。

情報の提供

CoC 管理事業体が、SGEC 認証を受けた顧客から樹種や由来情報の提供を要求された場合、あるいは、供給者がそれらの情報を CoC 管理事業体に提供する場合は、下記の原則が適用される。

1) 蓄積される情報

提供された情報には、複数の樹種や複数の由来源が含まれてもよい、異なる樹種や由来のそれぞれの正確な含有量や含有率を特定する必要はない。特定の樹種について国毎にリスクが異なる場合を除いて、樹種と由来の情報をリンクする必要はない。

2) 含まれる可能性がある由来と樹種の情報

樹種や由来の正確な情報の提供が困難な場合（紙やパネルの製造など）は、含まれる可能性のあるすべての樹種や由来をその情報に盛り込んで良い。この情報には、該当製品に通常含まれると思われる樹種を含めるべきである。意図しない樹種が結果的に製品に含まれるというリスクが高い場合以外、突発的に入り込むリスクがある樹種を含めることを問題とはしていない。

例：パネルのメーカーは通常トウヒ、マツ、カンバの混合品を購入するが、生産品のバッチごとに正確な配分を特定することはできない。この場合、提供される情報には、特定のバッチがこれらのうちの1つか2つの樹種しか含まない場合でも、3つとも含んでいてもよい、同じ生産者が、その他の樹種で製品に含まれるリスクが極小である50の樹種を確認してリストを作成した場合、この情報を提供する必要がない。

「4-2-1」の「注意書3」

国内地域レベルに関する情報は、国全体としては「重大リスク」であるとしても、特定の地域における違法伐採の防止に関する統制が有効であることが知られている場合には、この特定地域の情報は特に重要となる。例えば、幾つかの国においては地域ごとに大きな差異があることが調査研究で確認されている場合、例えば、一つの地域からの原材料は小さいリスクとして認められるが、その他の地域からのものは重大リスクである、という場合も有り得る。要するに、原材料を認めるための条件は、由来地域の情報を持つことが重要である。

自己宣言書

自己宣言書はCoC管理事業体が情報入手手段を手配し、供給者から供給チェーン情報提供の確約や現場検査の容認を得るためには有効なツールである。典型的な自己宣言書は下記の要素を含む。

- (a) 供給者が知り得る限り供給品は「問題がある出处」からのものではない旨の文書による声明
- (b) CoC管理事業体のリスク評価に必要な情報である供給原材料の樹種及び地理的な由来に関する情報の提供に関する確約書
- (c) 供給者からの供給品が「重大なリスク」であると見做される場合には、供給者とその重大なリスクの供給品に関わる該当原材料の森林管理者と供給チェーン全体の確認に必要な情報を提供する旨の確約書
- (d) 供給者からの供給品が「重大なリスク」であると見做される場合には、その供給者の業務やそのチェーンの川上の供給者に対する第三者、または第三者の検査の実行を許容する旨の確約書

表 3 はどのような目的に自己宣言書が利用できるかの例を示す。

表 3：自己宣言書を基に提供できる情報の例

情 報	認証機関による考慮
供給者が約束の基に該当原材料の樹種及び由来の情報を提供する	審査員は根拠に基づく懸念がなければ、この情報を容認する
供給者（例えば、商社）は、特定の地域からの木材を特定の顧客にのみ販売することを確認する	該当供給者は、認証機関が地域ベースのリスク評価法を査定する場合、この声明が正しいことを証する検証可能な証明書を有していなければならない

4-3 リスク評価

SGEC の DDS の第 2 段階であるリスク評価の目的は、特定の供給品に関するリスクの決定にある。評価は、供給者が提供する情報に基づいて実施される。それ故、リスク評価を実行するためには由来と樹種に関する情報が入手可能である必要がある。このリスク評価の基本的な原則は、図 10 に示される。「無視できるほど小さいリスク」（以下「小さいリスク」と云う。）、または「注目すべき重大なリスク」（以下「重大なリスク」と云う。）などとして分類される。総合リスクは二つの見込みの度合いの組み合わせによって決定される。（「4-3-3」）

- a) 由来レベルで該当の国／地域／森林管理地域（主体）にて「問題がある出处」として定義される行為が発生するか、又はその行為が供給品の特定の樹種に関連する見込みの度合いの評価で、見込みの度合いが高いとする指標はこの規格の「表 2」（「4-3-5」）に呈示される。
- b) 供給連鎖レベルで供給品のいずれかが「問題がある出处」からのものであることが確認される見込みの度合いの評価で、見込みの度合いが高いとする指標はこの規格の「表 3」（「4-3-5」）に呈示される。

この規格の「表 2」と「表 3」の指標は見込みの度合いが高い場合を示す（これらの指標のいずれかが当てはまる場合は総合的なリスクは「重大なリスク」とされる）一方で、「表 1」（「4-3-5」）の指標は由来に関する見込みの度合いと供給レベルにおける見込みの度合いが共に低い場合を示す。故に、次の図 10 の通り、この場合は「小さいリスク」となる。また、「表 1」はその他の表に優先する。

図 10：リスク評価法

高	供給連鎖レベルの見込みの度合い	注目すべき 重大なリスク	注目すべき 重大なリスク
		無視できるほど 小さいリスク	注目すべき 重大なリスク
低		由来レベルの見込みの度合い	
		低	高

4-3-1

「4-1」及び「同2」は、SGEC-CoC 規格に関するリスク評価の要素のより詳細な説明を示す。そのリスク評価の要素は、「4-3」で解説される「リスク評価」、及び「4-4」で解説される「根拠に基づくコメント又は苦情」の有無を評価することである。

以下の2種類の原材料／製品については、「4-3」で解説されるリスク評価が免除される。

- ① 「X%SGEC 認証」の主張を伴う原材料
- ② 「SGEC 管理材」の主張を伴う原材料

これらの原材料／製品に関しては、特定の供給品について「根拠に基づくコメント又は苦情」が提示されていない限り、「問題がある出处」である可能性は低い(4-4)。リスク評価の免除はこれらの原材料について DDS そのものが免除されることではない。「4-

1]、「4-2」、「4-4」及びその先の要求事項は SGEC 主張付きの原材料／製品にも当てはまる。

さらに、伐採国から SGEC 認証主張付きの原材料を輸入する CoC 管理事業体は、その伐採国の林業部門に関わる貿易や税関の法令の遵守を検証することが求められる。

リスク評価の実行

「4-3-6」は、同じ供給者による同一の供給品／船荷に対してリスク評価を反復する必要があることを規定している。リスク評価は年次で見直し、必要がある場合は変更しなければならない。（例えば、関連国の腐敗指数が 50 を超えた場合など）

同じ供給者の供給品の特長の 1 つでも変化があった場合は、（例えば、他の原産国や樹種、他の製品など）その供給品はこの供給者からの「新規」の供給品と見做し、リスク評価の実行が必要である。

例：CoC 管理事業体が、ある供給者との固定契約に基づいて週単位でハンガリー産のカンバ材の供給を受ける場合、この CoC 管理事業体は、最初の納入時にリスク評価をするだけで良く、その後は年次でリスク評価の見直しをすれば良い。

この規格は、リスク評価の使用するための一連の指標を提供する。図 11 は、どの様にこれらの指標を使用し、リスク評価を実行するかを総合的に示す。

図 11：リスク評価の総合的な実行法

ステップ 1：「表 1」に従って極小リスクを探すことからリスク評価を始める。	
「表 1」に当てはまるかが検証可能ですか？	
YES：「無視できるほど小さいリスク」である	→ 該当原材料は受け入れ可能
NO： リスク評価を続行する	
ステップ 2：ステップ 1 の回答が「NO」であれば「表 2」と「表 3」に従ってリスク評価をする。「表 2」か「表 3」の指標のどれかが当てはまる？	
YES：「注目すべき重大なリスク」である	→ 「注目すべき重大なリスク」の供給品の管理 を実行する。
NO：「無視できるほど小さなリスク」である	→ 該当原材料は受け入れ可能

4-3-5

「4-3-5」の「表 1」、「表 2」及び「表 3」の 3 つの表はそれぞれの見込みの度合いを決めるために使用する指標を表示する。下記の表では、特定の指標を判断するために使用可能な追加的参考事項、事例及び説明を表示する。これらの参考事項等はすべてを網羅したものではなく、これ以外の参考事項等をも使用することもできる。

表 4：「表 1」の参考事項、事例及び説明

指標	参考事項、事例及び説明
<p>供給品：</p> <p>a) SGEC の認証書を保有する供給者によって主張を付して供給された認証原材料／製品</p> <p>b) SGEC の CoC 認証書を有する供給者によって主張を付して供給されたその他の原材料／製品</p>	<p>a) 「X%SGEC 認証」の主張付きの供給品</p> <p>b) 「SGEC 管理材」の主張付きの供給品</p> <p>リスク評価は免除されているものの、下記の目的でこれらの指標が表示される、</p> <ul style="list-style-type: none"> － 「4-5-2-2」の参考事項を裏付ける － 外部の者に「4-3-1」項の免除の理由を示す
<p>(SGEC 承認を受けていない) 森林認証制度による認証品として宣言された供給品で、第三者認証機関による森林管理認証書または CoC 認証書による裏付けがあるもの</p>	<p>CoC 管理事業体は、該当の認証制度の要求事項に照らした認証状況に関して供給者がする宣言書／主張を点検すべきである。</p> <p>更に、CoC 管理事業体は、関連の認証制度が下記を含む証拠の提供が可能であるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 「問題がある出处 (2-9)」の用語が定義する行為を対象に含む森林管理の第三者認証¹ (b) CoC の第三者認証、及び、 (c) パーセンテージ方式が適用される場合、非認証原材料が「問題のある出处」に由来しないことを検証するメカニズム <p>SGEC の承認を受けていない森林認証制度の例としては FSC などがある。</p> <p>該当の原材料を受け入れた CoC 管理事業体は、SGEC の承認を受けていない認証制度が「無視できるほど小さなリスク」の要求事項を満たすことを確認する責任を負う。</p>

指標	参考事項、事例及び説明
<p>「問題がある出処¹」の用語の対象に含まれる行為に焦点を当てた森林認証制度以外の政府系または非政府系の検証または認可システムによる検証を受けた供給品</p>	<p>CoC 管理事業体は、該当する検証または認可メカニズムの適用範囲の証拠を提供できなければならない。</p> <p>検証または認可メカニズムの例：</p> <ul style="list-style-type: none"> －EU FLEGT (http://ec.europa.eu/environment/forests/flegt.htm) －熱帯林トラスト (Tropical Forest Trust) (www.tropicalforesttrust.com)

指標	参考事項、事例及び説明
<p>下記を明確に確認することが可能で検証可能な書類による裏付けを受けた供給品</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 木材の伐採国及び／または伐採(国内)地域(武力紛争の発生に関する考慮を含む) ● 製品の取引名と種類、及び樹種の一般名称及び「4-2-1」の注意書に該当する場合の ● 該当供給連鎖にあるすべての供給者 ● 該当供給品の由来である森林管理区域(主体) ● 「問題がある出处」に関する法令遵守を示す文書またはその他の信頼できる情報 	<p>「問題がある出处」の対象に含まれる行為に関する(要求事項の)遵守を示す文書の例:</p> <p>生物多様性の保全、森林の他用への転換、環境的及び文化的に高い価値を有すると指定された区域、CITES の要求を含む保護種及び絶滅危惧種などを考慮した森林施業及び伐採</p> <ul style="list-style-type: none"> －所有権／土地使用権の文書 －契約書またはコンセッション合意書 －正式な審査報告書 －環境達成証書(Environmental Clearance Certificate) －認可済の伐採計画書 －伐採区域閉鎖報告書(coupe closure report) －行動規範(codes of conduct) －厳格な法的監視、木材のトレースと統制の手順を示す公開情報 －伐採国で実効能力のある公共機関が発行する正式文書 －環境影響評価 －環境マネジメント計画 －環境監査報告書 －森林調査報告書(CITES) 輸出許可証 <p>林業従事者に関わる保健及び労働問題</p> <ul style="list-style-type: none"> －国の正式な規準を満たす給料支払い証明 －雇用契約書 －就業時間などの労務規定 －訓練記録 <p>先住民及び第三者の資産、保有、使用権</p> <ul style="list-style-type: none"> －環境影響評価 －環境マネジメント計画 －環境監査報告書 －社会責任合意書

指標	参考事項、事例及び説明
	<p>－土地保有及び権利の主張や紛争に関わる特定の報告書</p> <p>税や特許権使用料の支払い</p> <p>－契約書</p> <p>－銀行書類</p> <p>－付加価値税文書</p> <p>－正式な領収書</p> <p>森林部門に関わる貿易と関税</p> <p>－契約書</p> <p>－銀行書類、取引書類</p> <p>－輸入許可証、輸出許可証</p> <p>－輸出課徴金の正式領収書</p> <p>－輸出禁止リスト</p> <p>－輸出割り当て証</p> <p>[TRAFFIC, WWF's Global Forest & Trade Network Common Framework for Assessing Legality of Forestry Operations, Timber Processing and Trade Annex; European Commission, Guidance document for the EU Timber Regulation", CITES, http://cites.org/eng/disc/how.php]</p>

¹第三者認証、検証、認可メカニズムについては、これらのシステムが SGEC による「問題がある出处」の定義に関するすべての要素を対象としていることを確実にするために特別の注意を払うべきである。対象範囲外にありがちな要素としては遺伝子組み換え林産品の使用、森林の他の植生タイプへの転換（原生林の人工林への転換を含む）及び、林業従事者に関連する保健と労働問題の違反がある。

「表 1」の注意書 1

表 1 の注意書 1 は DDS の下に EUTR の要求事項に基づいて実行される検証について言及している。モニタリング団体の対象である DDS とは別に、CoC 管理事業体は供給品の合法性の証明として関係国の管轄当局のモニターを受けた DDS を使用することも可能である。

表 5 : 「表 2」の参考事項、事例及び説明

指標	参考事項、事例及び説明
<p>CPI が 50 以下の国（注） （国際透明性機構（TI）の腐敗認識指数（CPI）が 50 以下の国の政府による文書には特別の注意を払う必要がある²。）</p>	<p>国際透明性機構（TI）の腐敗認識指数は、www.transparency.org に表示されている。腐敗認識指数に関する別のセクションについてもこの表の下を参照のこと。</p>
<p>該当国で武力紛争が発生している。</p>	<p>国際戦略研究所（International Institute of Strategic Studies）の武力紛争データベース： http://acd.iiss.org/</p>
<p>該当する国／地域において森林の統治や法制の実効の度合いが低水準と認識されている</p>	<p>この指標を決めるにあたって、CoC 管理事業体は内部調査または森林統制及び法執行や腐敗の監視に積極的な政府や非政府機関など外部機関による調査の結果を活用できる。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> －世界銀行 F L E G ニュースレター (http://go.worldbank.org/FMKUFABJ80) －英国の本部を置く Chatham House (www.illegal-logging.info) －環境調査エージェンシー (Environmental Investigation Agency) (www.eia-international.org) Global Witness (www.globalwitness.org), etc. <p>地域レベルの森林統制及び法執行の評価 総じて、国レベルにおける統制の評価のための指標やツールは多数ある。CoC 管理事業体は、特定の地域やコンセッションに関する詳細な情報を提供するその他の証拠がない場合、まず国レベルにおけるリスク評価を実行すべきである。木材輸入者は地域差に関し一定の基礎的な知識を有していると思われる。例：マレーシアの地域差など</p>

腐敗指数（CPI）：その他のオプション

国際透明性機構の腐敗指数は、1つの国の不適切な法的枠組みや法執行システムに起因する由来のレベルのリスク評価の取り掛かりとして使用すべきものである。国際透明性機構の腐敗指数は、www.transparency.org に公表されている。

PEFC は、国際透明性機構の腐敗認識指数が林業に関しては必ずしも完璧で正確な統制のレベルを反映しているとは認識していない。しかし、それに続くリスク評価や緩和の出発点としての取り掛かりは必要であるとしている。このことは、すでに 2010 年版の PEFC の CoC 規格 (PEFC ST 2002:2010 付属書 2、表 1) は次の手順を盛り込んでいる。即ち、「国際透明性機構の腐敗認識指数が 50 以下の特定の国における森林部門の腐敗レベルを反映しない十分な証拠がある場合は、PEFC はこの指標に関して違う決定をすることがある。このオプションは、2013 年版の同規格においても有効である旨規定している。SGEC おいても、これに準拠することとし、その他の指標を利用するか、十分な統制レベルの証拠を示すその他の手段が提供されてもよいこととする。

「²」もしこの他に PEFC が承認する外部参照資料がある場合は、それらは PEFC のウェブサイト上に公開される。 ([www. P E F C .org](http://www.PEFC.org)) SGEC もこれに準拠する。

PEFC はこの 2つのオプションについて次に解説している。

SGEC はこれに準拠することとする。

PEFC GD 2001:2014 「林産品の—使用ガイド」抜粋

1. 代替指標の適用

統制レベルに関する情報を提供するその他の指標は、詳細において差異はあっても存在する。例えば、国際透明性機構自身もその他の情報源を提供している。国際透明性機構が受け入れるそうした指標は、腐敗指数に代替できる。表 6 はイタリアに関する例を示す。PEFC イタリアは、国際透明性機構イタリア支部との共同で他のオプションを探す努力をしたことがある。国際透明性機構イタリア支部は、PEFC イタリアに対し森林部門に関して利用可能な他の指標がある旨を伝え、多くの国や地域についても状況によっては使用可能な指標のリストを提供したことがある。

表 6 : イタリアにおける腐敗指数に代替するその他の情報源の例

Global Corruption Barometer (GCB)-2010 http://www.transparency.it/ind_tiasp?idNews=159&id=barometro
Transparency Reporting on Anti-corruption (TRAC) – 2012 http://www.transparency.it/pub_tiasp?idNews=223&id=publicazioniVolumiInt
EU:- Eurobarometer 2010 http://www.transparency.it/ind_tiasp?idNews=159&id=barometro
World Bank: World Bank Governance Indicators; - Voice and Accountability – Political instability – Government effectiveness – Regulatory Quality – Rule of law, Control of corruption http://transparency.it/Ind_Ti.asp?id=sondaggi

EDELMAN: Trust Barometer 2011 http://www.transparency.it/Ind_Ti.asp?id=sondaggi
OCSE:OCSE Progress Report 2010 http://transparency.it/Ind_Ti.asp?id=sondaggi
UNIVERSITY of GOTEMBORG (regional index) measuring the Quality of Government and Sumnational Variation 2010 http://transparency.it/Ind_Ti.asp?id=sondaggi
国際透明性機構には、特にアジアパシフィック地域の森林統制整合性に焦点を充てたプロジェクトがある。関連サイトは、 http://archive.transparency.org/regional_pages/asia_pacific/forest_governance_integrity

PEFC が特定の国に関する代替指標をまだ認めていない場合、PEFC の認証書の保有者または PEFC 各国認証管理団体 (SGEC) は PEFC 事務局に対してこれを要請することが可能である。国際 PEFC は特定の国に関する代替指標の可能性について国際透明性機構と積極的に協議する。

2. 「特定区域リスク評価」

国際透明性機構の腐敗指数は、特定国の統制の欠如という特定のリスクを示すものであり、腐敗に対する経済全般にわたる様々な関係者による認識の総合的な評価に基づいている。総合腐敗指数は、国または地域全体に関わる由来のレベルのリスクに焦点を充てた特定のリスク評価に優先される。特定区域リスク評価は、下記のステップによって構成される。(これと同等の手順でも可能)

- 1) PEFC 各国認証管理団体 (SGEC) 又は複数の協力団体は「リスク評価グループ (RAG)」を設置する。グループ (ステークホルダーの代表) の構成員は、持続可能な森林管理規格の制定プロセスを反映するのが良い。そのグループでは、評価の対象である区域に関する専門性が反映されなければならない。
- 2) RAG は、国や特定区域について由来のレベルに関するリスク評価を実行する。そのリスク評価においては、由来のレベルにおける評価に関して PEFC (又は SGEC) が予見するすべての指標を考慮しなければならない。「4-1-6~4-1-9」項については、違法伐採が横行している樹種、労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言に関連する保健と労働権の実行)

RAG は、当該国において下記を明確に確認できる文書の使用の可否、または、使用法を例えば考慮することができる。

- 該当木材が収穫された国及び／又は伐採された地域 (武力紛争の横行の考慮を含む)
- 製品の商品名と種類、及び樹種の一般名、及び当てはまる場合は正式な学名
- 該当供給チェーン上のすべての供給者
- 該当供給品の由来の森林管理区域 (主体)

- 問題がある出処の用語によって規定される木材及び木材製品のコンプライアンスの遵守を示す文書またはその他の信頼できる情報

さらに、表4に解説される文書は、リスク評価やその後の緩和において考慮することができる。

3) リスク評価の手順及び結果は **PEFC (SGEC)** 事務局あてに提供すべきである。申請された特定区域リスク評価の承認に関する責任は **PEFC** 評議会の事務局長にある。必要があると思われる場合は、特定の国に関する専門知識を有する独立コンサルタントを評価に指名することも可能である。これに掛かるすべての費用は **RAG** が負う。

4) 手順と結果を公表した後は、その結果はすべての行為者が使用できる。

表7:「表3」の参考事項、事例及び説明

指標	参考事項、事例及び説明
業者及び手順が不明である。(このマトリックスが小さいリスク指標として承認する検証システムに基づいて実行された最初の検証以前の行為者及び段階が不明である。)	供給チェーンにおける行為者と段階、及び関連製品が取引された国を判断するに当たっては、透明性の最初のポイントまでを確認すれば十分である。これは、「表1」の指標による検証によって示される。
該当の木材または木材製品が取引された国/地域が不明である。(該当の木材または木材製品が、このマトリックスが「小さいリスク」指標として承認する検証システムに基づいて実行された最初の検証以前に取引された国/地域が不明である。)	例えば、 CoC 管理事業体が供給チェーンのどこか1点で PEFC(SGEC) 認証であったと判断する場合、伐採ポイントまで遡って「重大なリスク」はないことが推定される。
該当供給チェーンに関わる企業による違法行為への関与を示す証拠がある。	CoC 管理事業体が自ら確認した又は第3者や外部から CoC 管理事業体に持ち込まれた証拠がある場合は、考慮に入れなければならない。

4-3-8

すべて同一の地理的区域を供給源とする多数の供給者と取引をする **CoC** 管理事業のために (それのみに限定はされないが) 創案されたオプションとして、一つの特定地理的区域からの複数の供給品に関するリスク評価実行のオプションがある。(既知の) 供給者のみが異なる場合に同じリスク評価を実行しなければならない事態を避けるためである。

リスク評価のベースとなる地理的区域は、明確に定めなければならない。原則として、全区域が「重大なリスク」とされる限りはその区域の広さに制限はない。例えば、その

区域は一つの国の一地域であったり、国自体であったり、または複数国にわたる特定の区域であってもよい。

「4-3-8」は、地理的区域に基づくリスク評価のオプションは「表2」または「表3」の指標が当てはまる場合は使用不可であるとしている。しかし、決定的な指標に基づくリスク軽減の手順が確立されている場合は、SGEC 管理事業体はそうした評価を実行することができる。表8はいくつかの例を示す。

表 8

決定的なリスク指標 (例)	可能な軽減の手順
国際透明性機構 (TI) が提示する国別の腐敗認識指数 (CPI) が 50 以下の国	CoC 管理事業体は「腐敗指数：その他のオプション」の下に解説された手順に従ってリスク評価を手直し、特別な軽減戦略を引き出すことができる。
このマトリックスが「小さいリスク」指標として承認する検証システムに基づいて実行された最初の検証以前の行為者及び段階が不明である。	CoC 管理事業体は、(供給チェーンの) 手前の行為者から特定された区域からのみの調達であることを確認する自己宣言を要求する。
	CoC管理事業体は、(供給チェーンの) 手前のすべての (認証を受けていない) 行為者に PEFC (SGEC) の情報登録システムに登録することを要求する。このシステムは供給者を登録することで、その情報を競争相手に提供することなく供給チェーンを透明化することを可能とする。

4-4 根拠に基づくコメント又は苦情

この項は、再度 SGEC の DDS が実行されるすべての原材料に適用される。SGEC の DDS リスク評価が免除される SGEC 主張付きの原材料についても、この項に適合しなければならない。「根拠に基づくコメント又は苦情」に係る懸念の認識とその調査は、CoC 管理事業体が SGEC 主張付きの原材料を扱う際の手順の一部としなければならない。

4-5 「注目すべき重大なリスク」供給品の管理

4-5-1-1

CoC 管理事業体がリスク評価で「重大なリスク」であると判断した供給品を受け入れたい場合は、「重大なリスク」供給品の管理が必要となる。このステップの目的は、供給者によって提供される追加情報に基づいて「重大なリスク」を「小さいリスク」のレベルへと軽減することにある。

そのリスク評価は、「重大なリスク」の特定の分野を示しているはずである。該当の供給者は、CoC 管理事業体がリスクのレベルを「重大」から「小さい」に改めることを可能とする追加情報を提供しなければならない。

4-5-1-2②

現場検査は、それが必要な場合のみ求められる。「4-5-3-1」は現場検査が無用である場合を説明する。即ち「CoC 管理事業体は、関連原材料が「問題がある出处」に由来するものではないとする十分な信頼性を提供する文書がある場合は、「文書のレビューによって現場検査を代替することができる。」旨規定している。

4-5-2-2

供給チェーンの行為者とその段階及びその関連製品が取引された国を判断するにあたっては、透明性が確認される最初のポイント（段階）までを確認すれば十分である。これは、「表 1」の指標について検証することによって実証される。例えば、CoC 管理事業体が供給チェーンのどこか 1 点で SGEC 認証であったと判断する場合、その段階から伐採ポイントまで遡って検証し「重大なリスク」がないことを確認する。

4-5-3-4

供給者が提出した追加文書が「小さいリスク」とするには不十分である場合は、該当供給者の操業の現場検査が必要である。(4-5-1-2②) 項の説明を参照) 現場検査の内容は供給者に焦点を定める。CoC 管理事業体は、現場検査において、一つの供給者からのすべての「重大なリスク」供給品からサンプルを取って検証しなければならない。故に、

- サンプルングは一つの供給者からのすべての「重大なリスク」供給品を基にすること。
- 複数の供給者から「重大なリスク」供給品を受け取る場合は、それぞれの供給者について 1 つのサンプルを決めなければならない。
- 同一の供給者からの同じ船荷／供給品については一つの供給品と見做すことができる。

サンプルのサイズ (y) は、(x) を「重大なリスク」供給品の数として $y = \sqrt{x}$ として決める。計算の結果は最も近い整数に切り上げまたは切り下げされる。なお、サンプル数の切り上げに関してこの規格では前記の他に異なるやり方があることに留意すること。その切り上げ法は、縮小サンプルサイズ ($y = 0.8\sqrt{x}$) を決める際に使用するもので、この場合は次の整数に切り上げされる。

図 12：現場検査のサンプリングの例



図 12 の例示においては、CoC 管理事業体は供給者 B 及び供給者 C について現場検査を実行する。供給者 B における現場検査は一つの特定期間供給品について実行するのに対し、供給者 C においては二つの供給品について検査を実行する。

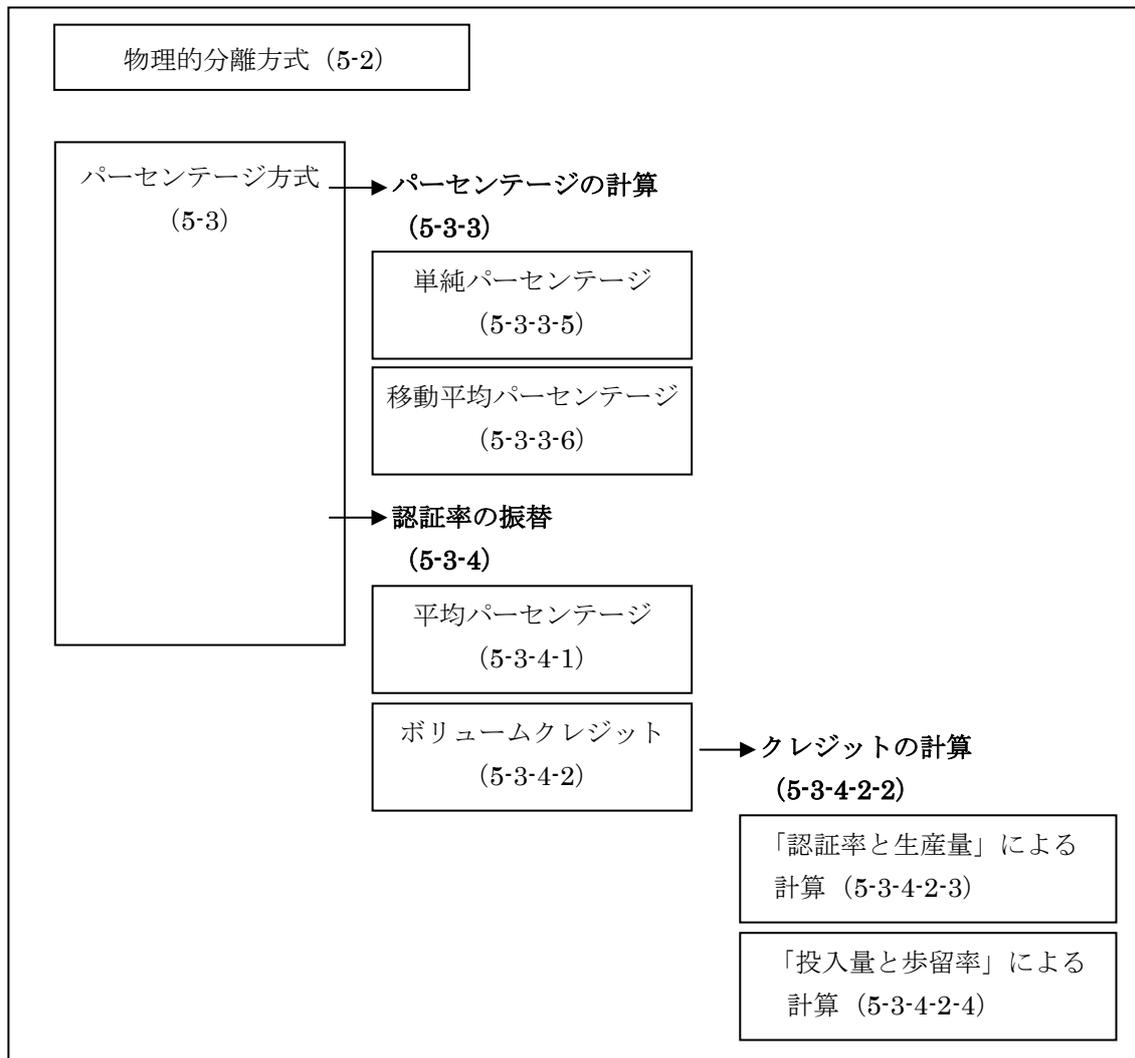
4-6 市場への出荷の禁止

CoC 管理事業体の CoC に投入すべきでない原材料と CoC 管理事業体が市場に出荷すべきでない原材料との間には明確な違いがある。その違いは PEFC (SGEC) の定める「問題がある出処」の定義が、当該国等が定める「違法伐採」の定義の違いによる。例えば、CoC 管理事業体が、国の法律に沿って森林を他の植生に転換した場合で SGEC 規制の対象となるケースからの原材料を受け取った場合がある。これを国の規制から見た場合は、この供給品は合法に収穫されたものであり、それゆえ市場に出荷することは可能である。しかし、SGEC の立場から見れば、この供給品は「問題がある出処」からのものであり、CoC に投入することはできない。この様な場合、SGEC の CoC の対象となる原材料と CoC の対象外であるその他の原材料とは物理的に分離することが求められる。

5 認証生産物の管理 (CoC の方式)

SGEC の CoC 規格は、SGEC 管理事業体が認証生産物の管理 (CoC) を実行する方法に関して、原材料の流れ、市場状況、顧客からの特定の需要などに基づいて選択可能ないくつかのオプションを提供する。

図 13：認証生産物の管理（CoC の方式）のオプションの構図



5-2 物理的分離方式

5-2-1-1

出来る限り物理的分離方式を採用することがこの規格の明白な意図である。例えば、完成品（最終使用）を扱う企業は、物理的分離方式を採用するべきである。

5-2-1-3 注意書

異なる認証率の供給品を調達する CoC 管理事業体は、それらの原材料を物理的に分離すると良い。

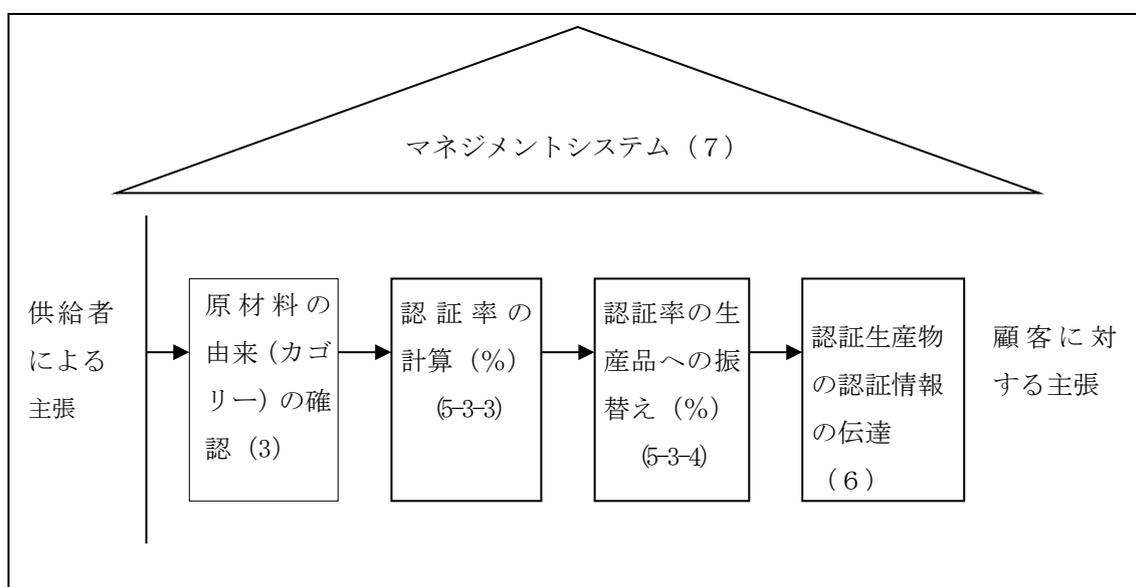
例えば、ある木製品の取引業者が 70%SGEC 認証の認証ファイバーボードを一つの在庫積みにし、これとは別に 100%SGEC 認証のファイバーボードを在庫積みすることなど。CoC 管理事業体は、異なる認証率の製品を組み合わせることを選択することもできる。この場合は、最も低い認証率を使用しなければならない。例えば、木材チップ業者が 80%

SGEC の認証チップと 95%SGEC の認証チップを併せて在庫している場合、その在庫全体を認証率 80%の認証チップと見做さなければならない。この場合は実際の認証率とは異なるので、実際の認証率を主張できるのはパーセンテージ方式を採用する場合に限られる。

その他の例としては、SGEC 認証原材料と SGEC 管理材とを混合する場合がある。この場合は、その在庫については全体を SGEC 管理材としなければならない。

5-3 パーセンテージ方式

図 14：パーセンテージ方式のモデル

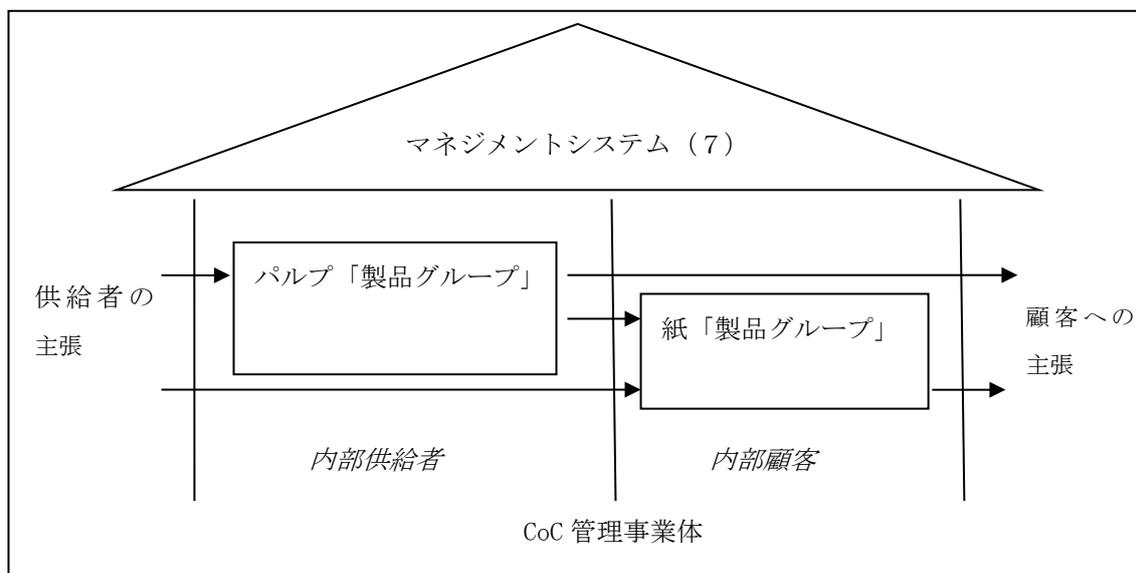


5-3-2 製品グループの決定

CoC 管理事業体は、実行する CoC の対象となる製品グループを決めなければならない。製品グループは、単一種類の製品または製品群に関連させることができる。製品グループには、例えば、樹種や性質などにおいて同一または類似の投入原材料を含有する生産品しか含めることができない。

CoC 管理事業体は、並行 (parallel) 又は連続製品グループを定めることができる。連続製品グループの場合は、「供給者」 (2-27) と「顧客」 (2-10) の用語は「社内」供給者及び「社内」顧客として理解するべきである。

図 15：製品グループの決定



5-3-3 認証率の計算

CoC 管理事業体 (企業) は、認証率の計算にあたり、単純パーセンテージと移動平均パーセンテージの二つの方式を採用できる。

5-3-3-5 単純パーセンテージ

特定の製品グループの認証率は、その計算の対象範囲にある特定の製品に含まれる原材料から計算される。また、この方式は、CoC 管理事業体が特定の生産 (例：印刷業務) のために原材料を調達する場合に適用される。

例：CoC 管理事業体は、主張をする特定の製品バッチの生産のために表 9 に表示された (7月) 投入原材料を調達した。そして、投入原材料は特定の製品グループの生産のためにすべて実際に使用された。

表 9：単純パーセンテージ計算の例

1	2	3
調達された認証原材料の量 (トン)	その他の原材料の量 (トン)	単純パーセンテージ
V_c	V_o	$P_c : P_c = V_c / (V_c + V_o)$
26 984	16 640	61.86%

注意書：上記の表の数字は表 2 から採ったものである。

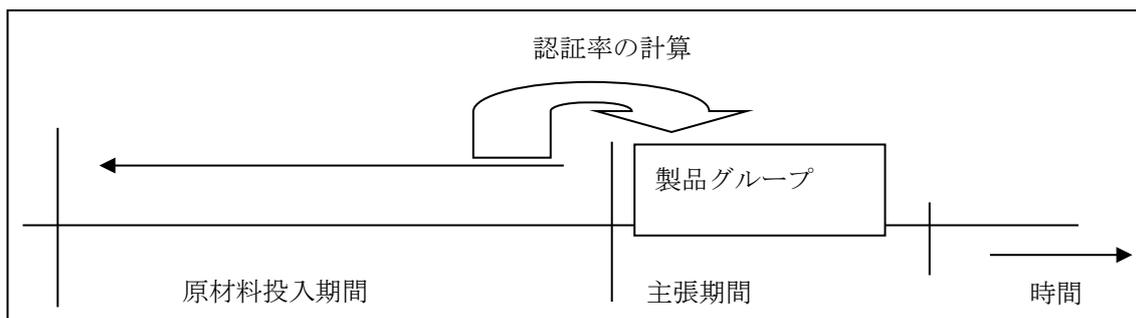
5-3-3-6 移動平均パーセンテージ

特定の主張期間に関する移動平均は、その主張期間に先んじる原材料投入期間中に調達された投入原材料によって計算される。

主張期間は、3 か月を超えてはならない。原材料の投入期間は 12 か月を超えてはならない。

原材料の投入期間は主張期間より長くなくてはならない。

図 16：移動平均計算



移動平均 3 か月の例：

1 か月の主張期間の認証率の計算は、過去 3 か月間に調達された認証原材料とその他原材料の量によって計算される。

注意書：CoC 管理事業体が CoC を開始し、移動平均の計算に使用される期間がその CoC 開始からの期間より長い場合は、移動平均の計算は、CoC を設定してからの期間に調達された量によって行われる。表 10 には、その一例が示されている。最初の移動平均（月 1）は月 1 の期間内に調達された分から計算され、2 番目の移動平均（月 2）は、月 1 及び月 2 に調達されたもののみから計算される。

表 10：パネルボード生産で 3 か月の移動平均を使用する例

1	2	3	4	5	6
主張期間 1 か月	調達された認 証原材料の量 (トン)	調達されたそ の他の原材料 の量 (トン)	過去 3 か月間 の認証原材料 の量 (トン)	過去 3 か月間 のその他原材 料の量 (トン)	3 か月の移動 平均認証率
$j = i$	V_c	V_o	$V_c(3)$	$V_o(3)$	$P_c(3)$
			$V_c(3) = \sum_{j=i-1}^{i-3} V_{c_j}$	$V_o(3) = \sum_{j=i-1}^{i-3} V_{o_j}$	$P_c = \frac{V_c(3)}{V_c(3)+V_o(3)}$
2009/1	13654	28654			
2009/2	15563	32654	13654	28654	32.27%
2009/3	19546	25987	29217	61308	32.28%
2009/4	5264	36214	48763	87295	35.84%
2009/5	12695	26154	40373	94855	29.86%
2009/6	26984	16640	37505	88355	29.80%
2009/7	21564	15261	44943	79008	36.26%
2009/8	26897	14561	61243	58055	51.34%
2009/9	15265	22641	75445	46462	61.89%
2009/10	18564	26594	63726	52463	54.85%
2009/11	16235	25264	60726	63796	48.77%
2009/12	15462	24152	50064	74499	40.19%
続く					

注意書：表示された計算の例：

- [列 1]：認証率計算の対象となる 1 か月の主張期間
- [列 2 と列 3]：「認証」と「その他」の原材料の量は、原材料の由来確認の結果を示す。
(「3-1-3」参照)
「2009 年 6 月」の数字は表 2 からとったものである。
- [列 4]：量は、過去 3 か月間に調達された「認証原材料」の総量を示す。
2009 年 6 月の $V_c(3) = V_c(2009 \text{ 年 } 5 \text{ 月}) + V_c(2009 \text{ 年 } 4 \text{ 月}) + V_c(2009 \text{ 年 } 3 \text{ 月})$
即ち、
 $V_c(3) = 19546 + 5264 + 12695 = 37505$ (トン)
- [列 5]：「その他」原材料の量は、過去 3 か月間に調達された「その他」原材料の総量を示す。
2009 年 6 月の $V_o(3) = V_o(2009 \text{ 年 } 5 \text{ 月}) + V_o(2009 \text{ 年 } 4 \text{ 月}) + V_o(2009 \text{ 年 } 3 \text{ 月})$
即ち、
 $V_o(3) = 25987 + 36214 + 26154 = 88355$ (トン)
- [列 6]：移動平均による認証率は、「5-3-3-1」項の計算式に従って計算される。 $P_c = V_c / (V_c + V_o)$

+Vo)

$$2009 \text{ 年 } 6 \text{ 月 の } Pc(3) = 100 \times Vc(3) / [Vc(3) + Vo(3)]$$

即ち、

$$Pc(3) = 100 \times 37505 / (37505 + 88355) = 29.80\%$$

5-3-4 認証率の生産量への振替

認証率は、製品グループの特定主張期間について計算し、その期間中に販売／譲渡された製品に振替えなければならない。この規格はこのための二つの方式、即ち平均パーセンテージ方式（5-3-4-1）及びボリュームクレジット方式（5-3-4-2）を定める。

5-3-4-1 平均パーセンテージ方式

平均パーセンテージ方式においては、認証率は特定の主張期間の製品グループのすべての製品に使用される。

表 11：平均パーセンテージ方式のパネルボード生産への適用（表 10 の続き）

1	2	3	4
1 か月主張期間	3 か月移動平均パーセンテージ	主張期間中の製品グループからの総生産	認証製品の量 (M ³) (SGEC 認証原料の%表示付き)
J = i	Pc(3)	Vpb	Vcp (Vc%)
			Vcpi=Vpbi 主張%=Pci
2009 年 1 月	0.00%	64589	0.00
2009 年 2 月	32.27%	73698	73698 (32.27%)
2009 年 3 月	32.28%	69568	69568 (32.28%)
2009 年 4 月	35.84%	65423	65423 (35.84%)
2009 年 5 月	29.86%	57894	57894 (29.86%)
2009 年 6 月	29.80%	66589	66589 (29.80%)
2009 年 7 月	36.26%	58789	58789 (36.26%)
2009 年 8 月	51.34%	62458	62458 (51.34%)
2009 年 9 月	61.89%	59658	59658 (61.89%)
2009 年 10 月	54.85%	70458	70458 (54.85%)
2009 年 11 月	48.77%	62458	62458 (48.77%)
2009 年 12 月	40.19%	60589	60589 (40.19%)
続く			

注意書：[列 4]：平均パーセンテージ方式を使用した場合の認証製品の量は、特定の主張期間中に販売された製品の量と一致する。(Vcp=Vpb)

認証製品において主張された認証原材料のパーセンテージは、特定の主張期間に関して計算された認証率と一致する。[列2] 2009年6月：Vcp=66589 (m³)、認証率=29.80%

5-3-4-2 ボリュームクレジット方式

ボリュームクレジット方式は、特定の製品グループに投入された全原材料をベースとする。蓄積されたクレジットの分は認証原材料として販売できる。その他の量については、特定の製品グループに関わるすべての投入原材料について SGEC-DDS が実行されているので「SGEC 管理材」として販売が可能である。

CoC 管理事業体は、下記のいずれかを使用してボリュームクレジットを計算することができる。

- a) 認証率と生産品の量 (5-3-4-2-3)
- b) 投入原材料と歩留まり率 (5-3-4-2-4)

5-3-4-2-3 認証率と生産量を使用したボリュームクレジットの計算

表 12：認証率と生産量を使用してパネルボード生産をする場合のボリュームクレジット計算の例 (表 11 の続き)

1	2	3	4
1 か月主張期間	3 か月 移動平均パーセンテージ	主張期間の総生産量 (M3)	生産品のボリュームクレジット (M3)
j= i	Pc(3)	Vpb	VC
	$Pc = \frac{Vc(3)}{Vc(3) + Vo(3)}$		VC=Vpbi*Pci
2009年1月	0.00%	64589	0.00
2009年2月	32.27%	73698	23782.34
2009年3月	32.28%	69568	22456.55
2009年4月	35.84%	65423	23447.60
2009年5月	29.86%	57894	17287.15
2009年6月	29.80%	66589	19843.52
2009年7月	36.26%	58789	21316.89
2009年8月	51.34%	62458	32065.94
2009年9月	61.89%	59658	36922.34
2009年10月	54.85%	70458	38646.21
2009年11月	48.77%	62458	30460.77
2009年12月	40.19%	60589	24350.72
続く			

注意書：

－ [列4]：ボリュームクレジットは、特定の主張期間の認証率 [列2] とその主張期間中の生産量 [列3] から計算される、

故に、2009年6月 $V_{cp}=0.2980 \times 66589=19843.52$ (m³)

5-3-4-2-4 投入原材料と歩留り率を用いたボリュームクレジットの計算

表 13：投入原材料と歩留り率を用いたボリュームクレジットの計算の例

1	2	3	4	5	6	7
納品番号	日付	製品説明	認証状態	量 (m ³)	用材ボリューム クレジット 歩留り率 = 0.6	チップとおが 屑のボリューム クレジット (トン) 歩留り率 = 0.18
0353	7月1日	丸太	PEFC 認証 75%	45	20.25	6.08
0354	7月3日	丸太		65		
0355	7月3日	丸太		85		
0356	7月5日	丸太	PEFC 認証 100%	65	39	11.7
0357	7月14日	丸太		82		
0358	7月25日	丸太	PEFC 認証 70%	65	27.3	8.2
2009年6月のトータル					50.55	25.98

5-3-4-2-5 ボリュームクレジット・アカウント

CoC 管理事業体のボリュームクレジット・アカウントは、CoC の対象となる製品グループについて作成しなければならない。

表 14：パネルボード生産におけるボリュームクレジットの管理の例（表 12 の続き）

1	2	3	4	5
認証主張期間	クレジットの入力	クレジットアカウント (使用可能なクレジット) m ³	クレジットアカウントの最大限度 (m ³)	使用されたクレジット
	クレジットボリューム (m ³)			クレジットボリューム (m ³)
i	VC	= [3] _(i-1) - [5] _(i-1) + [2] _(i) 条件: [3] ≤ [4]	$\sum_{i=1}^{i-1} [2]$	
2009/1	0.00	0.00	0.00	0.00
2009/2	23782.34	23782.34	23782.34	0.00
2009/3	22456.55	46238.89	46238.89	0.00
2009/4	23447.6	69686.49	69686.49	0.00
2009/5	17287.15	86973.64	86973.64	0.00
2009/6	19843.52	104270.6	106817.16	2546.56
2009/7	21316.89	124629.26	128134.05	958.23
2009/8	32065.94	156132.75	160199.99	562.45
2009/9	36922.34	193055.09	197122.33	0.00
2009/10	38646.21	230154.05	235768.54	1547.25
2009/11	30460.77	259067.67	266229.31	1547.15
2009/12	24350.72	283418.39	290580.03	0.00
2010/1	22564.15	305726.39	313144.18	256.15
2010/2	25654.25	315016.09	315016.09	958.26
2010/3	26789.15	319348.69	319348.69	123.15
続く				

注意書：

表 14 をベースにした「2010 年 3 月（最終欄）」証主張期間に関する計算例：

- － [列 2]：1 か月の主張期間に関して計算したボリュームクレジット（2009 年 1 月から 12 月分の数字は表 12 からのもの）
- － [列 3]：クレジットアカウント（使用可能なクレジット）は、前月のクレジットアカウント [列 3、2010 年 2 月] から前月のクレジット使用分 [列 5、2010 年 2 月] を差し引き、それに該当月のボリュームクレジット分 [列 2、2010 年 3 月] を加えることによって計算される。
2010 年 3 月：315016.09 - 958.26 + 26789.15 = 340846.98 [m³]
クレジットアカウントに累積されたボリュームクレジットの総量は、過去 12 か月に算入されたクレジットの総量 [列 4 = 319348.69] を超えることはできない。（「5-3-4-2-7」）
340846.98 > 319348.69 なので、使用可能なクレジットアカウントの量は 319348.69 m³ となる。

ー [列4] : クレジットアカウントの許容される最大値は、過去 12 か月間にクレジットアカウントに投入されたボリュームクレジットの合計として計算される。 [列2、2009 年 4 月から 2010 年 3 月まで]

6 認証生産物（主張付き製品）の販売・委託と情報の伝達

6-1 販売／譲渡された製品に関する文書

6-1-1 認証範囲の変更に関する情報伝達

CoC 管理事業体の認証範囲に変更がある場合は、CoC 管理事業体はそれらについて積極的に下記の顧客に伝えなければならない。

- a) 過去において当該 CoC 管理事業体の顧客であった企業
- b) SGEC 認証原材料または「問題がある出处」に由来する原材料を回避するために当該 CoC 管理事業体の DDS が実行された原材料を求めている企業

6-1-2 主張情報を伝えるための文書

「顧客に送られた同書類（原本）が変更できないように」の規定は、関係する文書の種類が限定され、どの時点においてもその変更ができない、と言う意味ではない。

CoC 管理事業体は、主張情報の伝達に使用する文書を 1 つまたは複数選択することができる。例えば、

- ーCoC 管理事業体は、SGEC 主張を伝えるために請求書のみを使用することを選択する。
- ーCoC 管理事業体は、主張を伝えるために請求書と納品書を使用する

図 17 は納品書に PEFC 主張をどのように挿入するかを示す図である。

PEFC は、主張の重複を許容するので、特定の納入品について PEFC の主張とその他の森林認証制度の主張を組み合わせて使用することが可能である。SGEC も同様の取り扱いとしたい。

6-1-3

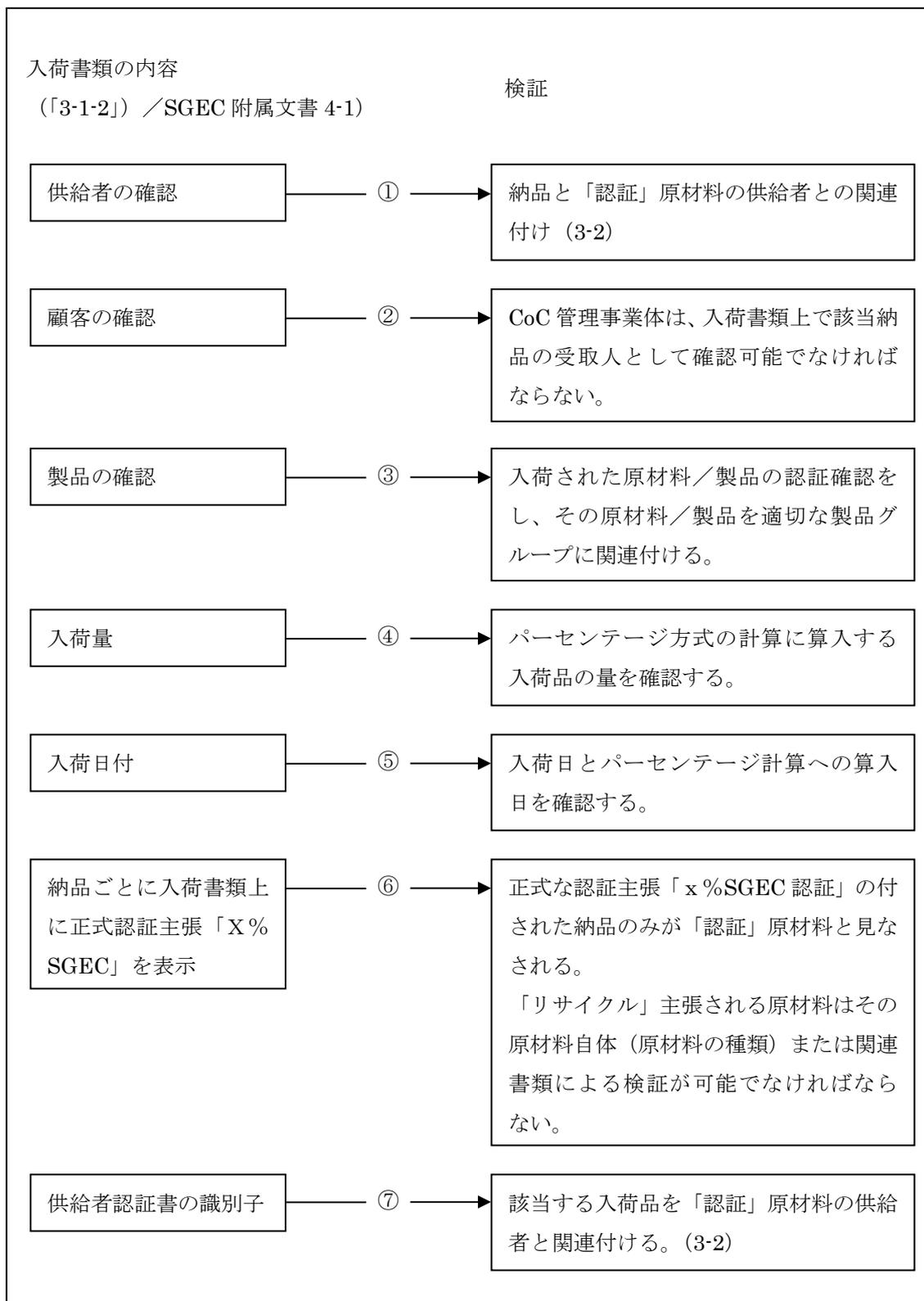
図 17 : PEFC の販売製品に関わる文書の例（送り状）

SGEC の販売製品に関わる文書の例（送り状）については、現在検討中であるが、当面図 18 を参考にし「6-1-3」に規定する情報を記載した適宜の様式とする。

図 17 : PEFC の販売製品に関わる文書の例 (送り状) (赤字○内の番号は図 18 参照)

<p>ジョンソンズティンバー AB</p> <p>アネスヴェーゲン40-41668 ゲーテボルグ スウェーデン</p>	<p>1</p>	<p>送り状</p>	<p>年月日 5 13.3.2010</p> <p>番号 140177</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>原 本</p> </div>	
<p>スミス株式会社</p> <p>マルドン通り 2 スタンウェイ コルチェスター エセックス CO3 OSL 英国</p> <p>VAT GB861447013</p>		<p>最終送付地</p> <p>マルドン通り スタンウェイ コルチェスター エセックス CO3 OSL 英国</p>			
原産国	スウェーデン	送付方法	FBY コルチェスター		
宛先国	英国	支払い方法			
出発地/経由地	ゲーテボルグ、ハーウィッチ	船舶	M S グスタフ A		
宛先地	コルチェスター	B/L(船荷証券) 日付	12.3.2010		
購入者番号	CK14011977	販売者番号	SD12013		
製品		単価	数量	総額	
lot n. 234 3 30×80 トウヒ製材、Sawfalling、特別人工乾燥、人工乾燥12%、63% PEFC認証材 6	11パッケージ	〇〇スウェーデン ンクローネ	4 40,457m3	〇〇スウェーデン ンクローネ	
lot n. 235 30×80 マツ製材、Sawfalling、特別人工乾燥、人工乾燥12%	10パッケージ	〇〇スウェーデン ンクローネ	31,824m3	〇〇スウェーデン ンクローネ	
計	21パッケージ		72,281m3	〇〇スウェーデン ンクローネ	
<p>本製品は、20%未満の含水率まで人工乾燥された針葉樹である。</p> <p>ジョンソンズティンバーABは、「国際認証サービス」により発行されたPEFCのCoC認証No.123465を所持している。</p> <p>関税品目番号 4407093 製材品 (トウヒ、マツ) 72,281m3 7</p>					
<p>ジョンソンズティンバー AB</p> <p>アネスヴェーゲン 40 41668 ゲーテボルグ スウェーデン</p>		<p>1</p>	<p>Tel: +46(0)31-843310</p> <p>Fax: +46(0)31-843313</p> <p>Eメール: info@jonssons-timber.se</p> <p>VAT SW86655442</p>		

図 18：入荷の段階における確認



CoC 管理事業体は、認証原材料／製品の供給者から受けなければならないのと同様の情報（図 17 の PEFC の例及び図 18 を参照）を、顧客（6-1）に対しても提供しなければならない。この情報は、原材料のカテゴリーに関する正式主張（「x %SGEC 認証」）を含むこと。CoC 管理事業体は、顧客に CoC 認証書のコピーまたはその入手手段を提供することも求められる。

6-2 ログとラベルの使用

この規格は、CoC 管理事業体による認証原材料の含有量についての主張（例：SGEC 附属文書 4-1 に基づく「X%SGEC 認証」）及び SGEC-DDS の実行（SGEC 附属文書 4-1 に基づく「SGEC 管理材」）を可能とする。また、認証原材料のみが認証ラベルの使用を可能とするが、この規格は認証製品への認証ラベル使用を必須とはしていない。この規格においては、認証ラベルの使用は、CoC 管理事業体が認証製品であることを伝えるための選択的なコミュニケーション手段であるとしている。

しかしながら、CoC 管理事業体が製品上または製品外の商品情報伝達手段としてラベルを使用する場合において、この規格は、ロゴマークやラベルの使用を CoC の一部とすることを求めており、CoC 管理事業体はそのロゴマークやラベルの所有者が定める規則や条件に従わなければならない。

SGEC のロゴマークを申請する SGEC 管理事業体は、SGEC が発行する有効なロゴマーク使用ライセンスを保有していなければならない。SGEC ロゴマーク使用に関する要求事項は、SGEC 附属文書 2-2 「SGEC ロゴマークの使用要領」に盛り込まれている。

SGEC 附属文書 2-2 「SGEC ロゴマークの使用要領」は、「SGEC 認証」のラベルを定める。このラベルの使用は、「SGEC 認証」原材料の含有量を表すものである。

図 19



注意書 1：SGEC 認証製品に含まれる「SGEC 認証」原材料の含有量はこの規格及び SGEC 附属文書 4-1 の要求事項に基づく。リサイクル原材料は、「SGEC 認証」原材料として認められ、これに含まれる。

注意書 2：リサイクル原材料の含有量は、ISO14021 の規定によって計算される。(図 18 を参照)

表15：SGEC ラベル使用に関する基準の例

	企業 A	企業 B
「PEFC 認証」原材料の含有量 ¹	90%	90%
リサイクル原材料 ²	60%	75%
使用可能な PEFC ラベル ³	「SGEC 認証」ラベル	「SGEC リサイクル」ラベル

注意書 1：SGEC 認証製品に含まれる「SGEC 認証」原材料の含有量はこの規格およびその SGEC 附属文書 4-1 の要求事項に基づく。リサイクル原材料は、「SGEC 認証」原材料と

して認められ、これに含まれる。

注意書2：リサイクル原材料の含有量は、ISO14021 の規定によって計算される。（図20を参照）

注意書3：リサイクル原材料の含有量が70% から85%の間にある場合、組織はどちらのラベルを使用するかを決めることができる。

注意書4：最低限の含有率（例：70%の認証率）はSGEC ロゴマークやラベル使用にのみ適用される。納品書などにおける主張などについては最低認証率の決まりはない。

6-2-3

この項は、CoC 管理事業体が（注：ロゴマークなしで）正式な SGEC 主張を製品上に直接にまたは梱包（パッケージ）上に使用することを許している。この主張をする CoC 管理事業体の身元は確認可能でなければならず、それは SGEC 認証番号（若しくはライセンス番号）を追記することで可能である。

一例として、例えば、本の裏表紙に SGEC のラベルを使用する代わりに、印刷会社は「80%SGEC 認証、認証番号 X X X X」などと表示することができる。

「SGEC 管理材」の主張は、製品上に使用することもできるが、SGEC としては B to B の認証 CoC 管理事業体（企業）間以外はケース製品上に「SGEC 管理材」の主張を使用しない方がよい。

6-3

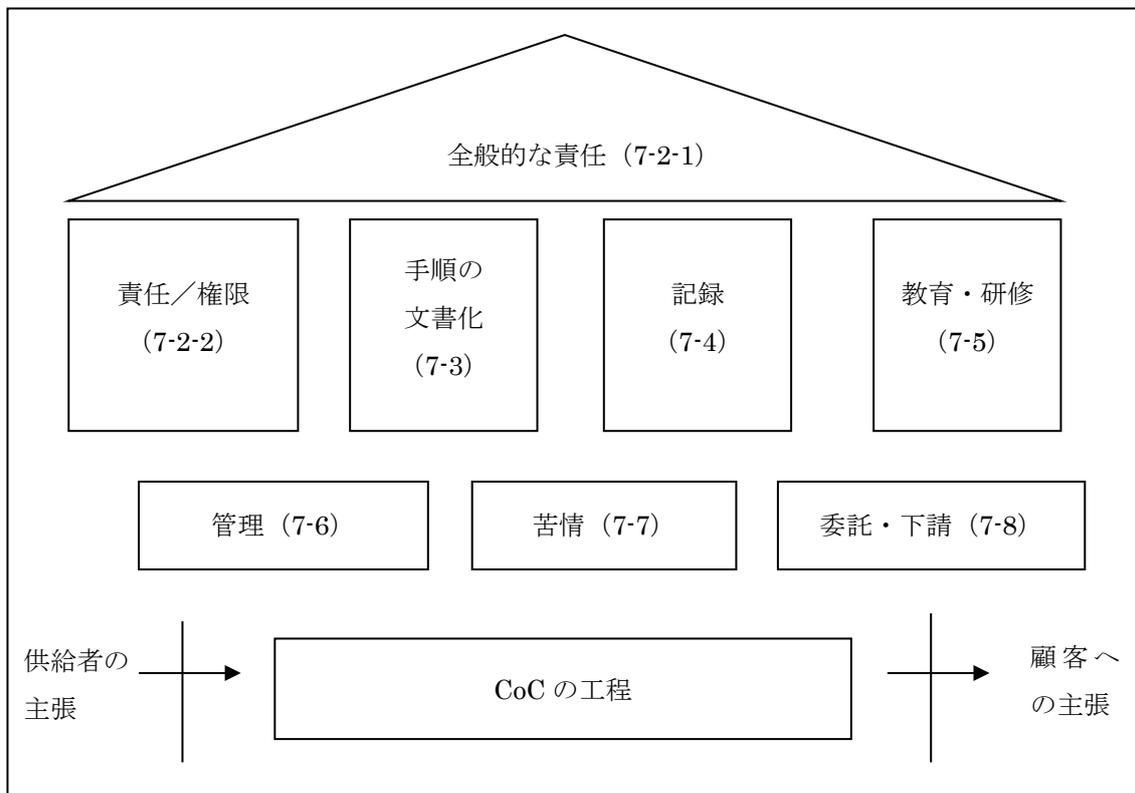
PEFC ロゴ及びラベルを使用する場合は、PEFC ST 2002[「林製品の CoC-要求事項」等に基づき表示されることとなるが、この場合は PEFC GD 2001:2014「林製品の CoC-使用ガイド」によって PEFC-CoC 認証規格の要求事項を実行するために提供されス情報に基づかなければならない。

7 マネジメントシステムに関する最低限の要求事項

7-1 一般的な要求事項

CoC 管理事業体は、CoC の工程を適切かつ一貫性をもって確実に実行するためのマネジメントシステムを構築しなければならない。このマネジメントシステムに関する要求事項は、第三者の認証機関によるサンプリングに基づくこの規格への適合審査を可能にする。

図 20：マネジメントシステムの要求事項の構造



7-8 委託・下請業務

7-8-1

「委託・下請業者による活動もその対象範囲としなければならない」の規定は、該当する委託・下請業者の社会、保健、安全上の順守についても関連する。CoC 管理事業体は、CoC において委託・下請業者の行為を含むすべての行為が社会、保健、安全に関する要求事項を順守することを確実にしなければならない。

委託・下請業者の行為が CoC 管理事業体の CoC の対象範囲に含まれるので、これらの行為は認証機関による審査の対象ともなる。これらの行為が現場検査によって検証されるべきか否かは該当の原材料がその他の原材料と混合、又は交換されるリスクの水準による。

当然ながら、原材料／製品に特異性が少ない程、このリスクは増大する。

7-8-2 注意書 3

注意書3において、下請業務は「5-3-2-4」の「製品グループは同一のサイトで製造されるべきこと」に関連して「5-3-2-5」の規定に抵触しないものとしており、製品グループがパーセンテージ方式を採用するCoC管理事業体が業務の一部を外部委託することを

妨げるべきではないことを示している。しかし、それはパーセンテージ方式のその他の要求事項を複数の下請業者のサイト（例えば、1つのボリュームクレジットを複数の下請け業者サイトに適用するなど）に適用してよいとは言っていない。

附則

この文書は、2015年4月1日から施行する。

附則2

この改正文書は2016年1月1日から施行する。

SGEC 附属文書

4-2-1 2015

会長決済

2016. 1. 1

SGEC 附属文書 4-1 「SGEC 認証の原材料に関する文書」 関連ガイド

序

このガイド文書は、PEFC GD 2001:2014「林産品のCoC—使用ガイド」の「付属書 1：PEFC 主張の仕様書」に準拠して策定したもので、SGEC文書4-1「SGEC認証の原材料に関する文書」に関する説明、解釈を提供することを目的とする。

なお、このガイド文書の規定は情報提供であり、適合性評価の行為はすべて SGEC 附属文書 4-1 に照らして実行しなければならない。

SGEC 附属文書 4-1 は、SGEC の CoC を実行した CoC 管理事業体を使用することができる「SGEC 認証」及び「SGEC 管理材」の二つの正式な SGEC 主張の仕様を定める。

「X%SGEC 認証」は、認証原材料を含有するすべての製品に使用することができる。必須の記入項目である認証率は「SGEC 文書 4 の 5-3」項の要求事項に従って計算される。

「SGEC 管理材」は、SGEC の DDS が実行されたすべての製品に使用することができる。この主張にはパーセンテージ（率）の記述はされない。SGEC 管理材の主張は、SGEC 認証主張が許されない場合の使用を想定している。SGEC 認証及び SGEC 管理材の二つの主張は、どちらか単独で使用するもので、併用してはならない。

1 「SGEC 認証」原材料に対する SGEC 主張の仕様書

1-2 正式主張「X%SGEC 認証」

「認証」の言葉のない「X%SGEC」は正式な「X%SGEC 認証」の容認可能な省略形である。

1-4 リサイクル原材料の含有量の計算

リサイクル原材料を含む製品に関し、SGEC 附属文書 4-1 は CoC 管理事業体に対しリサイクル原材料の含有量の計算を求める。リサイクル原材料の含有量は、顧客からの要求があればこれを伝えなければならない。

リサイクル原材料の含有量の計算は、ISO14021 の 7. 8. 4 に示される図 20 に従わなければならない。リサイクル原材料（消費前リサイクル及び消費後リサイクル）の定義は、SGEC-CoC 規格（SGEC 文書 4 の「2-24」）が定めるリサイクル原材料の定義と一致する。

図 20 : IS014021 基づくリサイクル原材料の計算

評価は、IS014021 の 6 項に従って行われなければならない。さらに、リサイクル原材料の含有量は、下記のように計算されたパーセンテージの数字として表さなければならない。製品やパッケージにおいてはその中のリサイクル原材料の含有量を直接計算する方法がないので、目減り (loss) や転換 (conversion) を考慮した後のリサイクルの過程から得られた原材料の量を使用しなければならない。

$$X(\%) = \frac{A}{P} \times 100$$

X = パーセンテージで示されたリサイクル原材料の含有量

A = リサイクル原材料の量

P = 製品の量

リサイクル原材料の調達源と量に関する検証は、その購買書類や入手可能なその他の記録の使用を通じて実行することができる。

2 「SGEC 管理材」原材料の SGEC 主張に関する仕様書

2-3 SGEC 管理材投入原材料

SGEC 認証原材料と同様、「SGEC 管理材」主張を付して販売された製品には、認証原材料 (SGEC の DDS が免除されるリサイクル原材料は除く)、中立原材料及びその他原材料が含まれてもよい。

その他原材料は、認証原材料以外のすべての林産原材料である。「SGEC 管理材」の主張が付された原材料も「その他原材料」である。

附則

この文書は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2

この改正文書は 2016 年 1 月 1 日から施行する。

SGEC 附属文書

4-2-2 2012

会長決済

2015. 4. 1

SGEC 特定プロジェクトの CoC 認証に関するガイド

1 はじめに

このガイド文書は、PEFC GD 2001:2014「林産品のCOCー使用ガイド」の「付属書 2：マルチサイト組織が実行するCOC 規格 4 本規格の要求事項をマルチサイト組織が実行する場合の責任の範囲 付属文書 1：特定のプロジェクトに関わるPEFC-COC の実行に関するガイダンス」に準拠して策定したもので、この文書は、SGEC認証材・製品を使用する特定されたプロジェクトのCoc認証に関するガイダンスを提供する。

2 用語の定義

SGEC 文書 4「SGEC-CoC 認証ガイドライン」の関連定義及び下記の定義が適用する。

2-1 管理主体

管理主体とは、特定のプロジェクトの総合的な管理統制を行う組織とする。

2-2 プロジェクト

プロジェクトとは、明確に定義された有形の製品、機能的なユニットを形成する製品の 1 部分、または機能上の 1 ユニットの形成する関連製品グループで、特定の一拠点 (Site) で製造及び／あるいは組み立てられたものである。(例外としては、一つの拠点で建造し、他の場所で艀装される船舶など統合された一連の拠点群がある)

注意書 1：このガイド文書で使用される「プロジェクト」という用語は SGEC 文書 4 で使用される「製品グループ」と同義である。

注意書 2：プロジェクトの例としては、船舶、新スタジアムまたは事務所ビルの建設、または、そうした船や建物などの改造などがある。

2-3 プロジェクト・メンバー

プロジェクト・メンバーとは、特定のプロジェクトのための原材料や製品の調達または据付けに関わる組織とする。この場合、当該プロジェクトの拠点や拠点群以外の場所における製品・建造物の製作・建造に関与する組織は含まない。

2-3-1 管理主体とプロジェクト・メンバーの間で、当該 CoC の運用に関する覚書等の締結を行うこととする。

2-3-2 管理主体はプロジェクト・メンバーの名簿を作成し、変更のある場合は更新し、常に最新のものを保持しなければならない。

3 プロジェクトの CoC 認証の実施

3-1 パーセンテージ方式 (CoC 方式) の適用

3-1-1 プロジェクト CoC は、プロジェクト全体に投入された認証原材料によって認証率が決められるパーセンテージ方式に基づくものとし、そのプロジェクトに投入された認証原材料の割合によって算出される単一の認証率とする。

3-2 パーセンテージ方式

3-2-1 プロジェクト

3-2-1-1 この規格は、特定のプロジェクトの CoC の工程が適用される製品グループに適用される。プロジェクトの CoC 工程の生産に投入された原材料について、認証率の計算に使用された (a) 認証、(b) 中立、(c) その他の原材料毎に確認と数量化を行う。

3-2-1-2 プロジェクトは下記に限定される。

- (a) CoC の対象となる製品、または部分、または製品群
- (b) 該当のプロジェクトが製造される又は組み立てられる単一のサイト
- (c) 該当のプロジェクトが製造される又は組み立てられる期間

3-2-1-3 プロジェクトとは、プロジェクト CoC 主張がなされる対象である製品、建築、またはその部分である。その例が下に示される。

プロジェクトの対象範囲	CoC 主張
・ 建造物全体、例) 補助材を含むスタジアム	・ このスタジアム建築 (補助材を含む) に使用される木材の x % は SGEC 認証材です。
・ 家屋建造プロジェクト「abc」の屋根部分	・ 家屋建築プロジェクト「abc」の屋根部分に使用された木材の x % は SGEC 認証材です。
・ 船舶「xyz」丸の再建	・ 船舶「xyz 丸」の再建に使用された木材の x % は SGEC 認証材です。

3-2-1-4 プロジェクトは複数の製品 (例: 建物群) を対象範囲とすることができるが、そのような場合は、それらすべてで単一の機能的ユニットが形成される。

3-2-1-5 主張期間は、プロジェクトが製造または組み立てられる期間に相当する。

3-3 原材料カテゴリーの確認

3-3-1 管理主体は、当該プロジェクトのために管理主体が直接調達した資材・製品及びその他のプロジェクト・メンバーが調達した資材・製品について SGEC 付属文書 4-1「SGEC

認証の原材料に関する文書」に基づき、当該原材料が、「認証」、「中立」又は「その他」の何れかに該当すること、及びその由来について確実に確認、検証しなければならない。

3-3-2 入荷ごとに行うカテゴリー確認の対象となるのは、供給者、入荷日、入荷量（または重量）及び認証原材料の認証率を含む正式主張である。

3-3-3 認証原材料の各供給者の確認には、認証原材料の供給者基準を満たしていることを SGEC 森林管理認証書または CoC 認証書によって検証することも含まれる。

3-3-4 プロジェクト・メンバーは、管理主体に対して、当該プロジェクトへの投入資材・製品のすべてを確認するために必要な資材・製品の受け取りに関する検証可能な情報を提供しなければならない。

3-4 認証率の計算

3-4-1 プロジェクトに関する認証率は、当該プロジェクトに投入された原材料の認証率から算出（SGEC文書4「5-3-3」）された単一の認証率とする。

3-4-2 認証率の算定は、その算定の対象範囲に含まれているすべての原材料について共通の単一の計算単位を基にしなければならない。プロジェクトに複雑多岐な製品が組み込まれている場合は、単一の計量単位の決定が困難となる場合がある。管理主体が、正式な変換率や内部で決定する嵩や重量の共通の計量単位を見出すことが不可能であることを示した場合は、その計算は単一通貨の金額に基づくことができる。

注意書：認証機関は、管理主体による通貨価値を使用した計算の決定の正当性を査定し、量、重量、またはその他の適切で共通の条件が見出せない証拠の提示を要求する。

3-5 算出された認証率の生産品への振替

3-5-1 認証率は、平均パーセンテージ方式を使って生産品（定められたプロジェクト）に振替られる。即ち、算出された認証率がプロジェクト全体について適用、告知されるものであり、その構成部分についてこれをするものではない。

3-6 認証の表示

3-6-1 管理主体による認証率の最終的な算定は、すべての原材料が調達、納品され、更に当該原材料について「認証」、「中立」、又は「その他」としてそれぞれ確認され、プロジェクトが終了した段階で行い、表示することができる。

3-6-2 管理主体が、プロジェクトの企画段階で供給者との間で交わされる確約、仕様書、契約書等によって予定認証率を示すことができる場合は、プロジェクト終了前に予定認証率を表示することができる。この場合、企画段階における認証率と納入された原材料による最終計算との間の適合性は、管理主体の行う内部監査、及び認証機関の審査によって検証される。

3-6-3 管理主体は、SGEC ロゴマークライセンスに基づいて SGEC ラベルやロゴマークを使用することができる。

注意書：特定のプロジェクトに関連する SGEC ロゴマークの使用は、「製品上のロゴマーク使用（オンプロダクト使用）」と見なされ、SGEC 附属文書 2-2「SGEC ロゴマーク使用要領」に基づき行わなければならない。

3-6-4 企画段階における認証原材料の含有率の告知及びロゴマークやラベル使用は、企画段階において計算された予想認証率の主張を使用しなければならない。

3-7 問題のある出处

3-7-1 管理主体は、管理主体またはプロジェクト・メンバーを通じて、当該プロジェクトに供給される非認証資材・製品が問題のある出处からのものでないことを確実にするためデューデリジェンスシステム（DDS）を実行しなければならない。

3-7-2 問題がある出处に由来する非認証材のリスクを軽減するために、管理主体及びプロジェクト・メンバーは、SGECC 文書4の「4」に従ってDDSを実行するために必要な情報を供給者から取得する責任を負う。同「4」に従って、SGEC 認証書を有する供給者によって「SGEC 管理材」主張が付された納入された非認証材については、リスク評価は不要である。

3-7-3 管理主体は、管理主体またはプロジェクト・メンバーが直接納入した非認証製品のすべての供給品に関するリスクマネジメントを実行する責任を負う。また、管理主体はリスクが「高」として分類された場合は、続く第三者または第三者検証プログラムを実行する。管理主体は、プロジェクト・メンバーを通じて納入された供給品に関して第三者または第三者検証プログラムを実行することを許す契約またはその他の同意をプロジェクト・メンバーとの間に締結すべきである。

4. マネージメントの責任

4-1 管理主体は、プロジェクト CoC の工程の正確な実行と維持を確実にするために、この規格に従ってマネジメントシステムを構築することが求められる。マネジメントシステムは、プロジェクト・メンバーによる行為もその対象範囲に含まれる。

SGEC 文書 4 の要求事項に関する責任範囲

図 1 : SGEC 文書 4 の要求事項に関する責任範囲

責任	管理主体	プロジェクト・メンバー
5-3	パーセンテージ方式	
5-3-2	プロジェクトの定義／適用範囲	YES / NO
3	供給された原材料カテゴリーの確認	YES (自社が扱う供給品に関して)
5-3-3	認証率の計算	YES / NO
5-3-4	認証率の振替	YES / NO
6	販売と情報の伝達(ロゴ使用を含む)	YES / NO
4	問題のある出处	YES / YES
	リスク評価	YES / NO
	第2者、第3者検証	YES / NO
7	マネジメントシステムの要求事項	
7-2	管理責任	YES / NO
7-3	文書化された手順	YES / NO
7-4	記録の保持	YES / NO (原材料の供給の記録を管理主体に対し提供する)
7-5	教育・研修	YES / NO
7-6	検査と管理	YES / NO
7-7	苦情	YES / NO
8	社会、保健、安全の要求事項	YES / YES

附則

この文書は 2015 年 4 月 1 日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則

この改正文書は 2016 年 1 月 1 日から施行する。

参考資料 別添 林野庁資料

合法木材証明

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン

林野庁 平成18年2月

1. 趣旨

違法伐採は、地球規模での環境保全、持続可能な森林経営の推進にとって極めて重要な課題であり、我が国としては、これまで「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的な考え方に基づいて取り組んできた。

具体的には、違法伐採対策として、二国間、地域間及び多国間での協力推進、違法伐採木材の識別のための技術開発、民間部門における取組の支援等を実施してきたところである。また、平成17年7月に英国で開催されたG8グレンイーグルズ・サミットの結果、政府調達、貿易規制、木材生産国支援などの具体的行動に取り組むことに合意したG8環境・開発大臣会合の結論が承認され、我が国としては「日本政府の気候変動イニシアティブ」において違法伐採対策に取り組むことを表明したところである。

このような中、政府は、合法性、持続可能性の確認方法を整理し、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針を改定することにより、合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品を国及び独立行政法人等による調達の対象として推進を図ることとなった。

このガイドラインは、これらの状況を踏まえ、木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項等を取りまとめたものである。

2. 定義

本ガイドラインにおける用語の定義は、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 合法性

伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし手続きが適切になされたものであること。

(2) 持続可能性

持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

(3) 森林認証制度

独立した森林認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関が森林を経営する者の森林管理水準を評価・認証する仕組み。

(4) C o C (Chain of Custody) 認証制度

森林認証を取得した森林から生産された木材・木材製品が、森林認証を取得していない森林から生産されるものと混じらないように適切な分別管理を行っていることについて、第三者機関が木材・木材製品を取り扱う事業者を評価・認証する仕組み。

(5) 分別管理

合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品が、これが証明されていないものと混じらないように管理すること。

3. 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明については、以下の方法が考えられる。

(1) 森林認証制度及びC o C 認証制度を活用した証明方法

① 概要

森林認証制度及びC o C 認証制度は、持続可能な森林経営の行われている森林を第三者機関が評価・認証し、そこから生産された木材・木材製品を分別管理することにより、消費者が選択的にこれらを購入できるようにする制度であり、これを活用する。

(参考1)

② 留意事項

合法性、持続可能性については、森林認証を取得した森林から生産された木材・木材製品がC o C 認証と連結し、認証マークが押印された木材・木材製品、伝票等をもって証明されることが必要である。

(2) 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法

① 概要

森林・林業・木材産業関係団体は、合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品を供給するための自主的行動規範を作成する。自主的行動規範においては、合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品の供給に取り組む当該団体の構成員についてその取組が適切である旨の認定等（例えば、分別管理体制、文書管理体制の審査・認定等）を行う仕組み、木材・木材製品を供給するに当たって留意すべき事項等を定め公表する。

具体的には、認定事業者が直近の納入先の関係事業者に対して、その納入する木材・木材製品が合法性、持続可能性を証明されたものであり、かつ、分別管理されていることを証明する書類（証明書）を交付することとし、それぞれの納入ごとに証明書の交付を繰り返して合法性、持続可能性の証明の連鎖を形成することにより証明を行う。

(参考2)

② 留意事項

ア 基本的な留意事項

各段階における合法性、持続可能性の証明書には、対象木材・木材製品の品目、数量等の基礎的な情報に加えて、関係団体の自主的行動規範に基づき認定を受けた際に付与された番号（認定番号）を記載する必要がある。

イ 伐採段階の留意事項

伐採段階においては、アの基本的な留意事項に加えて、原木の伐採箇所を記載するとともに、合法性、持続可能性の証明を次のように行う必要がある。

(ア) 合法性については、伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた旨を証明書に記載すること。

(イ) 持続可能性については、原木が持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものである旨を証明書に記載すること。

ウ 加工・流通段階の留意事項

加工・流通段階においては、アの基本的な留意事項に加えて、納入する製品は合法性、持続可能性の証明がなされたもの又はその証明がなされた材料を使用して製造されたものである旨を証明書に記載する必要がある。

エ 納入段階の留意事項

納入段階においては、調達者等の要求により、アの基本的な留意事項に加えて、納入する木材・木材製品は、合法性、持続可能性の証明がなされたものである旨を証明書に記載する必要がある。

オ その他の留意事項

(ア) 合法性、持続可能性の証明は、証明書に必要な事項を記載して行うものとする。
ただし、証明に必要な事項を納品書等に記載することで証明書に代えることができる。

(イ) 証明書の記載事項の一部と同様の事項が記載されている既存の書類（納品書等）の写しを添付することにより、証明書における同事項の記載を省略することができる。

(3) 個別企業等の独自の取組による証明方法

① 概要

規模の大きな企業等が上記(1)又は(2)の方法によらず、独自の取組によって森林の伐採段階から納入段階等に至るまでの流通経路等を把握した上で証明を行う。

(参考3)

② 留意事項

合法性、持続可能性については、森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法と同等のレベルで信頼性が確保されるよう取り組む必要がある。

4. 証明書の保管等

事業者は、証明書を一定期間保管することとし、その証明の根拠を求められた場合は関係書類等を提示できるようにしておく必要がある。

5. 取組状況の検証と見直し

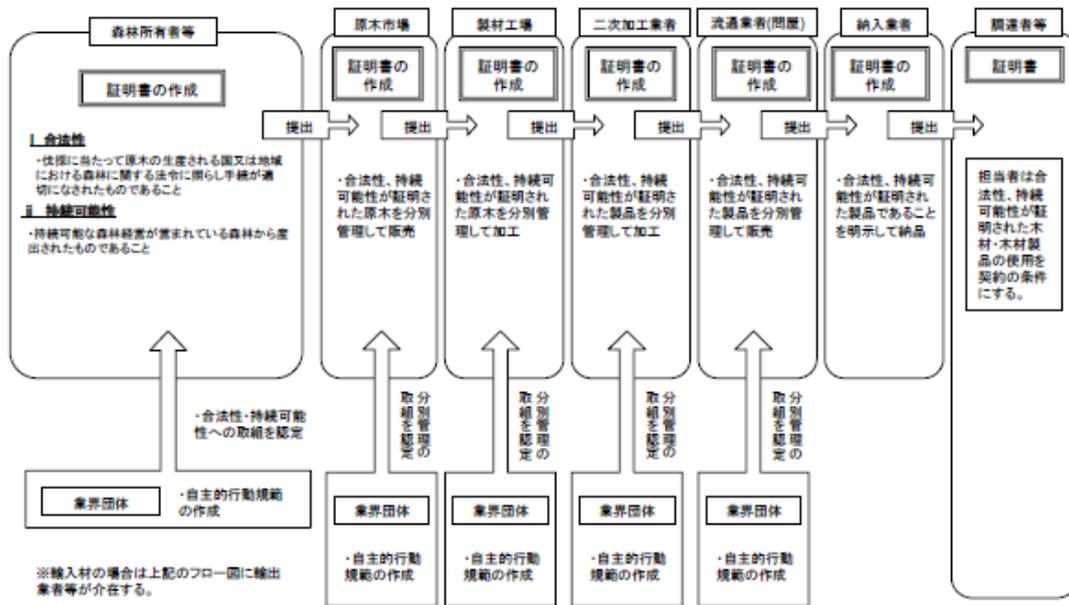
本ガイドラインについては、森林・林業・木材産業関係団体、学識経験者、環境NGO等で構成される協議会を設け、環境物品等の調達に関する基本方針に基づく国等の調達に対応した木材・木材製品分野における関係者の取組状況を検証し、必要に応じて適切な見直しを行う。

参考1

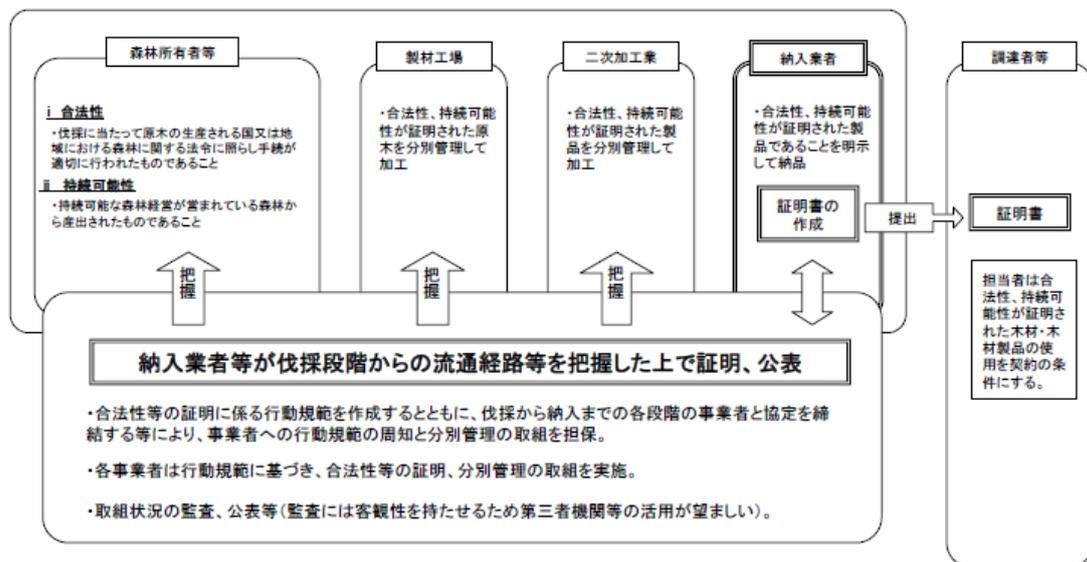
森林認証及びCoC認証を活用した証明方法のイメージ図



参考2 関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法のイメージ図



参考3 個別企業等の独自の取組による証明方法のイメージ図
(個別企業等の独自の取組については多様なものが想定され、本イメージ図はその一例)



SGEC その他文書

- SGEC 附属文書 5-1 「SGEC 文書管理について」
- SGEC 附属文書 5-2 「SGEC 顕彰に関する文書」
- SGEC 運用文書「5」-1 「SGEC グループ森林管理認証（地域認証）について」（参考）

SGEC 附属文書

5-1 2012

会長決済

2016, 7, 1,

SGEC 文書管理について

この文書は、一般社団法人緑の循環認証会議の文書管理について定める。

1 用語の定義

- ・ 文書名：文書の略称
- ・ 文書記号：文書番号・文書施行年度
- ・ 決議(決済)機関：決議(決済)した機関
- ・ 施行年月日：文書施行年月日、ただし、改正されている場合はその最終改正年月日

2 表記方法

- (1) 文書名 (文書の略称) と文書番号:SGEC 定款 1
SGEC 管理運営文書 2
森林管理認証基準 3
CoC 認証ガイドライン 4
その他文書 5

ただし、附属文書番号は当該文書番号に「-」を付した数字で表示

- (2) 決議 (決済) 機関：社員総会、理事会及び会長決済

3 記載例

別表SGEC ロゴマーク (文書名)
2-1、2012 (文書番号及び文書施行年度)
会長決済 (決済 (決議) 機関)
2012, 04, 01 (最終改正年月日)

上記記載例を文書の末尾若しくは文頭に記載する。但し、文頭に記載する場合は文書名を割愛する。

4 運用文書

会長は、規格を規定する施行文書の円滑な運用を期すために運用文書を定めることが出来る。但し、本文書は規格文書ではない。

運用文書の番号は次による。

運用文書番号中「 」内数字は関係規格文書番号、末尾数字は運用文書番号

例 「運用文書「2」-1」は「SGEC 文書2」の一番目の運用文書
「2016 年6 月3 日制定（改正）」は制定若しくは改正年月日

5 施行文書は一覧表として整理し、保管する。

附則

この文書は 2012 年 4 月 1 日より施行する。

附則 2

2016 年 7 月 1 日に一部改正

この改正文書は 2016 年 7 月 1 日より施行する。

SGEC 附属文書

5-2 2012

会長決済

2017, 4, 1,

SGEC/PEFC 顕彰に関する文書

序文

この文書は SGEC/PEFC 顕彰に関する規定を定める。

1 目的

SGEC/PEFC 認証制度の普及・啓発に貢献のあった団体及び個人、若しくは SGEC が主催するコンテスト等（以下「コンテスト等」という。）において優秀な成績を収めた者を顕彰し、SGEC/PEFC 認証制度の拡大・発展に資する。

2 顕彰の基準

SGEC/PEFC 認証制度の拡大・発展を展開していくうえで、模範となる普及・啓発活動若しくは事業を実施した団体及び個人、並びにコンテスト等において優秀な成績を収めた者に感謝状又は表彰状を贈呈することとし、その基準は次による。

- (1) SGEC 認証森林の管理・経営又は SGEC/PEFC 認証制度をツールとした活動を通じて、SGEC/PEFC 認証制度の普及・啓発に多大の貢献があった者
- (2) SGEC/PEFC 認証材の普及・拡大のモデルとなる公共建築物、住宅その他建造物及び家具その他認証製品を建造・製造し、SGEC/PEFC 認証材の普及・啓発に多大の貢献があった者
- (3) SGEC/PEFC 認証材・製品と消費者を結ぶモデル的なネットワークを構築し、SGEC/PEFC 認証材の普及・啓発に多大の貢献があった者
- (4) その他 SGEC/PEFC 認証制度・認証材の普及・啓発に多大の貢献があった者
若しくはコンテスト等において優秀な成績を収めた者

3 顕彰の推薦及び決定

顕彰（感謝状又は表彰状の贈呈）の推薦及び決定は、別紙様式により認証関係団体他各界の推薦に基づき、SGEC 専門部会で調査・審議して顕彰を推薦する候補者を決定し、SGEC 評議委員会の意見を聴き、SGEC 理事会で顕彰する者を決定する。

なお、コンテスト等において優秀な成績を収めた者等に関しては、会長が指名する有識者で構成するコンテスト等の選考委員会において別紙様式により推薦を受けた者を顕彰する者として会長が決定する。

4 顕彰の方法

- (1) 顕彰は、前「3」の決定の基づき SGEC 会長が行う。
- (2) 前項の顕彰は、SGEC/PEFC が主催するフォーラム、セミナーの席等で行う。

附則

この文書は 2012 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2

2016 年 11 月 1 日に一部改正

この改正文書は 2016 年 11 月 1 日から施行する。

附則 3

2017 年 4 月 1 日に一部改正

この改正文書は 2017 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式

SGEC/PEFC 顕彰対象者の推薦

団体名 代表者名（個人の場合は氏名 所属団体名）	
団体（個人）の所在地・住所 電話番号、FAX 番号 E-mail	
団体の概要（個人の場合は活動の概要）	
<顕彰する活動・事業内容若しくは作品等>	
<顕彰する活動・事業内容等の効果>	
<その他特記事項>	

(注) 必要な関連資料を添付する。

SGECグループ森林管理認証（地域認証）について（参考）

序

国内の森林所有形態は小規模零細であり、森林所有者にとって、限られた金銭収入に比べて過大な森林管理費用の支弁、情報や知識の入手手段の限定、小規模な森林経営には遵守が困難な持続可能な森林管理基準の履行等が負担となっており、このことが森林管理認証を進める上で大きな阻害要因となっている。

今後、都道府県等地方公共団体の指導の下に、森林所有者が組織する団体（森林組合等）が中心となって消費者・環境団体等の意見を聴きつつ、広域な認証森林の管理を行う協議会等、例えば都道府県若しくは数市町村を含む広域地域の森林区域を管轄する協議会等による地域認証を適正かつ効率的に進めていくことが、SGEC 認証制度を普及させるうえで極めて重要であると考えられる。

このような状況を踏まえ、現在、一般的に行われている個別の森林管理認証を代替するシステムとして、「グループ森林管理認証の要件（SGEC 附属文書 2-4）」に基づき、地域森林所有者等のグループ（加盟者）とグループの代表となる組織との間で、「単一の森林管理認証書」の下で行う地域認証森林の管理について約定する「地域森林認証管理に関する協定書（別紙1 参照）」を締結することにより、森林管理認証によって生ずる金銭的な負担軽減や森林管理責任を加盟者間で共有することを可能とするシステムを構築することとし、その推進によって円滑な森林管理認証の普及・拡大に資することとする。この場合の、具体的な認証区域及びグループ主体と加盟者については次の要件を満たすものとする。

1 認証区域

認証区域は、行政組織、若しくは法人格等を有するグループ主体によって、その法令若しくは定款等において定める管轄区域を認証区域とする。具体的な区域の例としては、行政組織の管轄区域及び森林計画区並びに流域、木材需給圏等が該当する。

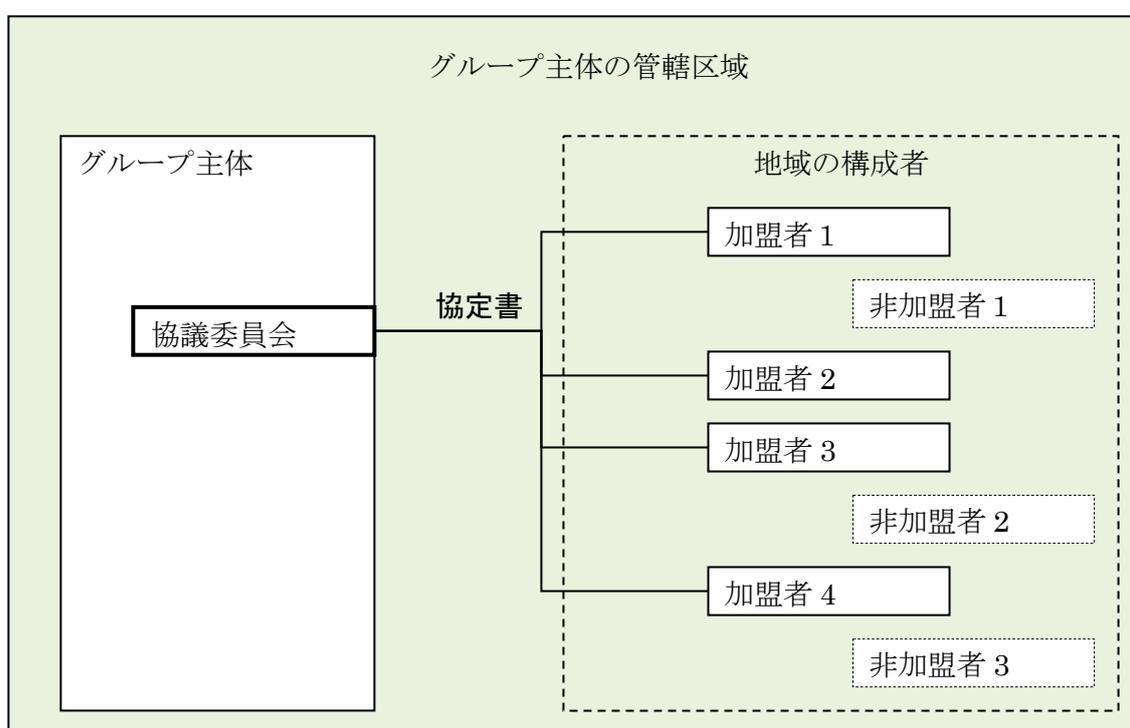
2 グループ主体と加盟者

- (1) グループ主体は、行政組織、若しくはその他の組織で、法令若しくは定款等において認証区域内の森林管理について、SGEC 森林管理認証要求事項の遵守に関して責任を負う旨を約定している組織とする。具体的には、前記の要件を備える行政組織、地域林業活性化協議会、森林所有者等が組織する組合連合組織及びその他協議会・団

体等（別紙2参照）がこれに該当する。

(2) 加盟者は、「1」の認証区域内に、森林の管理に関する法的権利（長期森林施業委託契約等に基づく森林管理を含む。）を有し、その区域内でSGEC森林認証要求事項を実行する能力を有する者で、森林管理認証の取得を希望する者とする。具体的には、都道府県及び市町村等の公有林管理者、組合員との間で森林施業委託契約等を締結し森林管理者としての要件を備える森林組合、会社若しくは個人の森林所有・管理者等がこれに該当する。

地域認証における組織体制のイメージは、次の構成になる。



別紙 1

地域認証に関する協定の締結において約定すべき内容の例示

本文書は、地域森林認証に参加を希望する地域森林所有者等のグループ（加盟者）とグループを代表してその管理の主体となる組織（グループ主体）との間で、地域認証森林（地域認証）の管理体制を構築する上で必要なそれぞれの機能と責任に関する協定の締結において約定すべき内容を例示するものである。

なお、加盟者とグループ主体は、協定書を締結するに当たり、その約定する内容については、認証森林の適正かつ効率的・効果的な管理・運営の観点から地域の実態を十分勘案するものとする。

第 1 名称

協定書の名称は「地域認証森林管理に関する協定書」等とする。

第 2 目的

協定書の目的は、地域の森林について SGEC 文書 3 の「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン（以下「FM 認証基準」という）を遵守した森林管理（以下「FM 認証基準を遵守した森林管理」という）に関し、関係当事者間で遵守すべきそれぞれの機能と責任について約定し、地域単位での効率・効果的な森林管理認証の取得と的確な認証森林の管理体制を構築することとする。

第 3 森林認証区域

森林認証区域は、00 県の行政区域（若しくは 00 協議会の定款等で定める 00 区域）等実態に応じて決定することとする。

第 4 構成員

構成員は、本文書第 5 に規定する「加盟者」と同第 6 に規定する「グループ主体」によって構成されるものとする。

第 5 加盟者

加盟者は、認証区域の森林の管理に関する法的権利（森林所有者と長期森林施業委託契約等の締結を含む。）を有し、その区域で FM 認証基準を遵守した森林管理を実行する能力を有する者で森林管理認証の取得を希望する者とする。

2 加盟者は前項の要件を満たす都道府県有林管理者、森林組合、市町村有林管理者、林業株式会社、個人有林等とする。

第6 グループ主体

グループ主体は、行政組織若しくは法人格等を有する協議会・団体等で加盟者を代表して、認証区域の森林についてFM認証基準を遵守した森林管理に関して責任を負う組織とする。

- 2 グループ主体は、前項の要件を満たすために、定款等において認証区域の森林に関してFM認証基準を遵守した森林管理を行うための指導・監督及び責任について約定し、これに必要な知識・技術・経験を有する要員を配置する組織とする。
- 3 グループ主体は、前各号の要件を満たす行政組織、都道府県森林組合連合会若しくは法人格等を有する協議会・団体等とする。

第7 森林管理計画

グループ主体及び加盟者は、FM認証基準を遵守した森林管理の要求事項を満たす森林管理計画を策定しているものとする。

- 2 グループ主体は、加盟者に対してFM認証を遵守した森林管理を効果的に実行するために必要な指針と情報を提供するとともに、これに基づき加盟者が策定した次項に規定する森林管理計画の提出を受け、これを取りまとめ認証区域全体の森林管理計画を策定するものとする。
- 3 加盟者は、前項の指針と情報の提供を受け自らの森林管理計画を策定し、グループ主体に同計画及び森林調査簿、施業履歴（5年間以上）等施業経過を証明するに必要な文書・記録等を提出するものとする。

第8 認証森林の管理業務に関するグループ主体と加盟者の役割

グループ主体は、グループ組織を代表して、認証機関等に対して関連要求事項への適合性の確保について責任を持つとともに、認証機関等との関係において認証申請、契約、コミュニケーション等の業務全般を行うものとする。

具体的には次の業務を行うこととする。

- (1) グループとして、森林の一元的な管理・経営を行うために必要な管理体制・手順について文書化していること。
- (2) グループとして、一元的な森林管理及びCoC管理に当たるために必要なそれぞれのマニュアル等を策定し、これを加盟者に対し指導・研修を行い、その周知徹底を図ること。
- (3) 認証の取得・維持等に必要な全ての加盟者の森林管理に関する実績及びCoC管理に関する実績等の情報を収集して、その適合性を評価し、適切に記録し、保管すること。
- (4) 認証の取得・維持に必要な認証機関による認証審査、定期審査及びその他外部からの苦情・問い合わせ等において、グループを代表して交渉や情報収集、申請事務、

契約、関連要求事項への対応に当たること。

- (5) 地域の生物多様性保全に関する情報を専門家等の協力を得ながら収集・記録し、加盟者に対して提供すること。
- 2 加盟者は、グループ主体及び認証機関から求められる森林施業経過、法令遵守に関連するデータ及びその他の情報に関する要求に応えるとともに森林や関連施設への立ち入りを含め、全面的な協力と支援を提供するものとする。

第9 認証の通知

グループ主体は、加盟者に対し地域認証森林管理（地域認証）への加盟を確認する文書を提供するものとする。

第10 内部監査とレビュー

全加盟者の管理する認証森林については、FM認証基準への適合性について認証機関による認証審査と定期審査及びレビューの対象となり、年次内部監査プログラムの対象範囲に含まれることから、グループ主体は、グループ全体のFM認証基準を遵守した森林管理への適合に関する十分な信頼性を与えるため、「SGEC 附属文書 2-4-1 年次内部監査プログラムに関する要求事項」に基づき全加盟者の認証森林の管理について年次内部監査プログラムの実行とレビューを行わなければならないものとする。

- 2 前項の年次内部監査を適正に実施するために、グループ主体は2～3名の監査員の選任及び内部監査委員会の設置を含めた内部監査体制・手順を定めるものとする。

第11 予防・是正措置

グループ主体は、内部監査プログラムの実行とレビューの結果、必要な場合には加盟者の森林管理について予防・是正措置を要求し、実施しなければならない。その場合不適合な管理を行った加盟者は認証の対象範囲から除外する措置をとることができるものとする。

- 2 加盟者は、グループ主体が前項の予防・是正措置を要求した場合は、これに基づく措置を行わなければならないものとする。

第12 グループ組織の管理に関する手順の文書化

グループ主体は、グループ組織のマネジメントに関する手順を別途文書化し、次の記録を保持するものとする。

- (1) 全認証区域及び加盟者毎の認証森林の位置
- (2) 森林管理に関する実績及びその確認などを含む加盟者の認証森林等の情報
- (3) 加盟者の森林についてSGEC認証規格の関連要求事項への適合性・評価
- (4) 年次内部監査プログラムの実行とレビュー及び予防・是正処置に関する報告・記録

(協議委員会)

第13 協議委員

グループは、認証森林管理の円滑な運営を行うために協議委員会を設置し、運営するものとする。

- (1) 委員長はグループ主体が指名する者とする。
- (2) 委員は加盟者とする。
- (3) 協議事項はF M認証基準を遵守した森林管理及びその他関連する事案全般とする。

第14 費用の負担

森林管理認証費用等この協定で定めることを実施するに必要な経費の負担は協議委員会で別途定めることとする。

第15 事務局の設置

グループ主体は、地域認証森林管理に関する業務を推進するために必要な事務局体制を整備しなければならないものとする。

第16 情報公開、個人情報の保護及び苦情処理

グループ主体及び加盟者は、公正で開かれた活動を推進するため次の事項を行わなければならないものとする。

- (1) 活動状況を積極的に公開する。
- (2) 業務上知り得た個人情報は保護する。
- (3) グループの活動により不利益を被った者は、苦情を申し出ることができる。苦情処理は協議委員会において行う。

第17 その他の事項

その他の必要な事項については協議委員会において協議するものとする。

別紙 2

「2 (1) 」のグループ主体の定款等を定める場合の要件は下記による。

記

- 1 法的資格を有する機関がグループ主体となる場合は、当該機関の総会等の必要な手続きを経て定款等に、グループ主体として地域認証森林の管理体制を構築するために次の職務を行う旨を約定している者
 - (1) SGEC 文書 3 の「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」等を遵守した森林管理に関する指導・監督
 - (2) 「SGEC 附属文書 2-4 グループ森林管理認証の要件」に基づき、関係当事者間によって地域の認証森林を一体的に管理する体制の確立
 - (3) SGEC 森林管理認証審査（取得・更新）及び定期審査に係る業務
 - (4) SGEC 森林認証制度に係る調査・研究
 - (5) SGEC 森林認証制度の普及・啓発及びその他関連する事業

- 2 前項以外の機関がグループ主体となる場合は、地域の認証森林の適切な管理を行うため、地域の実態に応じた協議会若しくは団体等を設立し、定款等において前項と同様の事項について約定している者

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による影響を受ける地域の森林管理作業における放射線防止対策と森林生産物の生産・販売に係る安全対策について（解説）

序文

この文書は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下「原子力発電所事故」という。）により放出された放射性物質による影響を受ける地域の森林管理作業及び森林生産物の生産・販売について、国及び関係都県が定める指導文書及び関連する指標・ガイドライン並びに指導・啓発書に基づき実施されている防止対策及び安全対策について解説する。

目 次

1 適用範囲

2 分野別の防止対策及び安全対策

- (1) 森林内等の森林管理作業について
- (2) 樹皮について
- (3) 木材・木製品及び薪・木炭の製造及び販売
 - ア. 木材・木製品
 - イ. 調理加熱用の薪及び木炭
- (4) きのこと・山菜類等の生産・販売
 - ア. きのこと・山菜類等の放射性物質検査
 - イ. 原木きこの栽培管理について
 - ウ. 野生のきのこ・山菜類等の出荷制限解除について
- (5) 有機質土壌改良資材及び腐葉土等

3 放射性物質の影響を考える場合の現状と今後

1 適用範囲

「原子力発電所事故」により放出された放射性物質による影響を受ける地域の森林内等の作業の放射線防止対策及び木材搬出に伴い発生する樹皮並びに同地域から生産される木材・木製品及びきのこ等森林生産物に係る安全対策等を解説する。

森林管理者及び森林生産物の生産・販売を行う者が事業を実施する場合にあっては、この文書の解説と併せて、関係都県及び市町村に照会し、最新の行政指導や各種知見を把握したうえで、これらを十分踏まえ適切な防止対策及び安全対策の実施に努めなければならない。

2 分野別の防止対策及び安全対策

(1) 森林内等の森林管理作業について

森林内等の森林管理作業については、資料 1-1-1「森林内等の作業における放射線障害防止対策に関する留意事項について (Q&A)」において解説されている。

その中で、「除染特別地域・汚染状況重点調査地域で作業を行う場合のフロー」については、別図において解説されている。

特に、同資料で解説される「除染等業務ガイドライン（土壌に含まれる放射性セシウム濃度：1万Bq/kgを超える場所を対象）」及び「特定線量下業務ガイドライン（空間線量率：2.5 μ Sv/hを超える場所を対象）」の両ガイドラインにおいて、災害復旧作業等の緊急性の高いもの以外の作業については、あらかじめ、作業場所の除染等の措置を実施し、可能な限り線量低減を図った上で、被ばく線量管理を行う必要のない線量空間率（2.5 μ Sv/h）以下のもとで作業に就かせることを原則としており、森林施業等についても、2.5 μ Sv/hを超える地域についてはできる限り作業は行わないことが求められている。

(2) 樹皮について

木材の生産・搬出等に伴い発生する樹皮は、資料 I-2-2「第3部 指定廃棄物関係ガイドライン 第1版」のなかで、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」の「同規則」により指定廃棄物の保管基準（現場等）の8,000 Bq/kgを超えるものについて、同法に基づく保管基準に基づき管理しなければならないこととなっている。

福島県においては、この指定廃棄物の対象となる樹皮の発生を防止するための対策について、資料 I-2-1「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について」において解説している。

(3) 木材・木製品及び薪・木炭の製造及び販売

ア. 木材・木製品

各種調査の結果（資料Ⅱ-1「森林・林業と放射性物質の現状と今後」及び資料Ⅱ-2「森林内の放射性物質対策について」等を参照）、「原子力発電所事故」により放出された放射能性物質の影響を受けた森林から生産された木材・木製品を利用した木造住宅が人体へ及ぼす影響はほとんどないと考えられることから、国及び関係都県からは、当該木材・木製品に関して特に指導がなされていない。

但し、福島県木材協同組合連合会では、福島県産の製材品の信頼と安全を啓発するために、資料Ⅰ-3-1「福島県の製材品は放射線量に関する自主検査を行っています」に記載されている基準に基づき製材品の放射線量の自主管理基準値（1000CPM）を定め測定し安全性についてチェックをしている。

イ. 調理加熱用の薪及び木炭

調理加熱用の薪及び木炭の安全確保については、資料Ⅰ-3-2「調理加熱用の薪及び木炭の安全確保について」及び資料Ⅰ-3-4「薪、木炭等の燃焼により生じる灰の食品の加工及び調理への利用自粛について」において定められている。

（参考）調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値

調理加熱用の薪及び木炭の安全確保のため、当面の指標値を超えたものが生産、流通、使用されることのないよう、資料Ⅰ-3-3「調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について」において定められている。

その指標値は次のとおりである。

<当面の指標値（放射性セシウムの濃度の最大値）>

- i 薪 : 40 Bq/kg（乾重量）
- ii 木炭 : 280 Bq/kg（乾重量）

(4) きのこと・山菜類等の生産・販売

ア. きのこと・山菜類等の放射性物質検査

きのこと・山菜を含む食品は、原子力災害対策本部が定めた資料Ⅰ-4-1「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（以下、「ガイドライン」という。）に基づいて放射性物質検査（モニタリング検査）を実施することとしている。

その概要は次のとおりである。

① 検査対象の都県

17 都県 : 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

② 検査計画及び検査結果の公表

各都県では、検査計画を四半期ごとに策定し、ホームページなどで公表するとともに、国に報告している。また、検査計画に基づき実施した検査結果については、その都度国に報告している。

国は、都県の検査計画及び検査結果をホームページで公表している。

③ 検査結果に基づく措置

検査の結果、食品の基準値（100 Bq/kg、資料 I-4-6「食品中の放射能物質の新たな基準値」の「一般食品」に該当）を超過した場合には、当該都県が直ちに該当する市町村に対し出荷自粛の要請を行うこととしている。その後、地域的な広がりや確認された場合には、国（原子力災害対策本部）が当該都県に対し、出荷制限等の指示を行うこととしている。

イ. 原木きのこの栽培管理について

安全な原木きのこを生産するための原木きのこの放射性物質の影響を低減する栽培管理の方法については、資料 I-4-2「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」において定めている。

その概要は次のとおりである。

① きのこ原木・ほだ木を指標値以下にする取組

- i 原木・ほだ木は指標値以下の原木を使用
- ii きのこ発生前のほだ木の放射性物質を検査
- iii 発生したきのこの放射性物質を検査

② 放射性物質の影響を低減するための取組

- i 原木・ほだ木を洗浄
- ii ほだ木への放射性物質の付着を防止するため、シートで被覆
- iii ほだ木が放射性物質を含む地面と接触しないよう、ブロックなどを設置

(参考) きのこ原木及び菌床用培地の指標値

安全なきのこの生産に必要な生産資材を確保するため、当面の指標値を超えるきのこ原木等が使用、生産、流通しないよう、資料 I-4-3「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」において定められている。

その指標値は次のとおりである。

＜きのこ原木、菌床用培地の当面の指標値（放射性セシウムの濃度の最大値）＞

- i きのこ原木及びほだ木 : 50 Bq/kg（乾重量）
- ii 菌床用培地及び菌床 : 200 Bq/kg（乾重量）

ウ. 野生のきのこ・山菜類等の出荷制限解除について

原子力災害対策本部のガイドラインに基づく、野生のきのこ・山菜類等の出荷制限解除に向けた具体的な検査方法や出荷管理の考え方については、資料 I-4-4「野生のきのこ類等の出荷制限解除に向けた検査等の具体的運用について」において定めている。

(5) 有機質土壌改良資材及び腐葉土等

有機質土壌改良資材及び腐葉土等については、資料 I-5-1「農家が自ら生産・施用する有機質土壌改良資材及び腐葉土・剪定枝堆肥の取扱いについて」において定めている。

その基本的な考え方として、次のことを定めている。

- ① 落ち葉、雑草、剪定枝、樹皮、木材チップ・パウダー（樹皮を除去したものを除く。）等の農業用土壌改良資材並びに当該資材から生産する 木炭・木酢液、腐葉土及び剪定枝堆肥については、今もなお、放射性セシウム濃度が暫定許容値 400 Bq/kg を超える可能性が排除できないことから、「「培土中の放射性セシウム測定のための検査方法」の制定及び土壌改良資材中の放射性セシウム測定の取扱いについて」（平成23年8月31日付け23生産第4273号生産局農業生産支援課長、農業環境対策課長通知）及び「「肥料の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法」の制定について（平成23年8月5日付け23消安第2561号消費・安全局農産安全管理課長通知）」に基づき、17都県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）においては、新たな生産及び施用をできる限り控えることとする。
- ② 但し、17都県内であっても、地方公共団体、生産者団体及び地方公共団体を含む協議会が、本取組の対象となる市町村内の農家自らが行う有機質土壌改良資材等の生産・施用の再開が必要として、都県の指導の下、有機質土壌改良資材等の利用管理体制や検査方法等を記載した「有機質土壌改良資材等の利用管理計画書（別紙様式）」（以下「利用管理計画」という。）を国と協議の上で作成し、利用管理計画に基づいた検査の実施及び結果の報告等により、営農に必要な有機質土壌改良資材等の安全性を確保できる場合にあっては、利用管理計画に記載された市町村ごと、有機質土壌改良資材等の種類ごとに、農家による自家消費を再開できるものとする旨定めている。

3 放射性物質の影響を考える場合の現状と今後

全般的な防止対策及び安全対策等を講じるうえで必要な放射性物質の影響を考える場合の現状と今後については、資料Ⅱ-1「森林・林業と放射性物質の現状と今後」、資料Ⅱ-2「森林内の放射性物質対策について」及び資料Ⅱ-3「平成27年度 森林・林業白書」の「第Ⅵ章 東日本大震災からの復興」において、各種知見及び調査結果に基づき解説されている。

また、食品に関しては、資料Ⅱ-4「食品と放射能Q & A」において解説されている。

資料

<指導文書及び指標値及びガイドライン>

資料 I-1-1

「森林内等の作業における放射線障害防止対策に関する留意事項について(Q&A)」
平成 24 年 7 月 17 日 林野庁(林野庁ホームページ)

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/enzen/sagyou.html>

資料 I-2-1

「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について」
平成 26 年 12 月 17 日 福島県 森林整備課(別添)

資料 I-2-2

「第 3 部 指定廃棄物関係ガイドライン 第 1 版」
平成 23 年 12 月 環境省(環境省ホームページ)

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14643>

資料 I-2-1

「福島県の製材品は放射線量に関する自主検査を行っています。」
平成 24 年 11 月 13 日 福島県木材協同組合連合会(別添)

資料 I-3-2

「調理加熱用の薪及び木炭の安全確保について」
平成 24 年 2 月 24 日 林野庁(林野庁ホームページ)

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/shihyouti-index.html>

資料 I-3-3

「調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について」
平成 23 年 11 月 2 日 林野庁(林野庁ホームページ)

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/shihyouti-index.html>

資料 I-3-4

「薪、木炭等の燃焼により生じる灰の食品の加工及び調理への利用自粛について」
平成 24 年 2 月 10 日 林野庁(林野庁ホームページ)

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/shihyouti-index.html>

資料 I-4-1

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」
(食品の放射性物質対応の基本となるもの。食品の出荷制限指示及び解除、放射性物質のモニタリング検査の考え方を示す。)

平成 28 年 3 月 25 日 原子力災害対策本部(厚生労働省ホームページ)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000078546.html>

資料 I-4-2

「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」の策定について

平成 25 年 10 月 16 日 林野庁(林野庁ホームページ)

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/tokuyou/131016.html>

資料 I-4-3

「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」

平成 24 年 9 月 1 日 農林水産省(農林水産省・林野庁ホームページ)

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/shihyouti-index.html>

資料 I-4-4

「野生のきのこ類等の出荷制限解除に向けた検査等の具体的運用について」

平成 27 年 11 月 20 日 林野庁(林野庁ホームページ)

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/kinoko/qa/situmon.html>

資料 I-4-5

「原子力災害対策特別措置法」

(原子力災害対策本部の設置、食品の出荷制限指示及び解除の根拠法)

平成 26 年 11 月 21 日 原子力災害対策本部

(原子力災害対策本部ホームページ)

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H11/H11HO156.html>

資料 I-4-6

「食品中の放射能物質の新たな基準値」

平成 24 年 4 月 1 日 厚生労働省(厚生労働省ホームページ)

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/leaflet_120329.pdf

資料 I-4-7

「食品衛生法」

(基準値(100 Bq/kg)を超過した食品を流通させない根拠法)

平成 26 年 6 月 13 日 厚生労働省(厚生労働省ホームページ)

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO233.html>

資料 I-5-1

「農家が自ら生産・施用する有機質土壌改良資材及び腐葉土・剪定枝堆肥の取扱いについて」

平成 25 年 9 月 9 日 農林水産省(農林水産省ホームページ)

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/saigai/pdf/jikashouhi.pdf>

<指導・啓発書>

資料Ⅱ-1

「森林・林業と放射性物質の現状と今後」

平成 28 年 10 月 発行 林野庁編(林野庁ホームページ)

http://www.rinya.maff.go.jp/j/kaihatu/jyosen/houshasei_Q-A.html

資料Ⅱ-2

「森林内における放射性物質対策の状況と今後の予測について」

平成27年2月12日 福島県(福島県ホームページ)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/172389.pdf>

資料Ⅱ-3

「平成27年度 森林・林業白書」の「第VI章 東日本大震災からの復興」

(林野庁ホームページ)

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/27hakusyo/zenbun.html>

資料Ⅱ-4

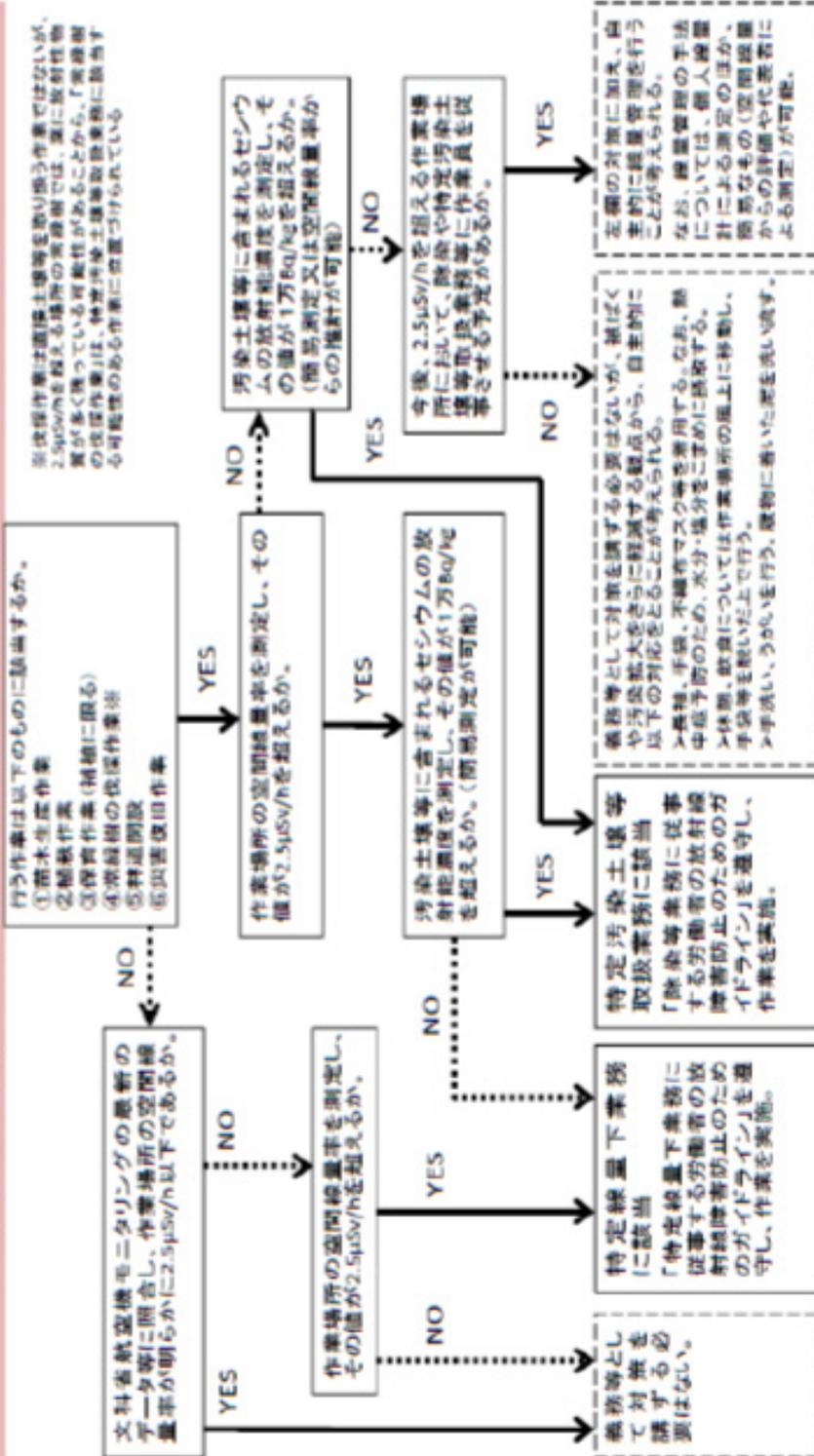
「食品と放射能Q & A」

(一般向けに放射能関係全般について説明したもの。特用林産物関係は、木炭や薪…P23、きのこ・山菜…P44に記載。)

消費者庁 平成 28 年 3 月 15 日(第 10 版) 消費者庁ホームページ

http://www.caa.go.jp/jisin/food_s.html

除染特別地域・汚染状況重点調査地域で作業を行う場合のフロー



福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について

平成 26 年 12 月 17 日
森 林 整 備 課

1 目 的

避難指示解除準備区域の一部が解除されるなど、今後、県内の営林活動の拡大が見込まれることから、これに伴う指定廃棄物*となる樹皮（8,000Bq/kg 以上）の発生防止を図る。

指定廃棄物*：平成 23 年 3 月に東京電力福島第一原子力発電所の事故によって大気中に放出された放射性物質が付着し、一定濃度（8,000Bq/kg）を超えたものについて、環境大臣が指定したもの。

2 背 景

厚生労働省が示す「特定線量下業務ガイドライン*」において、災害復旧作業等の緊急性の高いもの以外の作業については、被ばく線量管理を行う必要のない空間線量率のもとで作業に就かせることを原則としており、営林活動についても 2.5 μ Sv/h を超える地域は、できる限り作業は行わないことが求められている。

一方、森林モニタリング調査において、2.5 μ Sv/h 以下の森林からも指定廃棄物となる 8,000Bq/kg を超える樹皮が確認されている状況にある。

特定線量下業務ガイドライン*：平均空間放射線量率が 2.5 μ Sv/h を超える場所で行う除染等業務以外の業務について定めたもの。

3 適 用

(1) 対象活動

営林活動による搬出を伴う立木伐採作業。

(2) 対象森林

営林活動を行う福島県内の民有林。

4 確 認 内 容

(1) 伐採前の確認

林業事業者等が伐採作業を行うに当たり、次の 2 点を確認し、伐採・搬出の判断を行う。

ア 空間放射線量率の測定

伐採予定地の空間放射線量率を測定し、0.50 μ Sv/h*以下であれば伐採・搬出を可とする。

0.50 μ Sv/h*：福島県が行った平成 25 年度のモニタリング調査の結果、0.50 μ Sv/h 以下の森林においては、樹皮の濃度が 8,000Bq/Kg を超えたものは確認されていない。

イ 樹皮の放射性物質濃度の測定

伐採予定地の空間放射線量率が 0.50 μ Sv/h 超の場合には、抽出により樹皮の放射性物質濃度を確認し、6,400Bq/Kg*以下の場合は伐採・搬出を可とする。

6,400Bq/Kg*：測定方法等の誤差を踏まえ、8,000Bq/Kg に安全率（80%）を乗じて設定。

(2) 確認手順

別紙フロー図による。

5 そ の 他

空間放射線量率と樹皮の放射性物質濃度の関係については、今後の知見集積により変動が予測されるため、最新の調査結果をもって上記事項の内容を適時見直すこととする。

報道機関の方々へ

＜福島県の製材品は放射線量の自主検査を行っています＞

福島県の木材業界では、製材品を安心して使っていただくために、各工場において出荷の際に放射線量を測定しています。

1. 自主管理基準値

各工場が出荷する製材品の放射線量を測定し、管理基準の値を下回っていることを確認します。

なお、出荷を判断する目安として、**1000 c p m**[※]の自主管理基準値を設定します。

* c p m (カウント・パー・ミニッツ) とは
放射線測定器に1分間に入ってきた放射線の数

※法律で規定されている放射線管理区域からの持出制限値1000 c p mとなっている。
(1000 c p m ≒ 0.033 μ S v / h)

2. 測定方法

製材品の表面線量を測定しています。

① 測定機器

GM管式サーベイメータ



② 測定回数(日数)

製材品出荷数量の多少により工場毎に定めます。

例) 毎日あるいは製材品の出荷時ごとに など

③ 測定検体数

1検査時に検体(製材品)10本(枚)を抽出し、測定を行います。

3. 測定記録書の作成・保管

測定結果は「放射線量測定記録書」(別紙)に記録し、保管しておりますのでいつでも請求することができます。

この自主検査基準は、今後必要に応じ見直しを行うこととしています。

[連絡先]

福島県木材協同組合連合会

〒960-8043 福島市中町5番18号

TEL024-523-3307・FAX024-521-1308



一般社団法人緑の循環認証会議 (SGEC)
(Sustainable Green Ecosystem Council)

PEFC ジャパン (日本 PEFC 認証管理団体)
(PEFC National Governing Body in Japan)

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 4F

E-mail: info@sgec-eco.org

TEL: 03-6273-3358

FAX: 03-6273-3368